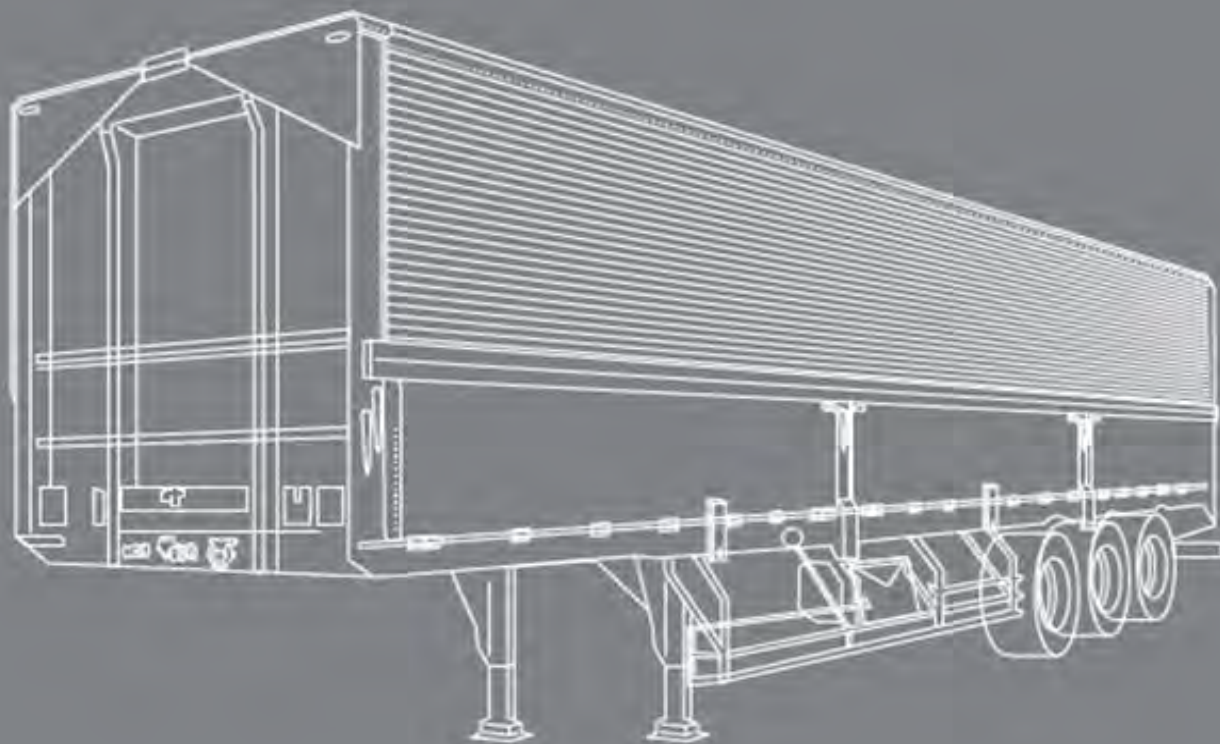


トレーラ 定期点検 整備の手引き



2025年版



一般社団法人 日本自動車車体工業会
トレーラ部会

はじめに

お客様各位

日頃は当会トレーラ部会会員の製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

昨今より、2024年問題による人手不足も顕著になってきていることから、トレーラによる貨物輸送の一層の効率化が図られることとなり、日本の物流に対する期待は現在も高い状況が続いております。

一方、大型自動車による車両火災や車輪の脱落など、社会的に大きな課題も抱えており、トレーラ部会といたしましてもそれらの防止の観点から、関連各位への啓発等を進めております。

このような状況のなか、トレーラ部会では点検整備方式及び分解整備記録簿の変更に伴い「トレーラ定期点検整備の手引き」を改訂してきましたが、この度各冊子を1冊にまとめました。

点検対象年度については「トレーラの点検実施方法」の各ページの右肩に表記しました。詳細につきましては「本書の使い方」をご参照ください。

トレーラの安全な運行には、これらをはじめとした法定点検はもとより、トレーラメーカーが指定する点検や整備、部品の定期交換を十分に行って頂くことが何よりも重要であることをご理解いただきたいと思います。

トレーラは一般の乗用車などに比べて車体が長いうえに積載量も大きいいため、ひとたび事故などが発生すると、社会インフラに与える影響も大きなものとなるおそれがあります。トレーラを安全に運行することは、トレーラメーカーを含む運送事業の関係者にとって社会的使命であると考えております。トレーラの整備に関わる方はもちろんですが、ドライバーを含めた運送事業にかかわるすべての方にこの手引書の内容をご理解いただき、適切な点検・整備及び純正部品の使用により安全な運行を心がけていただきたいと思います。

今後とも、当会会員によるトレーラが運送事業にかかわる皆様のご発展に貢献できますよう、努めてまいります。

令和7年1月1日

一般社団法人 日本自動車車体工業会
トレーラ部会長 高崎 文弘

本書の使い方

当会では、トレーラ定期点検整備の手引きを、道路運送車両の保安基準の改正や自動車点検基準の改正等に伴い、2007年度版、2013年度版、2016年度版、2018年度版と発行してきました。本書は、これらを1冊にまとめたものです。各年度版により、点検項目等の一部に異なる箇所がありますが、これを各ページの右肩のアイコンで示しました。その他、本書の使い方について記します。

各年度版に記載のある項目かどうかを示します。

黒：当該年度版に記載の有る点検項目

灰：当該年度版に記載の無い点検項目

この例に示す点検項目は、2016年度版と2018年度版に記載があることを示します。

制動装置		2007	2013	2016	2018
点検箇所	テスト・コネクション				
点検整備時期	12月				
点検の分類	メーカー指定				
点検内容	エア漏れ				
点検方法	目視点検				

【連結状態】【取付車のみ】

1. トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態に補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、テスト・コネクションに石けん水などを塗布し、エア漏れがないかを、目視などにより点検する。
※規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照

点検整備時期と点検の分類を示します。

この例に示す点検項目は、3ヶ月ごとの法定点検項目、及び、12ヶ月ごとの法定点検項目であることを示します。また、シビア・コンディションの場合には1ヶ月ごとに点検するメーカー指定点検項目であることを示します。シビア・コンディションについては、本書18頁を参照してください。

制動装置		2007	2013	2016	2018
点検箇所	駐車ブレーキ機構				
点検整備時期	1月 3月 12月				
点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検				
点検内容	引きしろ				
点検方法	測定点検				

*1：シビア・コンディション項目(本書18頁参照)

1. 操作ハンドルを回して規定の力で一杯まで締めたとき、「引きしろ」が規定の範囲にあるかを点検する。また、開放時にワイヤのたるみなどが走行に支障ない状態にあるかを点検する。
「引きしろ」の規定の範囲については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照する

点検整備時期に記載の「*」には以下の6種類があります。

- *1：シビア・コンディション項目(本書18頁参照)
- *2：距離項目(本書7頁参照)
- *3：納入後及び交換後1月
- *4：使用開始から5年以上経過車
- *5：使用開始から10年以上経過車、シビア・コンディション該当車(本書18頁参照)は使用開始から5年以上経過車
- *6：使用開始から10年以上経過車

それぞれに該当する車両の状態や時期に応じて、記載の点検整備時期に点検を行って下さい。

目 次

はじめに	1
本書の使い方	2
自動車の点検整備関係の要点	5
1. 点検整備の義務	5
2. 点検整備実施上の注意	5
3. 日常点検	6
4. 定期点検及びトラーメーカーが指定する点検整備	7
5. 「長期使用過程車の劣化及び損傷」についての点検整備項目	11
6. 点検の記録及び保存	11
7. 定期交換部品	17
8. 激しい使われ方をした場合（シビア・コンディション）	18
9. 用語	20

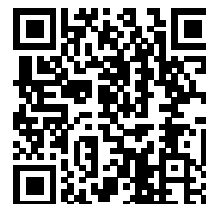
トラー点検の実施方法

制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	22
	駐車ブレーキ機構	23
	ホース及びパイプ	27
	ディスク・キャリパ	28
	ブレーキ・チャンバ	29
	リレー・エマージェンシ・バルブ	32
	ブレーキ・カム	35
	ブレーキ・カム・シャフト	36
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	37
	バック・プレート（アンカ・ブラケット）	40
	ブレーキ・ディスク及びパッド	41
	分離ブレーキ	44
	ロード・センシング・バルブ	45
	テスト・コネクション	47
	オートマチック・スラック・アジャスタ	48
	ABS/EBS装置	52
走 行 装 置	アクスル	55
	ホイール（長期使用過程車の劣化及び損傷含）	56
緩 衝 装 置	リーフ・サスペンション	66
	エア・サスペンション	72
	ショック・アブソーバ	81
	ウォーキング・ビーム・サスペンション	83
電 気 装 置	バッテリー	85
	電気配線	86
	エア・コンプレッサ	87
	車枠及び車体	88
	連結装置	99

補助脚	103
ドーリ・ドロバ	107
ターン・テーブル	107
アンチ・ジャック・ナイフ装置	114
ドロバ	121
ドロバ・サポート	128
車軸自動昇降装置（緩衝装置）	132
その他	136
長期使用過程車の劣化及び損傷（走行装置・アクスル）	138
（走行装置・ホイール）	139
（車枠及び車体）	142

トレーラメーカー一覧	144
------------	-----

本書の他に、トレーラの点検整備などに関する情報を「トレーラサービスニュース」として掲載しています。こちらも合わせてご覧ください。



[リンク先](#)

自動車の点検整備関係の要点

1. 点検整備の義務

自動車は、保安基準に適合していることが運行の要件とされており、道路運送車両法では、自動車の点検整備を行い、常に保安基準に適合させる責任は自動車使用者にあると定められています(第47条)。したがって、自動車使用者は日常点検及び、定期点検を行わなければなりません。

2. 点検整備実施上の注意

点検を行う場合の特に注意すべき事項について、「自動車の点検及び整備に関する手引き」(国土交通省告示第317号、令和5年10月20日)では、次のように記載されています。

- (1) 安全な場所を選ぶ。
- (2) ユーザー自身が、定期点検のうちの一定部分を行おうとする場合には、知識、技量に見合った項目について行う。
- (3) 適切な機械・工具や測定器具を使用する。
- (4) 自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に行う。(自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。)

また、整備を行う場合の特に注意すべき事項について、次のように記載されています。

- (1) 安全な場所を選ぶ。
- (2) ユーザー自身が整備を行おうとする場合は、知識、技量の範囲内で行う。
- (3) 適切な工具を使用する。
- (4) エンジンは停止状態で行う。
- (5) 駐車ブレーキ・レバーを十分に引き、車輪に輪止めをかけるなどして、車両を動かさないようにして行う。
- (6) 自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に行う。(自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。)
- (7) 廃棄部品や油脂液類は、環境に悪影響を与えないよう適切に処理を行う。

3. 日常点検

日常点検は、使用者又は運転者が1日1回、その運行の開始前に行う点検です。下表に記します。

【記号の意味】

●及び★印：法定項目

★印：走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる項目を示す。

○及び◇印：メーカー指定項目

◇印：シビア・コンディション項目（本書18頁参照）のいずれかに該当する場合に点検すべき項目を示す。

点 検 項 目		日常点検	備 考
点 検 箇 所	点 検 内 容		
制	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	● 連結状態
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	●
ブレーキの効き具合		○	
駐車ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の状態		○	スプリング式駐車ブレーキ車のみ
動	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	○ 連結状態 ナイロン・チューブを含む
	ブレーキ・チャンバ	機能	○
装	リレー・エマージェンシ・バルブ	機能	○
	(牽引自動車の) 空気圧力計	空気圧力の上り具合	● 連結状態
	ブレーキ・バルブ (リレー・エマージェンシ・バルブ)	リレー・エマージェンシ・バルブからの排気音の状態	●
置	トルン・コック	漏れ	○
	ABS/EBS装置	警告灯の作動確認	○ 連結状態 ABS/EBS付車のみ
走 行 装 置	タイヤ	空気圧	●
		亀裂及び損傷	●
		異状な摩耗	●
		溝の深さ	★
	ディスク・ホイールの取付状態	●	車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ
ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	◇	
装 緩 置 衝	エア・サスペンション	エア漏れ	◇ エア・サスペンション車のみ 連結状態
電 気 装 置	バッテリー	液量	○ 取付車のみ
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	○
	灯火装置 及び方向指示器	点灯または点滅具合、汚れ 及び損傷	● 連結状態
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	●	連結状態
車枠及び車体	スペア・タイヤの取付状態	○	車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ 取付車のみ
連結装置	キング・ピン及びリネット・アイの摩耗、 亀裂及び損傷	○	
運行中の異状箇所	当該箇所の異状	●	
補助脚	作動状態	○	取付車のみ
車軸自動昇降装置	エア漏れ	◇	車軸自動昇降装置 取付車のみ

4. 定期点検及びトレーラメーカーが指定する点検整備

- (1) 定期点検は道路運送車両法第 48 条第 1 項及び、自動車点検基準により、自動車の種別毎に点検時期及び、点検項目が定められています。
- (2) トレーラの各装置等の性能を維持するためには、定期点検以外の点検整備も必要です。
- (3) 自動車運送事業の用に供する、トレーラ及び車両総重量が 8 トン以上のトレーラについて整理すると次表のようになります。

【記号の意味】

●及び★印：法定項目

★印：距離項目

自動車検査証の交付を受けた日、又は当該点検を行った日以降の走行距離が 3 月当たり 2 千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に、当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる項目を示す。

○及び◇印：メーカー指定項目

*○印：備考欄に記載した適切な時期に行う項目を示す。

◇印：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)のいずれかに該当する場合に点検すべき項目を示す。

点 検 項 目		点検時期			備 考	
		被牽引自動車				
点 検 箇 所	点 検 内 容	1 月ごと	3 月ごと	1 2 月ごと		
制	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合		●	●	連結状態
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	◇	●	●	
		ブレーキの効き具合		●	●	
		ねじ部の摩耗及び損傷		○	○	ハンドル式駐車ブレーキ車のみ
		駐車ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の状態		○	○	スプリング式駐車ブレーキ車のみ
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	◇	●	●	連結状態 ナイロンチューブを含む	
動	ディスク・キャリパー	機能、摩耗及び損傷			○	ディスク・ブレーキ車のみ
	ブレーキ・チャンバー	ロットのストローク	◇	●	●	連結状態
機能			◇	●		
装	リレー・エマージェンシ・バルブ	機能		○	●	連結状態
		リレー・ピストン部の凝水		○	○	
			*○			*冬期前
置	ブレーキ・カム	摩耗		◇	●	
	ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び損傷		◇	○	
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	◇	●	●	ドラム・ブレーキ車のみ
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗	◇	★	★	
		ドラムの摩耗及び損傷		◇	●	
	バック・プレート	バック・プレートの状態			●	
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間	◇	★	★	ディスク・ブレーキ車のみ
パッドの摩耗		◇	★	★		
ディスクの摩耗及び損傷			◇	●		

点 検 項 目		点検時期			備 考	
		被牽引自動車				
点 検 箇 所	点 検 内 容	1 月 ご と	3 月 ご と	1 2 月 ご と		
制 動 装 置	分離ブレーキ	エマージェンシブレーキの作動確認			○	連結状態
	ロード・センシング・バルブ	取付状態		○	○	連結状態 取付車のみ
		機能		○	○	
	テスト・コネクション	漏れ			○	R13適用車のみ
	オートマチック・スラック・アシスタ	機能	◇	○	○	自動調整式車のみ
	ABS/EBS装置	警告灯の作動確認			○	連結状態 ABS/EBS付車のみ
		部品の機能確認			○	
		車輪速センサの作動確認			○	
		電気配線接続部の緩み 及び損傷		○	○	
		コントロール・バルブ（モジュレータ）の 作動確認			○	
走 行 装 置	アクスル	亀裂、損傷及び変形		○	○	
	ホイール	タイヤの状態		★	★	
		ホイール・ナット 及びホイール・ボルトの緩み	◇	●	●	
		ホイール・ナット 及びホイール・ボルトの損傷	◇	◇	●	車両総重量8トン以上の 被牽引自動車のみ
		リム、サイト・リンク 及びディスク・ホイールの損傷	◇	○	●	
		ホイール・ベアリングのがた		◇	●	
		ハブ・キャップの取付状態		○	○	
		車軸のアライメント			○	
緩 衝 装 置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	◇	●	●	リーフ・サスペンション車のみ
		取付部及び連結部の緩み、 がた及び損傷		○	●	*納入後及び交換後1月
				*○		
		スプリング摺動面の摩耗			○	
	エア・サスペンション	エア漏れ		●	●	エア・サスペンション車のみ 連結状態
		ベローズの損傷	◇	★	★	
		トレーリング・アームの損傷	◇	○	○	
		トレーリング・アーム取付ボルトの緩み		○	○	
		取付部及び連結部の緩み 並びに損傷		★	★	*納入後及び交換後1月
				*○		
レバリング・バルブの機能				●	エア・サスペンション車のみ 連結状態	
レバリング・バルブのロッド 取付部の損傷			○	○		
プロテクション・バルブの機能			○			
ハイト・コントロール・バルブの機能			○			

点 検 項 目		点検時期			備 考	
		被牽引自動車				
点 検 箇 所		1 月 ご と	3 月 ご と	1 2 月 ご と		
緩衝装置	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷		●	●	取付車のみ
		取付ボルトの緩み			○	*納入後及び交換後1月
	ウオーキング・ビーム・サスペンション	連結部のがた及び損傷			○	ウオーキング・ビーム・サスペンション車のみ
		ブラケット取付部の緩み及び損傷		○	○	*納入後及び交換後1月
電気装置	バッテリー	ターミナル部の接続状態		○	○	取付車のみ
	電気配線	接続部の緩み及び損傷		●	●	
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水		●	●	連結状態
車枠及び車体		緩み及び損傷		●	●	
		スペア・タイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷		●	●	車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ
		スペア・タイヤの取付状態		●	●	取付車のみ
		ツール・ボックスの取付部の緩み及び損傷		●	●	
		カウンタ・ウェイト取付ボルトの緩み及び損傷		○	○	取付車のみ
連結装置		カプラの機能及び損傷			●	取付車のみ
		キング・ピン及びリネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷		○	●	
補助脚		作動状態		○	○	取付車のみ
		内外筒の損傷		○	○	
		取付部の緩み及び損傷			○	
		回転部及び摺動部の摩耗			○	
ドロー・ドロバ	ターン・テーブル	作動状態		○	○	フル・トレーのみ 連結状態
		亀裂、損傷及び変形		○	○	
		取付ボルトの緩み		○	○	
	アンチ・ジャック・ナイフ装置	作動状態		○	○	フル・トレーのみ 連結状態
		配管のエア漏れ及び油漏れ		○	○	
		ディスク・プレート汚れ		○	○	
		オイル・リザーバ・タンクの液量		○	○	
	ブースタの機能			○		
	ブレーキ・ライニングの摩耗		○	○		
	ブレーキ・ヘッドの機能			○		

点 検 項 目		点検時期			備 考	
		被牽引自動車				
点 検 箇 所	点 検 内 容	1 月 ご と	3 月 ご と	1 2 月 ご と		
ド ー リ ・ ド ロ ー バ	トローハ	作動状態		○	○	フル・トレーのみ 連結状態
		フレームの亀裂、損傷及び変形		○	○	
		トローハ・ヒン・ナットの緩み			○	
		トローハ・ヒン・ブッシュの摩耗		○	○	
	トローハ・サポート	作動状態		○	○	
		サポート・スプリングの損傷		○	○	
車軸自動昇降装置	エア漏れ		○	○	車軸自動昇降装置 取付車のみ	
	アーム・ゴム・クッションの摩耗		○	○		
	ベローズまたはチャンパの損傷	◇	○	○		
	取付部及び連結部の緩み 並びに損傷		○	○		
			*○	*納入後及び交換後1月		
その他	シャシ各部の給油脂状態	◇	●	●		
	長期使用過程車の劣化 及び損傷		11ページ に記載			

5. 「長期使用過程車の劣化及び損傷」についての点検整備項目

初度登録から5年が経過したトレーラは、5年目以降、一部項目は初度登録から10年が経過したトレーラは、10年目以降、次表の点検項目を実施します。

【記号の意味】

◇、△、◇△及び□：メーカー指定項目

△印：使用開始から5年以上経過した被牽引自動車の場合に点検する項目を示す。

◇△印：シビア・コンディション項目(本書18頁参照)に該当する、使用開始から5年以上経過した被牽引自動車の場合に点検する項目を示す。

□印：使用開始から10年以上経過した被牽引自動車の場合に点検する項目を示す。

点 検 項 目		点検時期			備 考
		被牽引自動車			
点 検 箇 所	点 検 内 容	1 月 ご と	3 月 ご と	1 2 月 ご と	
アクスル	スピンドルの亀裂及び損傷			△	
	スピンドルの摩耗			◇△ 又は □	
ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷		△	△	車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ
	ハブの亀裂、損傷及び変形			△	
	ハブの摩耗			◇△ 又は □	
車枠及び車体	錆腐食状態			□	

・安全を確保するため、点検はトレーラメーカーが指定する整備工場等を実施することをお勧めします。

6. 点検の記録及び保存

点検の結果及び整備の概要は、分解整備記録簿に記録し、保存しなければならないとされています(道路運送車両法第49条)。

自動車整備事業者は、記録した分解整備記録簿を2年間の保存が必要です。

ただし、特にトレーラメーカーが指定する場合はその期間、保存して下さい。

なお、使用者は分解整備記録簿を自動車に備え付けて保存することが義務付けられています。

次に、日本自動車車体工業会が指定する被牽引自動車用の分解整備記録簿を参考として示します。

2007 年度版(スペアタイヤキャリア補足)

分解整備記録簿

(点検整備記録簿用)
 1ヶ月定期点検整備
 (□に1又は3又は12と記入して使用する)
 被牽引自動車用

車台番号
 記号
 ●★ 法定項目 (★は取組項目:注1)
 ○:メーカー指定項目
 △:シビアコンディション項目 (注2)
 △:異常使用し続けた結果引継ぎ検査項目(注3)

区分及び記号
 異:レ 交換 X
 分解 ○ 修理 △
 調整 A 清掃 C
 締付 T 給油 L

依頼者(使用者)の氏名又は名称
 住所

自動車登録番号
 初年度登録年(西暦年/月/日/区)

車名及び型式(補修する場合/区記入)
 車台番号(区別記号/区別記号/区別記号)

被牽引自動車用・別表4

点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月3月9月12月	結果	点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月3月9月12月	結果	点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月3月9月12月	結果	交換部品等	
												数量	
ブレーキ・ペダル	ブレーキの動き具合 引きしろ	○	●	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	○	●	ターンのテーブル	作動状態 軸振、傾倒及び変形	○	○		
駆動ブレーキ機構	ブレーキの動き具合 ねじ部の磨耗及び潤滑 駆動ブレーキ・バルブの取付口からの油漏れの有無	○	●		リボルトの緩み及び損傷 トルク・ロッドの連結部のがた	○	●		取付ボルトの緩み ターン・テーブル・ピンの磨耗、変形	○	○		
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	○	●	ワイパーモーター・ワイパの	スプリング取付部の磨耗 連結部のがた及び損傷	○	●		作動状態 配管のエア及びオイル漏れ	○	○		
ディスク・キャリア	磨耗、摩耗及び潤滑	○	●		ブラケット取付部の緩み及び損傷	○	●		ディスク・プレートの汚れ オイル・リザーバ・タンクの液量	○	○		
ブレーキ・チャンバ	機能	○	●		エア漏れ ベローズの損傷	○	●		ブレーキの機能 ブレーキ・ライニングの磨耗	○	○		
ブレーキ・カム	磨耗	○	●		取付部、連結部の緩み並びに損傷 スプリング・ピボットの緩み並びに損傷	○	●		ブレーキ・ヘッドの機能	○	○		
ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び潤滑	○	●		リボルトの緩み並びに損傷	○	●		作動状態 フレームの軸振、傾倒及び変形	○	○		
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間 シューの磨耗部及びライニングの磨耗	○	●		レベリング・バルブの機能 レベリング・バルブのロッド取付部の損傷	○	●		ドロワー・ピンの緩み ドロワー・ピンのナットの緩み	○	○		
バック・プレート	バック・プレートの状態 ドラムの磨耗及び潤滑	○	●		プロテクション・バルブの機能 パイロット・コントロール・バルブの機能	○	●		ドロワー・ピンのナットの磨耗 作動状態	○	○		
ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間 パッドの磨耗	○	●		油漏れ及び潤滑	○	●		セゾーパ・スプリングの損傷 ドロワー・ピンのナットの磨耗、変形	○	○		
分岐・ブレーキ	エアメーション・ブレーキの作動確認 取付状態	○	●		エア漏れ アーム・ゴムクッションの磨耗	○	●		スイング・ガイド・ピンの磨耗、変形	○	○		
ロード・センシング・バルブ	機能	○	●		ベローズの損傷 取付部及び連結部の緩み並びに損傷	○	●						
エアブレーキ・コントロール	機能	○	●		ターミナル部の接続状況 接点部の磨み及び潤滑	○	●						
ABS装置	警告灯の作動確認 部品の状態確認 車輪センサーの作動確認 電気配線接続部の緩み及び潤滑 コントロール・バルブ(モジュレータ)の作動確認	○	●		エア・コンプレッサ 緩み及び潤滑	○	●						
アクスル	軸振、傾倒及び変形 スピンドルの亀裂及び潤滑	○	●			●	●						
タイヤ	タイヤの空気圧 タイヤの亀裂及び潤滑	○	●			●	●						
イ状	タイヤの溝の深さ	○	●			●	●						
ヤ弊	タイヤの異状(摩耗)	○	●			●	●						
ホイール	タイヤの取付(右・左)その他の異物 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの締め ボルト・ナット及びホイール・ボルトの潤滑 リム、リム・リング及びディスク・ホイールの損傷 ハブの亀裂、傾倒及び変形 ホイール・ベアリングのがた 車輪のアライメント	○	●			●	●						
メンテナン	点検年月日 整備完了日 整備主任者	年 月 日 年 月 日 氏名	分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地 (認定又は指定番号)										

その他必要となった点検・整備の内容

車輪及び車体
 ●スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び潤滑
 ●スペアタイヤの取付状態
 ●エアバルブボックスの取付部の緩み及び潤滑

交換部品等

数量

(注)タイヤの換装、ライニングの換装は最乗車箇所の取組

連結部のトフクター型式

※車両重量8トン以上の被牽引自動車に際す
 ▲:ヒステリーは不要
 ※1:区内道路から立ちあがり、300kg未満の荷重には適用できる項目(2回連続しての適用は出来ない)
 ※2:シビアコンディションの物質使用は取組の開始から計
 ※3:毎年使用し続けたときは、使用開始から1年以上経過したことを要す

この記録簿は年間保存して下さい

工場用

(自動車整備記録簿)

1ヶ月定期点検整備
 (□に1又は3又は12と記入して使用する)
 被牽引自動車用

車台番号
 記号
 ●★ 法定項目 (★は取組項目:注1)
 ○:メーカー指定項目
 △:シビアコンディション項目 (注2)
 △:異常使用し続けた結果引継ぎ検査項目(注3)

区分及び記号
 異:レ 交換 X
 分解 ○ 修理 △
 調整 A 清掃 C
 締付 T 給油 L

依頼者(使用者)の氏名又は名称
 住所

自動車登録番号
 初年度登録年(西暦年/月/日/区)

車名及び型式(補修する場合/区記入)
 車台番号(区別記号/区別記号/区別記号)

被牽引自動車用・別表4

点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月3月9月12月	結果	点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月3月9月12月	結果	点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月3月9月12月	結果	交換部品等	
												数量	
ブレーキ・ペダル	ブレーキの動き具合 引きしろ	○	●	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	○	●	ターンのテーブル	作動状態 軸振、傾倒及び変形	○	○		
駆動ブレーキ機構	ブレーキの動き具合 ねじ部の磨耗及び潤滑 駆動ブレーキ・バルブの取付口からの油漏れの有無	○	●		リボルトの緩み及び損傷 トルク・ロッドの連結部のがた	○	●		取付ボルトの緩み ターン・テーブル・ピンの磨耗、変形	○	○		
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	○	●	ワイパーモーター・ワイパの	スプリング取付部の磨耗 連結部のがた及び損傷	○	●		作動状態 配管のエア及びオイル漏れ	○	○		
ディスク・キャリア	磨耗、摩耗及び潤滑	○	●		ブラケット取付部の緩み及び損傷	○	●		ディスク・プレートの汚れ オイル・リザーバ・タンクの液量	○	○		
ブレーキ・チャンバ	機能	○	●		エア漏れ ベローズの損傷	○	●		ブレーキの機能 ブレーキ・ライニングの磨耗	○	○		
ブレーキ・カム	磨耗	○	●		取付部、連結部の緩み並びに損傷 スプリング・ピボットの緩み並びに損傷	○	●		ブレーキ・ヘッドの機能	○	○		
ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び潤滑	○	●		リボルトの緩み並びに損傷	○	●		作動状態 フレームの軸振、傾倒及び変形	○	○		
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間 シューの磨耗部及びライニングの磨耗	○	●		レベリング・バルブの機能 レベリング・バルブのロッド取付部の損傷	○	●		ドロワー・ピンの緩み ドロワー・ピンのナットの緩み	○	○		
バック・プレート	バック・プレートの状態 ドラムの磨耗及び潤滑	○	●		プロテクション・バルブの機能 パイロット・コントロール・バルブの機能	○	●		ドロワー・ピンのナットの磨耗 作動状態	○	○		
ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間 パッドの磨耗	○	●		油漏れ及び潤滑	○	●		セゾーパ・スプリングの損傷 ドロワー・ピンのナットの磨耗、変形	○	○		
分岐・ブレーキ	エアメーション・ブレーキの作動確認 取付状態	○	●		エア漏れ アーム・ゴムクッションの磨耗	○	●		スイング・ガイド・ピンの磨耗、変形	○	○		
ロード・センシング・バルブ	機能	○	●		ベローズの損傷 取付部及び連結部の緩み並びに損傷	○	●						
エアブレーキ・コントロール	機能	○	●		ターミナル部の接続状況 接点部の磨み及び潤滑	○	●						
ABS装置	警告灯の作動確認 部品の状態確認 車輪センサーの作動確認 電気配線接続部の緩み及び潤滑 コントロール・バルブ(モジュレータ)の作動確認	○	●		エア・コンプレッサ 緩み及び潤滑	○	●						
アクスル	軸振、傾倒及び変形 スピンドルの亀裂及び潤滑	○	●			●	●						
タイヤ	タイヤの空気圧 タイヤの亀裂及び潤滑	○	●			●	●						
イ状	タイヤの溝の深さ	○	●			●	●						
ヤ弊	タイヤの異状(摩耗)	○	●			●	●						
ホイール	タイヤの取付(右・左)その他の異物 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの締め ボルト・ナット及びホイール・ボルトの潤滑 リム、リム・リング及びディスク・ホイールの損傷 ハブの亀裂、傾倒及び変形 ホイール・ベアリングのがた 車輪のアライメント	○	●			●	●						
メンテナン	点検年月日 整備完了日 整備主任者	年 月 日 年 月 日 氏名	分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地 (認定又は指定番号)										

その他必要となった点検・整備の内容

車輪及び車体
 ●スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び潤滑
 ●スペアタイヤの取付状態
 ●エアバルブボックスの取付部の緩み及び潤滑

交換部品等

数量

(注)タイヤの換装、ライニングの換装は最乗車箇所の取組

連結部のトフクター型式

※車両重量8トン以上の被牽引自動車に際す
 ▲:ヒステリーは不要
 ※1:区内道路から立ちあがり、300kg未満の荷重には適用できる項目(2回連続しての適用は出来ない)
 ※2:シビアコンディションの物質使用は取組の開始から計
 ※3:毎年使用し続けたときは、使用開始から1年以上経過したことを要す

この記録簿は年間保存して下さい

使用者用

2013年度版, 2016年度版(R13補足及びスペアタイヤキャリア補足)

分解整備記録簿 (2013年度版: 2013年4月以降の新型自動車に適用) (含R13適用車)

分解整備記録簿 (点検整備記録簿)			区分及び記号		依頼者 (使用者) の氏名又は名称		自動車登録番号		車名及び型式 (省略する場合は/を記入)		
月定期点検整備 () に又は3又は12と記入して使用する 被牽引自動車用			●: 法定項目 (★は距離項目: 注1) ○: メーカー指定項目 △: シニアコンディション項目 (注2) □: 5年以上使用し続けた被牽引自動車の項目 ▽: 10年以上使用し続けた被牽引自動車の項目		良レ交換 X 分解 ○修理 △ 調整 A 清掃 C 給付 T 給油 L		住所		初度登録年 (省略する場合は/を記入) 車台番号 (登録簿記載のない自動車のみを記入)		
点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月 3月 12月	結果	点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月 3月 12月	結果	点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月 3月 12月	結果
ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合		●●	ホイール	ハブ・キャップの取付状態		○	配管のエア及び油漏れ			○
引きしる			○●●	スプリング	車軸のアライメント		○	ディスク・ブレーキの汚れ			○
車軸ブレーキ機構	ブレーキの効き具合		●●	スプリングの損傷		○	●	オイル・リザーバ・タンクの油量			○
ねじ部の摩耗及び損傷			○	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		○	●	ブースタの機能			○
駆動ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の状態			○	スプリング摺動面の摩耗		○	●	ブレーキ・ライニングの摩耗			○
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		○●●	エア漏れ		○	●	ブレーキ・ヘッドの機能			○
ディスク・キャリブ	機能、摩耗及び損傷		○	ペロースの損傷		○	●	作動状態			○
ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク		○●●	トレーリング・アームの損傷		○	●	フレームの亀裂、損傷及び変形			○
機能			○	トレーリング・アーム取付ボルトの緩み		○	●	ドロワー・ピン・ナットの緩み			○
リレー・ピストン部の凝水			○●●	取付部及び連結部の緩み並びに損傷		○	●	ドロワー・ピン・ブッシュの摩耗			○
ブレーキ・カム	摩耗		○●●	エア・サスペンション	取付部及び連結部の緩み並びに損傷		○	サポート・スプリングの損傷			○
ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び損傷		○	レベリング・バルブの機能		○	●	エア漏れ			○
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間 シューの摺動部分及びライニングの摩耗		○●●	レベリング・バルブのロッド取付部の損傷		○	●	アーム・コム・ワッションの摩耗			○
バック・プレート	バック・プレートの状態 ディスクとパッドとのすき間		○●●	プロテクション・バルブの機能		○	●	ペロースまたはチャンバの損傷			○
ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクの摩耗及び損傷		○●●	ハイド・コントロール・バルブの機能		○	●	取付部及び連結部の緩み並びに損傷			○
分離ブレーキ	エマージェンシ・ブレーキの作動確認		○	油漏れ及び損傷		○	●	シャシ各部の給油状態			○
ロード・センシング・バルブ	取付状態		○	取付ボルトの緩み		○	●	スピンドルの亀裂及び損傷			○
機能			○	ウォーキング・ビーム・サスペンション	連結部のがた及び損傷		○	スピンドルの摩耗			○
テスト・コネクション (R13適用車のみ)	漏れ		○	ブラケット取付部の緩み及び損傷		○	●	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷			○
オートマチック・ブレーキ	機能		○	ターミナル部の接続状況		○	●	ハブの亀裂、損傷及び変形			○
警告灯の作動確認			○	接続部の緩み及び損傷		○	●	ハブの摩耗			○
部品品の機能確認			○	エンジン及びネット・アライの摩耗、亀裂及び損傷		○	●	車枠及び車体			○
車輪速センサの作動確認			○	作動状態		○	●	錆腐食状態			○
電気配線接続部の緩み及び損傷			○	内外傷の損傷		○	●	交換部品等		数量	
コントロール・バルブ (モジュラー) の作動確認			○	取付部の緩み及び損傷		○	●				
アクスル	亀裂、損傷及び変形		○	回転部及び摺動部の摩耗		○	●				
タイヤの状態			○	作動状態		○	●				
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み			○	亀裂、損傷及び変形		○	●				
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷			○	取付ボルトの緩み		○	●				
リム、リム・リンド及びディスク・ホイールの損傷			○	作動状態		○	●				
ホイール・ベアリングのがた			○			○	●				
メンテナンスに関するアドバイス	点検又は分解整備時の走行距離	km		点検年月日	年 月 日			分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地			(略記又は指定番号)
タイヤの前後	左 右	mm		整備完了年月日	年 月 日						
残溝	左 右	mm		整備主任者							
1.6mm以上	左 右	mm									
ライニングの前後	左 右	mm									
残溝	左 右	mm									
ライニングの残溝	左 右	mm									
残溝	左 右	mm									

(注) タイヤの残溝、ライニングの残溝は最厚箇所での数値
 ※車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ
 ▲: フルトレータのみ
 注1: 走行距離が3カ月あたり2,000km未満の場合には省略できる項目 (2回連続しての省略は出来ない)
 注2: シニアコンディションの判定理由は記録簿の見開きに示す
 *1 冬期前
 *2 納入後及び交換後1月

分解整備記録簿 (2013年度版: 2013年4月以降の新型自動車に適用) (含R13適用車)

分解整備記録簿 (点検整備記録簿)			区分及び記号		依頼者 (使用者) の氏名又は名称		自動車登録番号		車名及び型式 (省略する場合は/を記入)		
月定期点検整備 () に又は3又は12と記入して使用する 被牽引自動車用			●: 法定項目 (★は距離項目: 注1) ○: メーカー指定項目 △: シニアコンディション項目 (注2) □: 5年以上使用し続けた被牽引自動車の項目 ▽: 10年以上使用し続けた被牽引自動車の項目		良レ交換 X 分解 ○修理 △ 調整 A 清掃 C 給付 T 給油 L		住所		初度登録年 (省略する場合は/を記入) 車台番号 (登録簿記載のない自動車のみを記入)		
点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月 3月 12月	結果	点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月 3月 12月	結果	点検箇所	点検内容	点検整備時期 1月 3月 12月	結果
ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合		●●	ホイール	ハブ・キャップの取付状態		○	配管のエア及び油漏れ			○
引きしる			○●●	スプリング	車軸のアライメント		○	ディスク・ブレーキの汚れ			○
車軸ブレーキ機構	ブレーキの効き具合		●●	スプリングの損傷		○	●	オイル・リザーバ・タンクの油量			○
ねじ部の摩耗及び損傷			○	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷		○	●	ブースタの機能			○
駆動ブレーキ・バルブの排気口からの排気音の状態			○	スプリング摺動面の摩耗		○	●	ブレーキ・ライニングの摩耗			○
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		○●●	エア漏れ		○	●	ブレーキ・ヘッドの機能			○
ディスク・キャリブ	機能、摩耗及び損傷		○	ペロースの損傷		○	●	作動状態			○
ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク		○●●	トレーリング・アームの損傷		○	●	フレームの亀裂、損傷及び変形			○
機能			○	トレーリング・アーム取付ボルトの緩み		○	●	ドロワー・ピン・ナットの緩み			○
リレー・ピストン部の凝水			○●●	取付部及び連結部の緩み並びに損傷		○	●	ドロワー・ピン・ブッシュの摩耗			○
ブレーキ・カム	摩耗		○●●	エア・サスペンション	取付部及び連結部の緩み並びに損傷		○	サポート・スプリングの損傷			○
ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び損傷		○	レベリング・バルブの機能		○	●	エア漏れ			○
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間 シューの摺動部分及びライニングの摩耗		○●●	レベリング・バルブのロッド取付部の損傷		○	●	アーム・コム・ワッションの摩耗			○
バック・プレート	バック・プレートの状態 ディスクとパッドとのすき間		○●●	プロテクション・バルブの機能		○	●	ペロースまたはチャンバの損傷			○
ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクの摩耗及び損傷		○●●	ハイド・コントロール・バルブの機能		○	●	取付部及び連結部の緩み並びに損傷			○
分離ブレーキ	エマージェンシ・ブレーキの作動確認		○	油漏れ及び損傷		○	●	シャシ各部の給油状態			○
ロード・センシング・バルブ	取付状態		○	取付ボルトの緩み		○	●	スピンドルの亀裂及び損傷			○
機能			○	ウォーキング・ビーム・サスペンション	連結部のがた及び損傷		○	スピンドルの摩耗			○
テスト・コネクション (R13適用車のみ)	漏れ		○	ブラケット取付部の緩み及び損傷		○	●	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷			○
オートマチック・ブレーキ	機能		○	ターミナル部の接続状況		○	●	ハブの亀裂、損傷及び変形			○
警告灯の作動確認			○	接続部の緩み及び損傷		○	●	ハブの摩耗			○
部品品の機能確認			○	エンジン及びネット・アライの摩耗、亀裂及び損傷		○	●	車枠及び車体			○
車輪速センサの作動確認			○	作動状態		○	●	錆腐食状態			○
電気配線接続部の緩み及び損傷			○	内外傷の損傷		○	●	交換部品等		数量	
コントロール・バルブ (モジュラー) の作動確認			○	取付部の緩み及び損傷		○	●				
アクスル	亀裂、損傷及び変形		○	回転部及び摺動部の摩耗		○	●				
タイヤの状態			○	作動状態		○	●				
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み			○	亀裂、損傷及び変形		○	●				
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷			○	取付ボルトの緩み		○	●				
リム、リム・リンド及びディスク・ホイールの損傷			○	作動状態		○	●				
ホイール・ベアリングのがた			○			○	●				
メンテナンスに関するアドバイス	点検又は分解整備時の走行距離	km		点検年月日	年 月 日			分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地			(略記又は指定番号)
タイヤの前後	左 右	mm		整備完了年月日	年 月 日						
残溝	左 右	mm		整備主任者							
1.6mm以上	左 右	mm									
ライニングの前後	左 右	mm									
残溝	左 右	mm									
ライニングの残溝	左 右	mm									
残溝	左 右	mm									

(注) タイヤの残溝、ライニングの残溝は最厚箇所での数値
 ※車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ
 ▲: フルトレータのみ
 注1: 走行距離が3カ月あたり2,000km未満の場合には省略できる項目 (2回連続しての省略は出来ない)
 注2: シニアコンディションの判定理由は記録簿の見開きに示す
 *1 冬期前
 *2 納入後及び交換後1月

2018年度版(メーカー指定1月, 冬季前, 他)

[メーカー推奨点検]
[1月, 冬季前, 他]

分解整備記録簿
(点検整備記録簿写)

区分及び記号				依頼者(使用者)の氏名または名称	自動車登録番号	車名及び型式(省略する場合は/を記入)
良	レ	交換	×	住所	様	初年度登録年(省略する場合は/を記入)
分解	○	修理	△			
調整	A	清掃	C			
締付	T	給油	L			
[※車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ]						

- [] 1月[シビアコンディション点検項目(シビアコンディションの判定例は見開きに表示)]
 [] 時期別による点検項目

制動装置

- ハンドル式駐車ブレーキ:レバーの引きしろ
- ホース、ナイロンチューブ及びパイプ:漏れ、損傷及び取付状態
- ブレーキ・チャンパ:ロッドのストローク
- ブレーキ・ドラムとライニング(ブレーキ・ディスクとパッド)とのすき間
- ブレーキ・シュー:摺動部分及びブレーキ・ライニング(パッド)の摩耗
- オートマチック・スラック・アジャスタの機能

走行装置

- ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
- ※ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
- ホイール・リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷

緩衝装置

- リーフサスペンション(エアサスペンション):スプリング(ベローズ)の損傷
- エアサスペンション:トレーリング・アームの損傷

車軸自動昇降装置

- ベローズまたはチャンパの損傷

その他の装置

- シヤシ各部の給油脂状態

[納入後及び交換後1月点検]

緩衝装置ほか

- リーフサスペンション(エアサスペンション)取付部及び 連結部の緩み、がた及び損傷
- ショックアブソーバの取付ボルトの緩み
- ウォーキング・ビーム・サスペンションのブラケット取付部の 緩み及び損傷
- 車軸自動昇降装置の取付部及び連結部の緩み並びに損傷

[冬期前点検]

制動装置

- リレー・エマージェンシ・バルブのリレー・ピストン部の凝水

点検又は分解整備時の総走行距離 点検年月日 年 月 日 整備完了年月日 年 月 日 その他必要になった点検・整備の内容	km 日 日	タイヤの残溝、ライニング(パッド)の残溝は最摩耗箇所の数値				メンテナンスに関するアドバイス
		前輪	左	右		
交換部品	タイヤの残溝 1.6mm以上 (mm)	前輪	左	右	分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地	
		後輪	左	右		
		ライニング (パッド)の 残溝 (mm)	前輪	左		右
		後輪	左	右		
連結時のトラクター型式				整備主任者	認証または指定番号	

工場用

[メーカー推奨点検]
[1月, 冬季前, 他]

分解整備記録簿
(点検整備記録簿写)

区分及び記号				依頼者(使用者)の氏名または名称	自動車登録番号	車名及び型式(省略する場合は/を記入)
良	レ	交換	×	住所	様	初年度登録年(省略する場合は/を記入)
分解	○	修理	△			
調整	A	清掃	C			
締付	T	給油	L			
[※車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ]						

- [] 1月[シビアコンディション点検項目(シビアコンディションの判定例は見開きに表示)]
 [] 時期別による点検項目

制動装置

- ハンドル式駐車ブレーキ:レバーの引きしろ
- ホース、ナイロンチューブ及びパイプ:漏れ、損傷及び取付状態
- ブレーキ・チャンパ:ロッドのストローク
- ブレーキ・ドラムとライニング(ブレーキ・ディスクとパッド)とのすき間
- ブレーキ・シュー:摺動部分及びブレーキ・ライニング(パッド)の摩耗
- オートマチック・スラック・アジャスタの機能

走行装置

- ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
- ※ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
- ホイール・リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷

緩衝装置

- リーフサスペンション(エアサスペンション):スプリング(ベローズ)の損傷
- エアサスペンション:トレーリング・アームの損傷

車軸自動昇降装置

- ベローズまたはチャンパの損傷

その他の装置

- シヤシ各部の給油脂状態

[納入後及び交換後1月点検]

緩衝装置ほか

- リーフサスペンション(エアサスペンション)取付部及び 連結部の緩み、がた及び損傷
- ショックアブソーバの取付ボルトの緩み
- ウォーキング・ビーム・サスペンションのブラケット取付部の 緩み及び損傷
- 車軸自動昇降装置の取付部及び連結部の緩み並びに損傷

[冬期前点検]

制動装置

- リレー・エマージェンシ・バルブのリレー・ピストン部の凝水

点検又は分解整備時の総走行距離 点検年月日 年 月 日 整備完了年月日 年 月 日 その他必要になった点検・整備の内容	km 日 日	タイヤの残溝、ライニング(パッド)の残溝は最摩耗箇所の数値				メンテナンスに関するアドバイス
		前輪	左	右		
交換部品	タイヤの残溝 1.6mm以上 (mm)	前輪	左	右	分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地	
		後輪	左	右		
		ライニング (パッド)の 残溝 (mm)	前輪	左		右
		後輪	左	右		
連結時のトラクター型式				整備主任者	認証または指定番号	

使用者用

2018年度版(メーカー指定3月, 12月, 長期使用過程)

この記録簿は三年間保存してください
車名及び型式(省略する場合は/を記入)

【メーカー推奨点検】
[3月, 12月, 長期使用過程]

分解整備記録簿
(点検整備記録簿写)

区分及び記号

良	レ	交換	X
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L

依頼者(使用者)の氏名または名称

住所

自動車登録番号

株 初年度登録年(省略する場合は/を記入)

車台番号(自動車登録番号のない自動車のみ。記載しない場合は/を記入)

() メーカー推奨点検項目 (※車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ) () 3月
() シビアコンディション点検項目(シビアコンディションの判定例は見開きに表示) () 12月

制動装置

- ハンドル式駐車ブレーキ: わじ部の摩耗及び損傷
- スプリング式駐車ブレーキ: バルブの排気口からの排気音の状態
- ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗及び損傷
- ブレーキ・カム・カムシャフトの摩耗及び損傷
- リレー・エマージェンシ・バルブの機能、リレー・ピストン部の凝水
- エマージェンシ・ブレーキ(分離ブレーキ)の作動確認
- ロード・センシング・バルブの取付状態及び機能
- テスト・コネクションからの漏れ(R13適用車のみ)
- オートマッチ・スラック・アジャスタの機能
- ABS/EBS電気配線接続部の緩み及び損傷
- ABS/EBS装置、警告灯及び各部品(センサ、モジュレータ)の作動確認
- ブレーキ・チャンパの機能
- ブレーキ・カム及びカムシャフトの摩耗及び損傷
- ブレーキ・ドラム(ディスク)の摩耗及び損傷

走行装置

- アクスルの亀裂、損傷及び変形
- ホイール・リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷
- ホイール・ハブ・キャップの取付状態
- 車軸のアライメント
- ※ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
- ホイール・ベアリングのがた

縦衝装置

- リーフの取付部及び連結部とエアサスペンションのアーム及びアーム取付ボルトの緩み、がた及び損傷

緩衝装置

- スプリング摺動面の摩耗
- エアサスペンション: レベリング・バルブのロッド取付部の損傷
- エアサスペンション: プロテクション・バルブの機能
- エアサスペンション: ハイト・コントロール・バルブの機能
- ショックアブソーバの取付ボルトの緩み
- ウォーキング・ビーム・サスペンション: ブラケット取付部の 緩み及び損傷
- ウォーキング・ビーム・サスペンション: 連結部のがた及び損傷

電気装置

- バッテリ: ターミナル部の接続状況

その他の装置

- 車両カウンタ・ウェイト取付ボルトの緩み及び損傷
- キング・ピンの摩耗、亀裂及び損傷
- 補助脚: 作動状態及び内外筒の損傷
- 補助脚: 取付部の緩み及び損傷、及び回転部・摺動部の摩耗

車軸自動昇降装置

- ベローズまたはチャンパのエア漏れ、摩耗及び損傷、取付部及び
- アーム・ゴム・クッションの摩耗 連結部の緩み並びに損傷

[長期使用過程車] △5年 □10年 ◯▽: シビア5年

- △ アクスル・スピンドルの亀裂及び損傷
- /◯△ アクスル・スピンドルの摩耗
- ※ △ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
- △ ホイール・ハブの亀裂、損傷及び変形
- /◯△ ホイール・ハブの摩耗
- 車枠及び車体の錆腐食状態

点検又は分解整備時の総走行距離

点検年月日	年	月	日	km
整備完了年月日	年	月	日	

その他必要になった点検・整備の内容

交換部品	タイヤの残溝、ライニング(パッド)の残溝は最摩耗箇所の数値	前輪	左	右	メンテナンスに関するアドバイス	
	タイヤの残溝 1.6mm以上 (mm)	中輪	左	右		
交換部品	ライニング(パッド)の残溝 (mm)	後輪	左	右	分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地	
		前輪	左	右		
		中輪	左	右		
		後輪	左	右		
連結時のトラクター型式					整備主任者	認証または指定番号

工場用

この記録簿は携行保存してください
この記録簿は三年間保存してください

【メーカー推奨点検】
[3月, 12月, 長期使用過程]

分解整備記録簿
(点検整備記録簿写)

区分及び記号

良	レ	交換	X
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L

依頼者(使用者)の氏名または名称

住所

自動車登録番号

株 初年度登録年(省略する場合は/を記入)

車台番号(自動車登録番号のない自動車のみ。記載しない場合は/を記入)

() メーカー推奨点検項目 (※車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ) () 3月
() シビアコンディション点検項目(シビアコンディションの判定例は見開きに表示) () 12月

制動装置

- ハンドル式駐車ブレーキ: わじ部の摩耗及び損傷
- スプリング式駐車ブレーキ: バルブの排気口からの排気音の状態
- ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗及び損傷
- ブレーキ・カム・カムシャフトの摩耗及び損傷
- リレー・エマージェンシ・バルブの機能、リレー・ピストン部の凝水
- エマージェンシ・ブレーキ(分離ブレーキ)の作動確認
- ロード・センシング・バルブの取付状態及び機能
- テスト・コネクションからの漏れ(R13適用車のみ)
- オートマッチ・スラック・アジャスタの機能
- ABS/EBS電気配線接続部の緩み及び損傷
- ABS/EBS装置、警告灯及び各部品(センサ、モジュレータ)の作動確認
- ブレーキ・チャンパの機能
- ブレーキ・カム及びカムシャフトの摩耗及び損傷
- ブレーキ・ドラム(ディスク)の摩耗及び損傷

走行装置

- アクスルの亀裂、損傷及び変形
- ホイール・リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷
- ホイール・ハブ・キャップの取付状態
- 車軸のアライメント
- ※ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
- ホイール・ベアリングのがた

縦衝装置

- リーフの取付部及び連結部とエアサスペンションのアーム及びアーム取付ボルトの緩み、がた及び損傷

緩衝装置

- スプリング摺動面の摩耗
- エアサスペンション: レベリング・バルブのロッド取付部の損傷
- エアサスペンション: プロテクション・バルブの機能
- エアサスペンション: ハイト・コントロール・バルブの機能
- ショックアブソーバの取付ボルトの緩み
- ウォーキング・ビーム・サスペンション: ブラケット取付部の 緩み及び損傷
- ウォーキング・ビーム・サスペンション: 連結部のがた及び損傷

電気装置

- バッテリ: ターミナル部の接続状況

その他の装置

- 車両カウンタ・ウェイト取付ボルトの緩み及び損傷
- キング・ピンの摩耗、亀裂及び損傷
- 補助脚: 作動状態及び内外筒の損傷
- 補助脚: 取付部の緩み及び損傷、及び回転部・摺動部の摩耗

車軸自動昇降装置

- ベローズまたはチャンパのエア漏れ、摩耗及び損傷、取付部及び
- アーム・ゴム・クッションの摩耗 連結部の緩み並びに損傷

[長期使用過程車] △5年 □10年 ◯▽: シビア5年

- △ アクスル・スピンドルの亀裂及び損傷
- /◯△ アクスル・スピンドルの摩耗
- ※ △ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
- △ ホイール・ハブの亀裂、損傷及び変形
- /◯△ ホイール・ハブの摩耗
- 車枠及び車体の錆腐食状態

点検又は分解整備時の総走行距離

点検年月日	年	月	日	km
整備完了年月日	年	月	日	

その他必要になった点検・整備の内容

交換部品	タイヤの残溝、ライニング(パッド)の残溝は最摩耗箇所の数値	前輪	左	右	メンテナンスに関するアドバイス	
	タイヤの残溝 1.6mm以上 (mm)	中輪	左	右		
交換部品	ライニング(パッド)の残溝 (mm)	後輪	左	右	分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地	
		前輪	左	右		
		中輪	左	右		
		後輪	左	右		
連結時のトラクター型式					整備主任者	認証または指定番号

使用者用

2018 年度版(法定)

【法定点検】

分解整備記録簿 (点検整備記録簿写)

3月
 + 12月

制動装置

- ブレーキペダル:ブレーキの効き具合
- 駐車ブレーキ:引きしろ
- 駐車ブレーキ:効き具合
- ホース、ナイロンチューブ及びパイプ:漏れ、損傷及び取付状態
- ブレーキ・チャンバ:ロッドのストローク
- リレー・エマーゼンシ・バルブ:機能
- ブレーキ・ドラムとブレーキ・ライニングとのすき間
- ブレーキ・ディスク:摩耗及び損傷
- ブレーキ・チャンバの機能
- ブレーキ・カムの摩耗
- ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷
- ブレーキ・ドラムのバックプレートの状態
- ★ ブレーキ・シュー:摺動部分及びブレーキ・ライニングの摩耗
- ★ ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間
- ★ ブレーキ・パッド:摩耗

走行装置

- ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
- ※ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
- ホイール・リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷
- ホイール・ベアリングのがた
- ★ タイヤの状態

緩衝装置

- リーフサスペンション:スプリングの損傷
- リーフサスペンション:取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
- エアサスペンション:エア漏れ
- ショックアブソーバ:油漏れ及び損傷
- エアサスペンション:レベリング・バルブの機能
- ★ エアサスペンション:ペローズの損傷
- ★ エアサスペンション:取付部及び連結部の緩み並びに損傷

電気装置

- 電気配線:接続部の緩み及び損傷

車枠及び車体

- 車枠及び車体の緩み及び損傷
- ※ スペア・タイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ※ スペア・タイヤの取付状態
- ※ ツール・ボックスの取付部の緩み及び損傷

その他の装置

- エア・タンクの凝水
- キング・ピン及びビルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷
- 連結カブラの機能及び損傷
- シヤシ各部の給油脂状態

区分及び記号		依頼者(使用者)の氏名または名称	自動車登録番号	この記録簿は三年間保存してください 車名及び型式(省略する場合は/を記入)
良	レ	交換	×	特 初年度登録(省略する場合は/を記入) 車台番号(自動車登録番号のない自動車のみ、 記載しない場合は/を記入)
分解	○	修理	△	
調整	A	清掃	C	
締付	T	給油	L	
住所				

(★は距離項目、走行距離が3カ月あたり2,000km未満の場合には省略できる項目、2回連続しての省略はできない)

(※車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ)

点検又は分解整備時の総走行距離 点検年月日 年 月 日	km	km	日	メンテナンスに関するアドバイス
整備完了年月日 年 月 日				この記録簿は三年間保存してください この記録簿は三年間保存してください
その他必要になった点検・整備の内容				分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地
交換部品	タイヤの残溝 1.6mm以上 (mm)	前輪	左 右	整備主任者 認証または指定番号
		中輪	左 右	
		後輪	左 右	
	ライニング (パッド)の 残溝 (mm)	前輪	左 右	
		中輪	左 右	
		後輪	左 右	連絡時のトラクター型式

工場用

【法定点検】

分解整備記録簿 (点検整備記録簿写)

3月
 + 12月

制動装置

- ブレーキペダル:ブレーキの効き具合
- 駐車ブレーキ:引きしろ
- 駐車ブレーキ:効き具合
- ホース、ナイロンチューブ及びパイプ:漏れ、損傷及び取付状態
- ブレーキ・チャンバ:ロッドのストローク
- リレー・エマーゼンシ・バルブ:機能
- ブレーキ・ドラムとブレーキ・ライニングとのすき間
- ブレーキ・ディスク:摩耗及び損傷
- ブレーキ・チャンバの機能
- ブレーキ・カムの摩耗
- ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷
- ブレーキ・ドラムのバックプレートの状態
- ★ ブレーキ・シュー:摺動部分及びブレーキ・ライニングの摩耗
- ★ ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間
- ★ ブレーキ・パッド:摩耗

走行装置

- ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
- ※ ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
- ホイール・リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷
- ホイール・ベアリングのがた
- ★ タイヤの状態

緩衝装置

- リーフサスペンション:スプリングの損傷
- リーフサスペンション:取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
- エアサスペンション:エア漏れ
- ショックアブソーバ:油漏れ及び損傷
- エアサスペンション:レベリング・バルブの機能
- ★ エアサスペンション:ペローズの損傷
- ★ エアサスペンション:取付部及び連結部の緩み並びに損傷

電気装置

- 電気配線:接続部の緩み及び損傷

車枠及び車体

- 車枠及び車体の緩み及び損傷
- ※ スペア・タイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ※ スペア・タイヤの取付状態
- ※ ツール・ボックスの取付部の緩み及び損傷

その他の装置

- エア・タンクの凝水
- キング・ピン及びビルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷
- 連結カブラの機能及び損傷
- シヤシ各部の給油脂状態

区分及び記号		依頼者(使用者)の氏名または名称	自動車登録番号	この記録簿は三年間保存してください 車名及び型式(省略する場合は/を記入)
良	レ	交換	×	特 初年度登録(省略する場合は/を記入) 車台番号(自動車登録番号のない自動車のみ、 記載しない場合は/を記入)
分解	○	修理	△	
調整	A	清掃	C	
締付	T	給油	L	
住所				

(★は距離項目、走行距離が3カ月あたり2,000km未満の場合には省略できる項目、2回連続しての省略はできない)

(※車両総重量8トン以上の被牽引自動車のみ)

点検又は分解整備時の総走行距離 点検年月日 年 月 日	km	km	日	メンテナンスに関するアドバイス
整備完了年月日 年 月 日				この記録簿は三年間保存してください この記録簿は三年間保存してください
その他必要になった点検・整備の内容				分解整備事業者の氏名又は名称及び所在地
交換部品	タイヤの残溝 1.6mm以上 (mm)	前輪	左 右	整備主任者 認証または指定番号
		中輪	左 右	
		後輪	左 右	
	ライニング (パッド)の 残溝 (mm)	前輪	左 右	
		中輪	左 右	
		後輪	左 右	連絡時のトラクター型式

使用者用

7. 定期交換部品

定期交換部品とは、トレーラメーカーがトレーラの安全を確保するうえで、走行や時間の経過に伴って摩耗・劣化する部品のうち、通常の点検ではそれらの程度の判定が困難なものや、その後の安全を確保し得る期間が予測しにくいものを対象としたものです。したがって、交換にあたっては、トレーラメーカーの指定する時期（期間、走行キロ）にしたがってください。

定期交換部品項目		交換時期	備 考
		年ごと交換 単位：年	
制 動 装 置	ブレーキ・チャンバのダイヤフラム及びゴム部品	2	
	ブレーキ・チャンバのスプリング・チャンバ部	3	非分解型のみ
	ブレーキ・ホース	2	
	エア・ブレーキ・ホース・カップリングのホッキン類	1	
	リレー・エマージェンシ・ハルブのゴム部品	1	
	ブレーキ用機器のゴム部品及びホッキン類	1	
	オートマチック・スラック・アシスタ	3	シビア・コンディション車のみ
	ABS/EBS コントロール・ハルブ	5	
	ハイト・センサ	5	取付車のみ
	クイック・リリース・ハルブ	5	取付車のみ
	ダブル・チェック・ハルブ	5	取付車のみ
	パーキング・ブレーキ・ハルブ	5	取付車のみ
	プレッシャ・コントロール・ハルブ	5	取付車のみ
	プロテクション・ハルブ	5	取付車のみ
	ブレーキ・シューのリターン・スプリング	1	
テスト・コネクション	5	R13 適用車のみ	
走 行 装 置	ホイール・ハブ・ベアリングのオイル・シール	1	
	ハブ・キャップ・シール	1	
	ホイール・ハブ・ベアリングのグリース	1	
	オイル・シール付きスラスト・ワッシャ	5	該当車軸のみ
緩 衝 装 置	リーフ・サスペンション車のエコライザのゴム及びメタル・ブッシュ	2	リーフ・サスペンション車のみ
	リーフ・サスペンション車のラジマス・ロッドのゴム・ブッシュ	2	
	エア・サスペンション車のベローズ	3	エア・サスペンション車のみ
	エア・サスペンション車のアームのゴム・ブッシュ	2	
	ハイト・コントロール・ハルブ	5	
	レバリング・ハルブ	3	
	ウォーキング・ビーム・サスペンション車のゴム及びメタル・ブッシュ	2	ウォーキング・ビーム・サスペンション車のみ
ショック・アブソーバ	3	取付車のみ	
アンチ・ジャック・ナイフ装置のブレーキ液		1	フル・トレーラのみ
車 軸 自 動 昇 降 装 置	リフト・アクスル・コントロール・ハルブ	5	取付車のみ
	エア・ホース	2	
	ベローズ	3	
	エア・チャンバのダイヤフラム及びゴム部品	2	
	チャージング・ハルブ	5	
リミッティング・ハルブ	5		

* 具体的な交換部品、交換時期については、各トレーラメーカー発行の取扱説明書等にしたがってください。

8. 激しい使われ方をした場合（シビア・コンディション）

走行距離が多い場合や未舗装路での運行が多い場合など、厳しい条件で使用（シビア・コンディション）された車両について、法定点検項目に加え、定期的に点検すべき項目をトレーラメーカーが指定しています。

車の使い方や、通常走行している道路状況などをユーザーから聞き取りをする、又は、ハブオドメーター、トラクターの走行距離計や日報などにより、走行距離の確認を行い、シビア・コンディションかどうかを判定してください。

シビア・コンディションに該当する車両についてはトレーラメーカーの指定にしたがって点検整備を行ってください。

(1) シビア・コンディションの判定

悪路 (凸凹路、砂利道、雪道、 未舗装道路など)	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・運転者が体に衝撃（突き上げ感）を感じる荒れた路面 ・車体が左右に振られる荒れた路面
走行距離が多い	事業用自動車 ・10,000 km以上/1ヶ月、走行する場合
山道、登り降りの頻繁な走行	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・登り下りの走行が多く、ブレーキの使用回数が多い場合 ・車体が左右に振られる多い場合
牽引自動車の駐車ブレーキ の多用	渋滞、荷役待ち等で駐車回数が多く、牽引自動車の駐車ブレーキを多用（20回/日前後）する場合

（注）詳細は、トレーラメーカーの取扱説明書等の指定にしたがってください。

(2) シビア・コンディション点検の設定 一点検項目の例ー

定期点検項目のうち、シビア・コンディションにより、車両への負担度合が大きく影響するものを、トレーラメーカーの指定する時期に繰り上げて実施します。日常点検に繰り上げる項目を以下の①に、1月ごとに繰り上げる項目を以下の②に、3月ごとに繰り上げる項目を以下の③に示します。また、長期使用過程車においては、通常10年以上経過した時点で点検する項目を、5年以上経過の時点で繰り上げて行う項目を以下の④に示します。

【記号の意味】

●及び★印：法定項目

★印：距離項目

自動車検査証の交付を受けた日、又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に、当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる項目を示す。

○及び◇印：メーカー指定項目

◇印：シビア・コンディション項目（本書18頁参照）のいずれかに該当する場合に点検すべき項目を示す

◇△印：シビア・コンディション項目（本書18頁参照）に該当する、使用開始から5年以上経過した被牽引自動車の場合に点検する項目を示す。

①シビア・コンディションの場合に日常点検に繰り上げる点検項目

点 検 項 目		点 検 内 容	日 常 点 検	備 考
点 検 箇 所				
装 走 置 行	ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	◇	
装 緩 置 衝	エア・サスペンション	エア漏れ	◇	エア・サスペンション車のみ 連結状態
車軸自動昇降装置		エア漏れ	◇	車軸自動昇降装置 取付車のみ

②シビア・コンディションの場合に1ヶ月ごとの点検に繰り上げる点検項目

点 検 項 目		点検時期			備 考	
		被牽引自動車				
点 検 箇 所	点 検 内 容	1 月 ご と	3 月 ご と	1 2 月 ご と		
制 動 装 置	駐車ブレーキ機構	引きしろ	◇	●	●	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	◇	●	●	連結状態 ナイロン・チューブを含む
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	◇	●	●	連結状態
	ブレーキ・ドラム 及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングのすき間	◇	●	●	ドラム・ブレーキ車のみ
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗	◇	★	★	
	ブレーキ・ディスク及び パッド	ディスクとパッドとのすき間	◇	★	★	ディスク・ブレーキ車のみ
		パッドの摩耗	◇	★	★	
オートマチック・スラック・ アジャスタ	機能	◇	○	○	自動調整式車のみ	
走 行 装 置	ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	◇	●	●	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷	◇	◇	●	車両総重量 8 トン以上の 被牽引自動車のみ
		リム、サイト・リング及びディスク・ホイールの 損傷	◇	○	●	
緩 衝 装 置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	◇	●	●	
	エア・サスペンション	ベローズの損傷	◇	★	★	
		トレーリング・アームの損傷	◇	○	○	
車軸自動昇降装置	ベローズまたはチャンバの損傷	◇	○	○	取付車のみ	
その他	シャシ各部の給油脂状態	◇	●	●		

③シビア・コンディションの場合に3ヶ月ごとの点検に繰り上げる点検項目

点 検 項 目		点検時期			備 考	
		被牽引自動車				
点 検 箇 所	点 検 内 容	1 月 ご と	3 月 ご と	1 2 月 ご と		
制 動 装 置	ブレーキ・チャンバ	機能		◇	●	連結状態
	ブレーキ・カム	摩耗		◇	●	
	ブレーキ・カム・シャフト	摩耗及び損傷		◇	○	
制 動 装 置	ブレーキ・ドラム 及びブレーキ・シュー	ドラムの摩耗及び損傷		◇	●	
	ブレーキ・ディスク及び パッド	ディスクの摩耗及び損傷		◇	●	ディスク・ブレーキ車のみ
装 置 走 行	ホイール	ホイール・ベアリングのがた		◇	●	

④シビア・コンディションの場合に使用開始から5年以上経過の時点で繰り上げる点検項目

点 検 項 目		点検時期			備 考
		被牽引自動車			
点 検 箇 所	点 検 内 容	1 月 ご と	3 月 ご と	1 2 月 ご と	
アクスル	スピンドルの摩耗			◇△	
ホイール	ハブの摩耗			◇△	

(3)シビア・コンディションの場合の定期交換部品

シビア・コンディションの場合の定期交換部品については、本書17頁に示す“7. 定期交換部品”の一覧表に記載された部品・装置などを対象とし、交換時期については通常の1/2程度とします。ただし、シビア・コンディション時の交換時期が明記してある場合を除きます。

*具体的な交換部品、交換時期については、各トレーラメーカー発行の取扱説明書等にしてください。

9. 用語

本書の主な用語の意味は、次のとおり。

点 検：部品の摩耗、損傷、破損及び、各装置の機能などについて調べる作業、又は、測定する作業をいう。

遊 び：各機構の連結部又は接触部には潤滑、その他の目的のために製作当初から適正なクリアランスが必要量、与えられている。これらの機能上、障害とならない限度までのものをいう。

が た：「遊び」の限度を超えてクリアランスが増大したものをいう。

へた り：ばねなどの衰損具合をいう。目視または計測により良否を判断する。

劣 化：ゴム、プラスチック製品などで、当初の柔軟性が失われ、もろくなり破損しやすい状態をいう。

トレーラ点検の実施方法

制動装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	ブレーキ・ペダル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ブレーキの効き具合	点検方法	走行点検・測定点検		

【連結状態】

1. 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。
2. ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び、左右差が規定値にあるかを点検する。
 ※ 制動力の和は検査時車両状態の軸重の 50%以上あること。
 ※ 制動力の左右差は検査時車両状態の軸重の 8%以下であること。



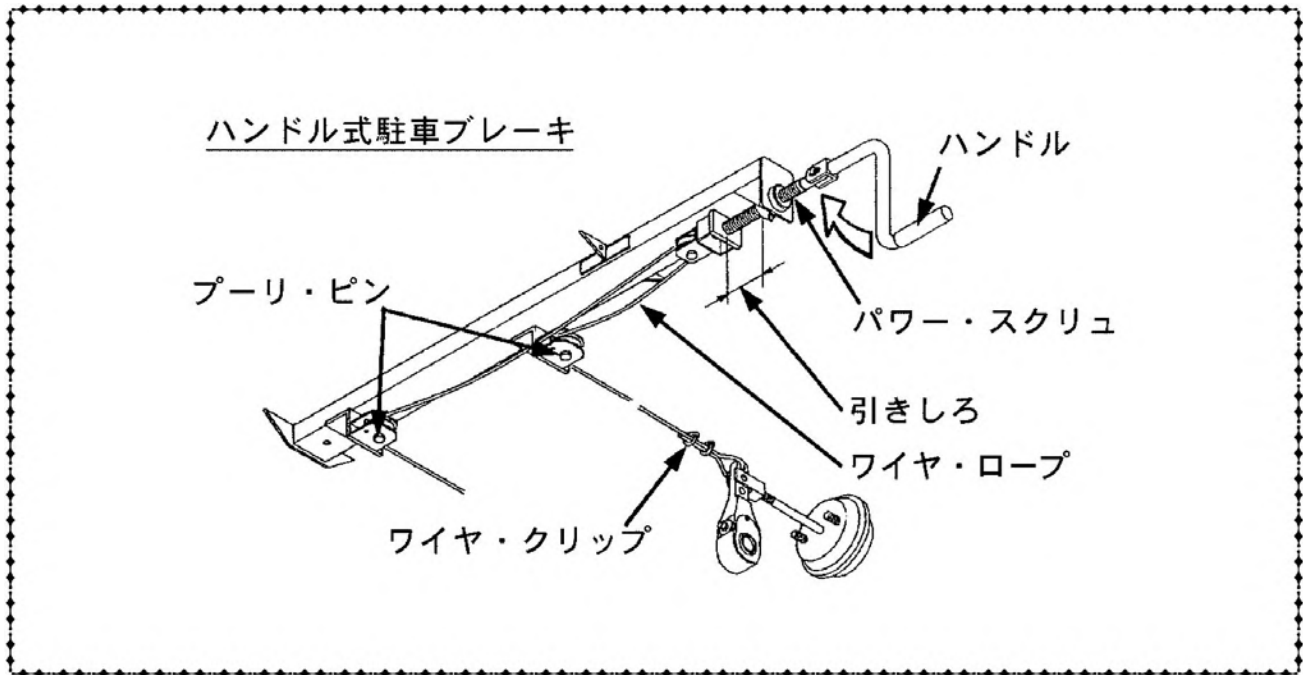
制動装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	駐車ブレーキ機構	点検整備時期	1月*1	点検の分類	メーカー指定
			3月		法定点検
点検内容	引きしろ	点検方法	12月	測定点検	法定点検

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. 操作ハンドルを回して規定の力 (600[N]以下) で一杯まで締めたとき、「引きしろ」が規定の範囲にあるかを点検する。また、開放時にワイヤのたるみなどが走行に支障ない状態にあるかを点検する。「引きしろ」の規定の範囲については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照する。



制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	駐車ブレーキ機構	点検整備時期		点検の分類	
		3月		法定点検	法定点検
		12月		法定点検	法定点検
点検内容	ブレーキの効き具合	点検方法		測定点検	

1. 乾燥した急坂（5分の1（20%）勾配）の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。
2. ブレーキ・テストで制動力が規定値以上（※）あるかを点検する。
 ※ 制動力の総和は、検査時車両状態の重量の20%以上あること。

制動装置

2007

2013

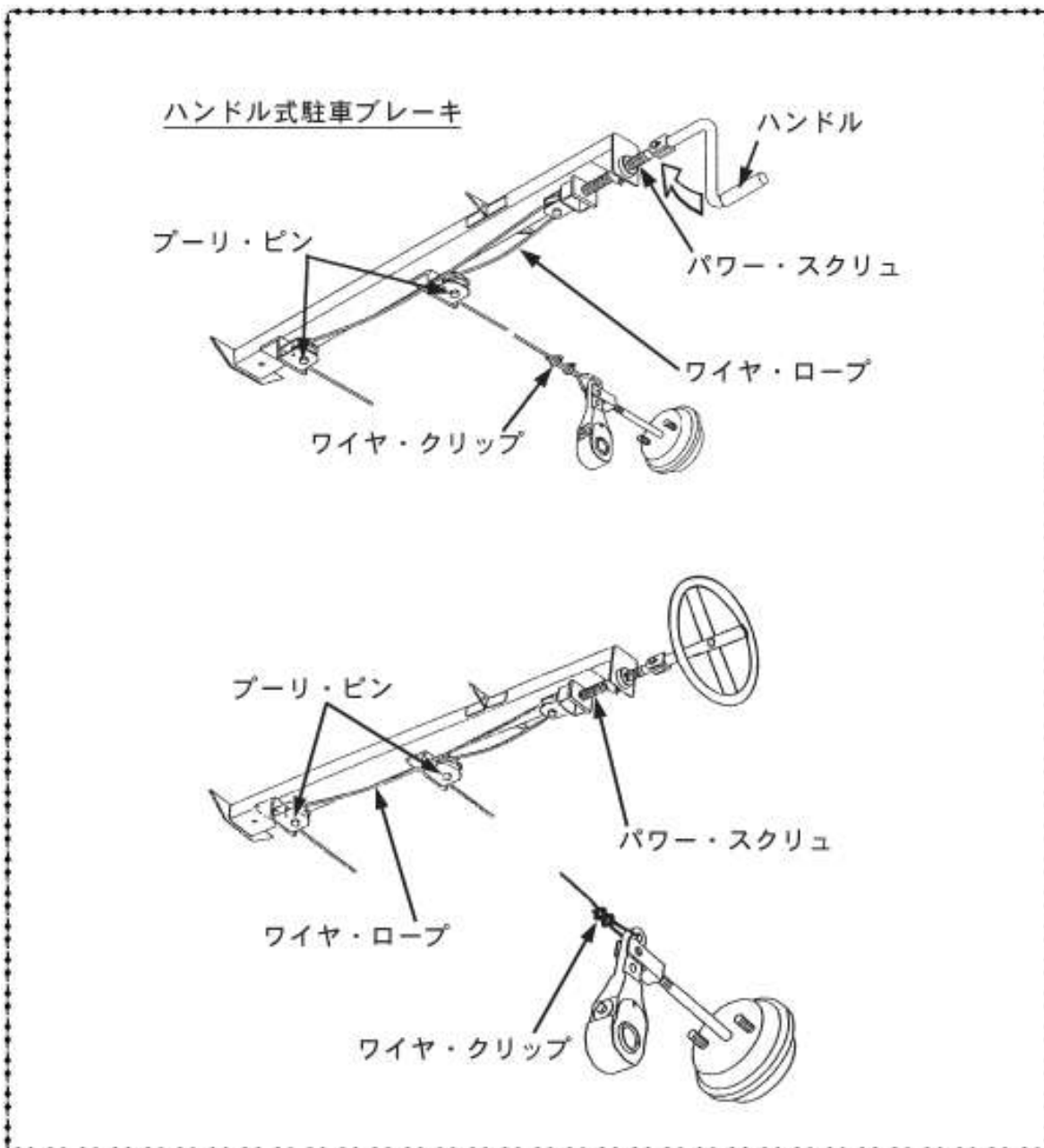
2016

2018

点検箇所	駐車ブレーキ機構	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ねじ部の摩耗及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【ハンドル式駐車ブレーキ車のみ】

1. パワー・スクリュ部、プーリ・ピンに摩耗、損傷、錆付きがないかを、目視などにより点検する。
2. ワイヤ・ロープに摩耗、損傷、錆付きがないかを、目視などにより点検する。
3. ワイヤ・クリップの締付ボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する



制動装置

2007

2013

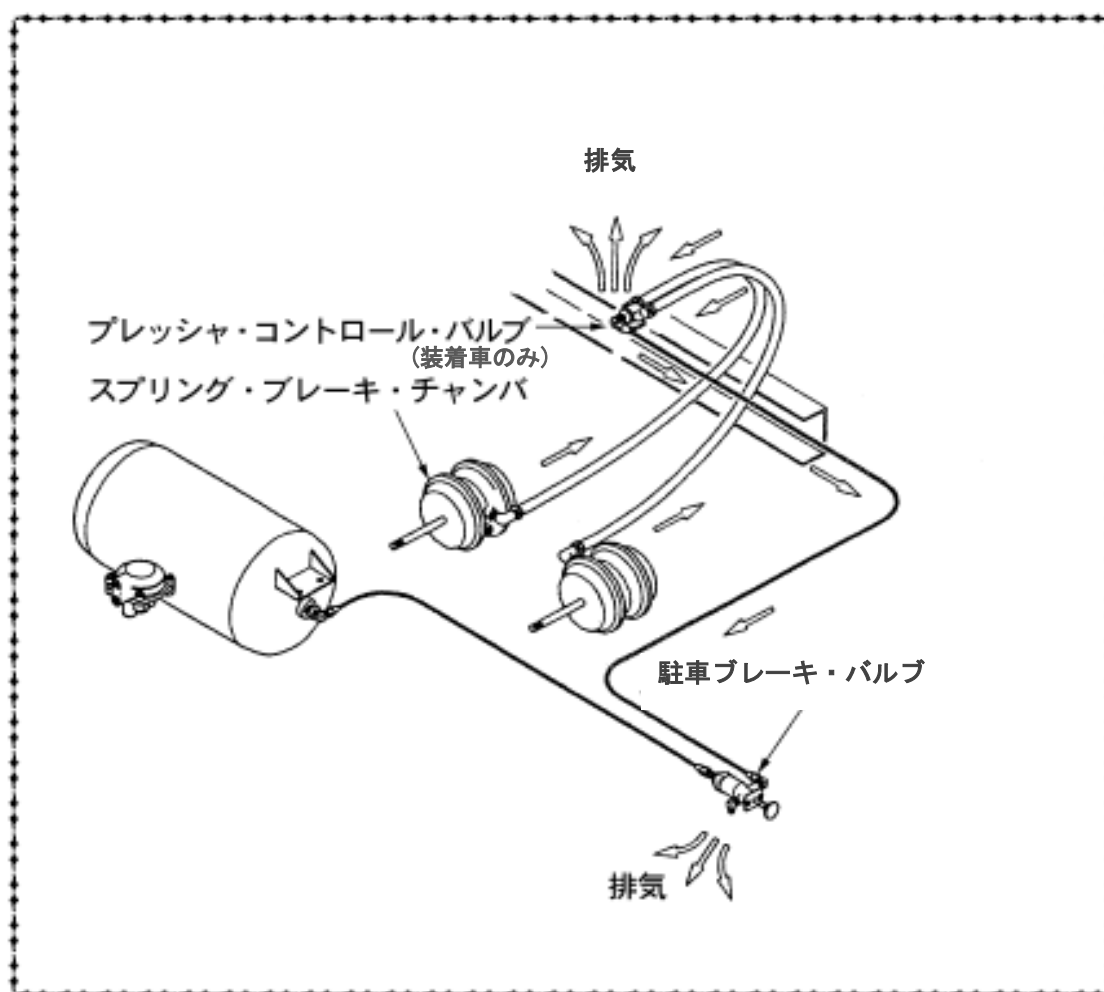
2016

2018

点検箇所	駐車ブレーキ機構	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	駐車ブレーキ・バルブの 排気口からの排気音の状態	点検方法	目視点検、聴覚点検		

【スプリング式駐車ブレーキ車のみ】

1. トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態ですりブレーキ・バルブを作動側に操作したとき、トレーラのスプリング・ブレーキ・チャンバが作動し、ブレーキがかかるかを点検する。
※規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照
2. 作動時にすりブレーキ・バルブからの排気音が正常であることを点検する。
3. すりブレーキ・バルブを解除側に操作したとき、スプリング・ブレーキ・チャンバが元に戻り、ブレーキが解除するかを点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- トレーラのエア・タンク内圧力が規定値（※）以下では、バルブ操作で解除出来ないことがあります。
その場合には、エア・タンクに規定の空気圧（※）を充填してから点検してください。

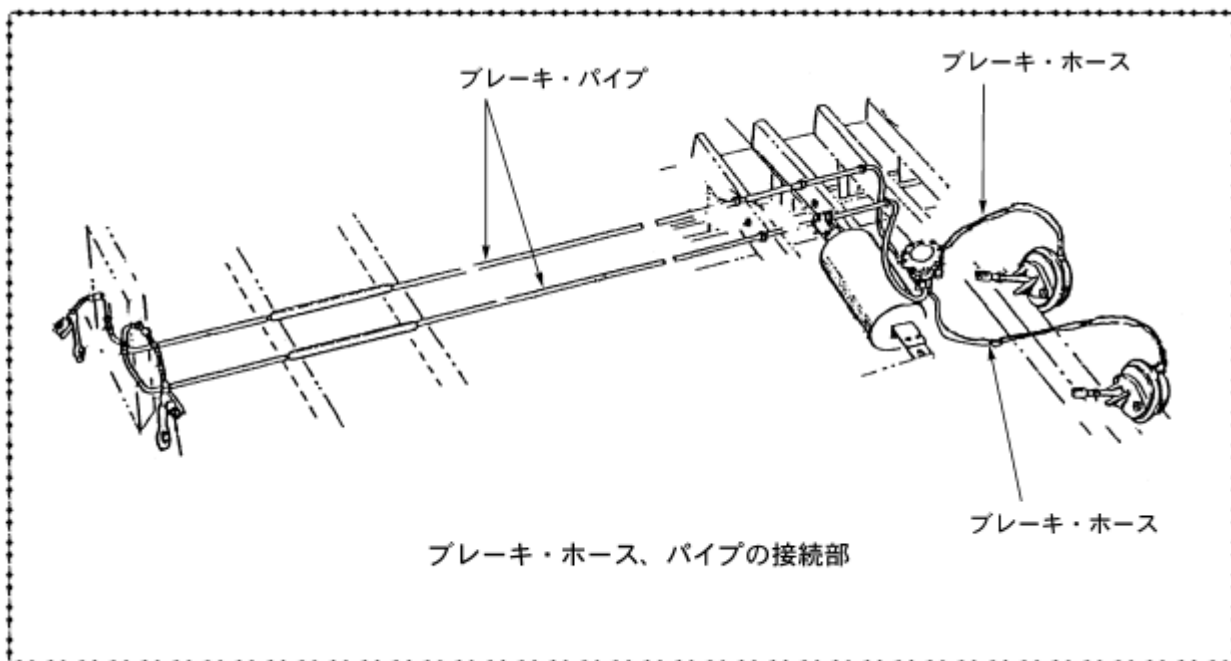
制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホース及びパイプ	点検整備時期		点検の分類	
		1月*1	3月	メーカー指定	法定点検
点検内容	漏れ、損傷及び取付状態	点検方法		目視点検、手工具による点検	
		12月		法定点検	法定点検

【連結状態】

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. トラクタと連結し、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ホース及び、パイプの接続部に石けん水などを塗布し、エア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止し、圧力計により、空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
2. 走行中の振動やハンドル操作などにより、パイプ及び、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。
3. ホースに劣化による膨らみや亀裂及び、損傷がないかを目視などにより点検する。
4. 接続部及び、クランプに緩みなどが無いかを、スパナなどにより点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- ブレーキ・ホースを構成しているゴムや繊維層は使用するにつれ劣化が進みます。車両によっては定期交換部品になっているので、メーカーの指定する時期に交換が必要です。

制動装置

2007

2013

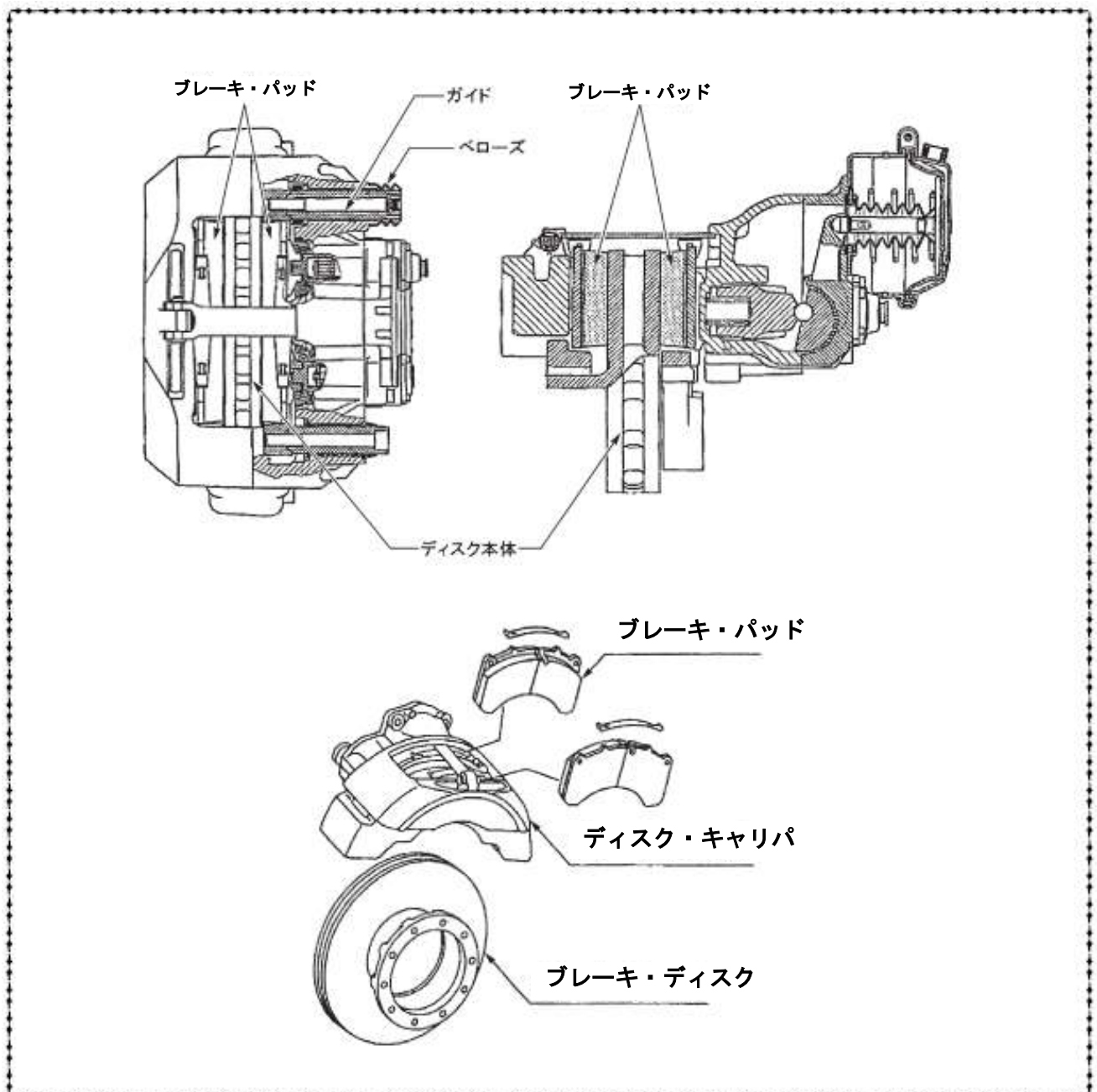
2016

2018

点検箇所	ディスク・キャリパ	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	機能、摩耗及び損傷	点検方法	目視点検、リフト・アップ点検		

【ディスク・ブレーキ車のみ】

1. リフト・アップなどの状態でホイールを取外し、ディスク・キャリパからブレーキ・パッドを取外し、ディスク・キャリパを全移動範囲にわたり手でスライドさせ、異常がないかを、目視などにより点検する。
2. ディスク・キャリパ周辺をエアガンなどで清掃し、ディスク・キャリパ取付け部と連結部に損傷がないかを、目視などにより点検する。
3. ベローズなど、ゴム製品の損傷がないかを、目視などにより点検する。



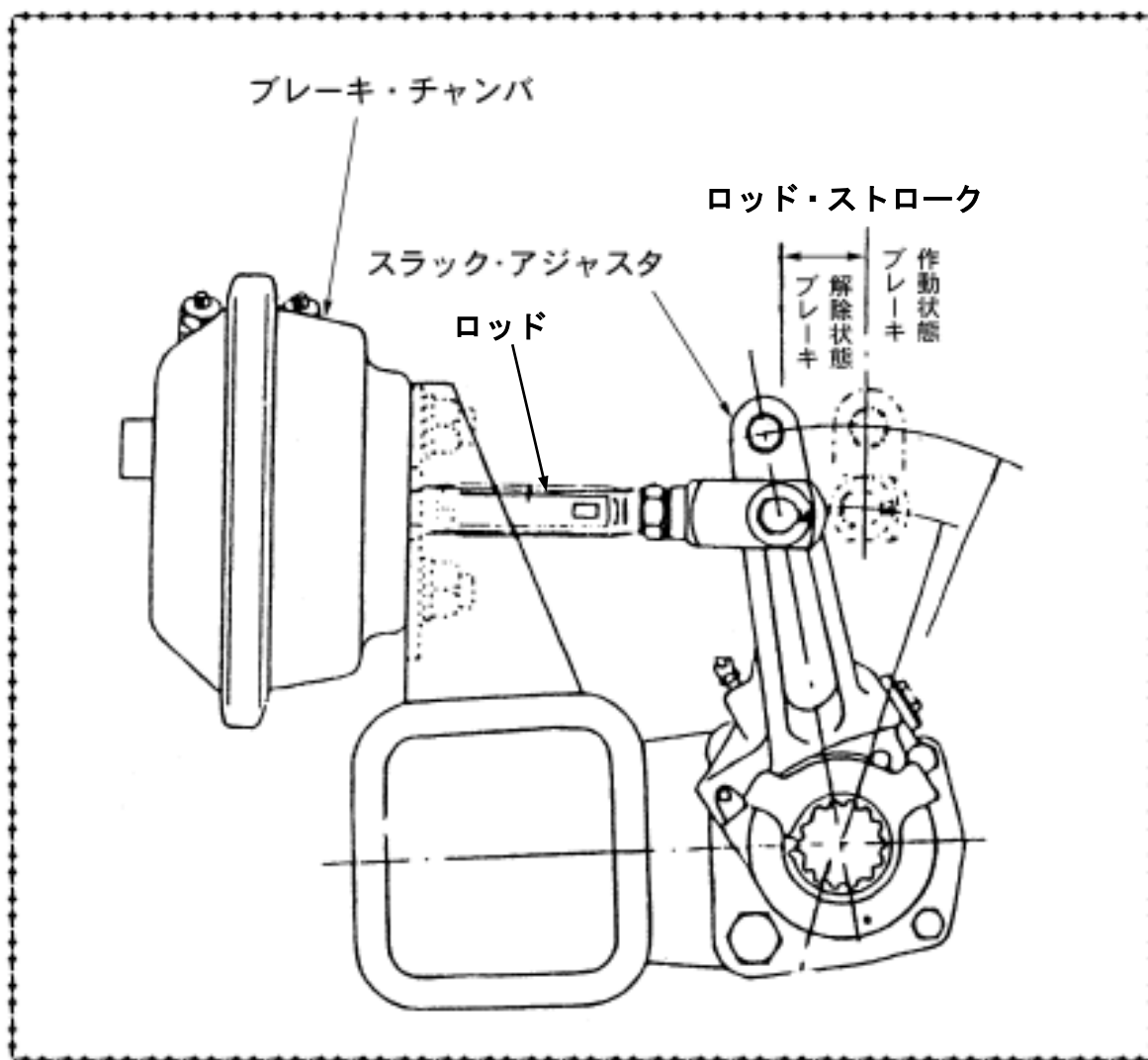
制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ブレーキ・チャンバ	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定
		1月*1	3月		法定点検
点検内容	ロッドのストローク	点検方法		測定点検	
		12月		法定点検	

【連結状態】

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲（※）にあるかを、スケールなどにより点検する。
 ※規定の空気圧、規定のロッド・ストローク範囲についてはトレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照



制動装置

2007

2013

2016

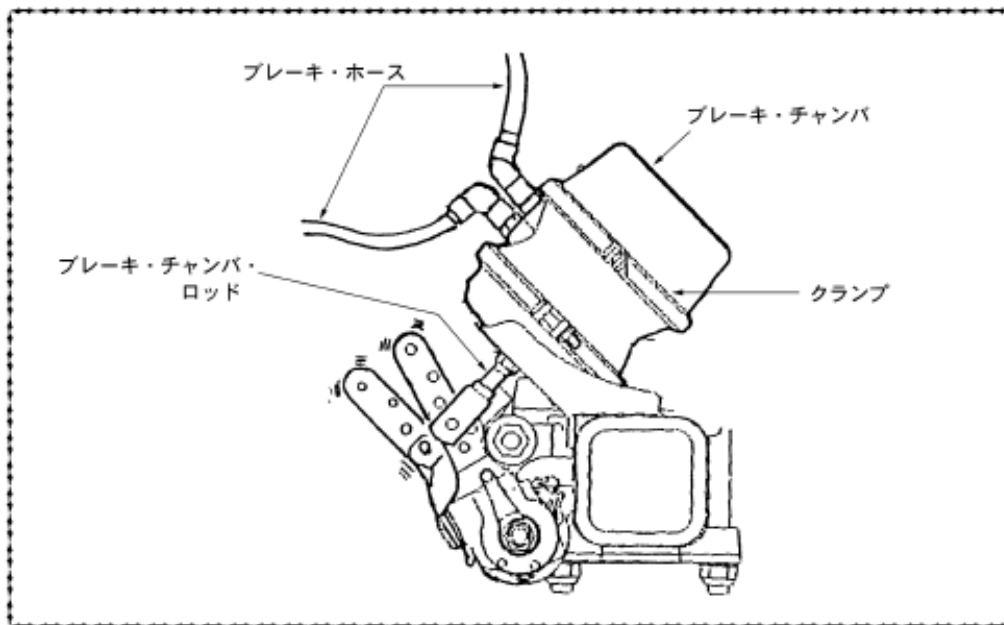
2018

点検箇所	ブレーキ・チャンバ	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【連結状態】

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのクランプ回りやホースの接続部に石けん水などを塗布し、エア漏れがないかを目視などにより点検する。
※規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照
2. ペダルを戻したとき、ブレーキ・チャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを、目視などにより点検する。
3. ブレーキ・チャンバを分解する場合には、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを、目視などにより点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- 使用状況により、法定点検に加えてメーカー指定の点検が必要です。ブレーキ・チャンバのダイヤフラム及び、ゴム部品やスプリング・チャンバ部は、定期交換部品になっているので、メーカーの指定する時期に交換する必要があります。

【注 意】

スプリング・ブレーキ室 (スプリング・チャンバ部) の分解禁止

スプリング・ブレーキ・チャンバにおいて、スプリング・ブレーキ室には強力なスプリングが入っています。不用意に分解すると、スプリングが飛び出し重大な事故の原因になります。



制動装置

2007

2013

2016

2018

点検箇所	ブレーキ・チャンバ	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【連結状態】

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

4. チャンバ内ダイヤフラムの定期交換

ブレーキ・チャンバやスプリング・ブレーキ・チャンバ内のダイヤフラムはゴム製品のため、経年により劣化するため、定期的な交換が必要。

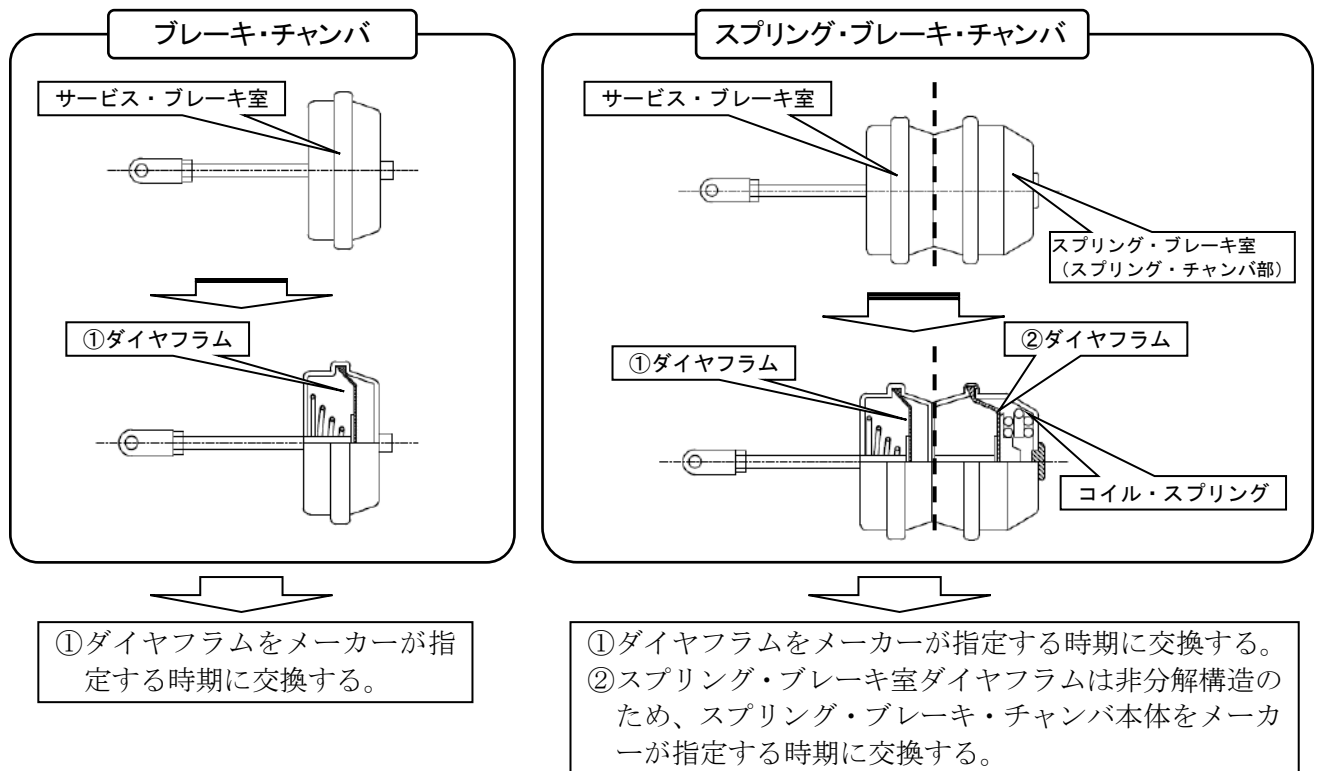
ただし、スプリング・ブレーキ室（スプリング・チャンバ部）内には強力なコイル・スプリングが組み込まれており、非分解構造のため、スプリング・ブレーキ・チャンバ本体の交換が必要。

【詳しくは各メーカーの取扱説明書を参照ください】

5. ブレーキ・チャンバとスプリング・ブレーキ・チャンバのダイヤフラムの違い

1) ブレーキ・チャンバには1個のダイヤフラムがある。(ダイヤフラム交換可能)

2) スプリング・ブレーキ・チャンバはサービス・ブレーキ室とスプリング・ブレーキ室で構成されているため、2個のダイヤフラムが組み込まれている。(サービス・ブレーキ室のダイヤフラムの交換は可能だが、スプリング・ブレーキ室は非分解構造の為、ダイヤフラム単体の交換は不可)



〈ワンポイント・アドバイス〉

- 劣化したダイヤフラムを使用し続けるとエア漏れにより、ブレーキの機能に支障をきたすおそれがあります。

【サービス・ブレーキ室の場合】

ブレーキ力の低下により、ブレーキが効かなくなるおそれがあります。

【スプリング・ブレーキ室の場合】

ブレーキの引き摺りを起こし、最悪の場合、火災に至るおそれがあります。

制動装置

2007

2013

2016

2018

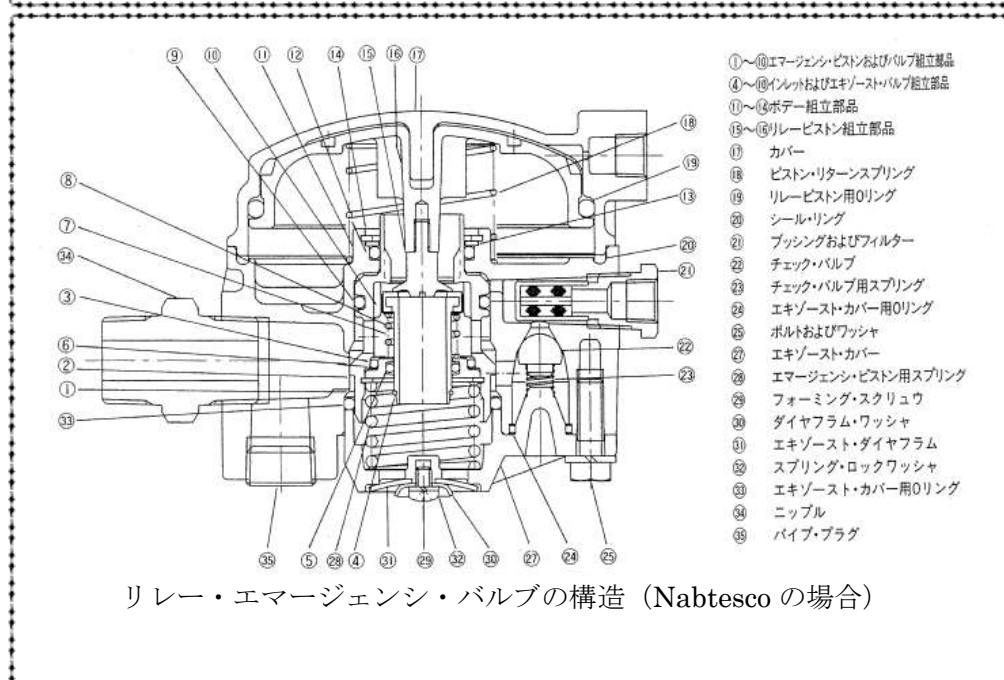
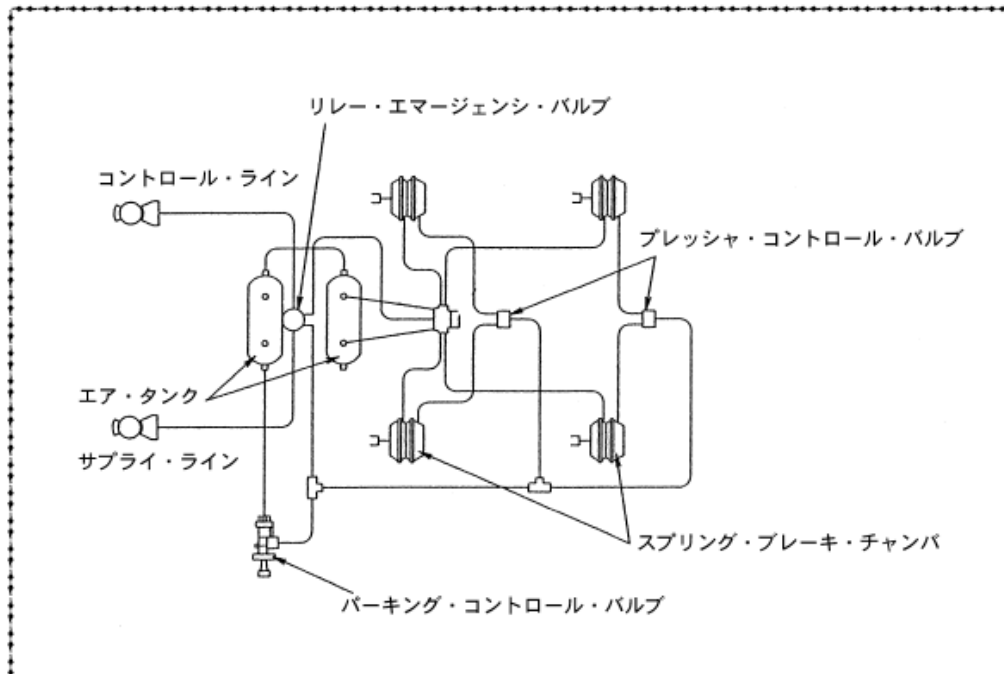
点検箇所	リレー・エマージェンシ・バルブ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	機能	点検方法	聴音点検、目視点検		

【連結状態】

2007年版適用車では、本点検項目に「リレー・エマージェンシ・バルブのリレー・ピストン部の凝水」の点検を含めて取り扱うことを推奨

1. トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態、補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、リレー・エマージェンシ・バルブからエア漏れがないかを、音により点検する。
また、ペダルを戻した時、バルブからのエアの排出に異常がないかを、音により点検する。
2. リレー・エマージェンシ・バルブの入口側と出口側に圧力計を取付け、トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解してバルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷、劣化がないか目視などにより点検する。

※規定の空気圧については、「トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照



制動装置

2007

2013

2016

2018

点検箇所	リレー・エマージェンシ・バルブ	点検整備時期	3月 12月 冬期前	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	リレー・ピストン部の凝水	点検方法	聴音点検、目視点検		

2007年版適用車では、本点検項目は「リレー・エマージェンシ・バルブの機能」の点検に含めて取り扱うことを推奨

〈リレー・エマージェンシ・バルブ内部の水分除去等、清掃の必要性〉

- ・ブレーキ・エア系統には、エア・ドライヤを通して多少の水分が含まれています。
冬季に気温が氷点下になる地域においては、その水分が凍結してその結果、車両のブレーキ作動不良を起こし、非常に危険な状態となります。
そのため、定期的な点検整備が必要です。

❄️ ❄️ ブレーキ機器の凍結に注意！ ❄️ ❄️

リレーピストン内部の水分が凍ると…



定期的なメンテナンスで
いつも「安心」「安全」運転を



1. コントロール・ラインのエア配管を取り外し、コントロール・ラインの水分を除去する。
2. バルブカバーの六角ボルト4本を外す。
3. バルブカバーとリレー・ピストンを、本体より取り外す。
4. バルブカバー部から、リレー・ピストンを取り外す。(Nabtesco 製のみ)
※リレー・ピストンを取り外す際、コントロールのポート部から圧縮エアを徐々に吹き込むと、簡単に外れます。
5. バルブカバー内部とリレー・ピストン部を点検し、水分および汚れがある場合は布等で清掃する。
※分解時には下記も実施してください。
 - コントロール・ライン、サプライ・ラインの配管内エアブロー
 - ゴム製品（Oリング等）の交換及び専用グリースの塗布

次頁の分解図も参照してください。

制動装置

2007

2013

2016

2018

点検箇所	リレー・エマージェンシ・バルブ	点検整備時期	3月	点検の分類	メーカー指定
			12月		メーカー指定
			冬期前	メーカー指定	
点検内容	リレー・ピストン部の凝水	点検方法	聴音点検、目視点検		

2007年版適用車では、本点検項目は「リレー・エマージェンシ・バルブの機能」の点検に含めて取り扱うことを推奨

Nabtesco の場合

バルブカバーからピストンを取り外し
バルブカバーの水分除去をする

上下を分離し上部の
バルブカバーを取り外す

外側:バルブカバー
内側:ピストン

丸印の上部4本の
ボルトを外す

点線部に必ず
専用グリースを塗布する

ピストン
Oリング

リレー・ピストンから
引き抜いたピストンの
上部の水分除去をする

注意:リレー・ピストンを本体に取付ける時、
Oリングに傷を付けないように注意する。
Oリングに傷を付けたら、摩耗していたら交換する。

WABCO の場合

バルブカバーを外し、バルブ本体
からリレー・ピストンを取外す

リレー・ピストン
水分を除去する

バルブカバー

丸印の上部4本の
ボルトを外す

注意:リレー・ピストンを本体へ取り付ける時、
Oリングに傷を付けない様に注意する。
Oリングに傷を付けたら、摩耗していたら交換する。

バルブ本体
内周面に専用グリース
を塗布する

〈ワンポイント・アドバイス〉

- リレー・ピストン部の水分および付着物除去と同様に、トラクタに装着されているエア・ドライヤの性能を維持するために、定期的な点検整備が必要です。
(交換部品や交換時期等については、各トラクタメーカーの取扱い説明書に従ってください。)



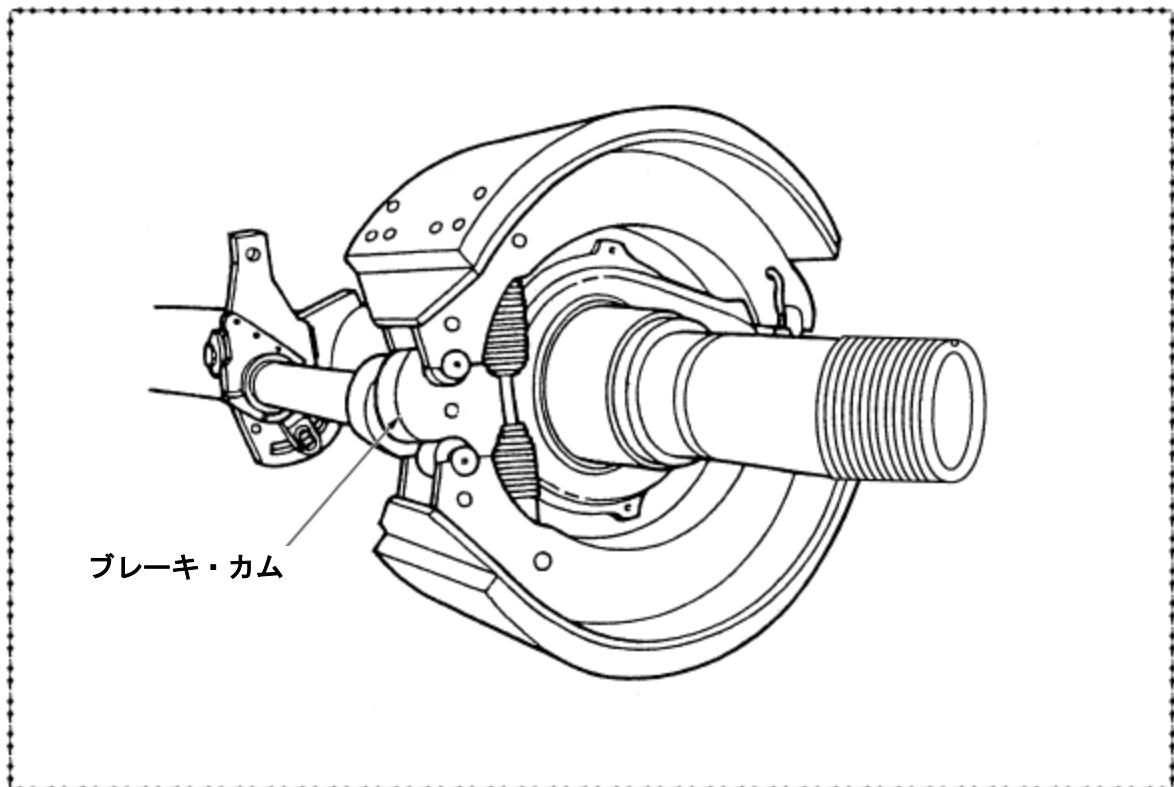
エア・ドライヤ

制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ブレーキ・カム	点検整備時期		3月*1 12月	点検の分類 メーカー指定 法定点検
点検内容	摩耗	点検方法		目視点検、リフト・アップ ^o 点検	

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. リフト・アップなどの状態でブレーキ・ドラムを外し、ブレーキ・カムに摩耗、損傷がないかを、目視などにより点検する。



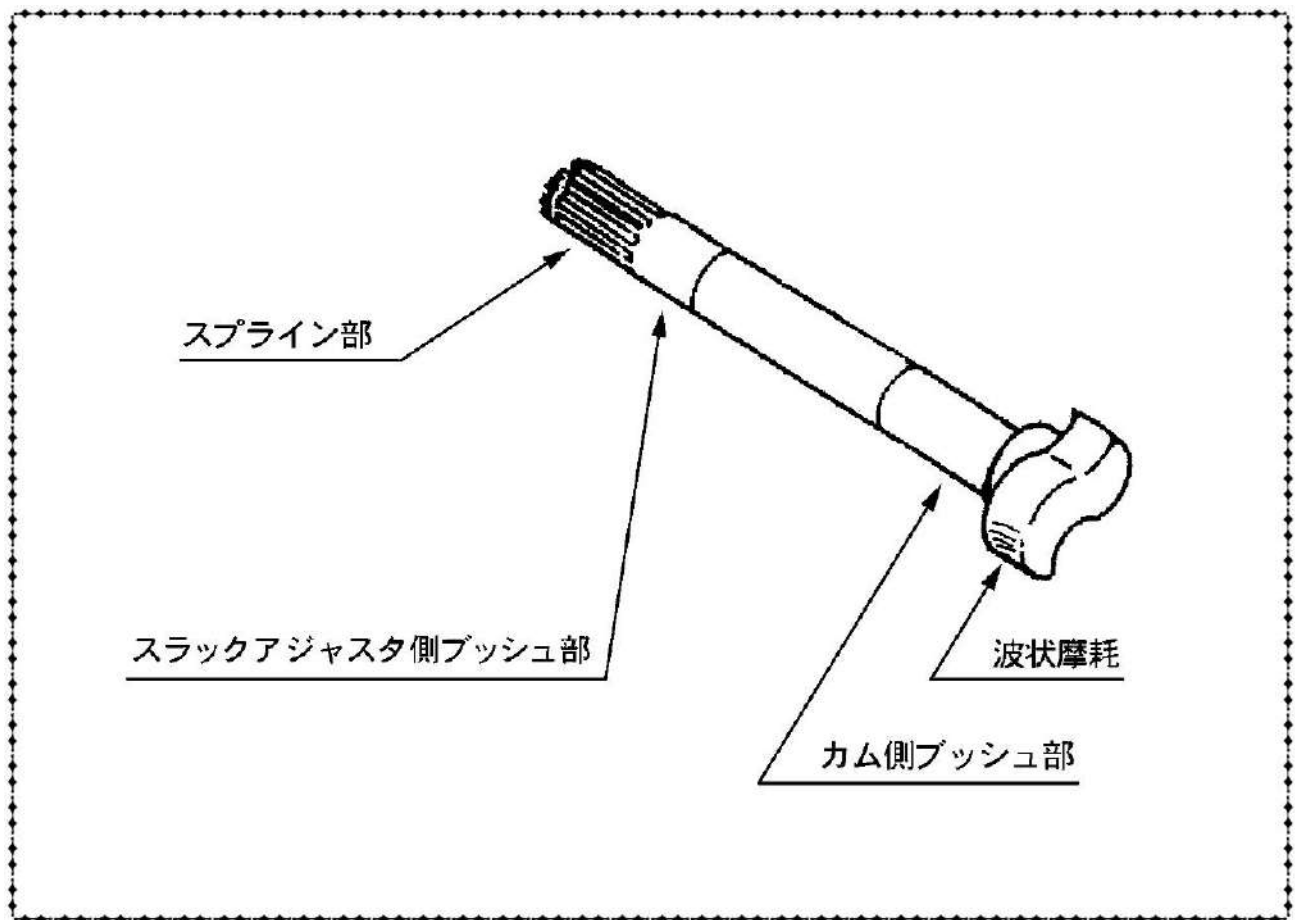
制動装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	ブレーキ・カム・シャフト	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	摩耗及び損傷	点検方法	目視点検、リフト・アップ [°] 点検、測定点検		

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・カム・シャフトを取り外し、ブッシュ部及びスプライン部に摩耗及び、損傷がないかを目視などにより点検する。特にカム面に波状摩耗がないかを点検する。
2. ブッシュ部の外径をノギス等により測定する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- ブレーキ・カム・シャフトは、トレーラメーカーで設定されている基準により判定し、摩耗限度に達したものは交換してください。

制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定
		1月*1	3月		法定点検
			12月		法定点検
点検内容	ドラムとライニングとのすき間	点検方法		目視点検、リフト・アップ点検、測定点検	

【ドラム・ブレーキ車のみ】

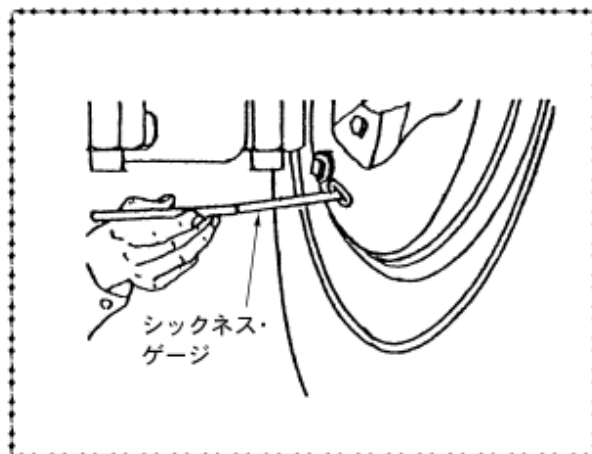
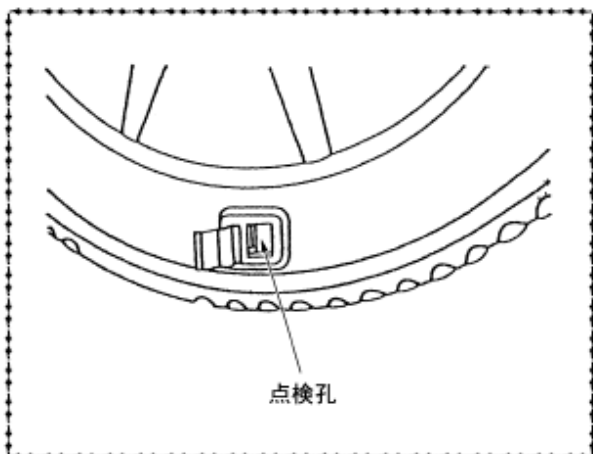
* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. 自動調整方式

トラクタと連結し、リフト・アップなどの状態でブレーキ・ペダル又は、駐車ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。

2. 手動調整方式

トラクタと連結し、リフト・アップなどの状態でブレーキ・ペダル又は駐車ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより点検し、点検孔のないものはスラック・アジャスタにより、すき間を調整する。



制動装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	点検整備時期	1月*1 3月*2 12月*2	点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	シューの摺動部分及びライニングの摩耗	点検方法	目視点検、リフト・アップ点検、測定点検 聴音点検		

【ドラム・ブレーキ車のみ】

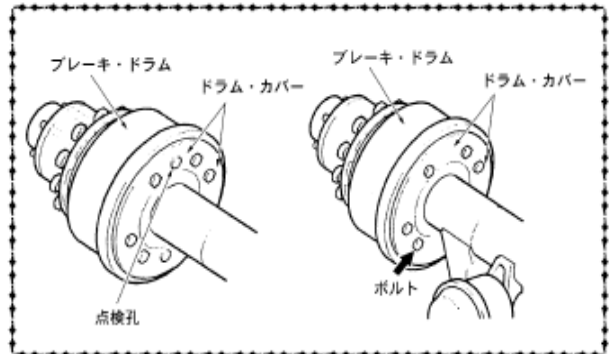
* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)
* 2 : 距離項目(本書 7 頁参照)

1. 3ヶ月点検時 (1ヶ月点検時:シビア・コンディション)

ライニングの残量を直接確認できる点検孔を有する構造又は、ドラム・カバーが取外せる構造の車両については以下の手順で点検する。

ただし、点検孔、又はドラム・カバーが取外せないもの及び、点検の結果、ライニングの残量が使用限度に近づいている場合や異状が認められる場合は、下記2項12ヶ月点検時の手順で点検する。

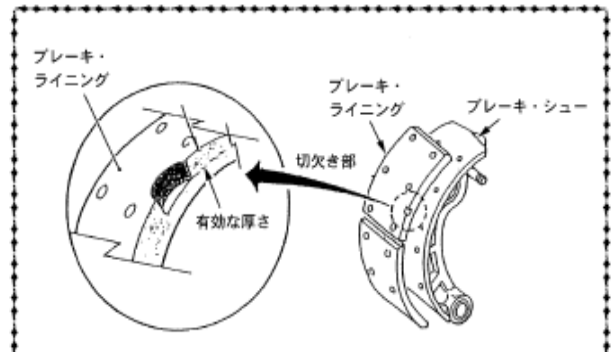
- ①ドラム・カバーを取外すか、ライニング残量点検孔から、ライニングの残量を目視で点検する。また、ライニングの端面に亀裂、剥離などの損傷がないかを、目視で点検する。
- ②低速で走行し、緩やかにブレーキを踏んだ時、ブレーキから異音が発生しないかを確認することにより、リベット、ボルトの緩みを点検する。
- ③リフト・アップなどの状態で、手でタイヤを回し、ブレーキを踏んだ状態からペダルを放した時に、直ぐにタイヤが回せるかで、シューの戻り不良(ブレーキの引きずり)がないかを点検する。



2. 12ヶ月点検時

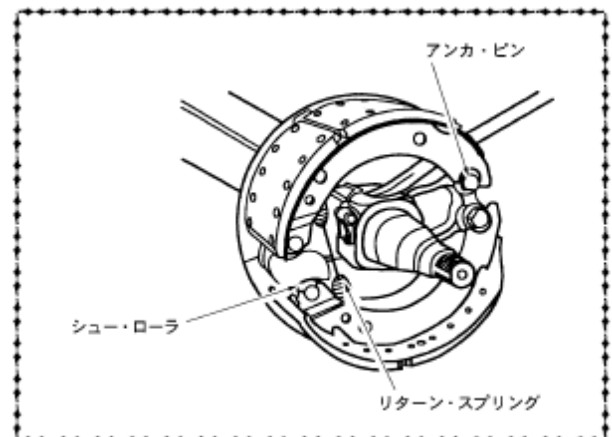
1) ブレーキ・ドラムを取外し点検する。

- ①ライニングに異状な摩耗や、損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。
- ②ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。
- ③リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。



2) シューを分解する場合には以下の点検をする。

- ①ブレーキ・シューの摺動部分の異状な摩耗や損傷がないか点検する。
- ②アンカ・ピンの摩耗や錆付状態、リターン・スプリングのへたりがないかを点検する。
- ③シュー・ローラがスムーズに作動するか点検する。
- ④調整装置がスムーズに作動するかを点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- ライニングは保安上重要な部品です。ブレーキの使用により、熱の影響を受けると同時に消耗が伴います。交換用の新品のライニングを、熱影響を受けたライニングと同時に使用すると制動力がばらつく要因となり、極端な場合には片効きの原因にもなりますので、交換時は左右輪を同時にすべてのライニングを交換することが必要です。

制動装置

2007

2013

2016

2018

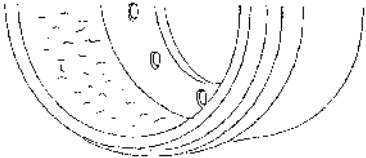
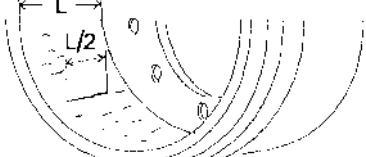



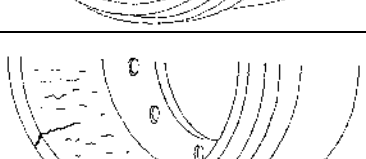
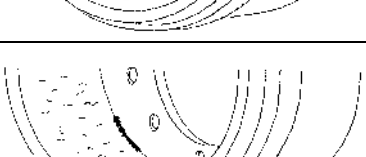
点検箇所	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	ドラムの摩耗、及び損傷	点検方法	目視点検、リフト・アップ点検		

【ドラム・ブレーキ車のみ】

*1：シビア・コンディション項目(本書18頁参照)

1. リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取外し、ドラムの内面に異状な摩耗（条痕、偏摩耗、段付摩耗）、ヒートクラック、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。

1) ヒートクラックの判定

ケース	状態図	状況	判定
1		摺動面の細かい網目状の割れ	使用可能
2		摺動面幅の L/2 未満の割れ	使用可能
3	A 	摺動面幅の L/2 以上にわたる連続した割れ	使用不可
	B 	摺動面幅の 40mm 以上で開口部が 1mm 以上の割れ	使用不可
4	A 	ドラム端面部に達した割れ	使用不可
	B 	摺動面の裏側まで達した割れ	使用不可
5		円周方向の割れ	使用不可

2) 摩耗量の判定

摩耗限度については、各トレーラメーカーが設定している基準値に基づき判定してください。

制動装置

2007

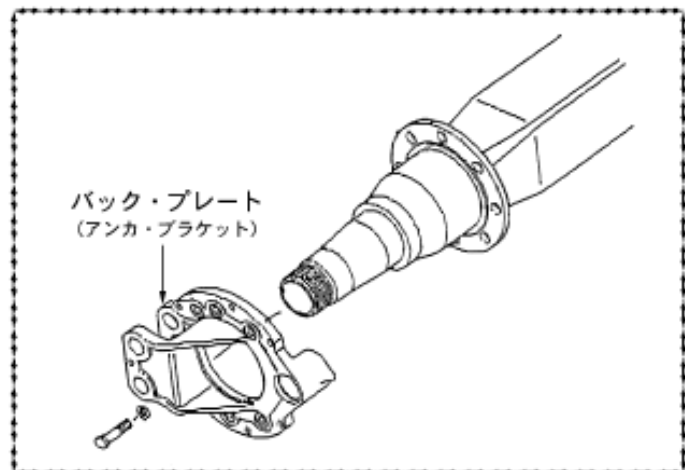
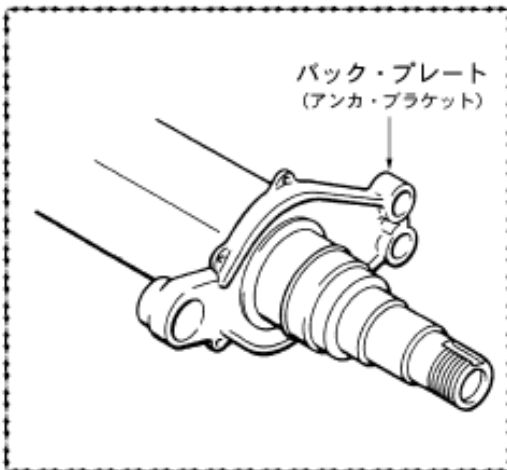
2013

2016

2018

点検箇所	バック・プレート(アンカ・ブラケット)	点検整備時期	12月	点検の分類	法定点検
点検内容	バック・プレートの状態	点検方法	目視点検、手工具による点検 リフト・アップ点検		

1. リフト・アップなどの状態で、バック・プレート（アンカ・ブラケット）に亀裂、損傷、変形がないかを、目視などにより点検する。
2. リフト・アップなどの状態で、バック・プレート（アンカ・ブラケット）の取付けボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。



制動装置

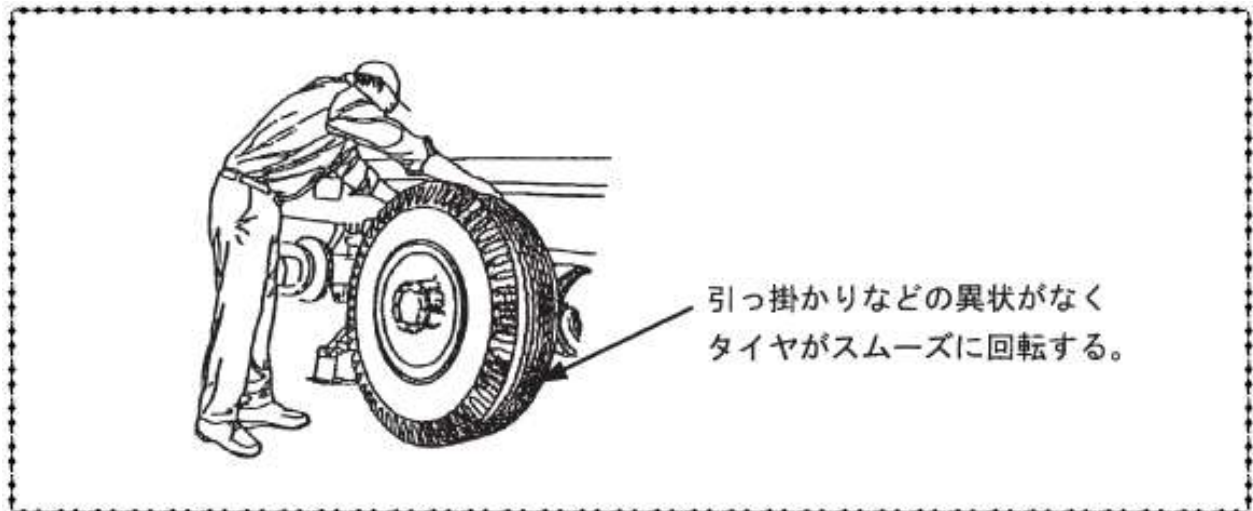
		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ブレーキ・ディスク及びパッド	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
		1月*1 3月*2 12月*2			
点検内容	ディスクとパッドとのすき間	点検方法		リフト・アップ点検、感覚点検	

【ディスク・ブレーキ車のみ】

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

* 2 : 距離項目(本書 7 頁参照)

1. リフト・アップなどの状態でタイヤを手で回したとき、異状な引きずりがないかを点検する。



制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ブレーキ・ディスク及びパッド	点検整備時期 1月*1 3月*2 12月*2		点検の分類	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	パッドの摩耗	点検方法		リフト・アップ点検、目視点検、測定点検	

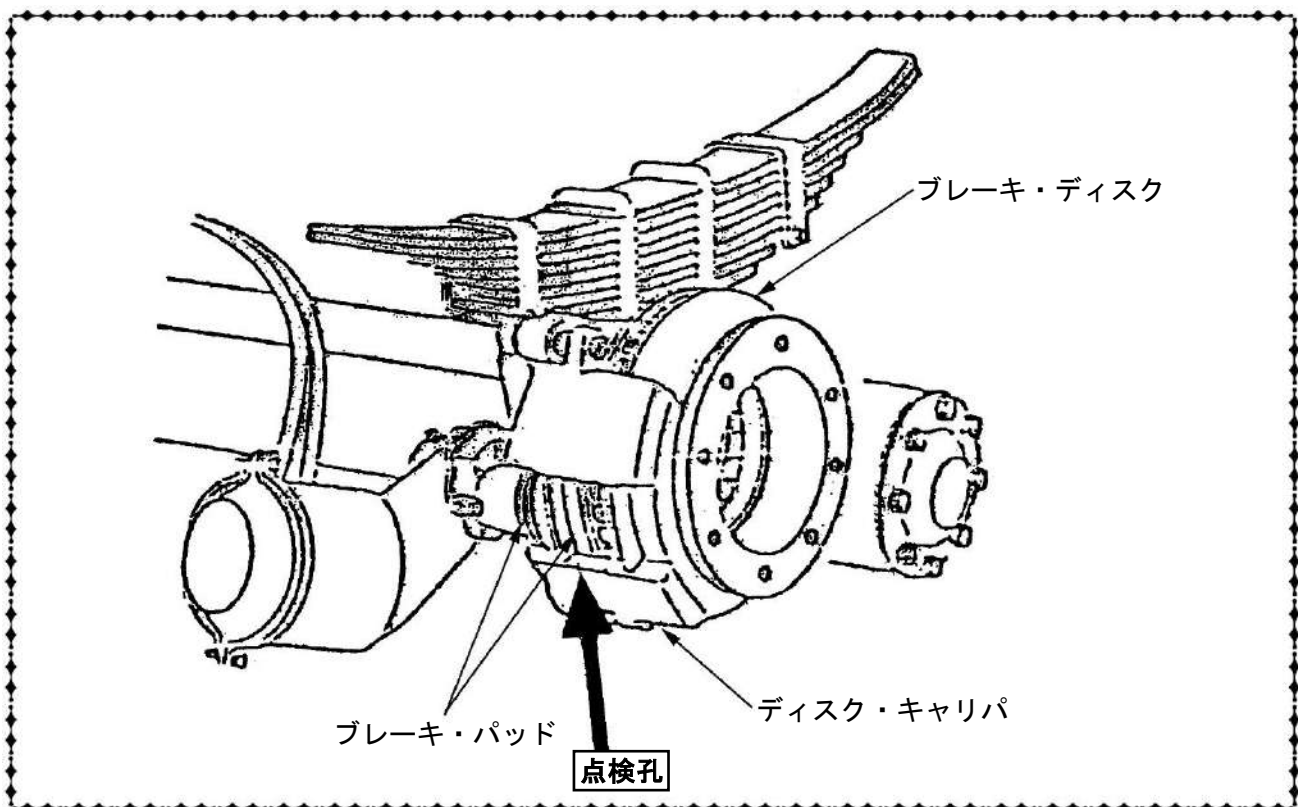
【ディスク・ブレーキ車のみ】

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

* 2 : 距離項目(本書 7 頁参照)

1. リフト・アップなどの状態で、ホイールを取外しディスク・キャリパの点検孔からブレーキ・パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。

※ブレーキ・パッドの厚みが、使用限度以上あること（インジケータのあるものはインジケータにて確認）。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- ブレーキ・パッドは保安上重要な部品です。ブレーキの使用により、熱の影響を受けると同時に消耗が伴います。交換用の新品のブレーキ・パッドを、熱影響を受けたブレーキ・パッドと同時に使用すると制動力がばらつく要因となり、極端な場合には片効きの原因にもなりますので、交換時は左右輪を同時にすべてのブレーキ・パッドを交換することが必要です。

制動装置

2007

2013

2016

2018

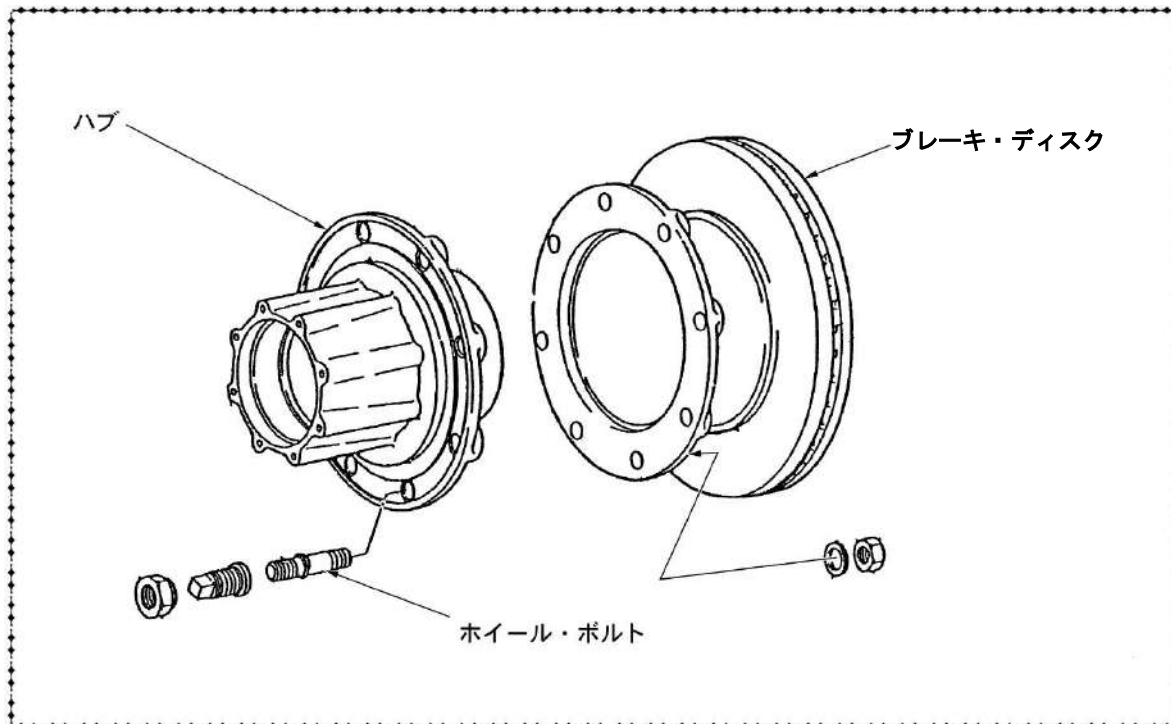
点検箇所	ブレーキ・ディスク及びハブ	点検整備時期	3月*1 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	ディスクの摩耗及び損傷	点検方法	リフト・アップ点検、目視点検		

【ディスク・ブレーキ車のみ】

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. リフト・アップなどの状態で、ホイールを取外しブレーキ・ディスクに異状な摩耗や損傷がないかを、目視などにより点検する。

※ブレーキ・ドラムと同様にブレーキ・ディスク表面は、熱影響によりヒートクラックが発生するが、発生したヒートクラックが長く繋がり、損傷に至るおそれがないかを点検する。



1) ヒートクラックの判定

状態図	状況	判定
	ブレーキ・ディスク幅の75%未満の亀裂長さ	使用可能
	ブレーキ・ディスク幅の75%以上の亀裂長さ	使用不可

2) 摩耗量の判定

摩耗限度については、各トレーラメーカーが設定している基準値に基づき判定してください。

制動装置

2007

2013

2016

2018

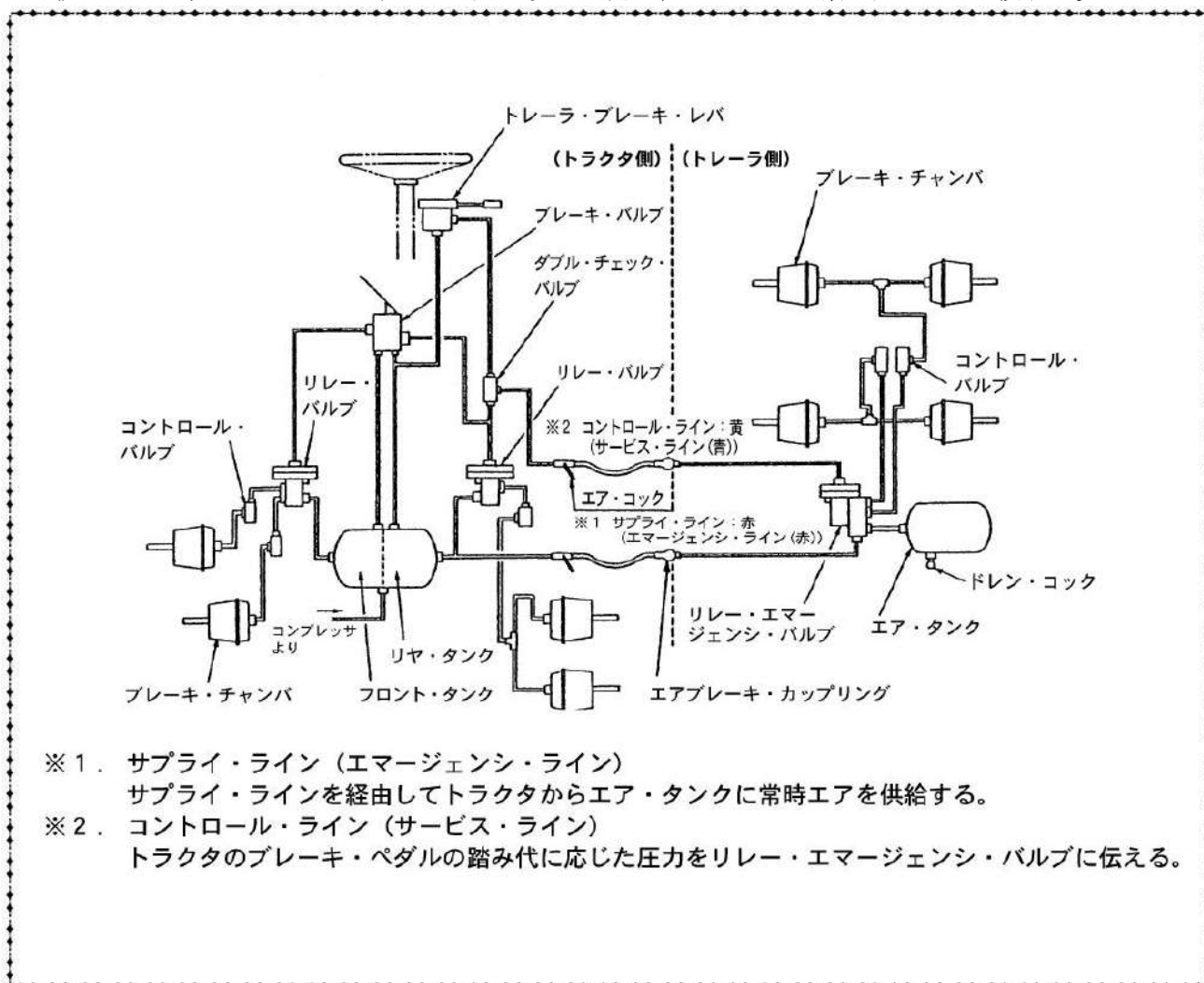
点検箇所	分離ブレーキ	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	Eマシンのブレーキの作動確認			点検方法	目視点検

【連結状態】

1. トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態ですプライ・ライン（エマージェンシ・ライン）のホース・カップリングを切離したとき、トレーラのブレーキ・チャンバが作動しブレーキがかかるかを点検する。なお、中期ブレーキ対応車は、トラクタ側の駐車ブレーキを解除した状態で点検する。

※規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照

2. 上記の状態から再度、プライ・ライン（エマージェンシ・ライン）のホース・カップリングを接続したとき、ブレーキ・チャンバが元の状態に戻り、ブレーキが解除するかを点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- トレーラ及びトラクタのエア・タンク内圧力が規定値以下では、上記の作動ができない場合があります。その場合には、エンジンを掛けエア・タンクに規定の空気圧を充填してから点検してください。

制動装置

2007

2013

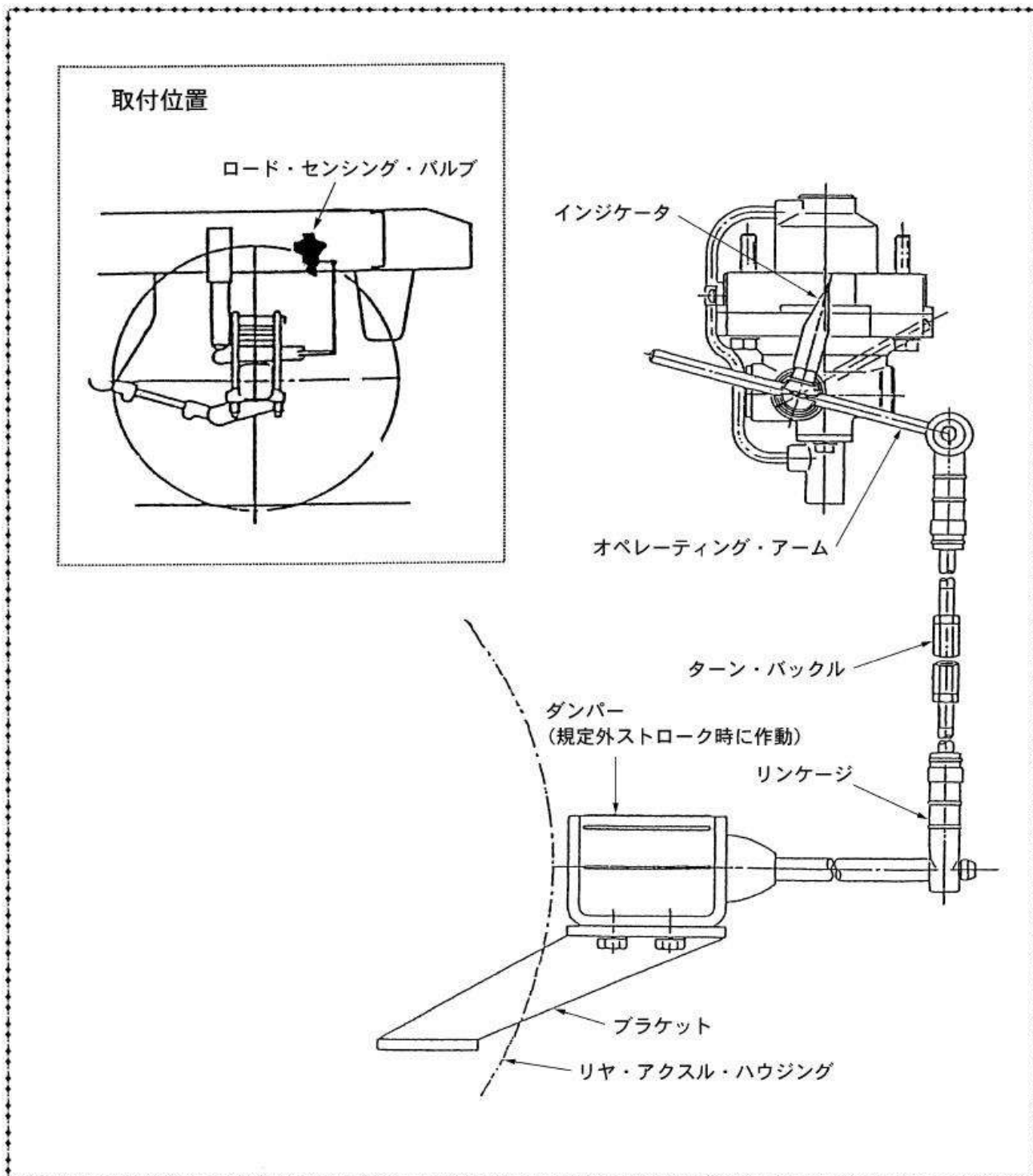
2016

2018

点検箇所	ロード・センシング・バルブ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	取付状態	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【連結状態】【取付車のみ】

1. バルブ、ブラケット、ロッド、ターン・バックルの取付けボルト、割りピンの脱落、緩みがないかを、目視及び、スパナなどにより点検する。



ロード・センシング・バルブ取付け状態 (例)

制動装置

2007

2013

2016

2018

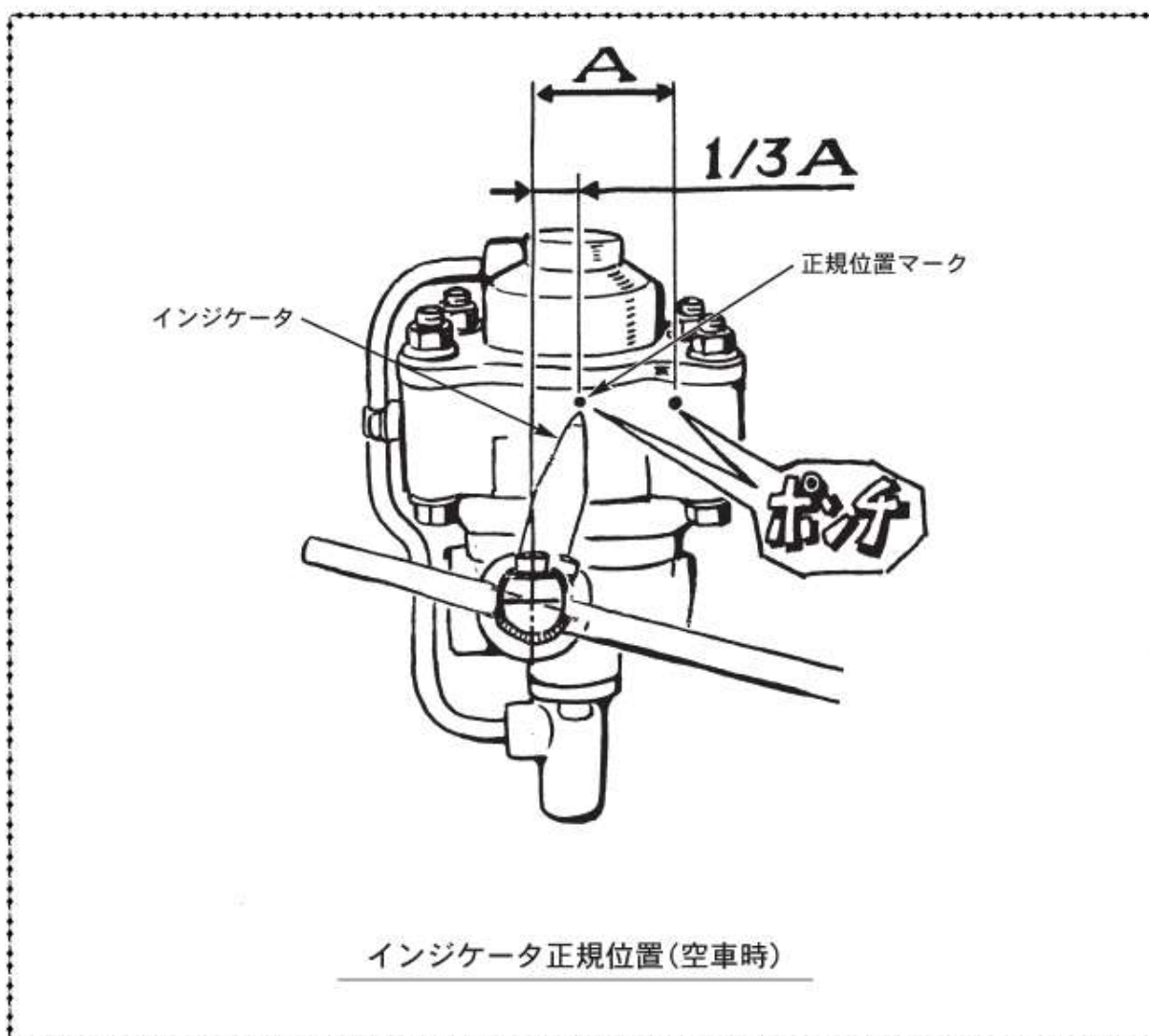
点検箇所	ロード・センシング・バルブ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【連結状態】【取付車のみ】

1. トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませバルブ本体、排気ポート、配管接続部に石けん水などを塗り、エア漏れがないかを、目視などにより点検する。

※規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照

2. 空車状態で、インジケータの指示が正規の位置にあるかを点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- ロード・センシング・バルブは、積載量に応じてトレーラ後軸の制動力を調節し、タイヤロックを減少させる役目をしています。調節が適切に行われていない場合、制動力不足になり、ジャック・ナイフ現象などを起こしやすくなり、非常に危険ですから、点検、調整を確実に実施してください。

制動装置

2007

2013

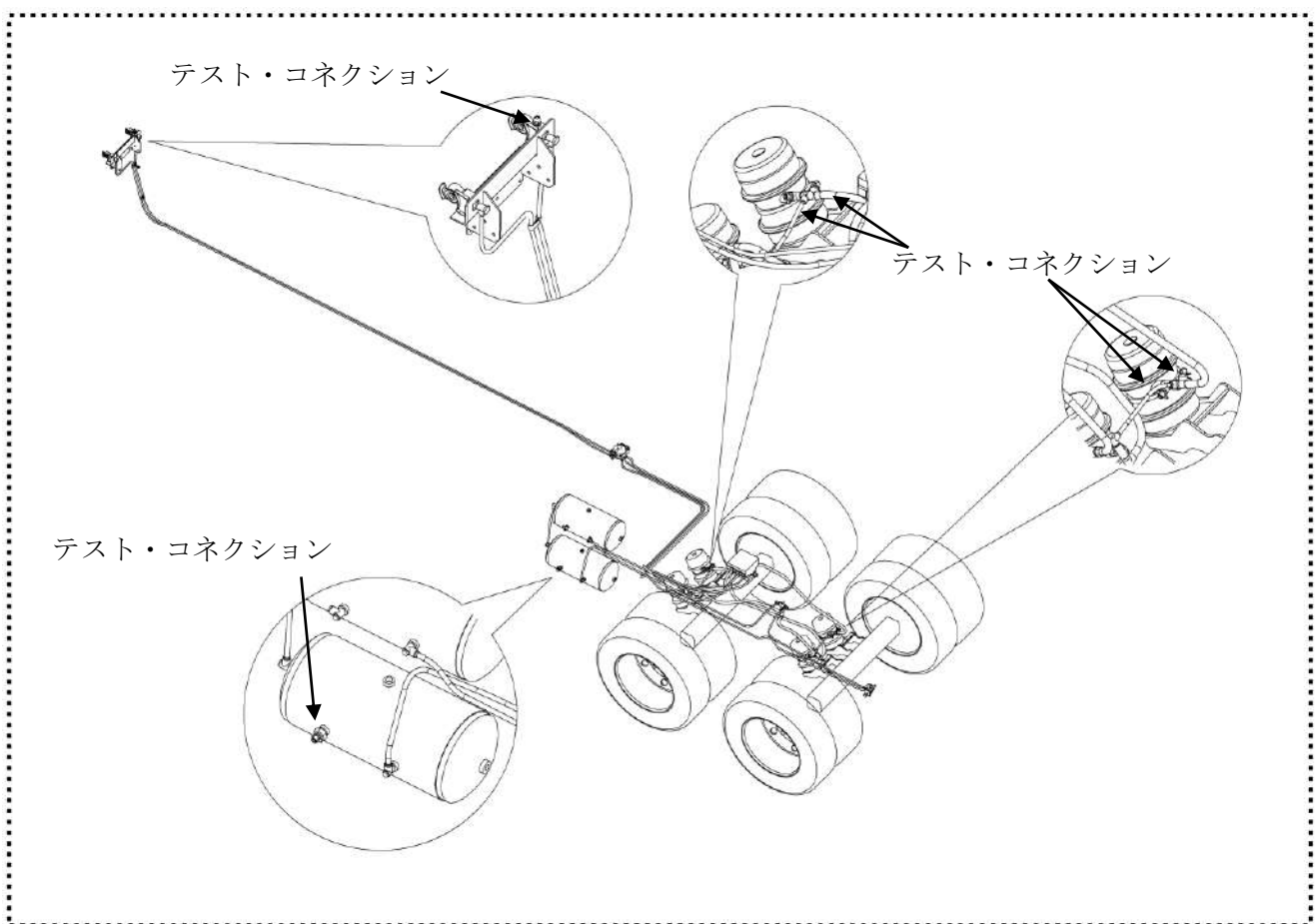
2016

2018

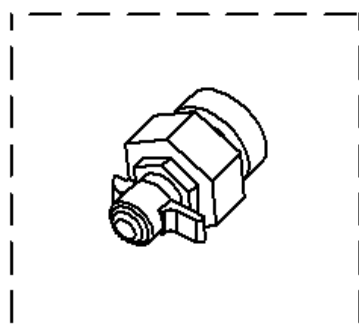
点検箇所	テスト・コネクション	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	エア漏れ	点検方法	目視点検		

【連結状態】【取付車のみ】

1. トラクタと連結し、規定の空気圧（※）の状態補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、テスト・コネクションに石けん水などを塗布し、エア漏れがないかを、目視などにより点検する。
 ※規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照
2. 取付け部、及び保護キャップなどに緩み、異状がないかを、スパナなどにより点検する。
 ※テスト・コネクションの取付け位置は、各トレーラメーカーの取扱説明書などの指示による。



テスト・コネクションの例



制動装置

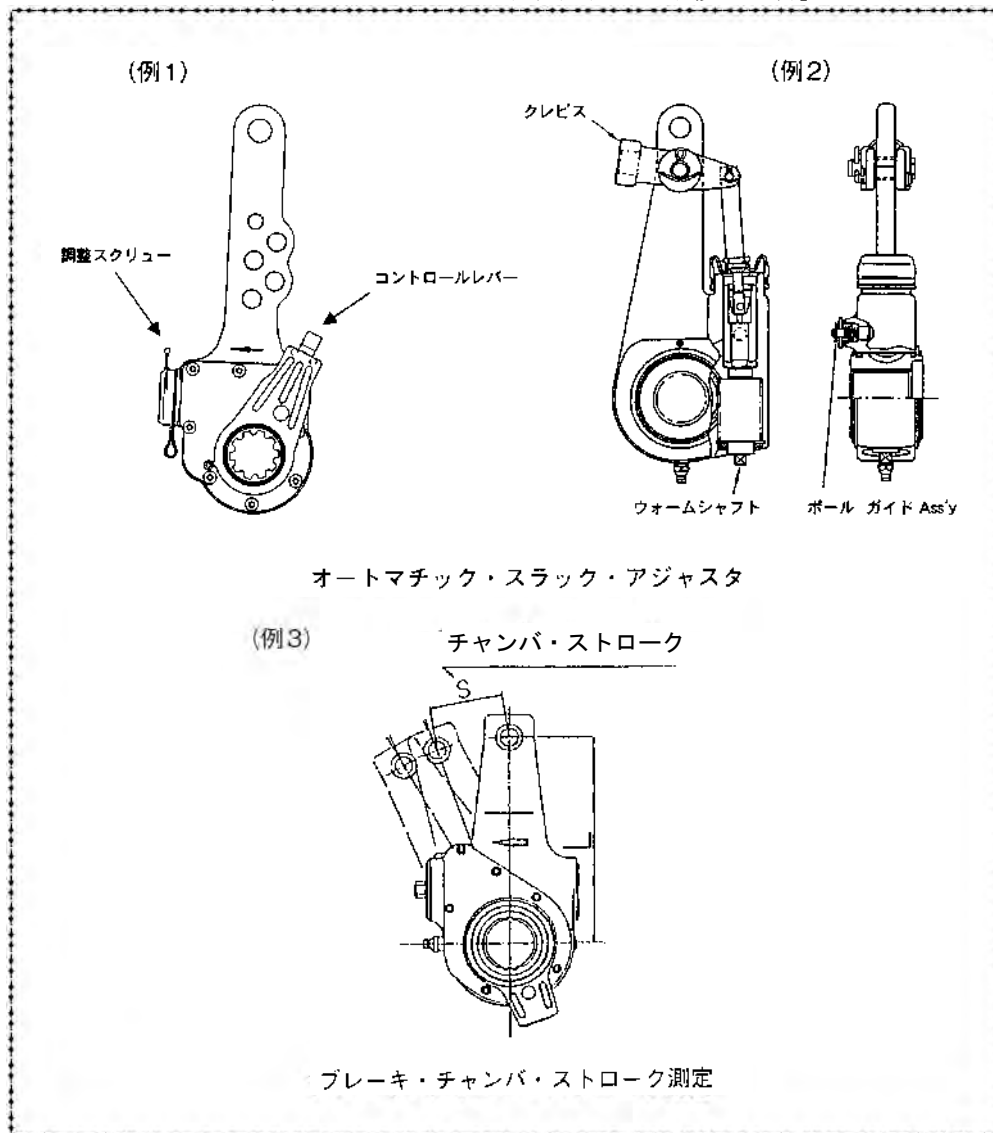
		2007	2013	2016	2018
点検箇所	オートマチック・スラック・アジャスタ	点検整備時期 1月*1 3月 12月		点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法		目視点検	

【自動調整式車のみ】

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. オートマチック・スラック・アジャスタ本体に損傷・変形がないかを、目視などにより点検する。
2. 調整スクリューを戻し、規定の空気圧（※）の状態ではブレーキを数回作動させ、開放したときに、調整スクリューが回転するかを、目視で点検する。

※規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照



〈ワンポイント・アドバイス〉

● 点検の注意

- (1) トラクタの駐車ブレーキ・レバーの多用、又、登り降りの頻繁な走行等ではオートマチック・スラック・アジャスタに負担がかかるため、『シビア・コンディション点検』が必要です。
- (2) オートマチック・スラック・アジャスタの不具合が進行すると、当該車輪の制動力が低下するおそれがあります。確実に点検し、異状がある場合には部品交換など、適切な処置を行ってください。
- (3) シビア・コンディションでは、オートマチック・スラック・アジャスタは、3年毎の定期交換部品です。(2013年4月以降の新規登録車に適用されます)

制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	オートマチック・スラック・アジャスタ	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法	目視点検		

【自動調整式車のみ】

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

3. オートマチック・スラック・アジャスタの点検要領

1) 点検項目・点検整備時期

○：メーカー指定項目 ◇：シビア・コンディション項目 ●：法定点検項目

点検項目		点検整備時期		
点検箇所	点検内容	1ヶ月ごと	3ヶ月ごと	12ヶ月ごと
ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	◇	●	●
オートマチック・スラック・アジャスタ	給油脂	◇	●	●
	機能 ※1	◇	○	○

※1 オートマチック・スラック・アジャスタの機能点検には、「本体の損傷や亀裂の点検」、「自動調整機能の点検」及び「アジャスト・スクリュウ回転トルクの点検」が含まれる。

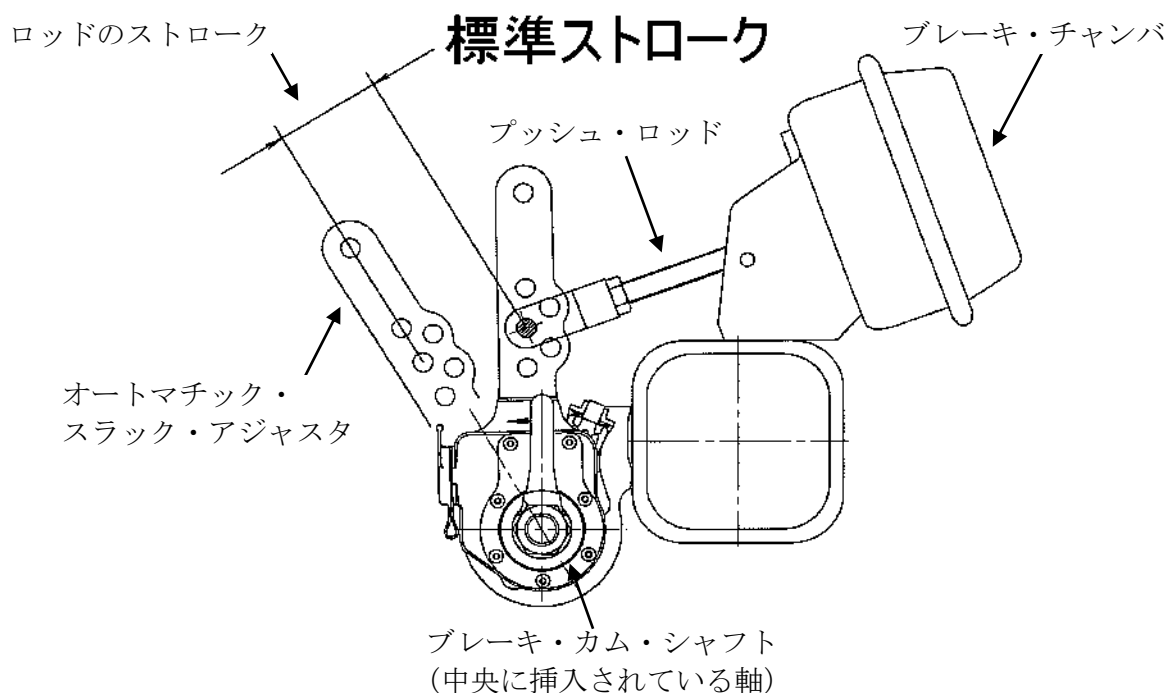
2) ブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッド・ストロークの点検方法

①トラクタの空気圧力計が規定圧（※2）であることを確認して、エンジンを停止する。

※2 規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照

②フット・ブレーキを数回踏み込み、トラクタの空気圧力計が500kPaとなったときにフット・ブレーキを数回踏み込み、ブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッドのストロークを確認する。なお、標準ストローク等は、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照。

ブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッド・ストロークが正常範囲内でない場合は、4) 項のオートマチック・スラック・アジャスタの機能の点検を実施する。



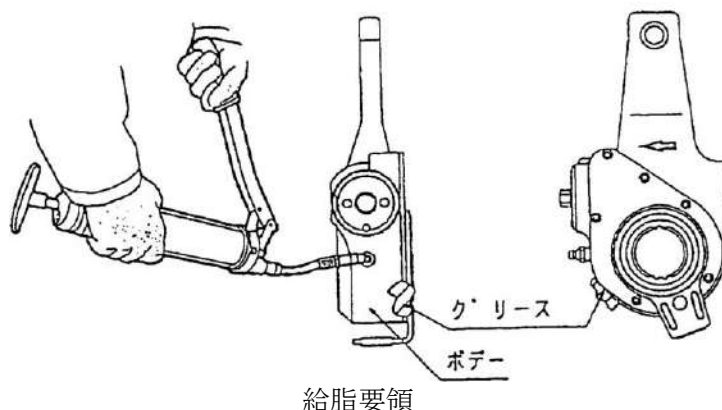
制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	オートマチック・スラック・アジャスタ	点検整備時期 1月*1 3月 12月		点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	機能	点検方法		目視点検	

【自動調整式車のみ】

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

- 3) オートマチック・スラック・アジャスタの給油脂
 オートマチック・スラック・アジャスタ本体のグリース・ニップルから指定のグリースを注入し、古いグリースが押し出されるまで十分に給脂をする。



- 4) オートマチック・スラック・アジャスタの機能の点検

① 損傷や亀裂の点検

本体に損傷や変形がないかを、目視などにより点検する。

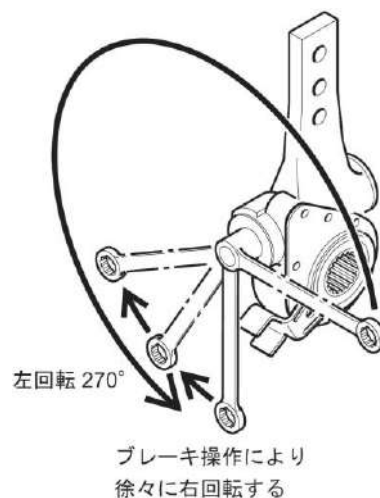
② スプライン部のがたの点検

ブレーキを開放した状態で、オートマチック・スラック・アジャスタを手で作動させるなどしてブレーキ・カム・シャフトとの動きに、がたがないかを確認する。

③ 自動調整機能とアジャスト・スクリュー回転トルクの点検 **【Haldex 社製のオートマチック・スラック・アジャスタの場合】**

③-1 自動調整機能の点検

- トラクタ・トレーラに車輪止めを掛け、全ブレーキを開放する。
- アジャスト・スクリューを12mmのメガネレンチまたはソケット・レンチを使用し、右方向に一杯に廻す。
 (左右とも同一部品、以下左右とも同一に調整する)
- 左方向に3/4回転(270°)戻す。
- エンジンを掛けて、トラクタのエア圧を規定値(590kPa以上)にする。
- エンジンを掛けたまま、フット・ブレーキを20~30回作動させた後、ブレーキを掛ける毎にメガネレンチが右回りに徐々に回転すること、及びブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッド・ストロークが標準値及び限界値以下となることを確認する。



③-2 アジャスト・スクリューの回転トルクの点検

アジャスト・スクリューをメガネレンチで左回りに廻すとき、ノッチ音がして約18N・m以上のトルクが必要。

③-1 項、③-2 項いずれか1項でも不適であれば、オートマチック・スラック・アジャスタの機能が損なわれている為、オートマチック・スラック・アジャスタを交換する。

制動装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	オートマチック・スラック・アジャスタ	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定	
点検内容	機能	点検方法		目視点検	

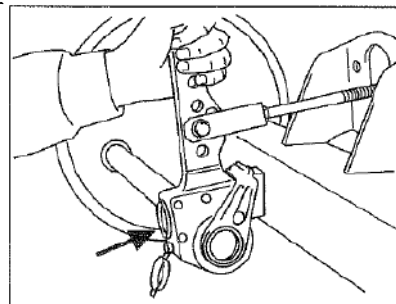
【自動調整式車のみ】

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

④自動調整機能とアジャスト・スクリュー回転トルクの点検【BPW 社製のオートマチック・スラック・アジャスタの場合】

④-1 自動調整機能の点検

- a. トラクタ・トレーラに車輪止めを掛け全ブレーキを開放する。
- b. 調整スクリューを反時計方向へ3/4回転程度回してブレーキ・チャンバのプッシュ・ロッド・ストロークを50mm以上とする。
- c. オートマチック・スラック・アジャスタを手で作動させて次の機能を確認する。
 - i) カチ、カチという調整音が聞こえることを確認する。
 - ii) 調整スクリューが作動のたびに時計方向へわずかに回転する。

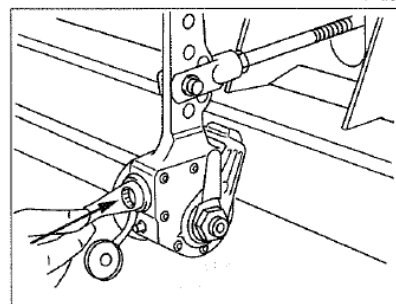


④-2 自動調整機能が確認できない場合の点検

調整スクリューを回すとオートマチック・スラック・アジャスタが前後に動くかどうかを点検する。

以下の状態ではオートマチック・スラック・アジャスタが損耗しているので交換してください。

- a. 調整スクリューを回してもオートマチック・スラック・アジャスタが前後に動かない。
- b. 調整スクリューの回転トルクが17N・mを越すか、異常に軽い場合。



〈ワンポイント・アドバイス〉

●機能点検後あるいは交換後の処置

オートマチック・スラック・アジャスタ等の機能点検後あるいは交換後のブレーキ調整等の整備は、トレーラメーカー各社発行の「整備要領書」、または「取扱説明書」に基づき、行ってください。

制動装置

2007

2013

2016

2018

点検箇所	ABS装置/EBS装置	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	警告灯の作動確認、部品の機能確認、車速度センサーの作動確認	点検方法	目視点検、走行点検		

【連結状態】【ABS/EBS 付車のみ】

1. トラクタと連結し、トラクタのスタータ・スイッチを“OFF”から“ON”位置にしたとき、運転席の「トレーラ・ウォーニング・ランプ」が点灯するかを点検する。
2. 同時に「インフォメーション・ランプ」が点灯した後、消灯するかを点検する。
3. 走行開始後、定めたられた車速以上（メーカー指定数値による）になるか、または、数秒後に「トレーラ・ウォーニング・ランプ」が消灯するかを点検する。

【ABS/EBS ランプの表示例】

	トレーラABS ウォーニング・ランプ	トレーラABS インフォメーション・ ランプ	トラクタABS ウォーニング・ラン プ	EBS ウォーニン グ・ランプ
い す ゞ	 トレーラ側ABSが故障 の場合に点灯	 ABS未装着トレーラ連結 時に点灯 ABSジャンパーケーブル が接合されていない場合に 点灯		 停車中  走行中  ABS、EBSが異常の 場合に点灯
U D	 トレーラ側ABSが故障 の場合に点灯 キースイッチ「ON」で点 灯 数秒後又は、車速7km/ h以上で消灯	 ABS未装着トレーラ連結 時に点灯	 トラクタ側ABSが故 障の場合に点灯 詳細はトラクタの取扱 説明書を参照ください。	 EBSシステムに異常及 び機能低下があると点灯 し、ブザーが鳴ります。
日 野	 トレーラ側ABSが故障 の場合に点灯 スタータキー「ON」で点 灯し、ABS正常時、消灯	 ABS未装着トレーラ連結 時に点灯 ABSジャンパーケーブル が接合されていない場合に 点灯		  EBS・ABS異常 ABS、EBS又はハブ が異常の場合に点灯
ふ そ う	ランプ  多重表示モニター  トレーラ側ABSが故障 の場合に点灯	ランプ点灯無し 多重表示モニター  ABS未装着トレーラ連結 時に点灯 ABSジャンパーケーブル が接合されていない場合に 点灯	ランプ  多重表示モニター  トラクタ側ABSが故 障の場合に点灯	ランプ  多重表示モニター 

制動装置

2007

2013

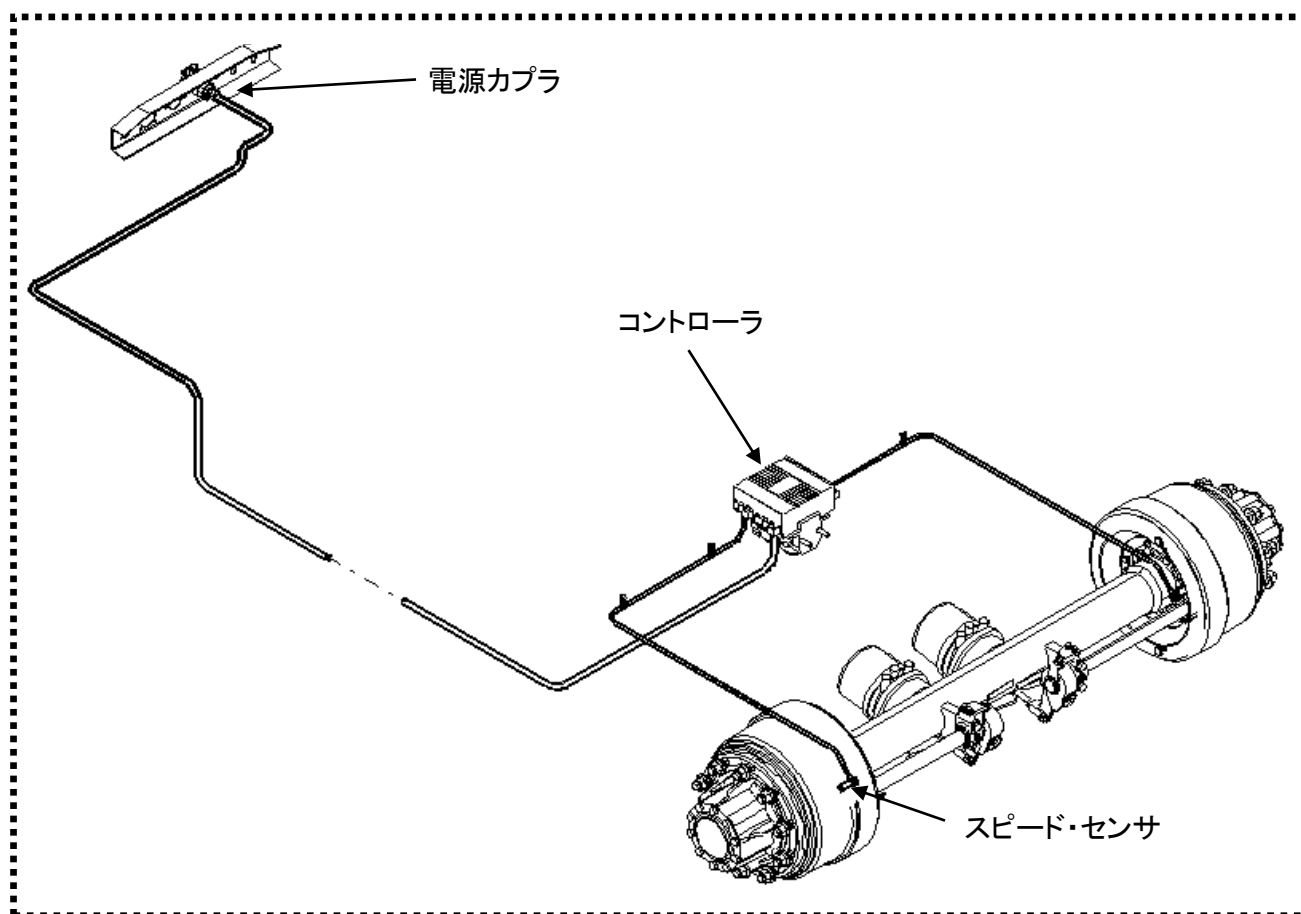
2016

2018

点検箇所	ABS装置/EBS装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	電気配線接続部の緩み及び損傷	点検方法	目視点検		

【連結状態】【ABS/EBS 付車のみ】

1. 電気配線に損傷がないか、配線接続の各コネクタに緩みがないかを、目視などにより点検する。
2. 電気配線のクランプに緩みがないかを、目視などにより点検する。
3. 電気配線が他部品と干渉する恐れがないかを、目視などにより点検する。



制動装置

2007

2013

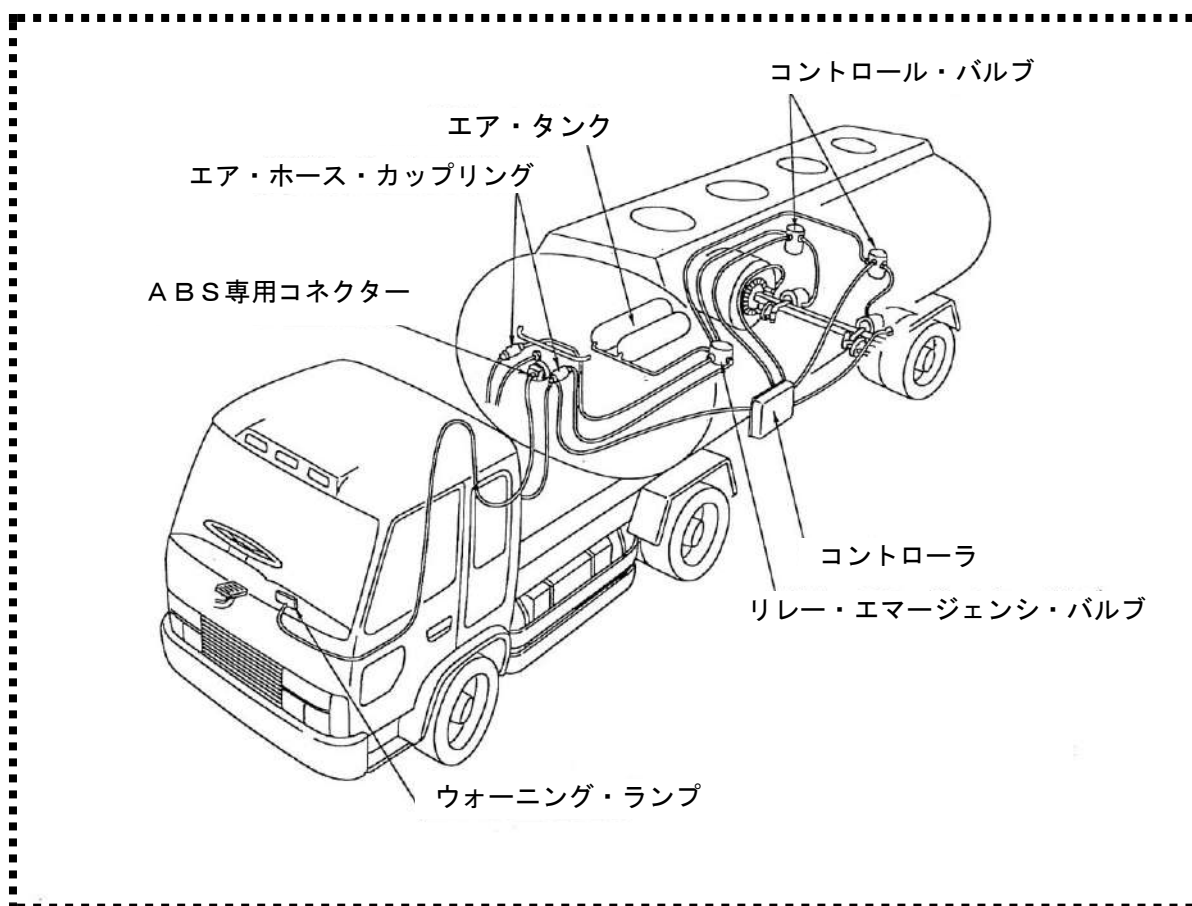
2016

2018

点検箇所	ABS装置/EBS装置	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	コントロール・バルブ（モジュール）の作動確認	点検方法	聴音点検、目視点検		

【連結状態】【ABS/EBS付車のみ】

1. トラクタと連結し、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、各コントロール・バルブからエア漏れがないかを点検する。
2. トラクタのスタータ・スイッチを“OFF”から“ON”にした時に、コントロール・バルブがカチカチと作動音がするかを点検する。
3. トレーラ・ブレーキを掛けた状態でスタータ・スイッチを“OFF”から“ON”にした時に、コントロール・バルブが作動、排気する（減圧時一回排気音がする）かを点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- トレーラ及びトラクタのエア・タンク内圧力が規定値以下では、上記の作動ができない場合があります。その場合には、エンジンを掛け、エア・タンクに規定の空気圧を充填してから点検してください。
規定の空気圧については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照してください

走行装置

2007

2013

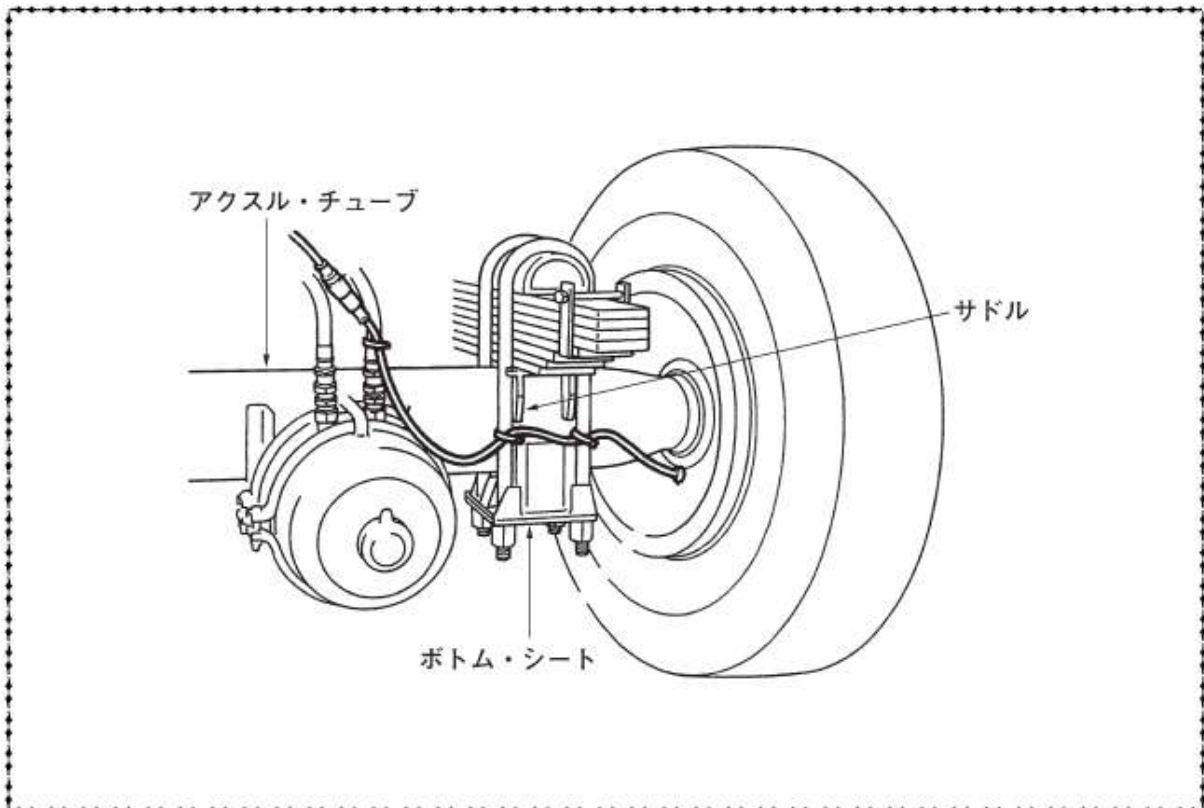
2016

2018

点検箇所	アクスル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

2007年版適用車では、本点検項目に「ホイールのハブ・キャップの取付状態」の点検を含めて取り扱うことを推奨

1. 点検するアクスル部分をリフト・アップなどの状態で、目視などにより次の点検をする。
 - 1) アクスル・チューブに亀裂、損傷及び変形がないか。
 - 2) サドル（スプリング・シート）及びボトム・シートとの溶接部に亀裂、損傷がないか。



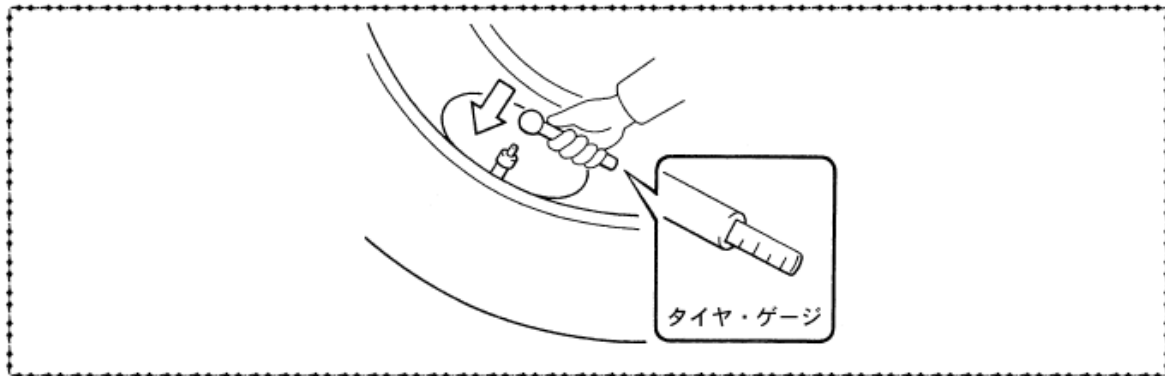
走行装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホイール	点検整備時期		3月*2 12月*2	点検の分類 法定点検 法定点検
点検内容	タイヤの状態	点検方法		リフト・アップ [°] 点検、目視点検、測定点検	

* 2 : 距離項目(本書7頁参照)

1. タイヤの空気圧 (スペア・タイヤを含む)

- 1) タイヤ・ゲージを用いて、タイヤの空気圧が規定値にあるかを点検する。
スペア・タイヤについても同様に点検する。

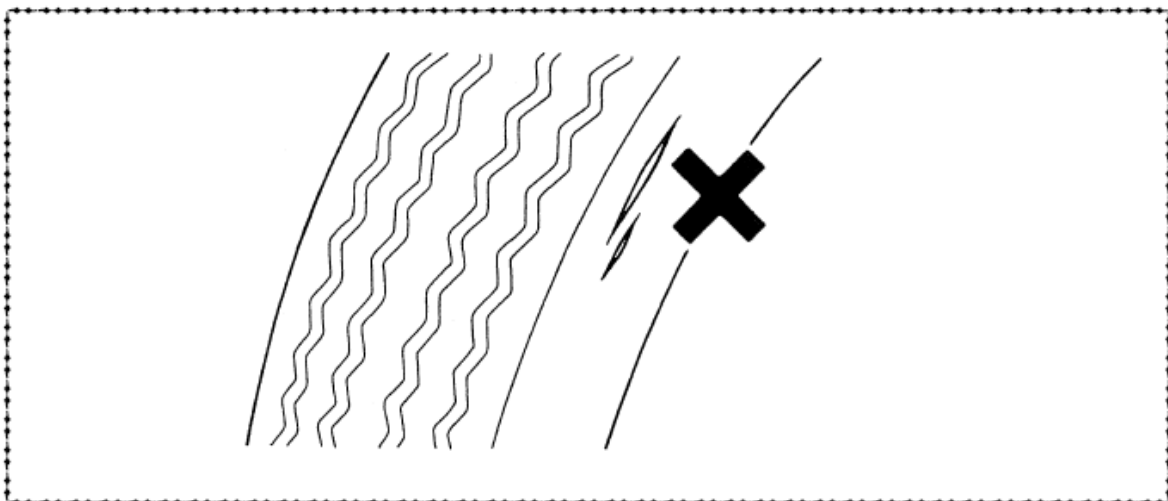


〈ワンポイント・アドバイス〉

- バルブからのエア漏れがないか、また、バルブ・キャップが装着されているかを確認してください。

2. タイヤの亀裂及び損傷

- 1) タイヤの接地面の全周と両側面に亀裂、損傷がないかを、目視により点検する。



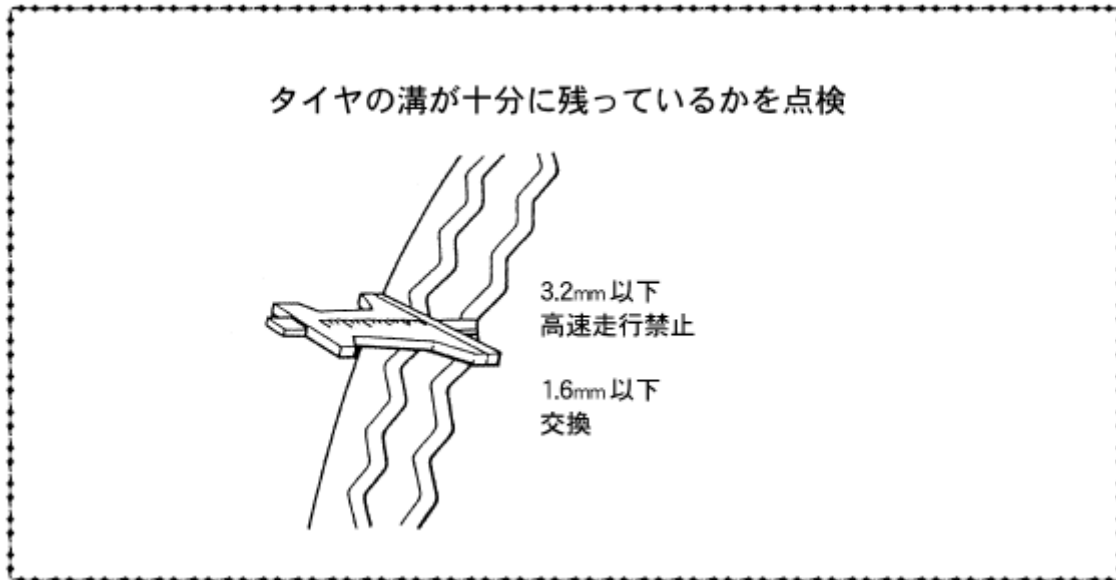
走行装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホイール	点検整備時期		点検の分類	
		3月*2 12月*2		法定点検 法定点検	
点検内容	タイヤの状態	点検方法		リフト・アップ ^o 点検、目視点検、測定点検	

* 2 : 距離項目(本書7頁参照)

3. タイヤの溝の深さ

- 1) タイヤの接地面の全周にわたり溝の深さが規定値以上あるかを、デプス・ゲージなどにより点検する。



4. タイヤの異状な摩耗

- 1) タイヤに、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを、目視などにより点検する



〈ワンポイント・アドバイス〉

- タイヤには、残り溝の深さが 1.6mm の摩耗状態を表すためのウエア・インジケータが設けられています。
 - ①残り溝深さ 1.6mm 以下はタイヤ交換
 - ②残り溝深さ 3.2mm 以下は高速道路の走行禁止

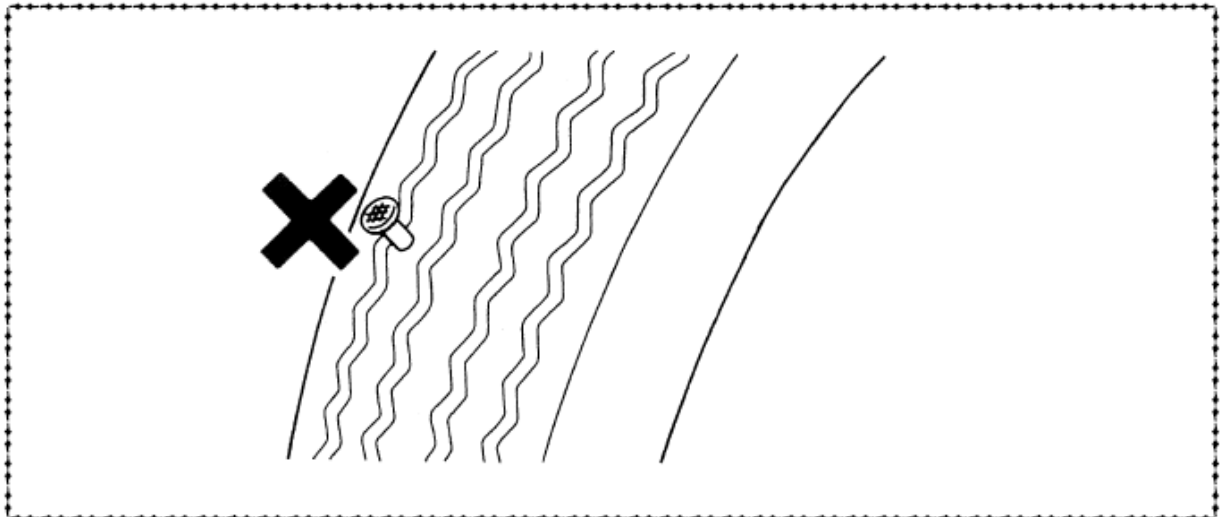
走行装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホイール	点検整備時期		点検の分類	
		3月*2 12月*2		法定点検 法定点検	
点検内容	タイヤの状態	点検方法		リフト・アップ°点検、目視点検、測定点検	

* 2 : 距離項目(本書7頁参照)

5. 金属片、石、その他の異物

- 1) タイヤの接地面の全周と両側面に釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを、目視などにより点検する。



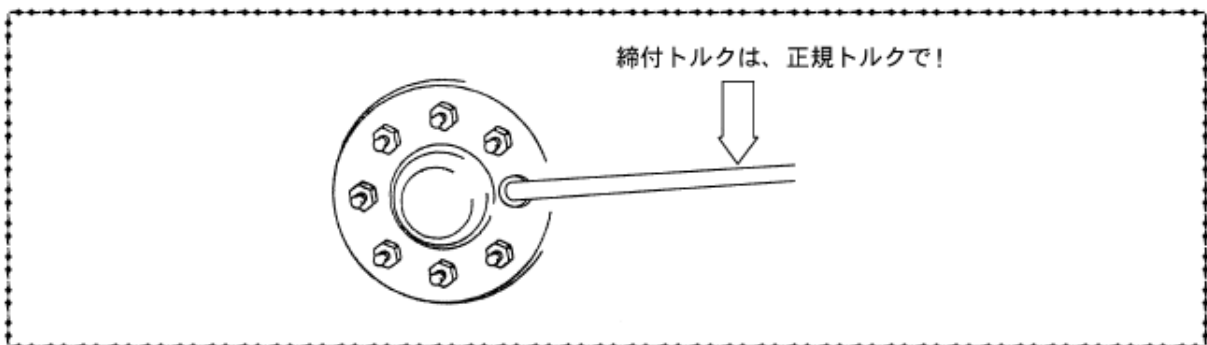
走行装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホイール	点検整備時期		点検の分類	
		1月*1 3月 12月		メーカー指定 法定点検 法定点検	
点検内容	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	点検方法			
		目視点検、手工具による点検			

*1：シビア・コンディション項目(本書18頁参照)

1. ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかを、ホイール・ナット・レンチなどにより点検する。
2. 車両総重量8トン以上の被牽引車にあつては、次の点検を行う。
 - 1) JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチなどによりホイール・ナットを規定トルク(※)で締め付ける。
 - 2) JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウト・ナットを緩めて、インナ・ナットをトルク・レンチなどにより規定トルク(※)で締め付ける。
次に、緩めたアウト・ナットをトルク・レンチなどにより規定トルク(※)で締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウト・ナット及び、インナ・ナットについても同様の措置を講じる。
 - 3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。

※規定トルクについては、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照



〈ワンポイント・アドバイス〉

- JIS方式のホイール・ナットは右側タイヤが右ネジ、左側タイヤは左ネジを使用しています。ISO方式のホイール・ナットは左右タイヤ共に右ネジを使用しています。
- 一部の車を除き、JIS方式のダブル・タイヤの内側ナットは袋ナットになっているので、内側ナットも確実に点検してください。
- アルミ・ホイールを装着する場合は、ホイール・ボルト及び、インナ・ナットをアルミ・ホイール用に交換が必要です。

走行装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホイール	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定
		1月*1	3月*4		メーカー指定
点検内容	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷				法定点検
		点検方法		リフト・アップ点検、目視点検	

【車両総重量8ト以上の被牽引自動車のみ】

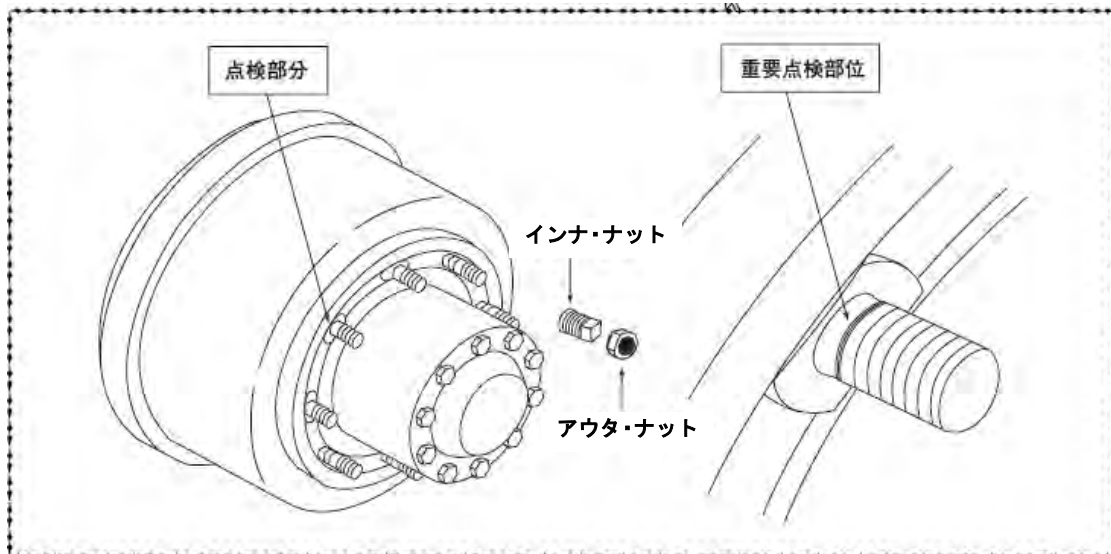
* 1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

* 4：使用開始から5年以上経過車

1. リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を行う。

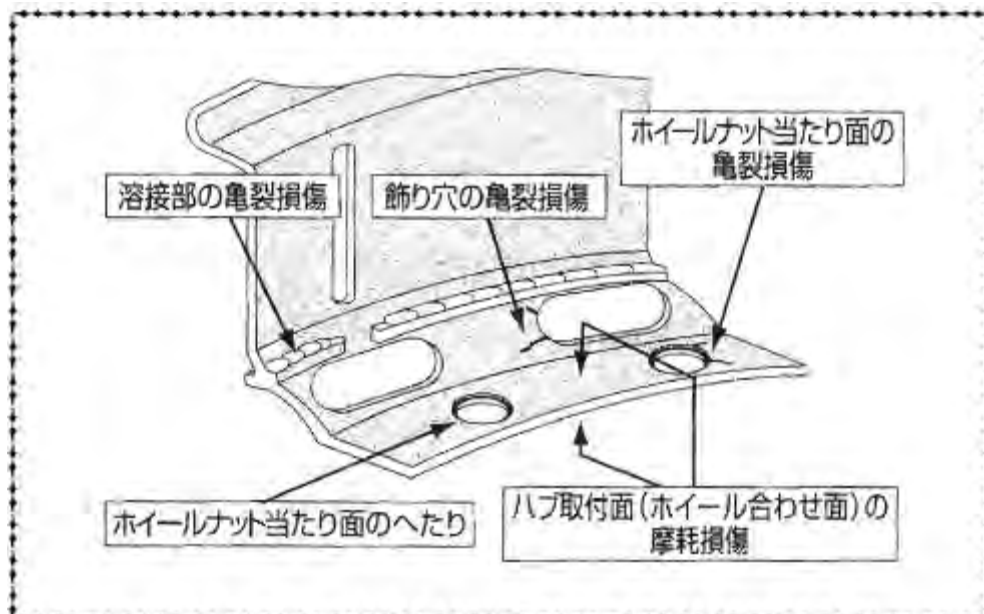
- 1) ホイール・ボルト及び、ホイール・ナットに亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しい錆の発生はないかなどを、目視などにより点検する。また、ネジ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。

※ ホイール・ボルトのネジ部に亀裂などがいないかを目視又は、染色浸透探傷などにより点検する。



I S O方式の場合は、ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを手で回すなどして確認する。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は入念に確認する。

- 2) ディスク・ホイールのボルト穴や飾り穴まわり及び、溶接部に亀裂や損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷及び、へたりのないかを、目視などにより点検する。また、ハブへの取付け面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを、目視などにより点検する。



走行装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホイール	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定
		1月*1	3月*4		メーカー指定
点検内容	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷	点検方法		法定点検	
		リフト・アップ点検、目視点検			

【車両総重量 8 トン以上の被牽引自動車のみ】

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

* 4 : 使用開始から 5 年以上経過車

2. ディスク・ホイールを取り付けるときには、次の点検を行う。

1) 関係部品の清掃

- ①ディスク・ホイールのハブへの取り付け面とディスク・ホイール合わせ面
 - ②ホイール・ナットの当たり面
 - ③ハブのディスク・ホイール取付面 (ISO 方式の場合はハブのはめ合い部 (インロー部) を含む)
 - ④ホイール・ボルトのねじ部
 - ⑤ホイール・ナットのねじ部 (JIS 方式の場合はホイール・ナットの座面部を含む)
- 等を清掃し、さび・ゴミ・泥・追加塗装等の異物を取り除く。特に、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両にあっては、入念に清掃する。

2) ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑

- ①JIS 方式の場合は、ホイール・ボルト及び、ホイール・ナットのねじ部及び、ホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。
- ②ISO 方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及び、ホイール・ナットとワッシャとの間にのみ、規定の油類を塗布する。また、ハブのはめ合い部 (インロー部) に規定のグリースを薄く塗布する。
(潤滑についてトレーラメーカーの指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)

3) ホイール・ナットの締め付け

- ①ディスク・ホイールの中心点を挟んで、反対側にある 2 つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように、数回に分けて徐々に締め付ける。
この場合、あらかじめ奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認する。回転に引っかかりなどの異状がある場合は、ホイール・ボルト等を新品と交換する。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間 (目安は 4 年) を経過している場合は、手で回して円滑に回ることを入念に確認する。
- ②最後にトルク・レンチなどにより、規定トルクで締め付ける。

4) インパクト・レンチで締め付ける場合

締め付け時間や圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払う。最終的にはトルク・レンチなどにより、規定トルクで締め付ける。

3. JIS 方式のダブル・タイヤの場合の点検方法

- ①はじめにインナ・ナットについて、リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検をする。
- ②次にアウト・ナットについて、インナ・ナットと同様に点検をする。

4. ディスク・ホイールの取付け後、走行により当該部位の馴染みによりボルトに緩みが生じるため、適度な走行 (一般的に 50~100km 走行後が最も望ましいとされている) 後に、「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み」 (3 月ごとの点検項目) に示す方法により、増し締めを行う。

〈ワンポイント・アドバイス〉

- ホイール・ボルトの亀裂などにより、ホイール・ボルトを交換する場合には、その車輪の全てのホイール・ボルトとホイール・ナットをセットで交換してください。

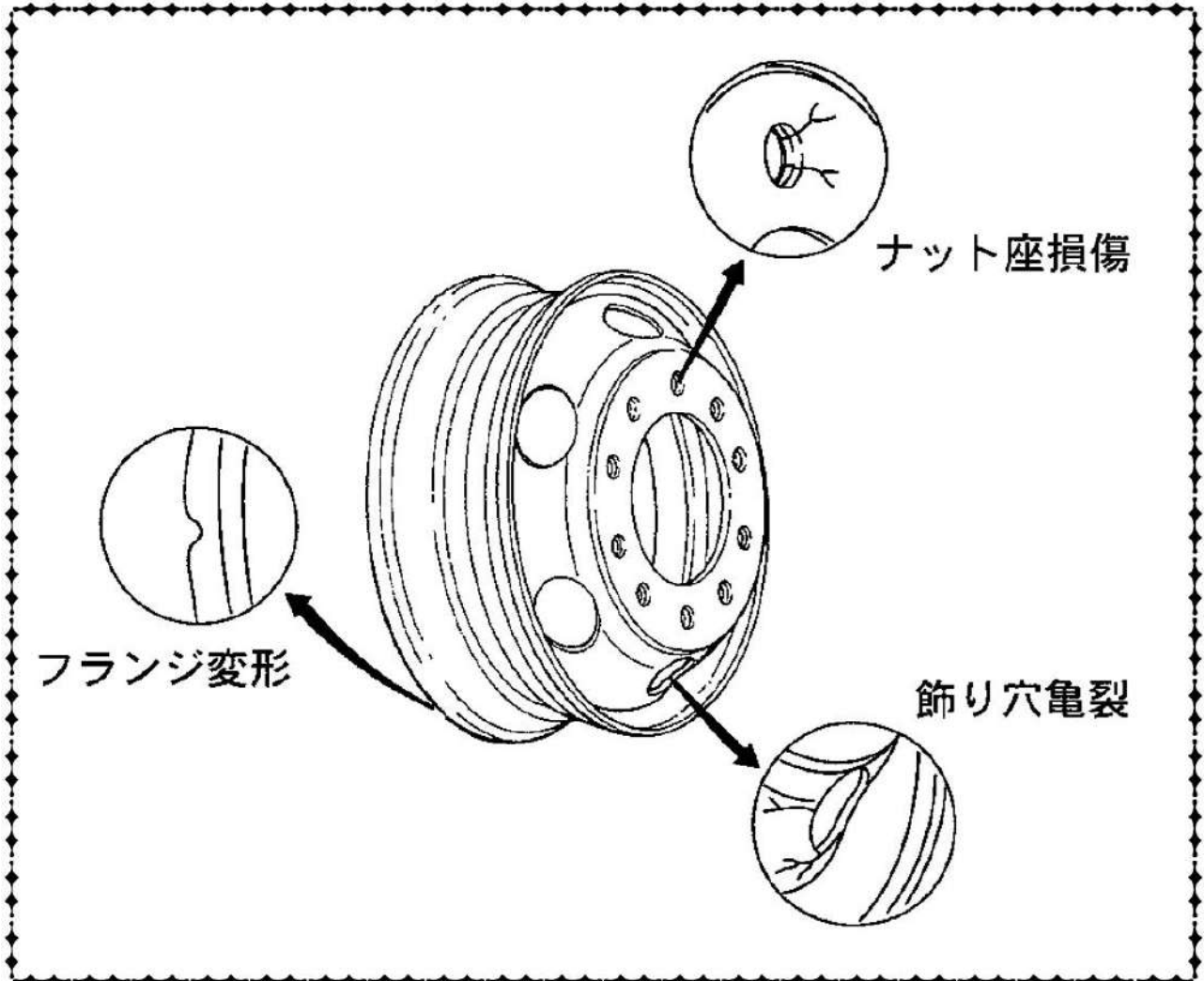
走行装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホイール	点検整備時期		点検の分類	
		1月*1	3月	メーカー指定	メーカー指定
点検内容	リム、サイド・リング 及び ディスク・ホイールの損傷	点検方法		法定点検	
		リフト・アップ点検、目視点検			

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. リム、サイド・リング、ディスク・ホイールに損傷、腐食などがいないかを、目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールは合い口のすき間も規定値内(※)にあるかを点検する

※規定値については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照



走行装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ホイール	点検整備時期		3月*1 12月	点検の分類 メーカー指定 法定点検
点検内容	ホイール・ベアリングのがた	点検方法		リフト・アップ点検、触手点検又は聴音点検	

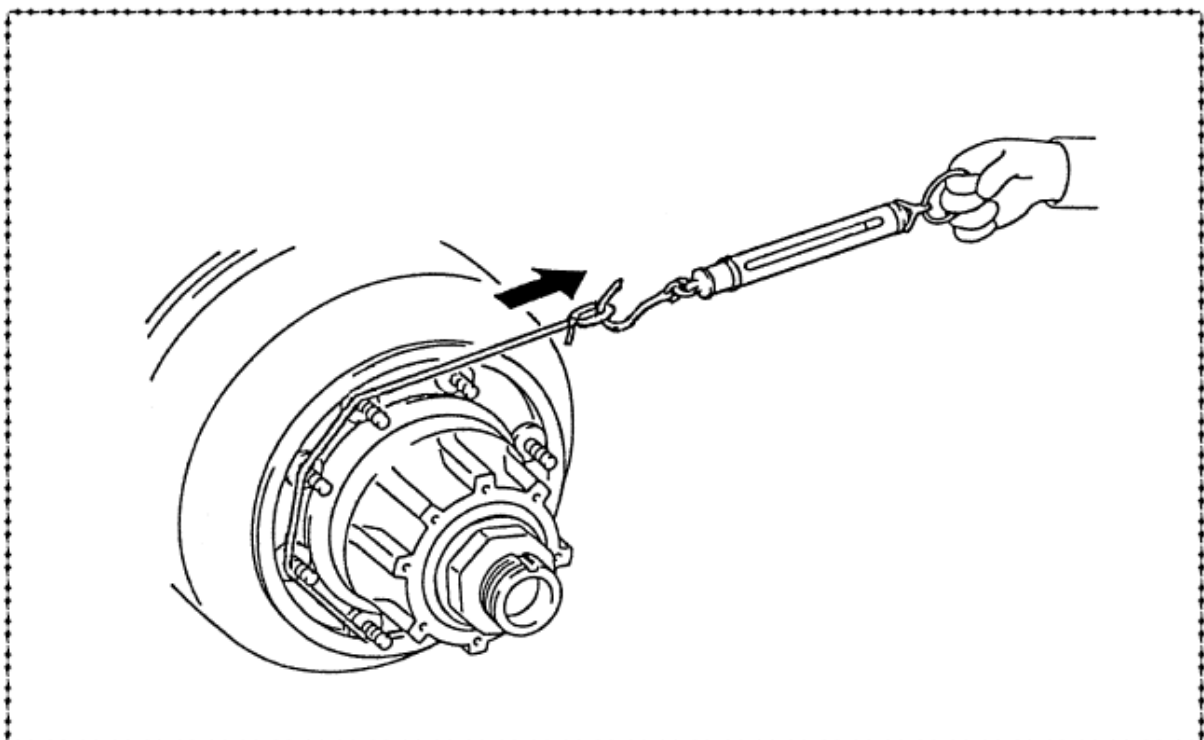
* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. リフト・アップなどの状態で、タイヤの上下に手を掛けて動かし、**がたがないか**を点検する。**がた**がある場合にはブレーキを作動させて再度点検し、ホイール・ベアリングの**がた**であるかどうかを点検する。(ブレーキを作動させて再度点検した時に**がた**がなくなれば、サスペンションの**がた**ではなくホイール・ベアリングの**がた**となる。)
2. ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。
3. アクスル・ナットが緩んでいないかを点検する。
4. ホイール・ベアリングのアウタ・レース及び、ローラーに異状な摩耗、錆、損傷がないかを点検する。

〈ワンポイント・アドバイス〉

- ホイール・ベアリングのプリロード過多・過少は、脱輪や火災の原因にもなるので十分な注意が必要です。
- 組立てにあたってはベアリングのプリロードが規定値(※)にあるかを確認してください。
※プリロードの規定値については、トレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照

プリロードの測定方法は、下図のように行う



走行装置

2007

2013

2016

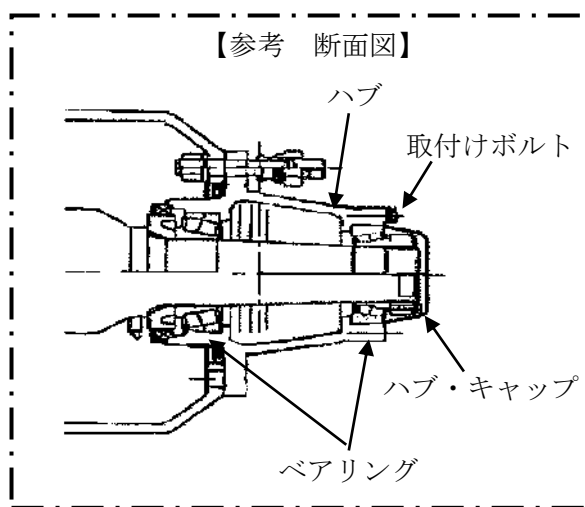
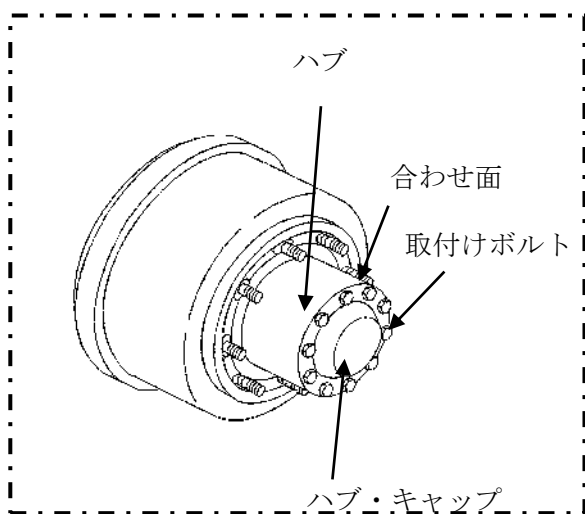
2018

点検箇所	ホイール	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ハブ・キャップの取付状態	点検方法	目視点検、測定点検		

2007年版適用車では、本点検項目は「アックスの亀裂、損傷及び変形」の点検に含めて取り扱うことを推奨

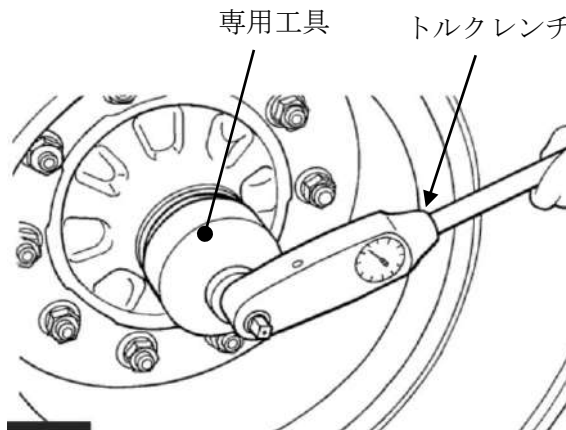
【ボルトタイプの場合】

1. 車両を安全な場所に停止し、ハブ・キャップ取付け部の取付けボルトに緩みがないかを点検する。
 - 1) 取付けボルトに緩みがあるときは、メーカー規定のトルクにて取付けボルトを締め付ける。
 - 2) ハブとハブ・キャップとの合わせ面からグリースが出てきていないか目視で点検する。グリースが出てきているときは、ハブ・キャップを取り外し、ベアリング・グリースをハブ・キャップ内に充填する。
※ベアリング・グリースはメーカー推奨品を使用のこと。



【ねじ込みタイプの場合】

1. 車両を安全な場所に停止し、ハブ・キャップに緩みがないかを点検する。
2. 緩みがある場合は、メーカー指定の工具を使用して規定のトルクで締める。
(トルクの規定値については、取扱説明書等による)
ハブ・キャップのねじが損傷している場合は新品に交換する。その場合、ハブ・キャップのねじ部には耐熱グリースを塗布し取付ける。



走行装置

2007

2013

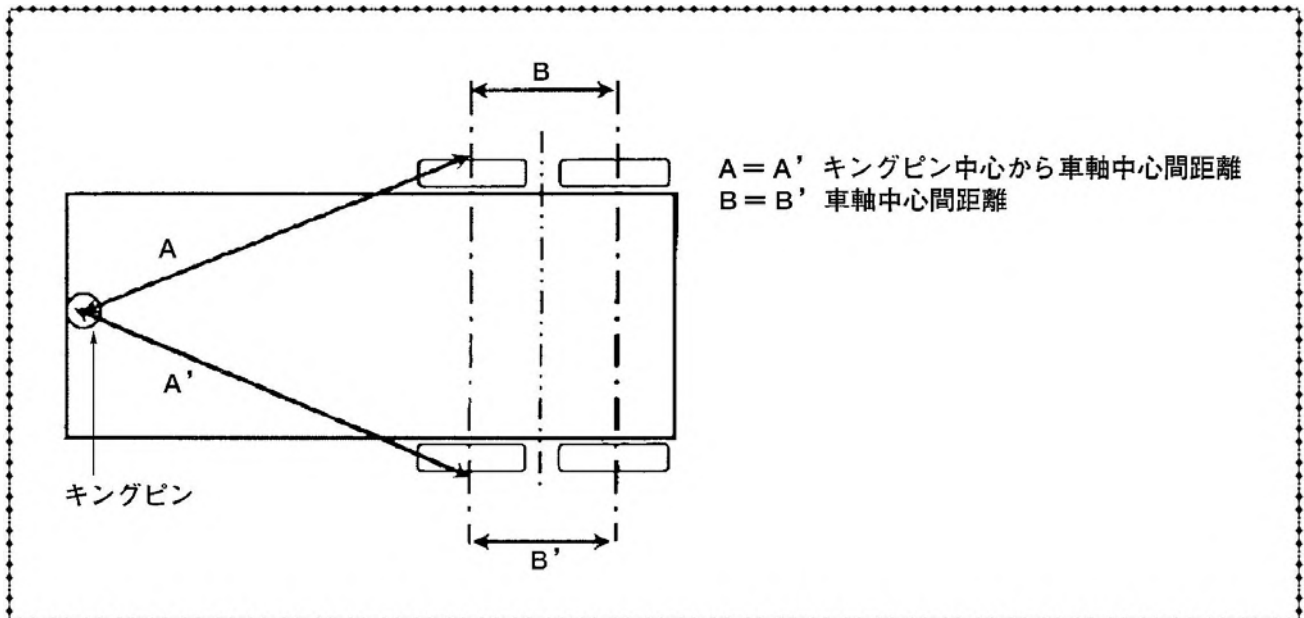
2016

2018

点検箇所	ホイール	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	車軸のアライメント	点検方法	目視点検、測定点検		

1. タイヤの空気圧が適正であることを点検する。次にタイヤの異状摩耗がないかを、目視などにより点検し、異状摩耗が見られた場合は下記の要領で点検する。
2. 平坦な場所でトラクタから切り離し、キングピンから車軸左右中心までの長さ及び、車軸間の長さの左右差が基準内にあるかを、スケールなどにより点検する。

※トレーラ車軸アライメント点検整備要領、左右差基準は、各トレーラメーカーの取扱説明書などの指示による。



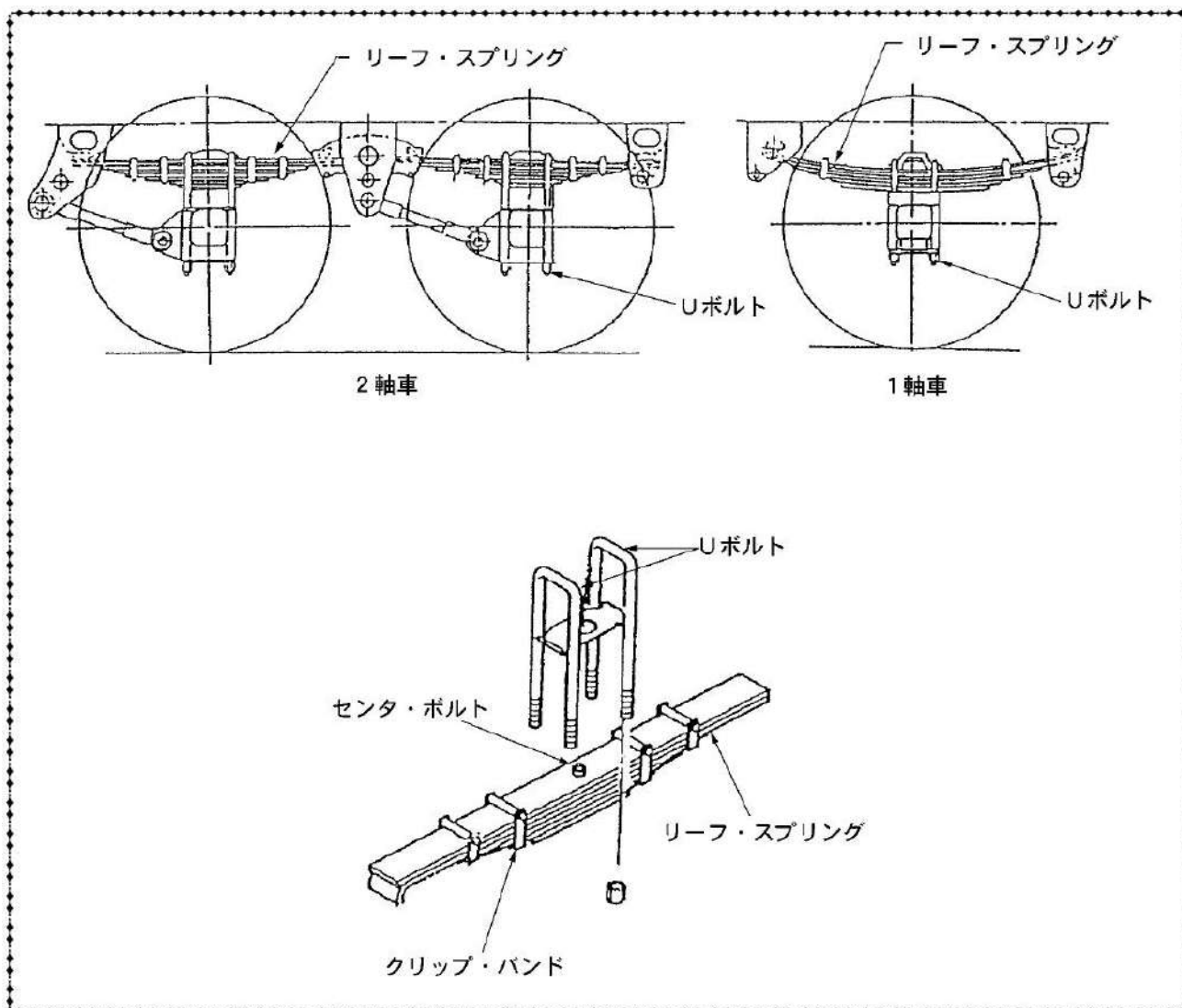
緩衝装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定
		1月*1	3月		法定点検
点検内容	スプリングの損傷				法定点検
		点検方法		目視点検、手工具による点検 リフト・アップ点検	

【リーフ・サスペンション車のみ】

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂がないかを、目視などにより点検する。
2. リーフ・スプリングに塗装剥離、腐食がないか目視などにより点検する。
3. リーフ・スプリングに左右、または前後方向にズレがないか目視などにより点検する。



緩衝装置

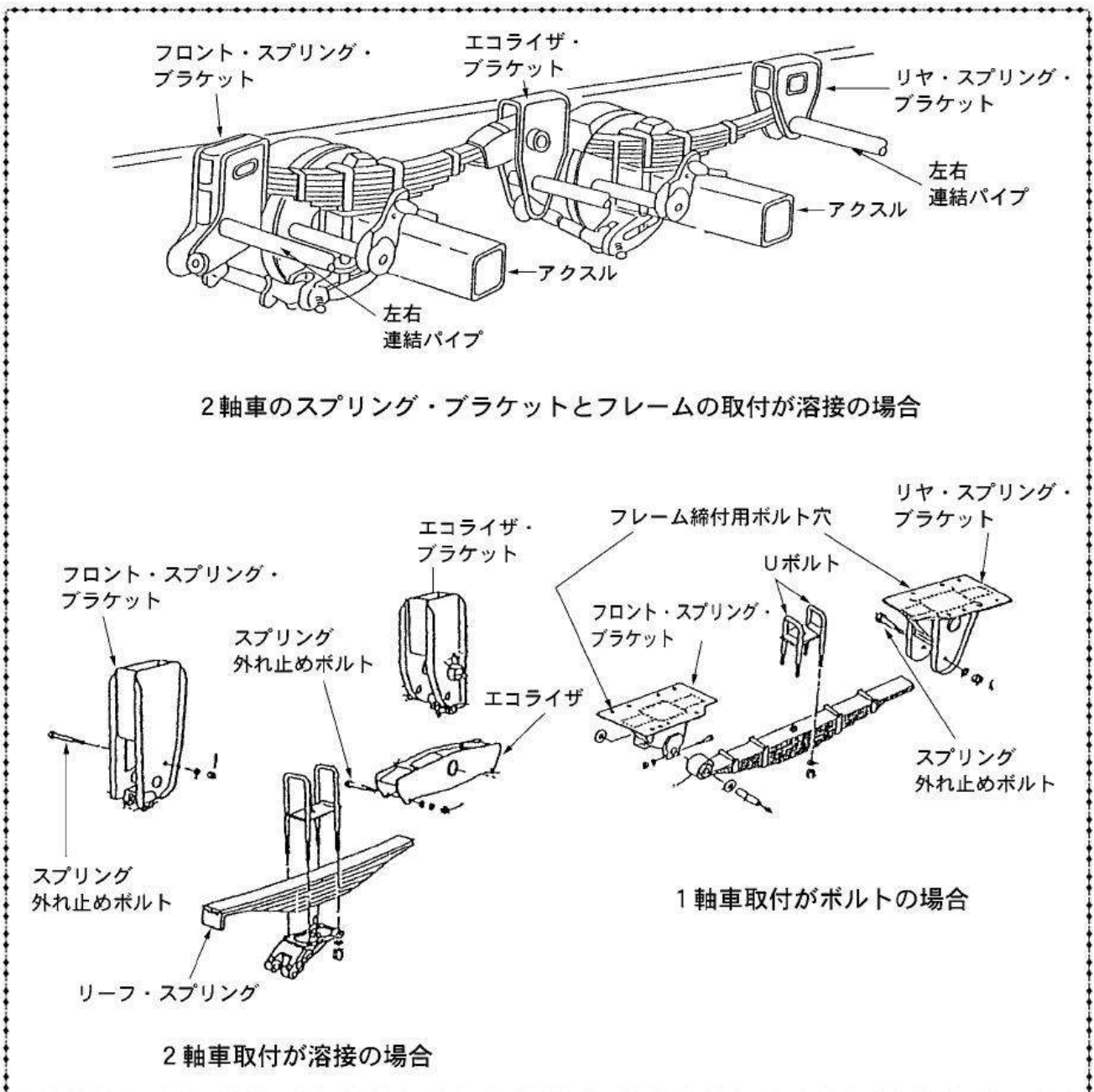
		2007	2013	2016	2018
点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定
		3月	12月		法定項目
点検内容	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	点検方法		メーカー指定	
		目視点検、手工具による点検 リフト・アップ点検			

【リーフ・サスペンション車のみ】

* 3 : 納入後及び交換後1月

1. 取付け部の緩み及び損傷

- 1) スプリング・ブラケット本体、スプリング・ブラケットとフレームの溶接部及び、各ブラケット左右連結パイプの溶接部に亀裂、損傷がないかを、目視などにより点検する。
また、スプリング・ブラケットとフレームとの取付けがボルトによる取付けの物については、取付けボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。
- 2) スプリング外れ止めボルトなどに緩みがないかを、スパナなどにより点検すると共に摩耗がないかを、目視による点検をする。

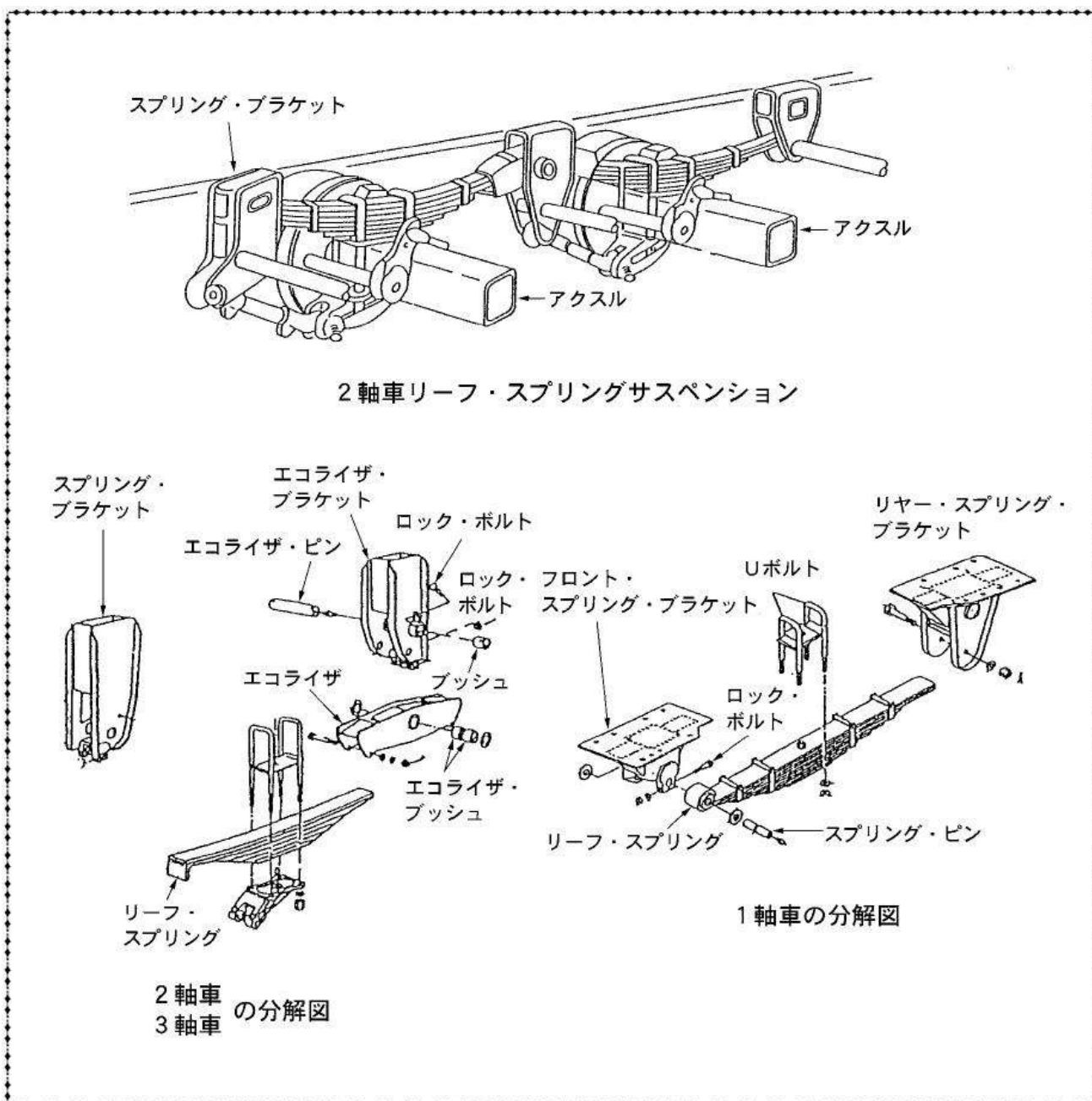


緩衝装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定
		3月	12月	メーカー指定 法定項目	メーカー指定
点検内容	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	点検方法		目視点検、手工具による点検 リフト・アップ点検	
【リーフ・サスペンション車のみ】		*3：納入後及び交換後1月			

2. 連結部のがた

- リーフ・スプリングまたはエコライザを「てこ棒」などで揺するなどしてスプリング・ピン（1軸車）又は、エコライザ・ピン（2軸車、3軸車）の軸方向、あるいは直角方向にがたがないか点検する。
各ピン部分を分解する場合は、ピンとブッシュに異状な摩耗がないかを、目視などにより点検する。
- スプリング・ピン（1軸車）エコライザ・ピン（2軸車・3軸車）のロック・ボルトに緩みがないか、点検ハンマ及び、スパナなどにより点検する。



緩衝装置

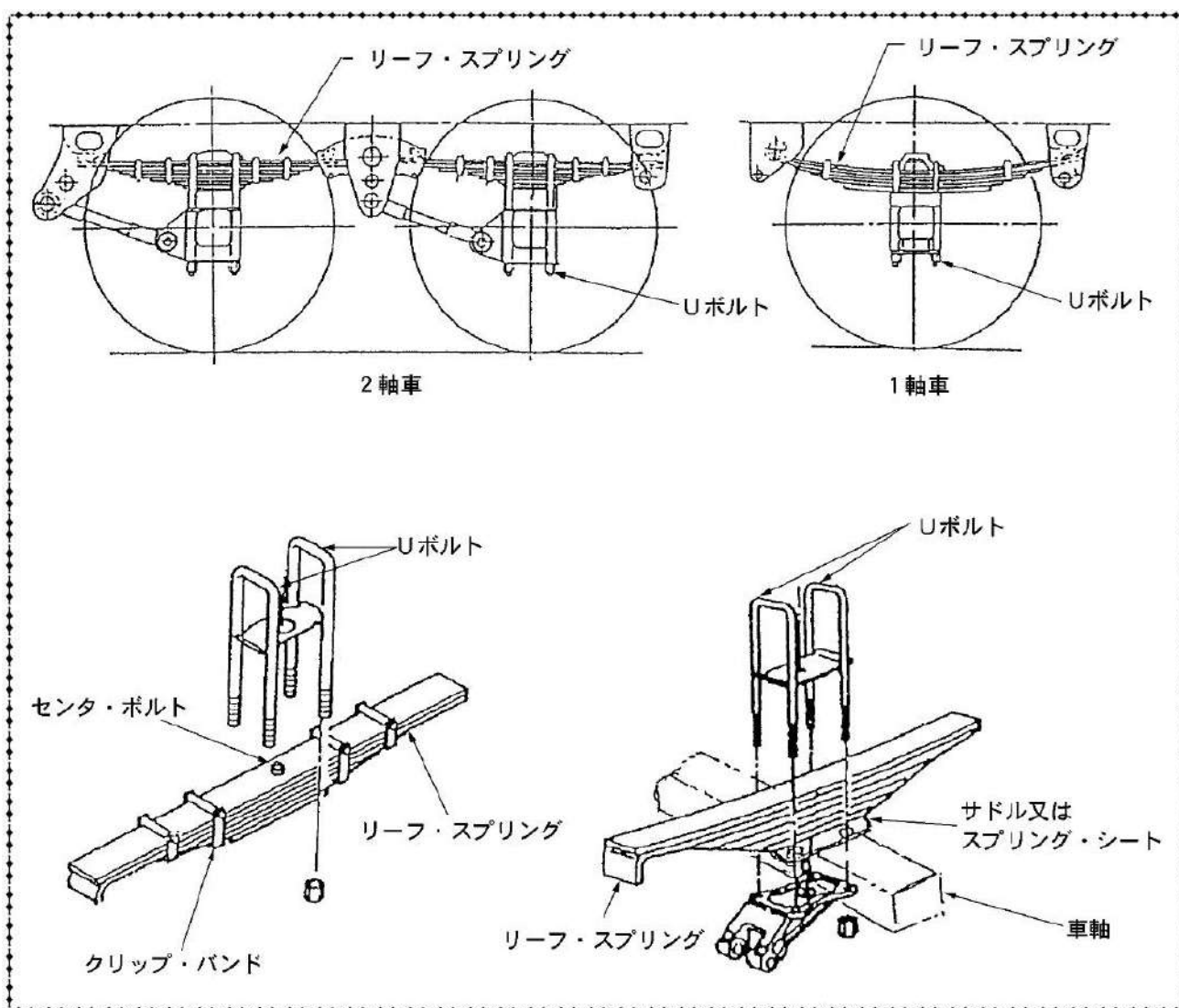
		2007	2013	2016	2018
点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定 法定項目 メーカー指定
		3月 12月 *3			
点検内容	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	点検方法		目視点検、手工具による点検 リフト・アップ点検	

【リーフ・サスペンション車のみ】

* 3 : 納入後及び交換後1月

3. Uボルトの緩み及び損傷

- 1) リーフ・スプリングのUボルト、サドル、スプリング・シートなどに損傷、緩みズレがないかを、目視、点検ハンマ、スパナなどにより点検する。
- 2) リーフ・スプリングのクリップ・バンドに緩みがないかを点検ハンマ及び、スパナなどにより点検する。
また、損傷がないかを目視などにより点検する。



緩衝装置

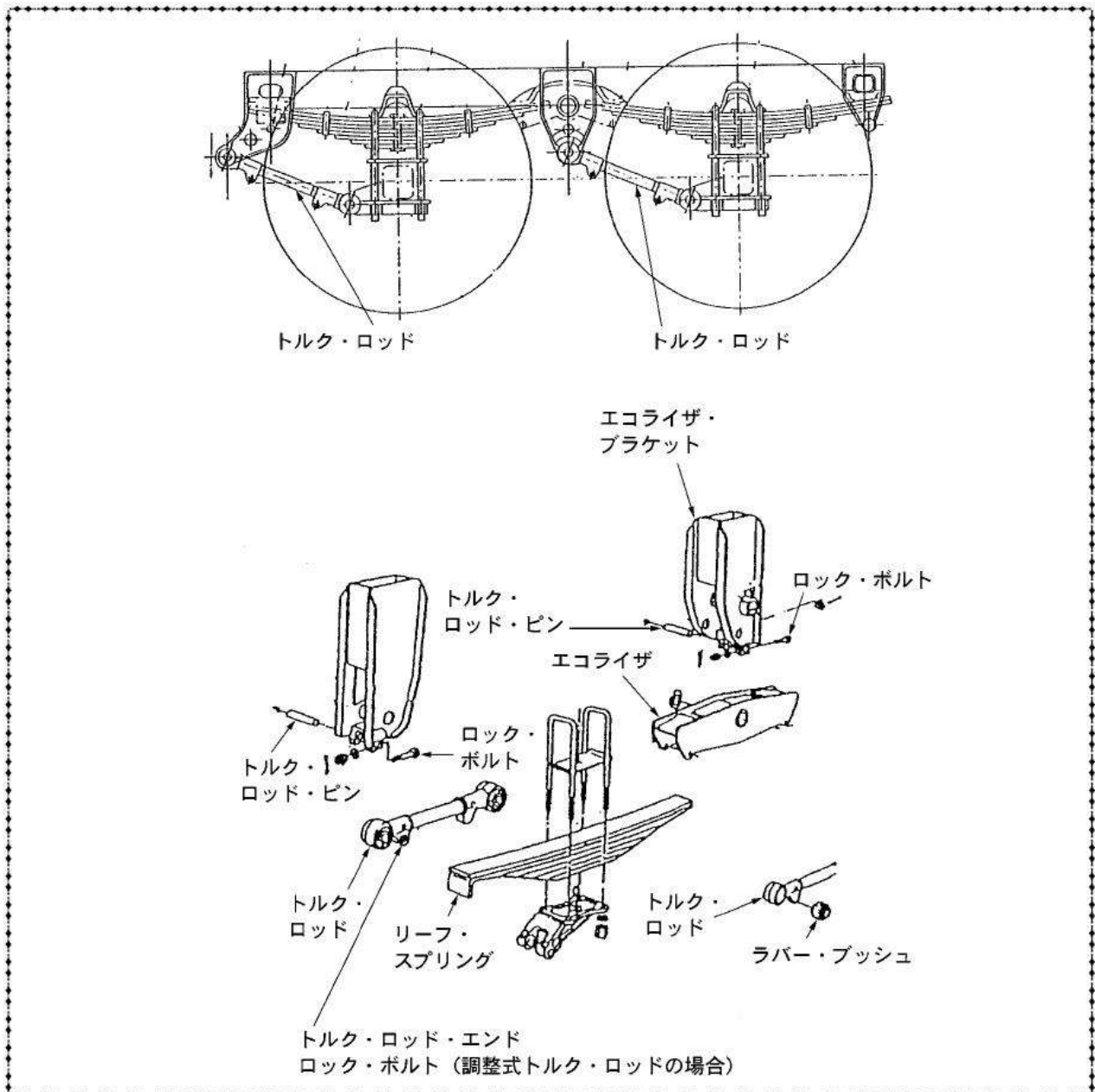
		2007	2013	2016	2018
点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期		点検の分類	
		3月 12月 *3		メーカー指定 法定項目 メーカー指定	
		点検内容		点検方法	
取付部及び連結部の 緩み、がた及び損傷		目視点検、手工具による点検 リフト・アップ点検			

【リーフ・サスペンション車のみ】

* 3 : 納入後及び交換後1月

4. トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部のがた

- 1) トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部にがたがないかを、点検ハンマ及び、手で揺するなどして点検する。
トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）部を分解する場合は、ラバー・ブッシュの連結穴に摩耗及び、ゴムの劣化などないかを、目視などにより点検する。
- 2) トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）に曲りなどの変形がないかを、目視などにより点検する。
- 3) トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）ピンのロック・ボルトに緩みがないかを、点検ハンマ及び、スパナなどにより点検する。
- 4) 調整式トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の場合は、トルク・ロッド・エンド・ロック・ボルトに緩みがないかを、点検ハンマ及び、スパナなどにより点検する。



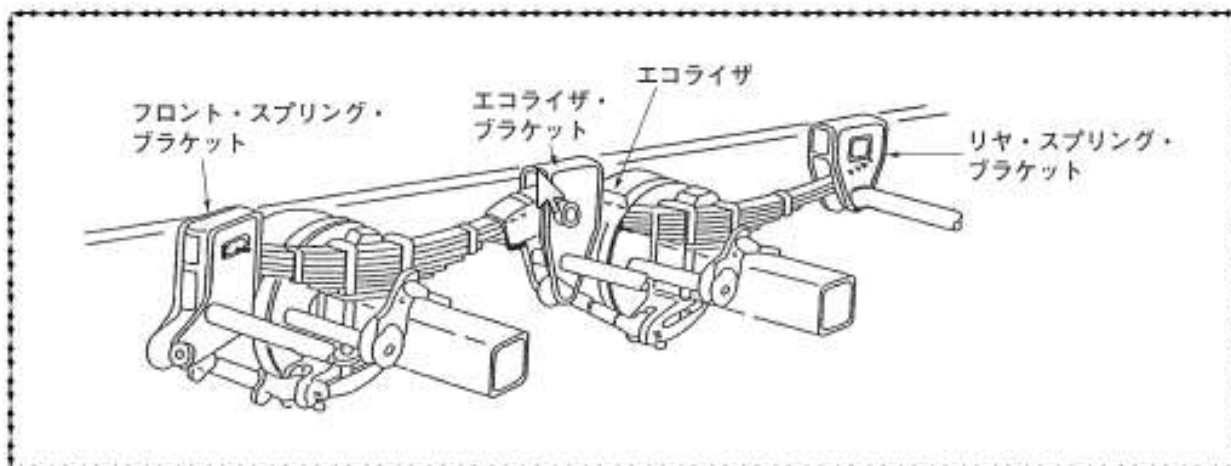
緩衝装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	リーフ・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	スプリング 摺動面の摩耗	点検方法	目視点検、リフト・アップ 点検		

【リーフ・サスペンション車のみ】

1. リフト・アップなどの状態で、スプリング・ブラケット及び、エコライザのリーフ・スプリングとの摺動面に、異状な摩耗などが無いかを、目視などにより点検する。



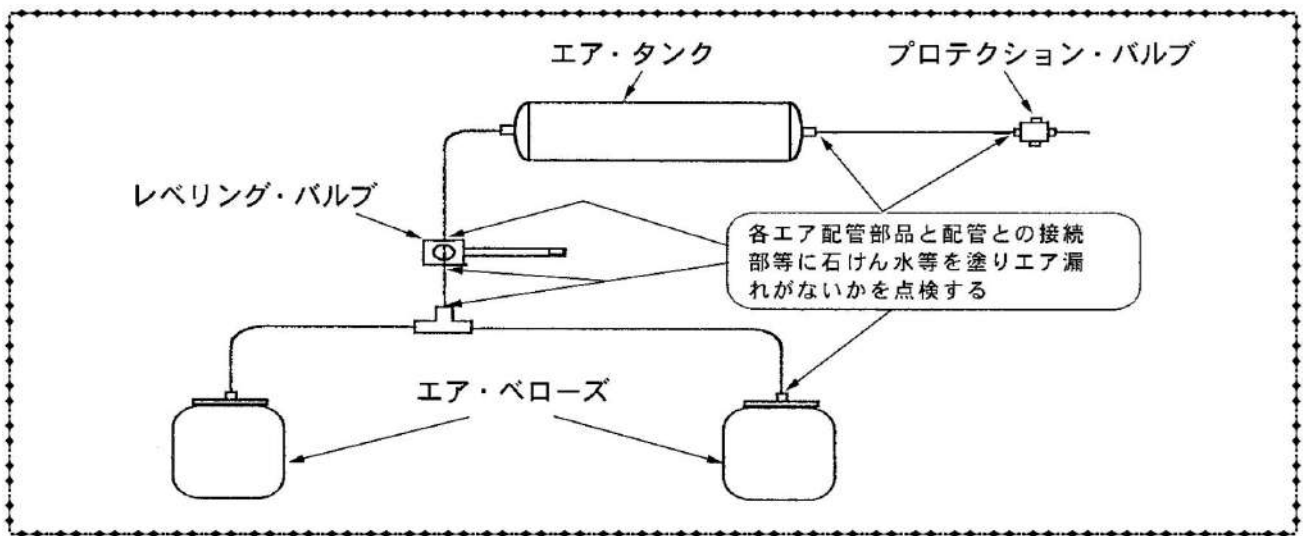
緩衝装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	エア漏れ	点検方法	目視点検、リフト・アップ ^o 点検、測定点検		

【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】

1. トラクタと連結させ、エンジンを始動させ、エア・タンク内圧力が規定値（※）に達したときエンジンを停止し、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
 ※規定値についてはトレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照
2. リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ、及び、パイプの接続部などに石けん水などを塗布し、エア漏れがないかを、目視などにより点検する。



緩衝装置

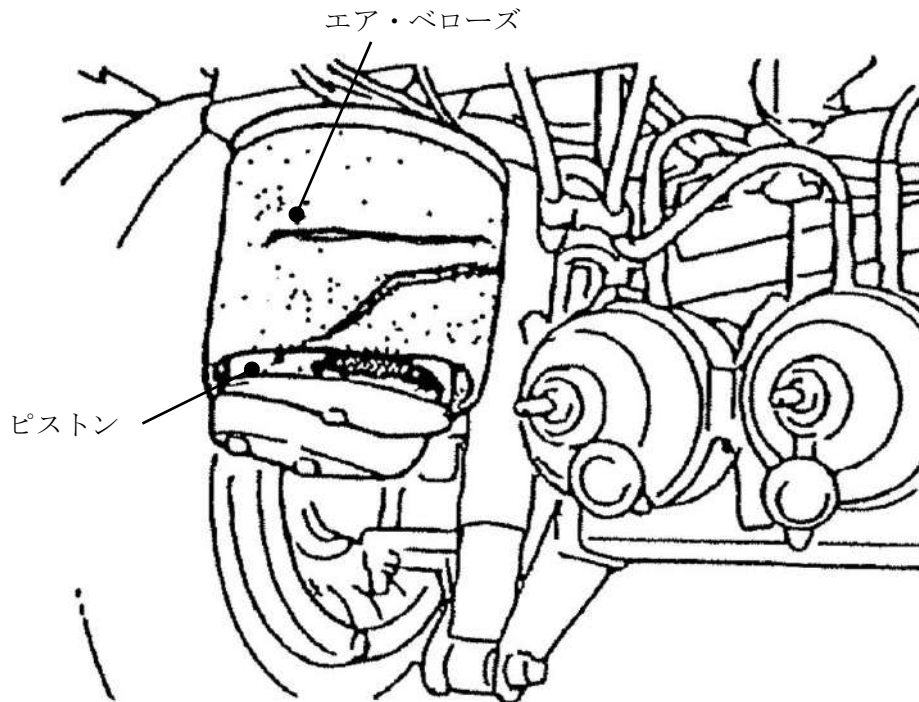
		2007	2013	2016	2018
点検箇所	エア・サスペンション	1月*1 3月*2 12月*2	点検の分類	メーカー指定 法定項目 法定項目	
点検内容	ベローズの損傷	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

* 2 : 距離項目(本書 7 頁参照)

1. リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを、目視などにより点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- ベローズは定期交換部品となっているので、メーカーの指定する時期に交換する必要があります。

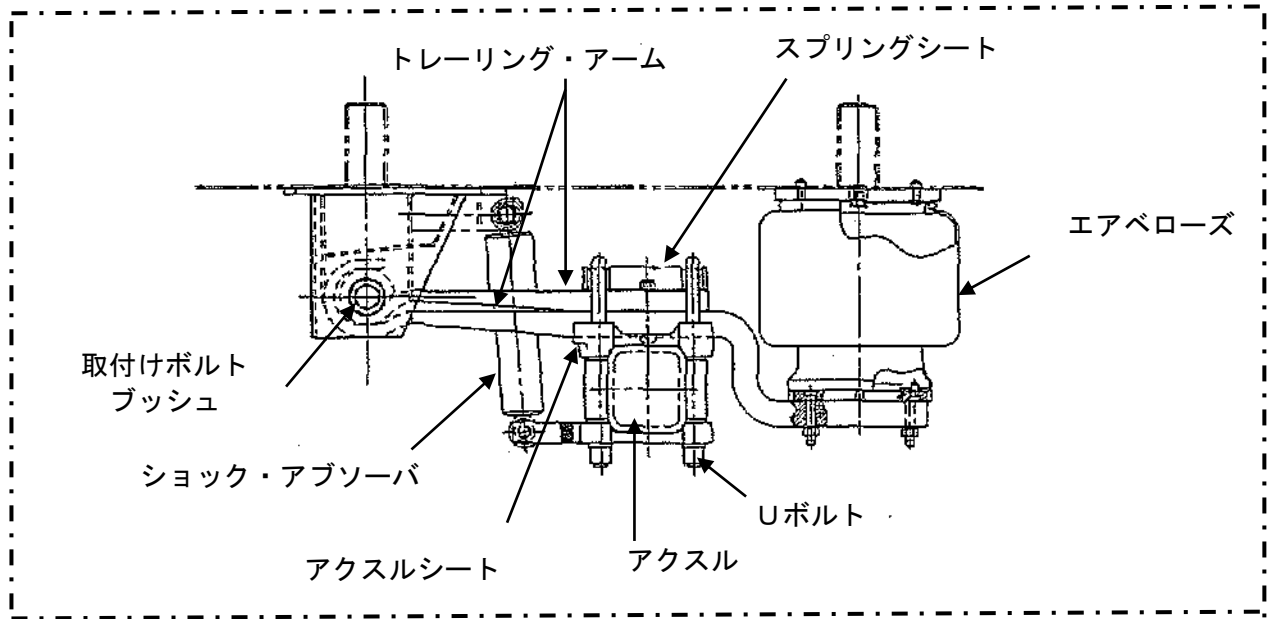
緩衝装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	1月*1	点検の分類	メーカー指定
			3月		メーカー指定
			12月	メーカー指定	
点検内容	トレーリング・アームの損傷	点検方法	目視点検、リフト・アップ点検		

【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】 *1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)
 2007 年版適用車では、本点検項目は「エア・サスペンションの取付部及び連結部の緩み並びに損傷」の点検に含めて取り扱うことを推奨

1. リフト・アップなどの状態で、トレーリング・アームに折損、亀裂などがないかを、目視などにより点検する。
2. トレーリング・アームが 2 枚構成の場合、左右、または、前後方向にズレがないか確認する。
3. トレーリング・アームに塗装剥離、腐食がないか目視などにより確認する。



緩衝装置

2007

2013

2016

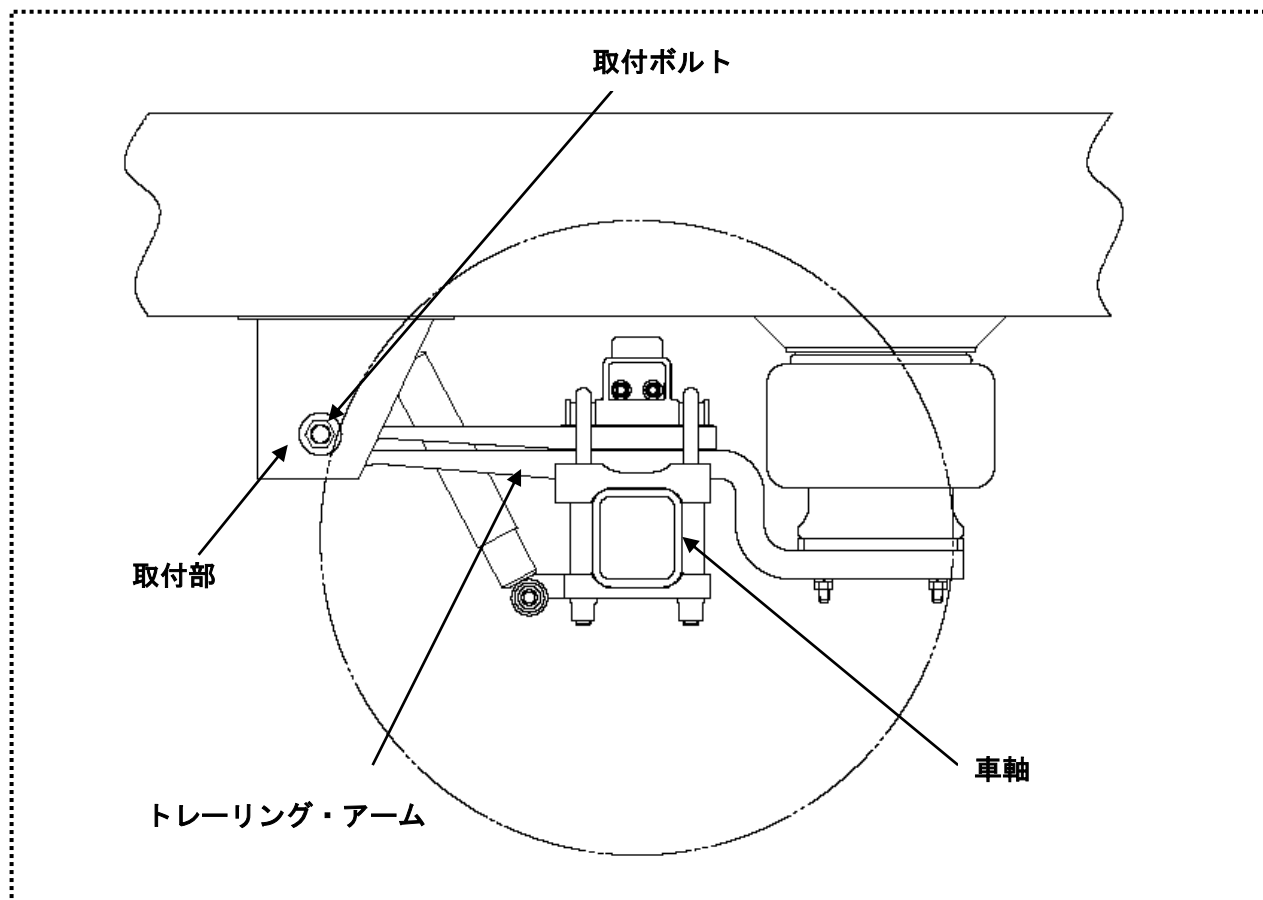
2018

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	トレーリング・アーム取付ボルトの緩み	点検方法	手工具による点検		

【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】

2007年版適用車では、本点検項目は「エア・サスペンションの取付部及び連結部の緩み並びに損傷」の点検に含めて取り扱うことを推奨

1. 取付けボルトが規定トルクで締まっているか、トルクレンチ等を使用して確認する。
2. 緩みがある場合は、トルクレンチなどを使用して規定トルクで締付ける。
規定トルクは、各トレーラメーカーの取扱説明書などの指示による。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- 取付ボルトが緩んだ状態で使用を続けると、取付ボルトだけでなく、トレーリング・アームやトレーリング・アームの取付部にも重大な損傷を及ぼす恐れがあるので、定期点検は重要です。
- 規定トルクで締まっても、取付ボルト部にサビやズレがある場合は取付ボルト・ナットが緩んだ状態でサビで固着している場合が多いので、取付ボルト・ナットを新品と交換し規定トルクで締付ける。

緩衝装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期		点検の分類	
		3月*2 12月*2 *3		法定項目 法定項目 メーカー指定	
点検内容	取付部及び連結部の 緩み並びに損傷	点検方法		目視点検	

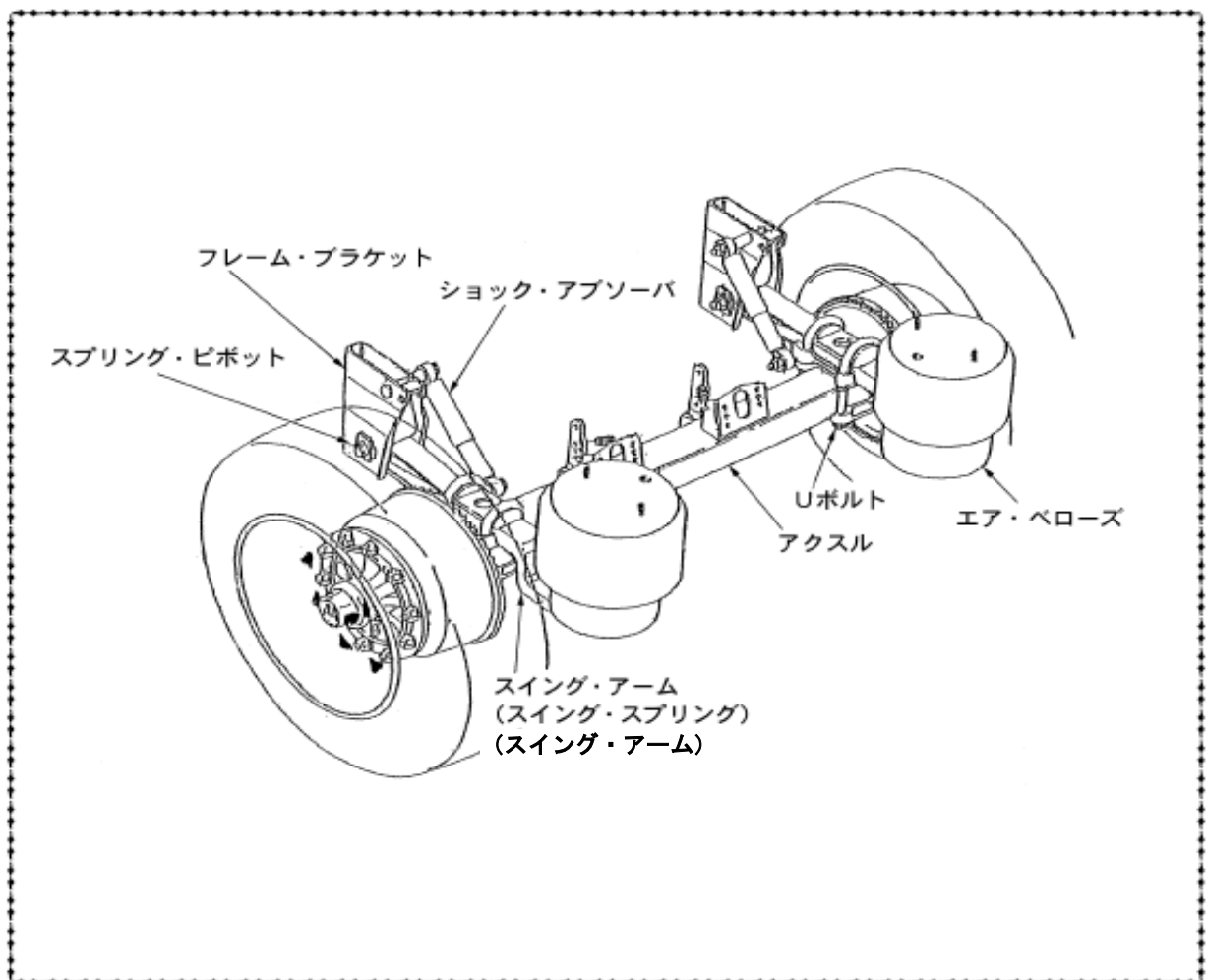
【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】

* 2 : 距離項目(本書 7 頁参照)

* 3 : 納入後及び交換後 1 月

2007 年版適用車では、本点検項目に「エア・サスペンションのトレーリング・アームの損傷」の点検、「エア・サスペンションのトレーリング・アーム取付ボルトの緩み」の点検を含めて取り扱うことを推奨

1. フレーム・ブラケット、スプリング・ピボット、エア・ベローズ、Uボルト、ショック・アブソーバ、スイング・アーム(トレーリング・アーム)などの取付け部、または、連結部などに緩みがないかを、トルク・レンチなどにより点検する。
2. 各取付け部と連結部に損傷がないかを、目視などにより点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- 取付け部、連結部の締付トルクが、メーカーにより規定されている場合は、締付トルクを点検してください。
- 新車時(部品交換時)は走行時のなじみにより、取付けボルトに緩みが生じることがありますので、使用初期の点検整備が重要です。

緩衝装置

2007

2013

2016

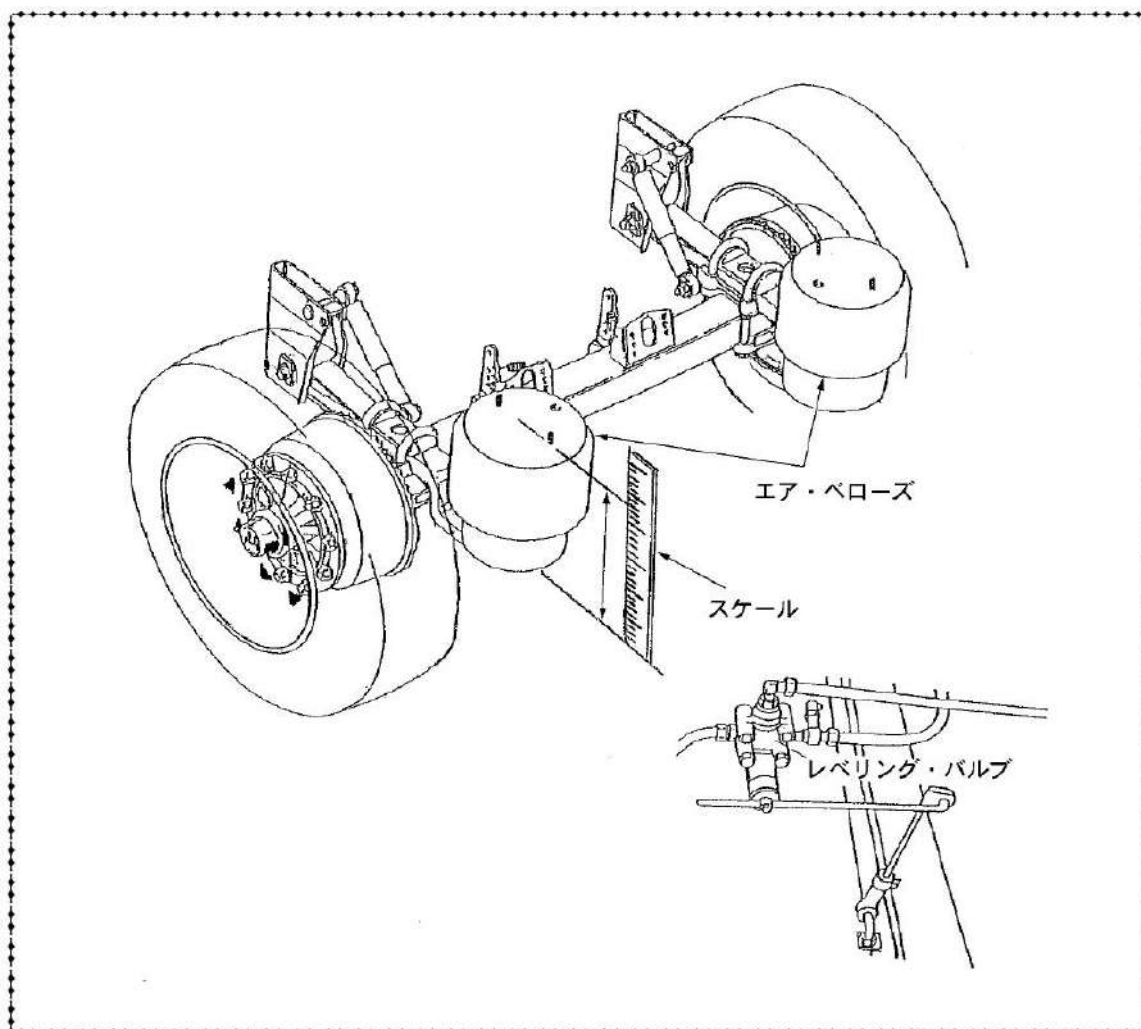
2018

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	法定点検
点検内容	レベリング・バルブの機能	点検方法	測定点検		

【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】

1. トラクタと連結し、規定の空気圧の状態ではレベリング・バルブのレバーを操作し、車高が上下するかを点検する。
2. 車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、ベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。

※ 規定の空気圧、規定のベローズ高さについては、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- ベローズの高さ調整は、車高に影響するので必ず規定の高さにセットしてください。この調整は、サスペンション系統にエアを充填し、エア圧が規定値以内にあることを確認した後、レベリング・バルブ・ロッドの取付けを緩め、ロッド調整によりベローズの高さが規定値になるように調整してください。

緩衝装置

2007

2013

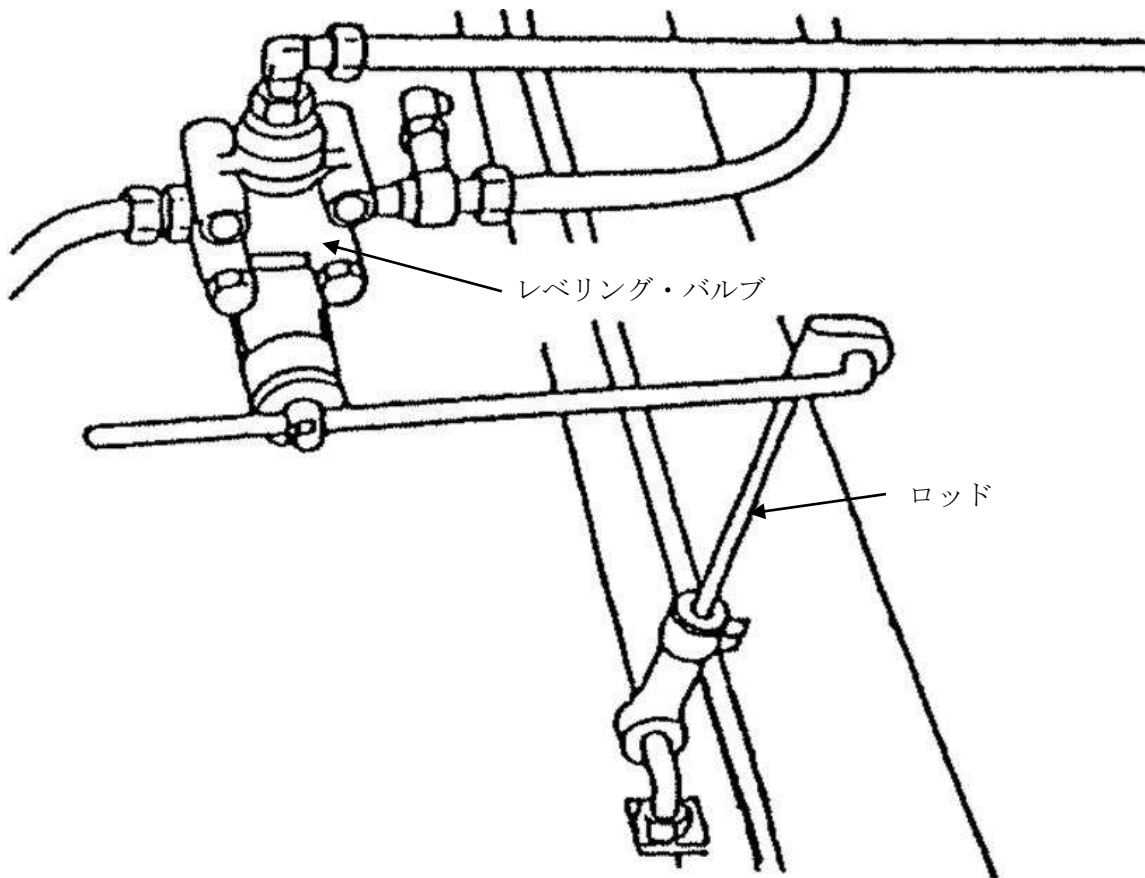
2016

2018

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	レベリング・バルブの ロッド取付部の損傷	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】

1. レベリング・バルブのロッド取付け部に損傷がないかを、目視などにより点検する。



緩衝装置

2007 2013 2016 2018

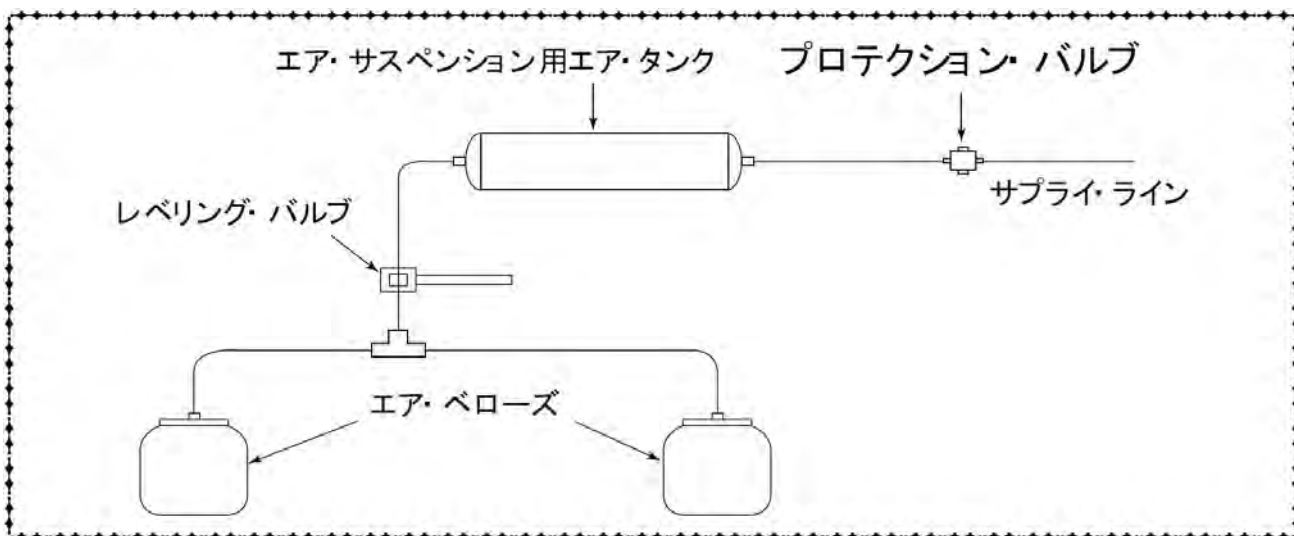
点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	プロテクション・バルブの機能	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】

1. エア・サスペンション用のエア・タンクの空気圧を空にして、プロテクション・バルブの出口側を解放し、サプライ・ライン（エマージェンシ・ライン）のホース・カップリングから圧力計を介して徐々にエアを供給する。

規定の空気圧でプロテクション・バルブの出口側からの排気があるかを点検する。

※ 規定の空気圧については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



緩衝装置

2007

2013

2016

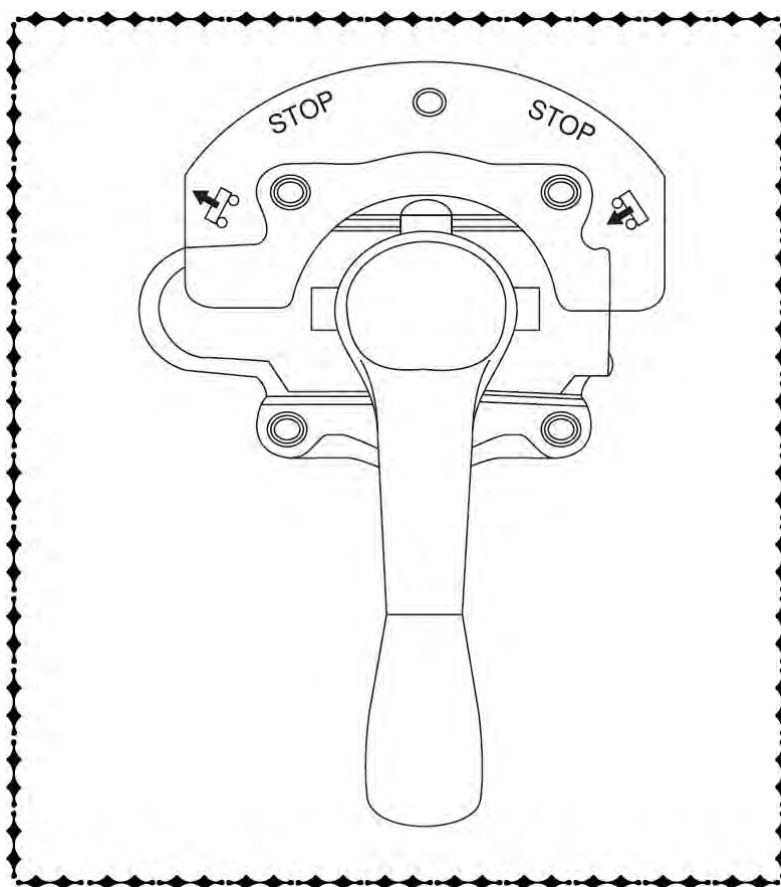
2018

点検箇所	エア・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ハイト・コントロール・バルブの機能	点検方法	目視点検		

【エア・サスペンション車のみ】【連結状態】

1. トラクタと連結させ、規定の空気圧の状態、ハイト・コントロール・バルブのレバーを操作し、トレーラの後部が上昇、停止、下降するかを点検する。
また、トレーラをレバー操作で上昇させたとき、上限の位置で自動的に停止するかを点検する。

※ 上限の位置については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



緩衝装置

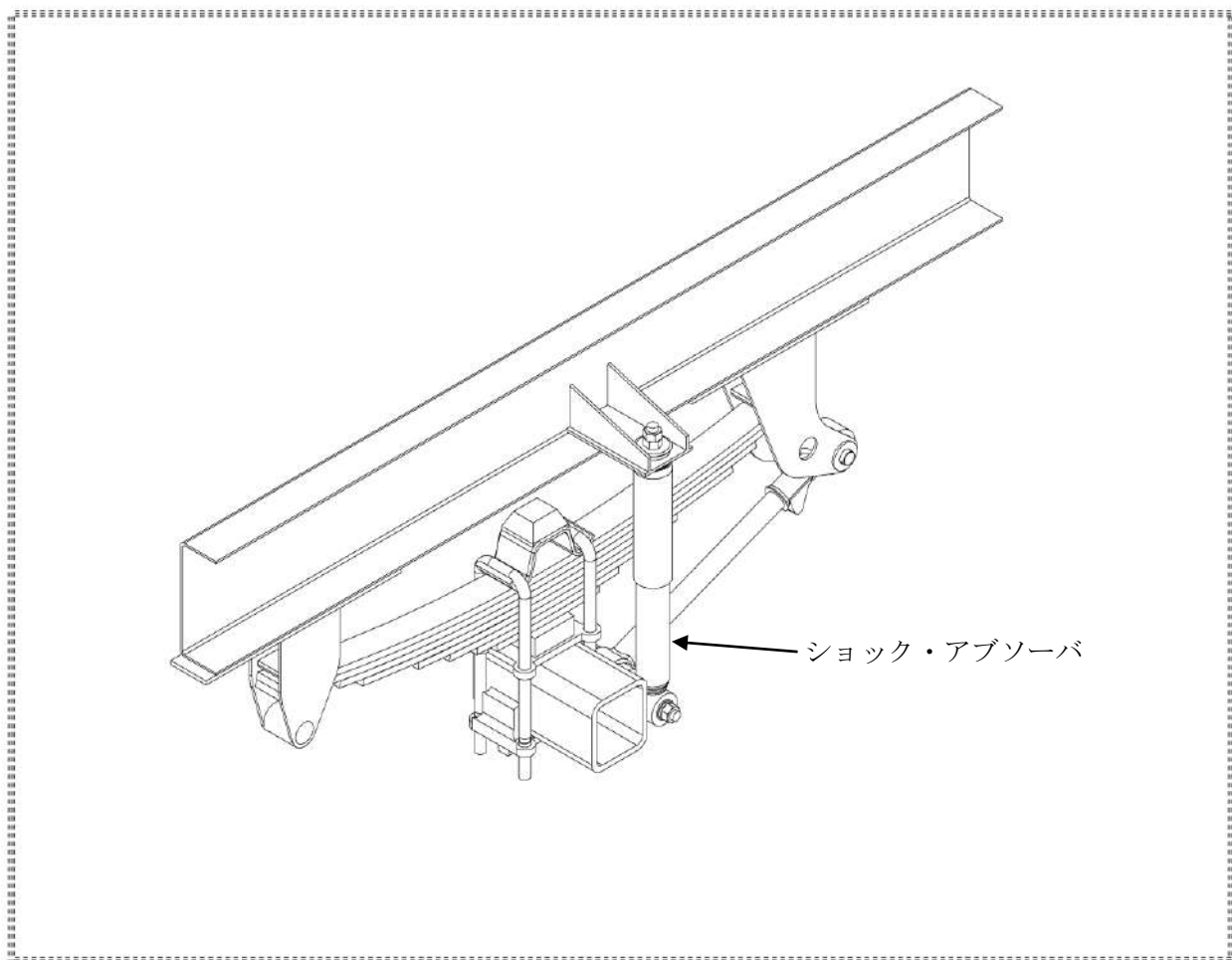
		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ショック・アブソーバ	点検整備時期		3月 12月	点検の分類 法定項目 法定項目
点検内容	油漏れ及び損傷	点検方法		目視点検	

【取付車のみ】

2007年版適用車では、本点検項目に「ショック・アブソーバの取付ボルトの緩み」の点検を含めて取り扱うことを推奨

1. ショック・アブソーバに油漏れがないかを、目視などにより点検する。
2. ショック・アブソーバに損傷がないかを、目視などにより点検する。
3. ショック・アブソーバの取付け部に損傷がないかを、目視などにより点検する。

※ 油漏れなどの判断については、各トレーラメーカーの取扱説明書などの指示による。



緩衝装置

2007

2013

2016

2018

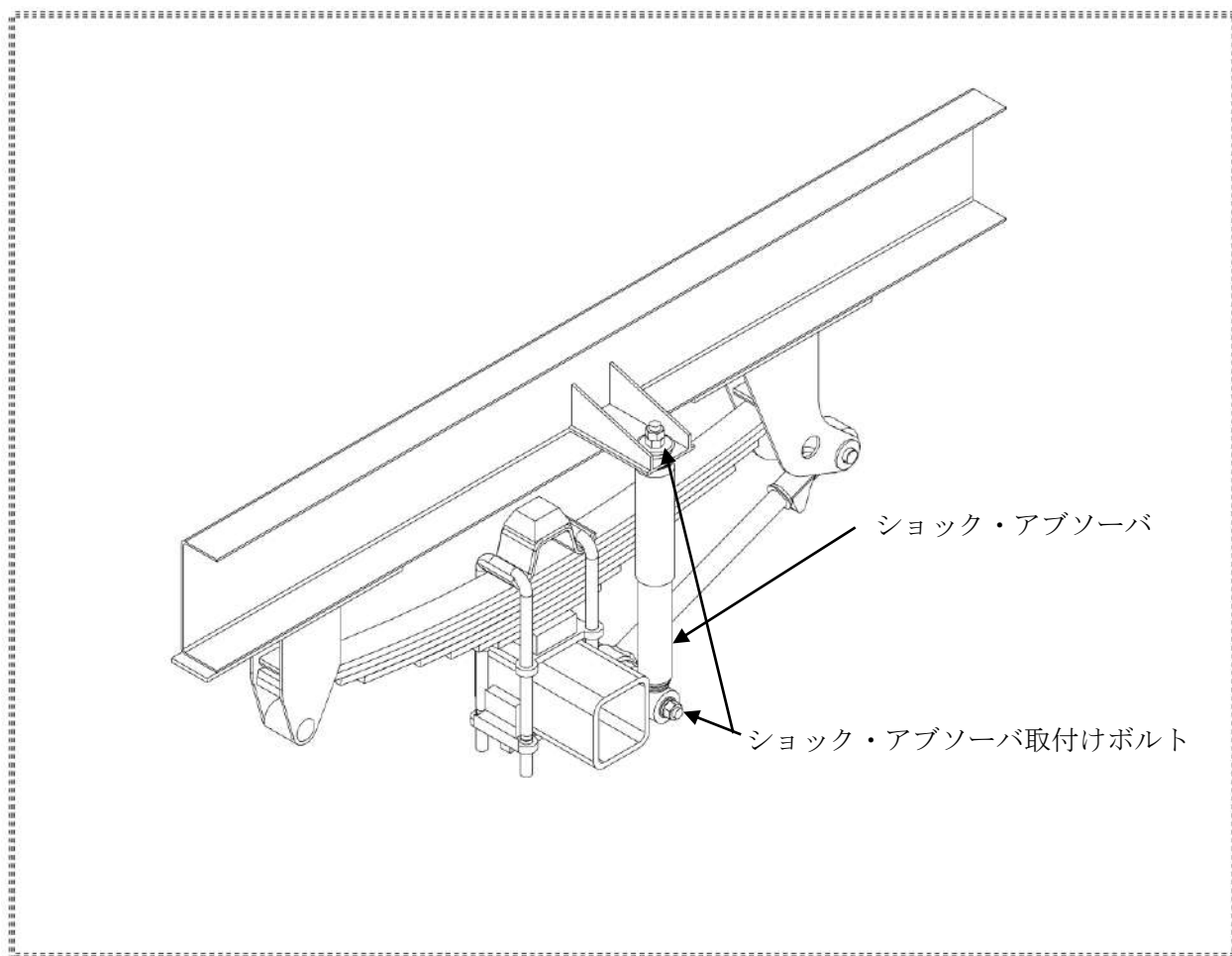
点検箇所	ショック・アブソーバ	点検整備時期	12月 *3	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	取付ボルトの緩み	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

*3：納入後及び交換後1月

2007年版適用車では、本点検項目は「ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷」の点検に含めて取り扱うことを推奨

1. ショック・アブソーバ取付けボルトに緩みがないかを、点検ハンマ及びトルク・レンチなどにより点検する。
*ショック・アブソーバ取付けボルトの締付トルクについては、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- 新車時（部品交換時）は走行時のなじみにより、取付けボルトに緩みが生じることがあります。走行時に受ける激しい振動を吸収するエア・サスペンション装置は、より過酷にこの影響を受けるため、使用初期の点検整備が重要です。

緩衝装置

2007

2013

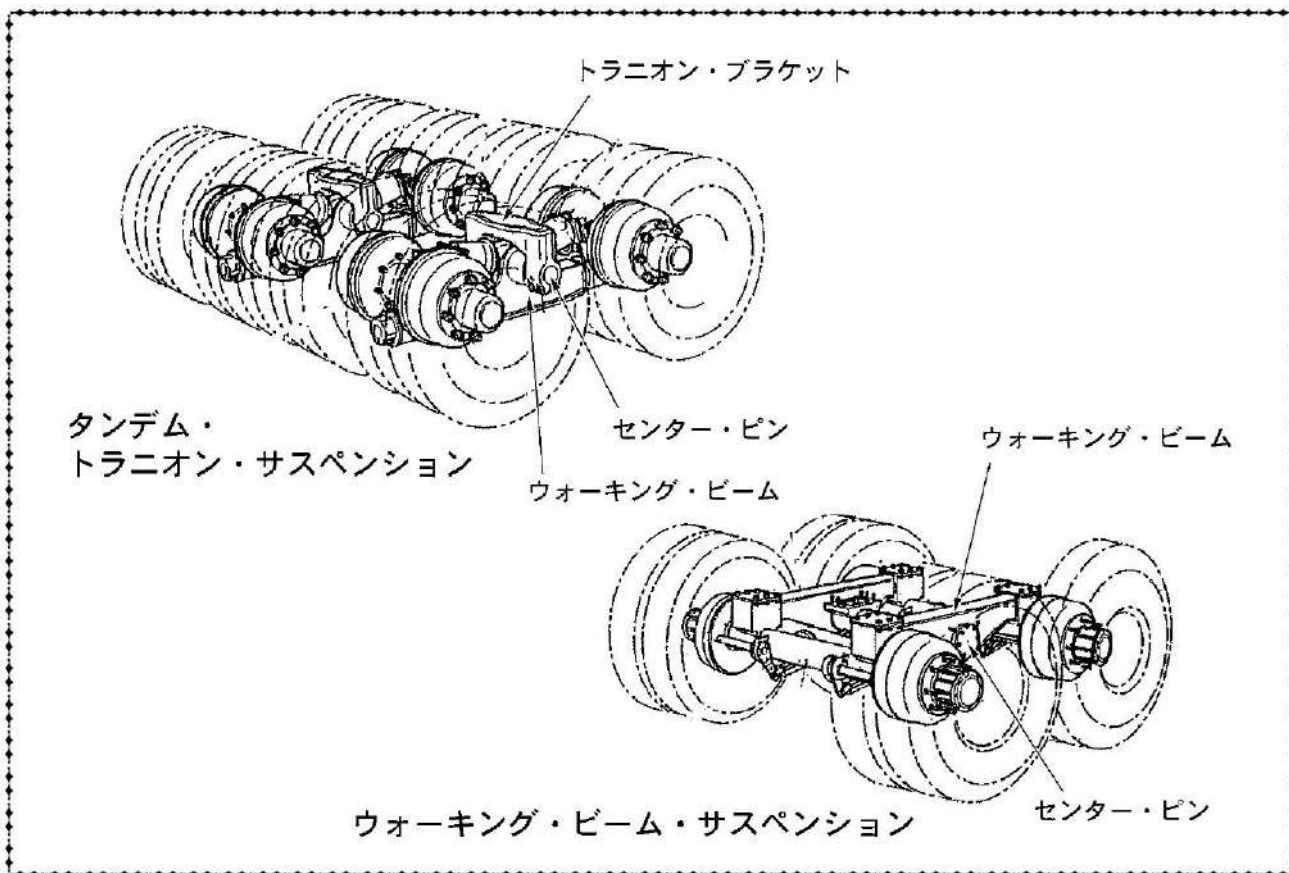
2016

2018

点検箇所	ウォーキング・ビーム・サスペンション	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	連結部のがた及び損傷	点検方法	リフト・アップ点検、目視点検、測定点検 手工具による測定		

【ウォーキング・ビーム・サスペンション車のみ】

1. リフト・アップなどの状態で、ウォーキング・ビーム及びトラニオン・ブラケットに損傷がないかを、目視などにより点検する。
2. センター・ピン及びウォーキング・ビーム前後の連結部分に緩み、がた及び、損傷がないかを点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- センター・ピン及びウォーキング・ビーム前後の連結部にながたがある場合は、分解整備を行い、各部の摩耗具合を点検してください。
- センター・ピン及びプッシュの摩耗限度は、メーカーで設定されている基準に基づき判定し、摩耗限度に達したものは交換してください。

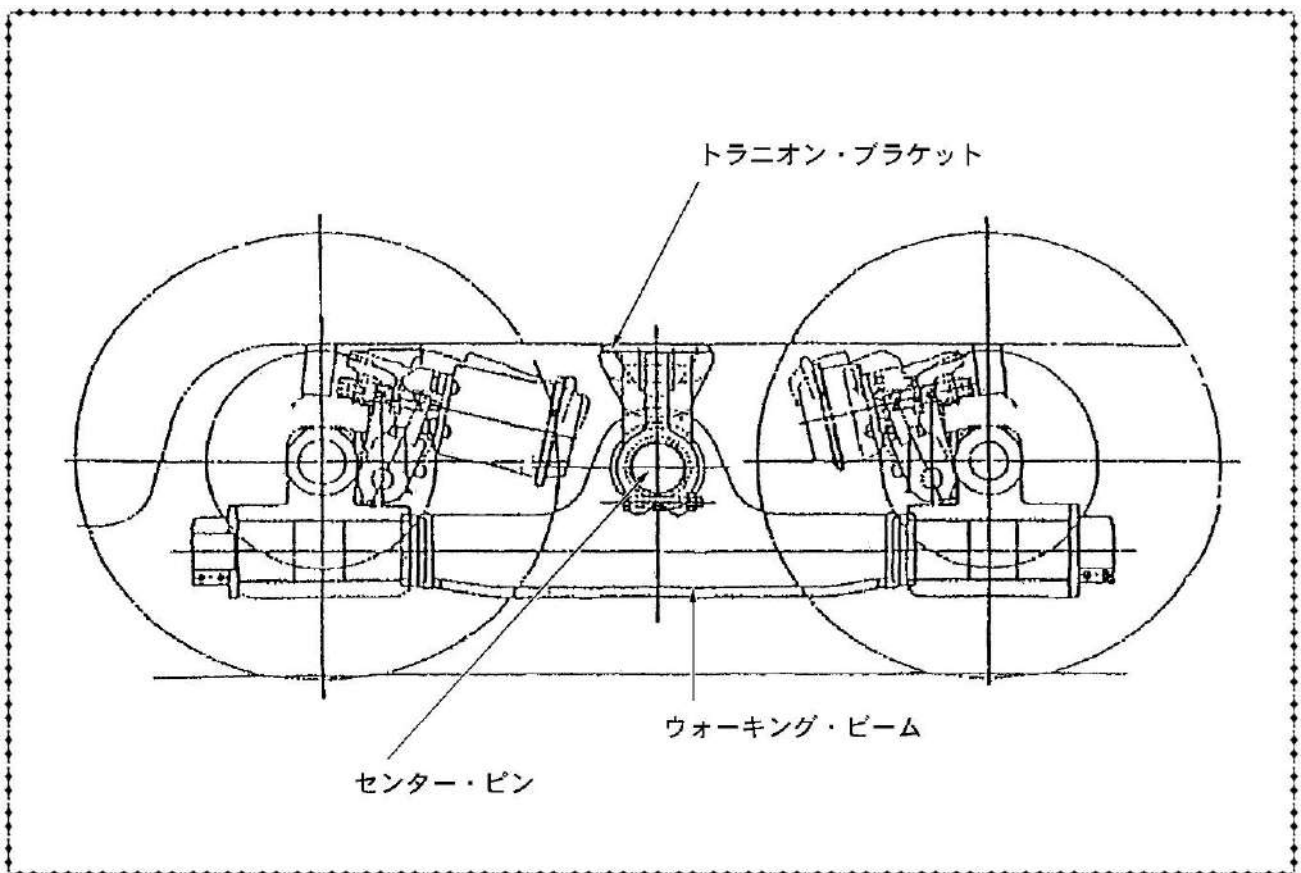
緩衝装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	ウォーキング・ビーム・サスペンション	点検整備時期		点検の分類	
		3月		メーカー指定	
		12月		メーカー指定	
		*3		メーカー指定	
点検内容	ブラケット取付部の緩み及び損傷	点検方法		目視点検、手工具による点検	

【ウォーキング・ビーム・サスペンション車のみ】

*3：納入後又は交換後1月

1. トラニオン・ブラケットがボルトなどによる取付けの場合は、スパナなどにより緩みがないか、また、損傷がないかを目視などにより点検する。
2. トラニオン・ブラケットが溶接による取付けの場合は、溶接部に亀裂、損傷などが目視などにより点検する。



電気装置

2007

2013

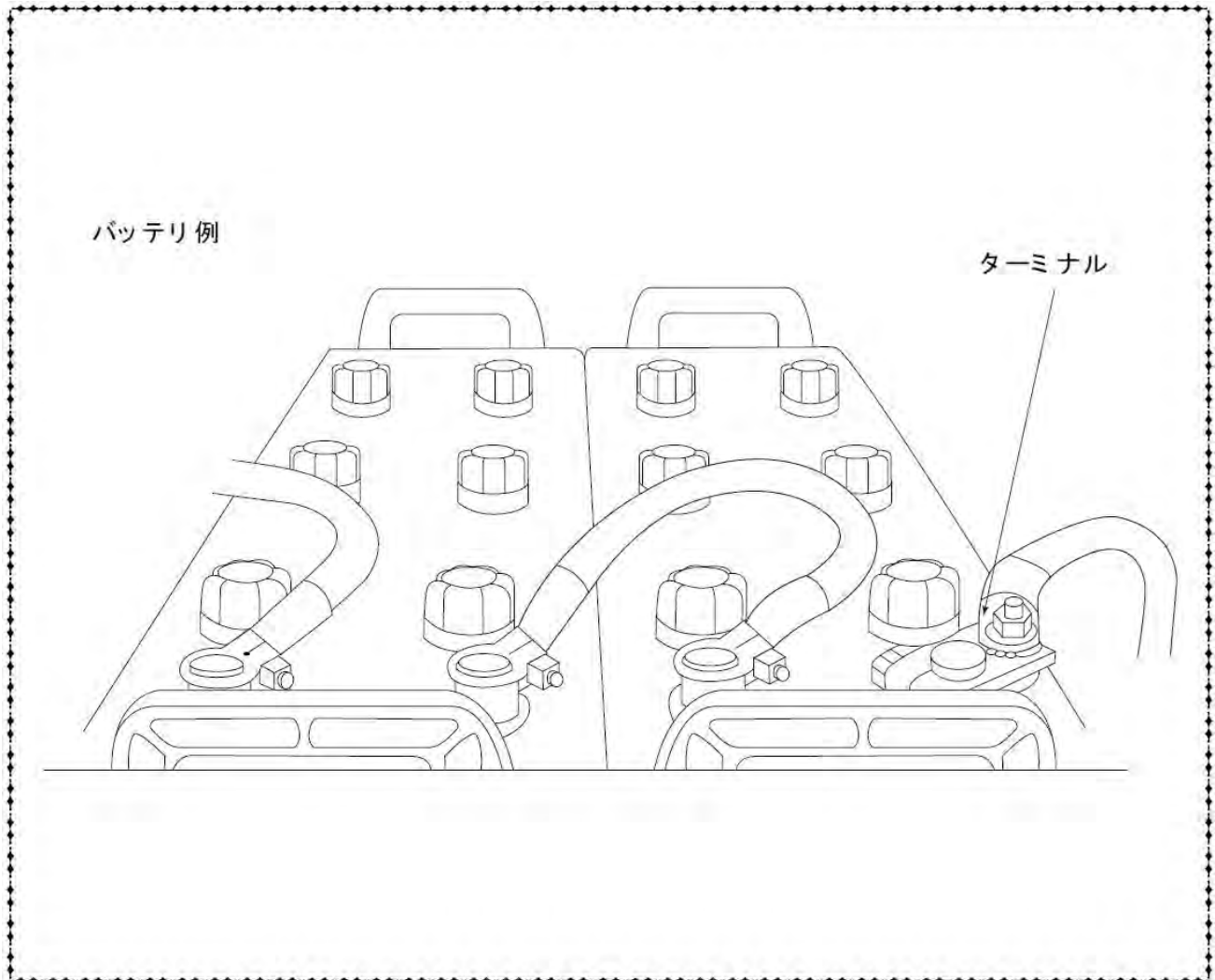
2016

2018

点検箇所	バッテリー	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ターミナル部の接続状態	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

1. ターミナル部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。
2. ターミナル部が、腐食により接続状態が不良でないかを目視などにより点検する。



電気装置

2007

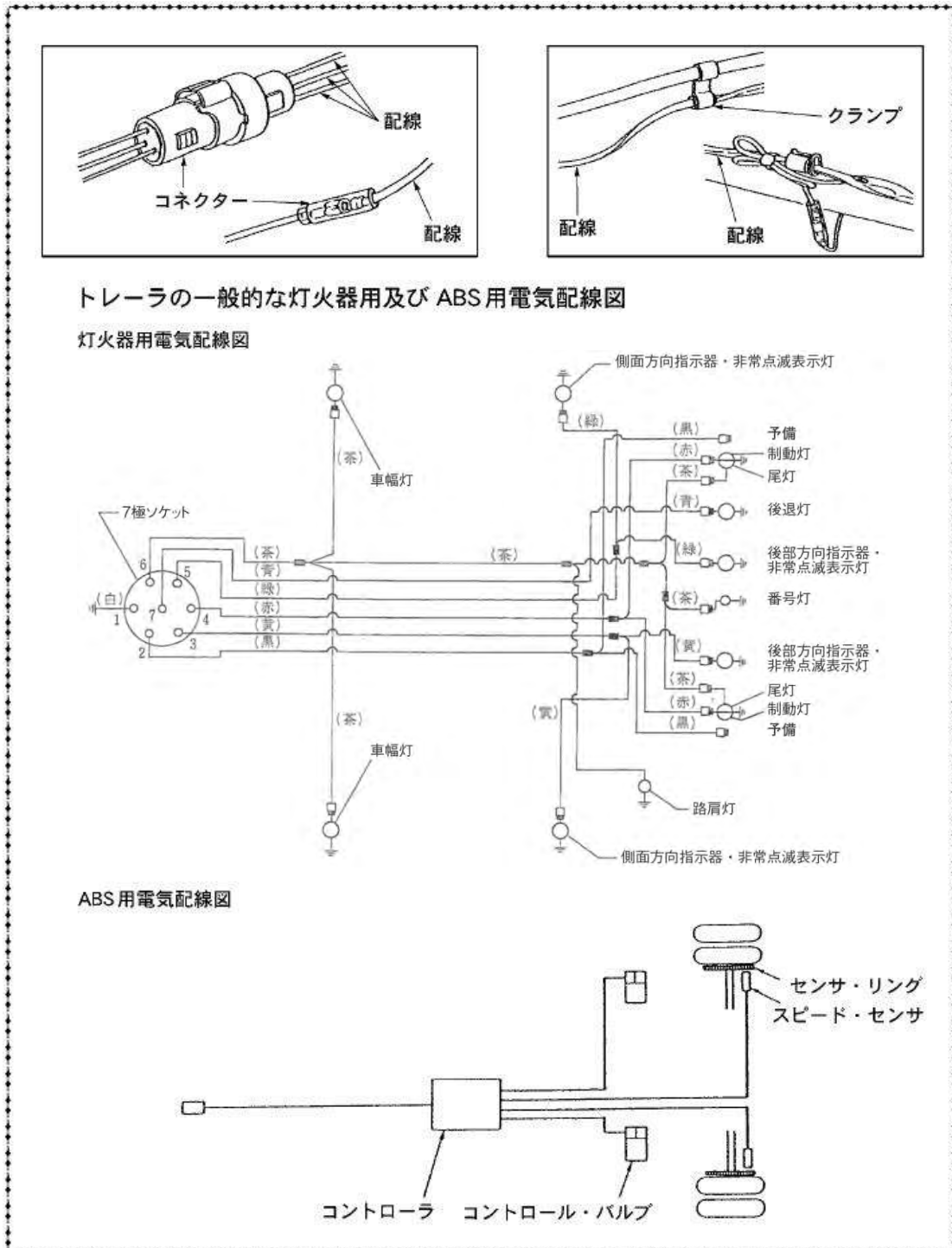
2013

2016

2018

点検箇所	電気配線	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定項目 法定項目
点検内容	接続部の緩み及び損傷	点検方法	目視点検		

1. 電気配線に損傷がないか、配線接続の各コネクタに緩みがないかを、目視などにより点検する。
2. 電気配線のクランプに緩みがないかを、目視などにより点検する。
3. 電気配線が他部品と干渉する恐れがないかを、目視などにより点検する。



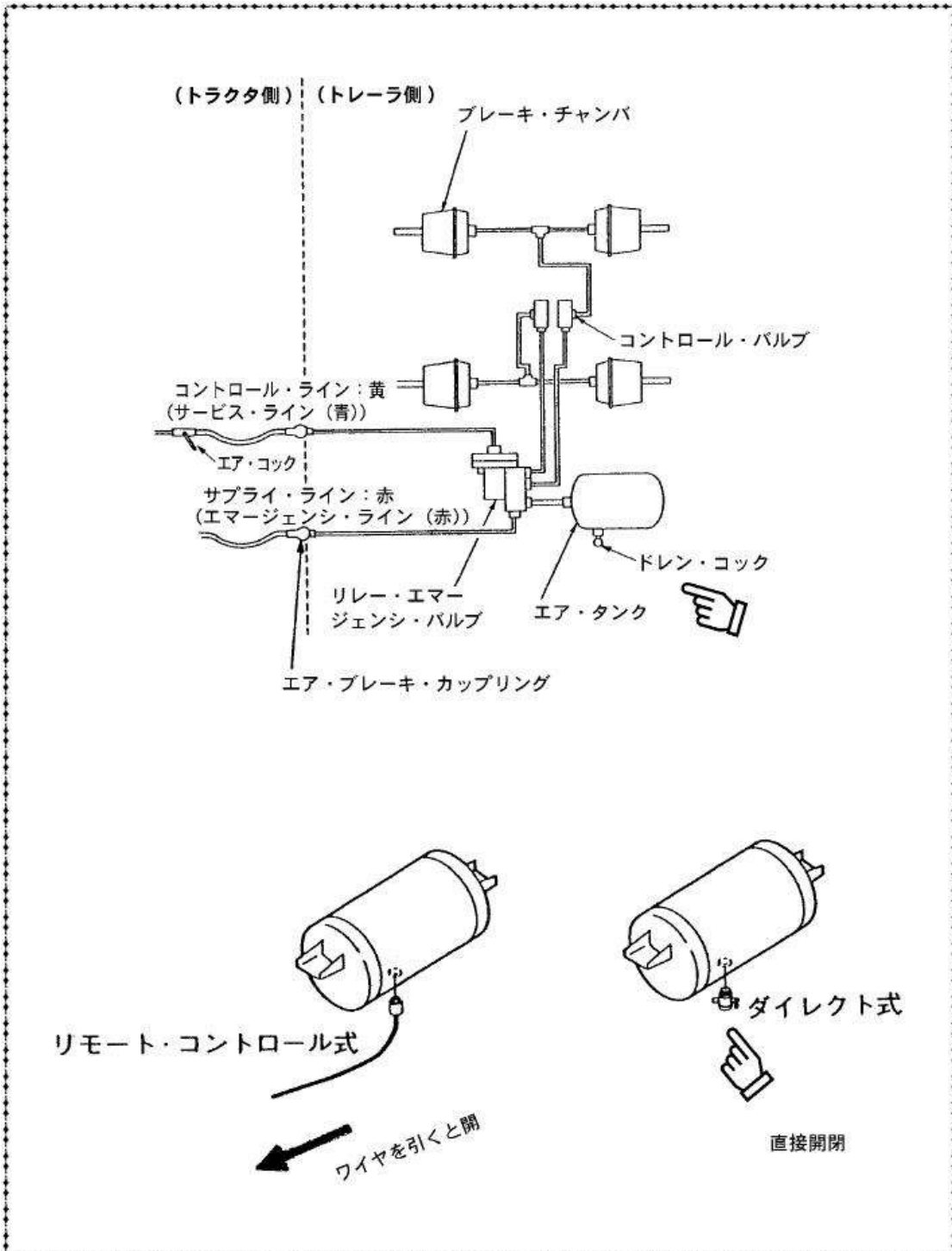
附属装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	エア・コンプレッサ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定項目 法定項目
点検内容	エア・タンクの凝水	点検方法	目視点検、リフト・アップ ^o 点検、測定点検		

【連結状態】

1. エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
2. エア・タンクが、2個以上付いている場合は、全てのドレン・コックを開き点検する。



車枠及び車体

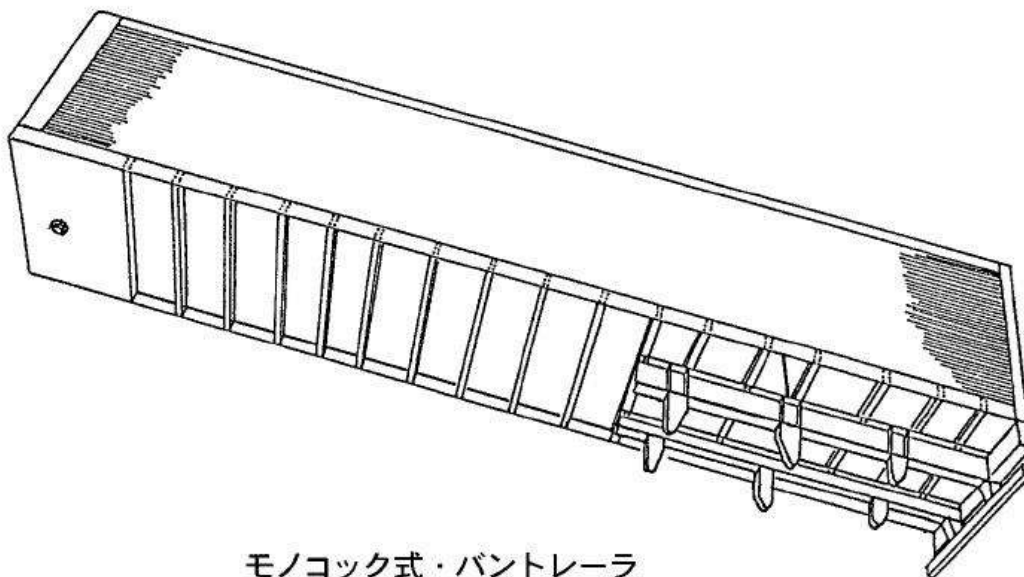
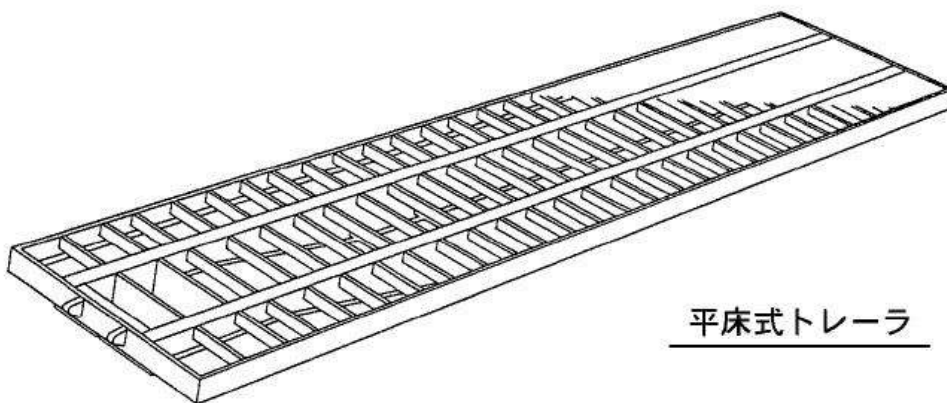
2007 2013 2016 2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	緩み及び損傷	点検方法	リフト・アップ点検、目視点検 手工具による点検		

2007年版適用車では、本点検項目に「車枠及び車体の錆腐食状態」の点検を含めて取り扱うことを推奨

1. 車枠及び車体

- 1) 車枠、車体各部に亀裂、損傷がないかを、目視などにより点検する。
- 2) フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかを、スパナなどにより、また、溶接部に亀裂がないかを、目視などにより点検する。



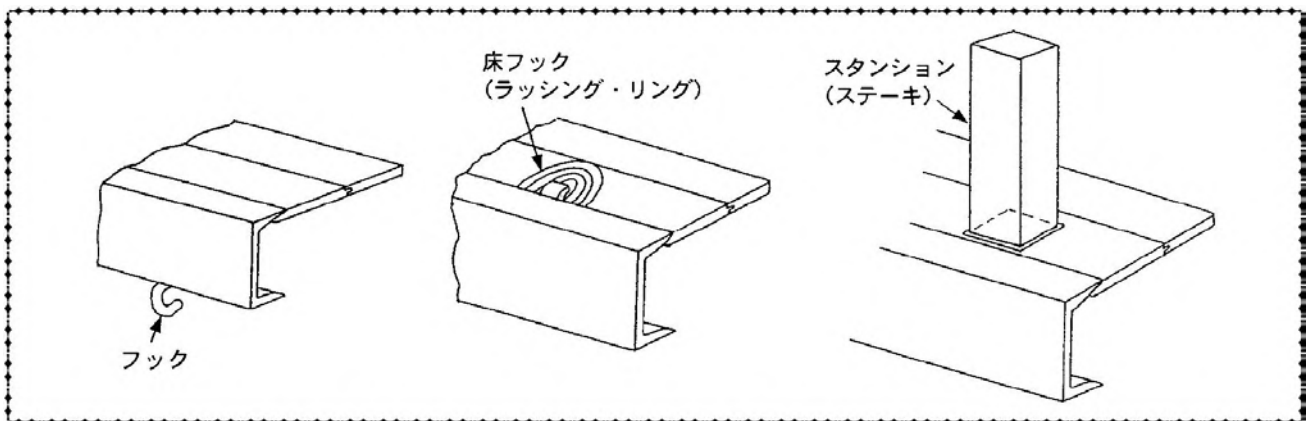
車枠及び車体

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期		点検の分類	
		3月 12月		法定点検 法定点検	
点検内容	緩み及び損傷	点検方法		目視点検、手工具による点検	

2007年版適用車では、本点検項目に「車枠及び車体の錆腐食状態」の点検を含めて取り扱うことを推奨

2. 物品積載装置

- 1) フック、床フック、スタンションなどの物品積載装置に亀裂、損傷、変形がないかを、目視などにより点検する。
- 2) 各物品積載装置の取付けボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。また、溶接で取付けられているものにあつては、溶接部に亀裂などがないかを、目視などにより点検する。



車枠及び車体

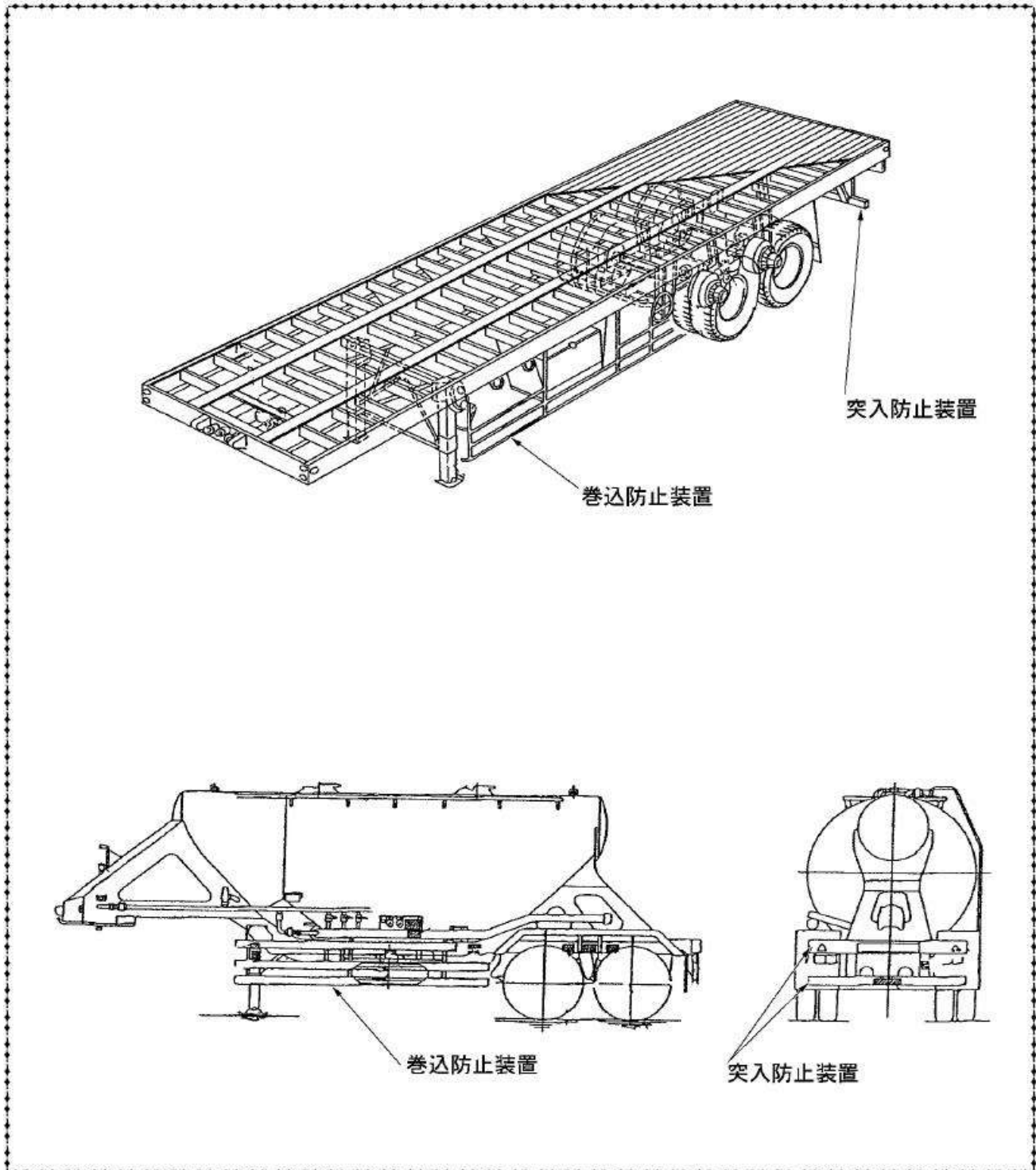
2007 2013 2016 2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検、触手点検		

2007年版適用車では、本点検項目に「車枠及び車体の錆腐食状態」の点検を含めて取り扱うことを推奨

3. 巻込及び突入防止装置

- 1) 巻込及び、突入防止装置の取付けボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。
- 2) 巻込及び、突入防止装置の溶接部に亀裂、損傷がないかを、目視などにより点検する。
- 3) 巻込及び、突入防止装置に亀裂、損傷、変形がないかを、目視などにより点検する。



車枠及び車体

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期		点検の分類	
		3月 12月		法定点検 法定点検	
点検内容	スペアタイヤ取付装置の 緩み、がたおよび損傷	点検方法		目視点検、手工具による点検	

【車両総重量 8 トン以上の被牽引自動車のみ】【取付車のみ】

1. スペアタイヤを取り外し、次の点検を行う。
 - 1) スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
 - 2) スペアタイヤ取付装置に緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、がたがないかを手で揺するなどして点検する。さらに、損傷がないかを目視などにより点検する。
 - 3) スペアタイヤのディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴の周り及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検する。また、スペアタイヤ取付装置とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。



車枠及び車体

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期		点検の分類	
		3月 12月		法定点検 法定点検	
点検内容	スペアタイヤの取り付け状態	点検方法		目視点検、触手点検	

【車両総重量 8ト以上の被牽引自動車のみ】【取付車のみ】

スペアタイヤを取り付ける際に次の点検を行います。

- 1) スペアタイヤ取付装置のハンドルが円滑に回ること及び吊上げチェーンが円滑に回ること及び吊上チェーンにねじれや引っかかりがないことを確認し、規定トルク（※）で締め付ける。
- 2) スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検する。また、スペアタイヤの取付けに緩みがないかをスペアタイヤを強く押すなどして点検する。

※ 規定トルクは各トレーラメーカーの取扱説明書などの指示による。



操作ハンドルを確実に差し込み
確実に巻き上げてください。
→ 操作ハンドルは、逆回転させずに
抜いて下さい。

スペアタイヤが確実に
固定された事を確認
するため、端部を手等で
強く押し、緩みやガタ
つきがない事を確認して
下さい。



スペアタイヤ

スペアタイヤキャリア

車枠及び車体

2007 2013 2016 2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ツールボックスの 取付部緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【車両総重量 8 トン以上の被牽引自動車のみ】【取付車のみ】

※ツールボックスとは

フレームやボディーなど、車外に取り付けられた工具箱や資材入れ等。

ツールボックスに該当する事例を 94 頁、95 頁に、ツールボックスに該当しない事例を 96 頁、97 頁に掲載しますが、解釈については各トレーラメーカーに御問い合わせください。

●ツールボックスの取り付け状態の確認

ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。

また、損傷がないかを目視などにより点検する。

目視による確認
錆、錆汁、亀裂、損傷、ナットの緩み、ナット外れ、ボルト折れ



- ・ツールボックスが確実に固定されているか確認する。
- ・緩み及び損傷がないか確認する。



- ・取付部のボルト、ナット部に緩みがないか確認する



- ・亀裂及び腐食などが無いか確認する。

車枠及び車体

2007

2013

2016

2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ツールボックスの 取付部緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【車両総重量 8 トン以上の被牽引自動車のみ】【取付車のみ】

● ツールボックスに該当する事例

ツールボックス事例	構造・取付方法・使用目的等
① 	板状の箱（六面体） フレーム側面へ取付
② 	板状の箱（六面体） キャブ後フロア上面へ取付
③ 	エキスバンドメタルの箱 箱の上面はオープン 荷台下のフレーム側面へ取付 主にりん木入れとして使用
④ 	板状の箱（六面体） フレーム下面へ取付 主にりん木入れとして使用
⑤ 	板状の箱 後面はオープン、帯板の飛出し防止付き フレーム後部下面へ取付 主に台車入れとして使用
⑥ 	板状の箱 側面はオープン、丸棒の飛出し防止付き フレーム側面へ取付 主に台車入れとして使用

車枠及び車体

2007

2013

2016

2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ツールボックスの 取付部緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【車両総重量 8 トン以上の被牽引自動車のみ】 【取付車のみ】

● ツールボックスに該当する事例

ツールボックス事例	構造・取付方法・使用目的等
⑦ 	板状の箱（六面体） フレーム側面へ取付 消火器入れとして使用
⑧ 	板状の箱 上面はオープン、下面はすのこ状の木の板 荷台前立て上前部へ取付 主にシート入れとして使用
⑨ 	板状の箱 上面はオープン、後面は3本の丸棒で構成 キャブ上シートキャリア 主にシート入れとして使用
⑩ 	重機、建機運搬車用の歩み板を格納するもの。 フレーム側面、荷台床下へ取付
⑪ 	ペール缶受け 平板を床として、ペール缶がズレ落ちぬよう 丸棒を円状に配置した専用受け フレーム側面へ取付
⑫ 	上面はオープン、下面はすのこ状の木の板、 側面及び前面は丸棒で構成のシート置き トレーラ単体での輸送効率化（全長制限）のため 折り畳み可能としている。

車枠及び車体

2007

2013

2016

2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ツールボックスの 取付部緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【車両総重量 8 トン以上の被牽引自動車のみ】【取付車のみ】

● ツールボックスに該当しない事例

ツールボックスに該当しない事例	構造・取付方法・使用目的等
① 	ウイング扉のパワーユニット (モータ、油圧ポンプ等) ボックス 荷台床面へ取付
② 	テールゲートリフターのパワーユニット (モータ、油圧ポンプ等) ボックス 左写真はテールゲートリフターへ取付したもの。 車枠や荷台へ取付けることもある。
③ 	テールゲートリフターの荷台操作ボックス フレーム側面へ取付 荷台やテールゲートリフターへ取付けることもある。
④ 	1 台積の車両運搬車の荷台操作ボックス フレーム側面へ取付
⑤ 	チェーンを掛けるためのフック
⑥ 	消火器受け 平板を床として、消火器をバンドで固定する 専用受け 左写真は左側後輪前巻込み防止装置へ取付たもの。

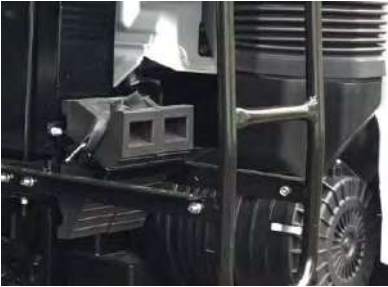
車枠及び車体

2007 2013 2016 2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	法定点検 法定点検
点検内容	ツールボックスの 取付部緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【車両総重量 8 トン以上の被牽引自動車のみ】【取付車のみ】

● ツールボックスに該当しない事例

ツールボックスに該当しない事例	構造・取付方法・使用目的等
<p>⑦</p> 	<p>差込式タイヤ歯止め入れ 平板と帯板で構成された歯止め専用受け 脱落防止の帯ゴム取付け部有り 左写真はキャブ後部の架装物へ取付 フレーム側面、巻込み防止装置等へ 取付けることもある</p>

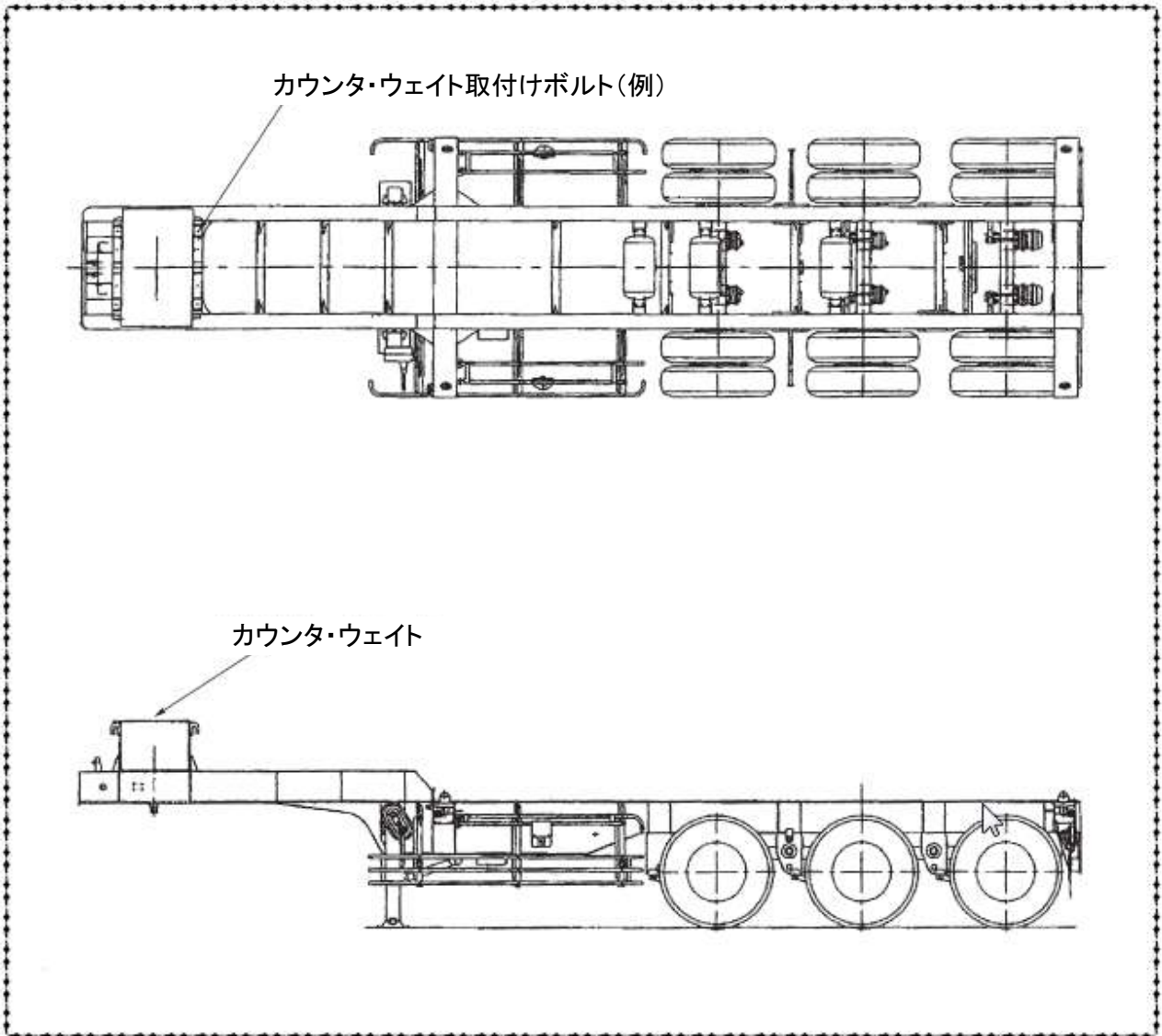
車枠及び車体

2007 2013 2016 2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	カウンタ・ウェイト取付けボルトの 緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

1. カウンタ・ウェイト取付けボルトに緩み及び、損傷がないかを、スパナ等で確認する。



連結装置

2007

2013

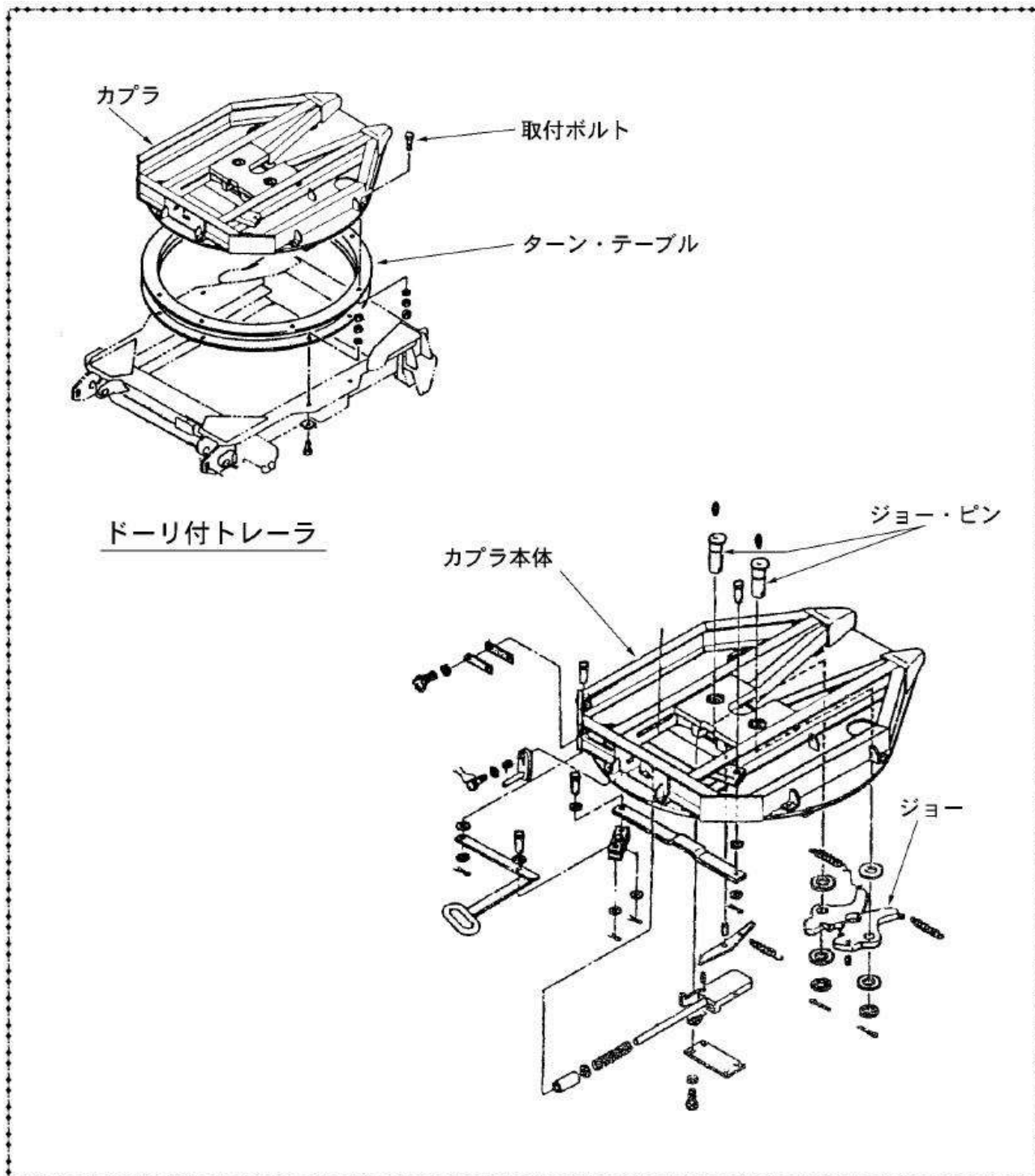
2016

2018

点検箇所	連結装置	点検整備時期	12月	点検の分類	法定点検
点検内容	カプラの機能及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

1. 平坦な場所でドーリ付トレーラのドーリ部との連結及び、切離しがスムーズに行えるかを点検する。
 2. カプラの取付け部に緩みがないかを、スパナなどにより点検する。
 3. カプラのジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。
 4. カプラ・サドル（ベース）の上面に損傷及び、摩耗がないかを、目視などで点検する。
- ※摩耗限度については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



連結装置

2007

2013

2016

2018

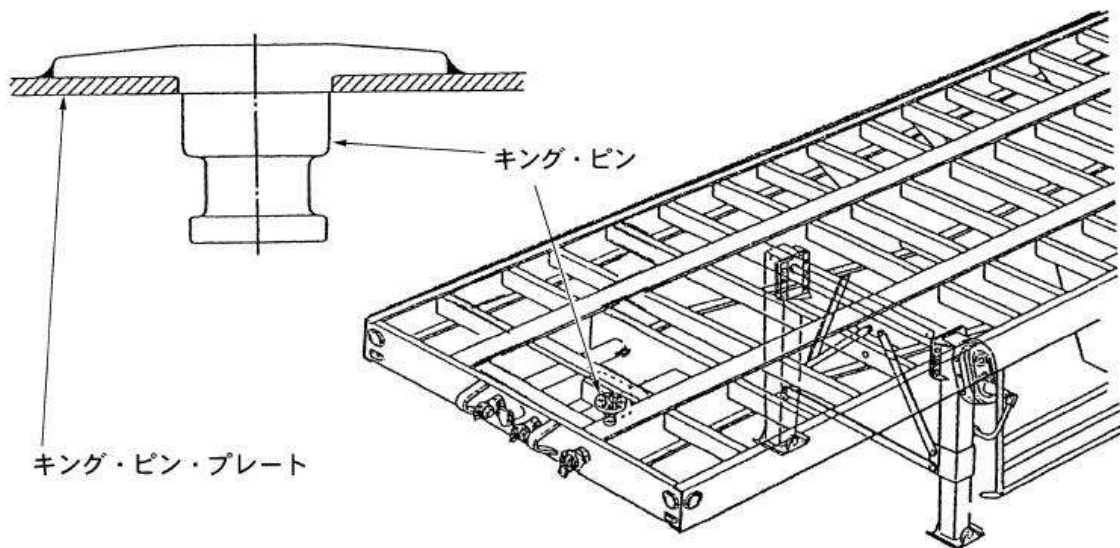
点検箇所	連結装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	キング・ピン及びびルネット・アイの 摩耗、亀裂及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検、 触手点検、測定点検		

1. キング・ピン及びキング・ピン・プレート

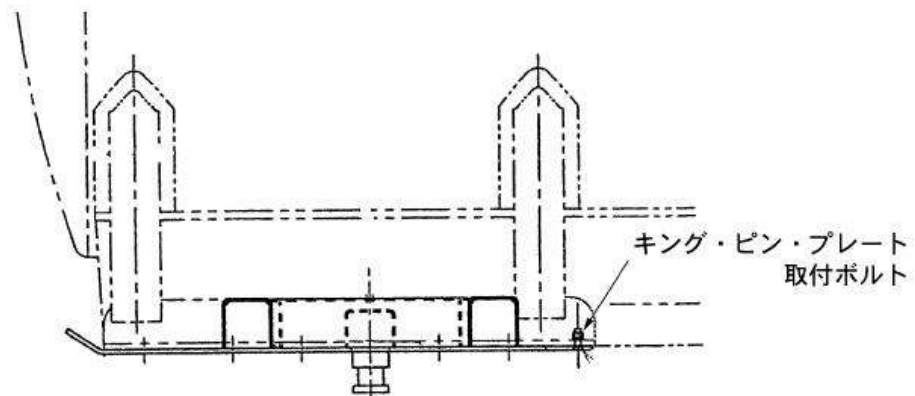
1) キング・ピン及びキング・ピン・プレートに亀裂、摩耗及び損傷がないかを、目視などにより点検する。

また、キング・ピン・プレートに腐食及び損傷がないかを目視などにより点検する。キング・ピン・プレートに異状な変形、損傷が見受けられる場合は、キング・ピン・プレートの上部床板等を取り外し、キング・ピン・プレートの上部の状況についても点検する。

※キング・ピン・プレート上部の点検整備については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



※ 平床式セミ・トレーラの床板なしの状態でのキング・ピンを上から見た状態



※ ボルト取付方式のキング・ピン・プレート

連結装置

2007

2013

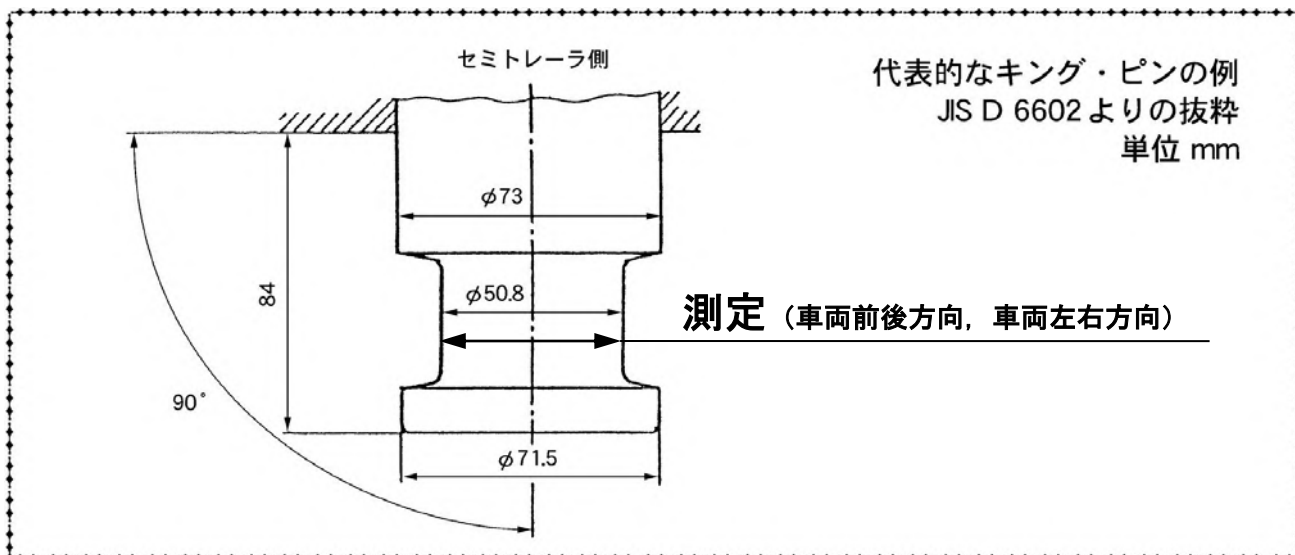
2016

2018

点検箇所	連結装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	キング・ピン及びリベット・アイの 摩耗、亀裂及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検、 触手点検、測定点検		

2) キング・ピンのカプラ・ジョーとの連結部の直径を、車両前後方向と車両左右方向の二方向でノギスなどにより測定し、摩耗限度以内であることを点検する。

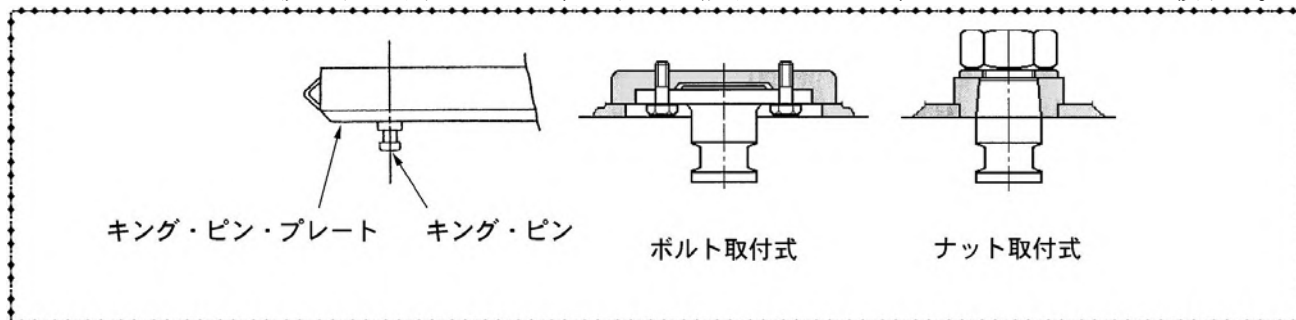
※摩耗限度については、各メーカーの取扱説明書などの指示による



3) キング・ピン取付部に損傷がないかを目視などにより点検する。

ボルト取付式のものについては、取付けボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。

ナット取付式のものについては、キング・ピンを手で揺するなどして、がたがないかを点検し、がたがあれば床板を取り外すなどして、ナットに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。



連結装置

2007

2013

2016

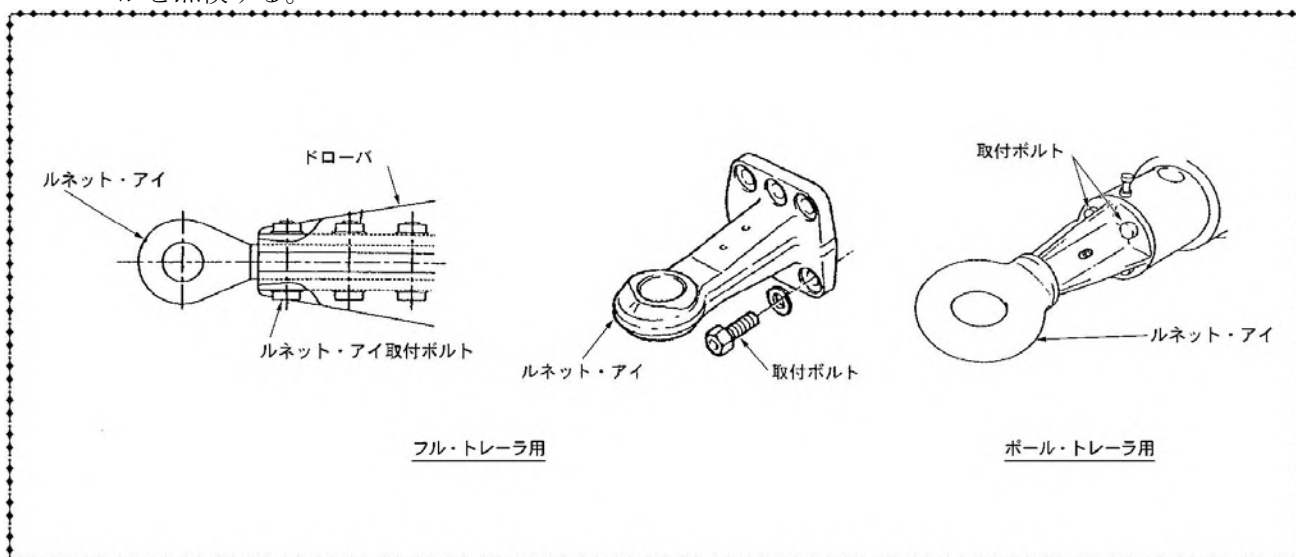
2018

点検箇所	連結装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 法定点検
点検内容	キック・ピン及びルネット・アイの 摩耗、亀裂及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検、 触手点検、測定点検		

2. ルネット・アイ

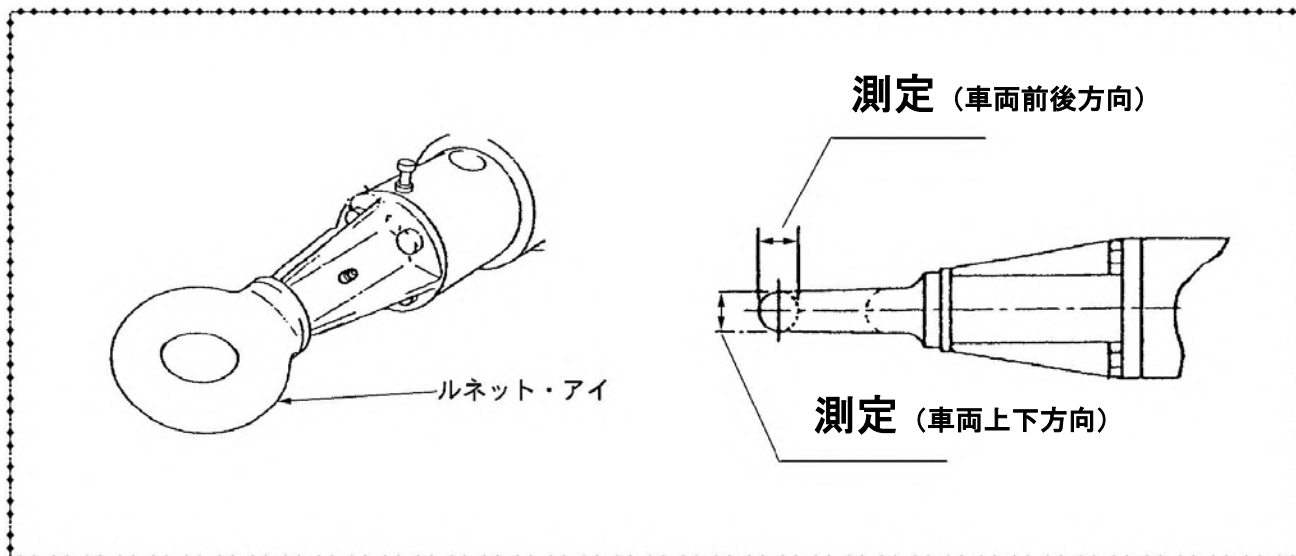
- 1) ルネット・アイに亀裂、摩耗及び損傷がないかを、目視などにより点検する。
また、取付け部に緩みがないかを、スパナなどにより点検する。

※ルネット・アイの目玉部に、「てこ棒」などを入れて前後方向に揺するなどして、がたがないかを点検する。



- 2) ルネット・アイの径を車両前後方向と車両上下方向の二方向でノギスなどにより測定し、摩耗限度以内であることを点検する。

※摩耗限度については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



補助脚

2007

2013

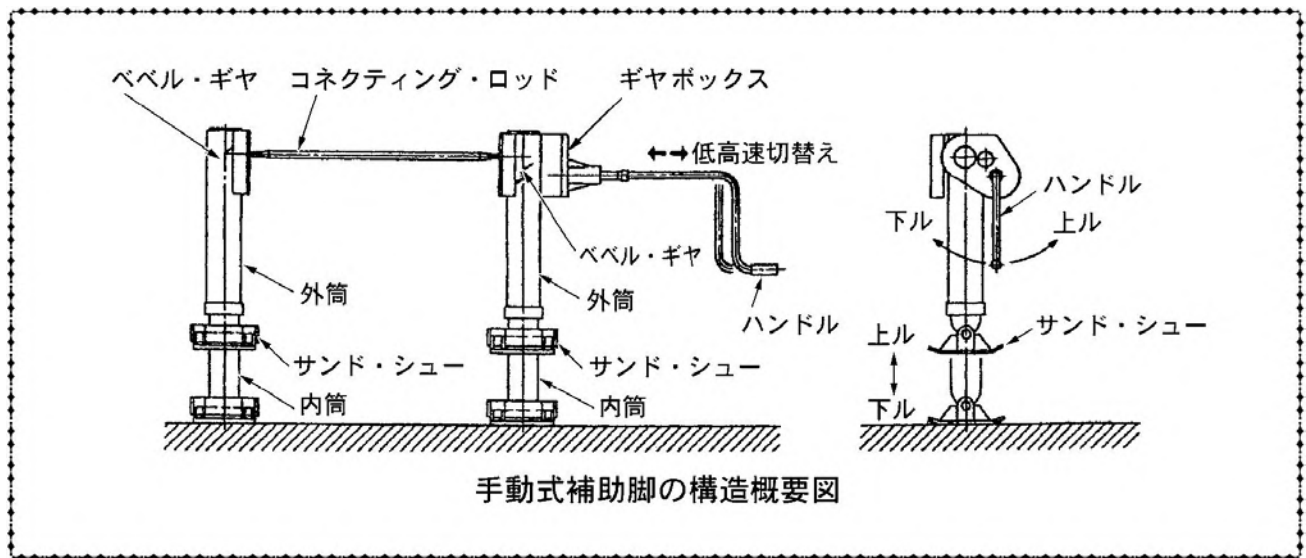
2016

2018

点検箇所	補助脚	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法		作動点検	

【取付車のみ】

1. トラクタと連結させ、補助脚のハンドルを操作し、上下、高速・低速作動に異状がないかを点検する。



補助脚

2007

2013

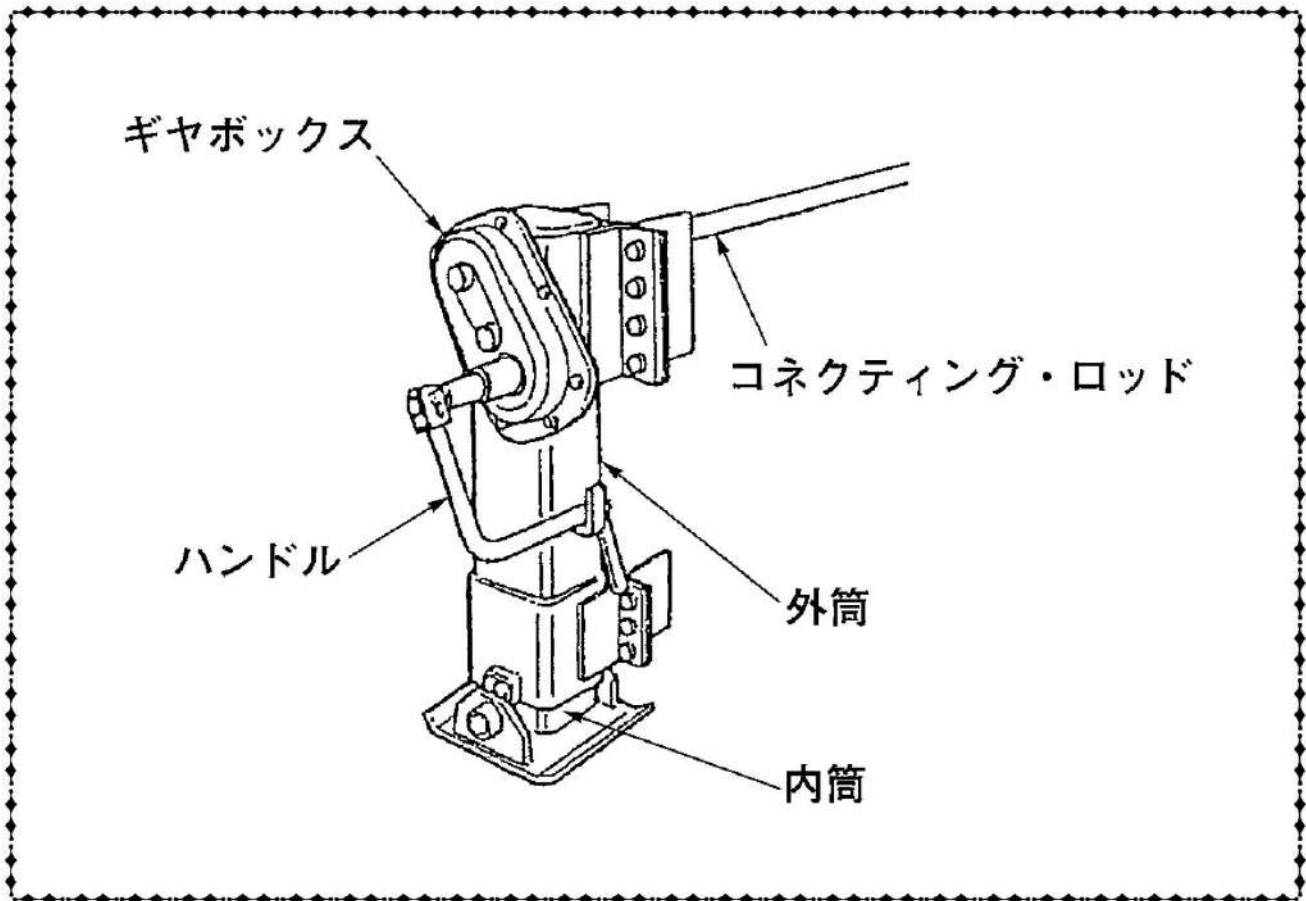
2016

2018

点検箇所	補助脚	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	内外筒の損傷	点検方法	目視点検		

【取付車のみ】

1. 補助脚を最大に伸ばし、内筒、外筒及びギヤボックスに亀裂・損傷がないかを、目視などにより点検する。



補助脚

2007

2013

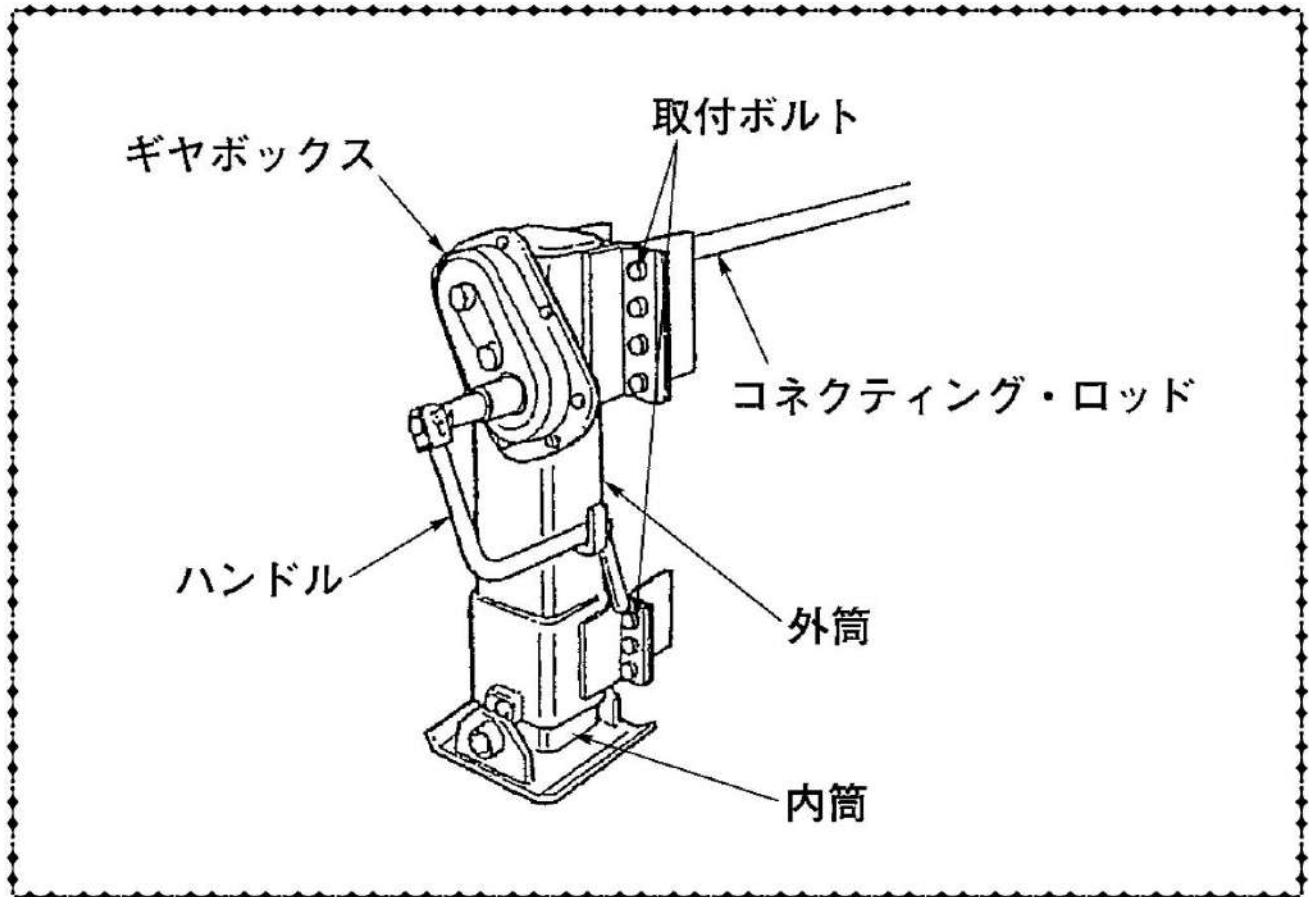
2016

2018

点検箇所	補助脚	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	取付部の緩み及び損傷	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【取付車のみ】

1. 補助脚取付けボルト、各ステーの取付ボルト、左右連動補助脚にあつては、コネクティング・ロッドの取付けボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。
2. 取付け部に損傷がないかを、目視などにより点検する。



補助脚

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	補助脚	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	回転部及び摺動部の摩耗	点検方法		作動点検	

【取付車のみ】

1. 補助脚のハンドルを操作し、回転部に著しいがたがないかを点検する。
2. 外筒と内筒の摺動部に著しい摩耗がないかを、目視などにより点検する。
3. ギヤボックスを分解する場合は、ギヤシャフトのベアリングに損傷がないかを、目視などにより点検する。
4. ハンドルの取付け部やCONNECTING・ROD部に、がたや著しい摩耗がないかを、ハンドルを作動させて点検する。

ドーリ・ドロバ

2007

2013

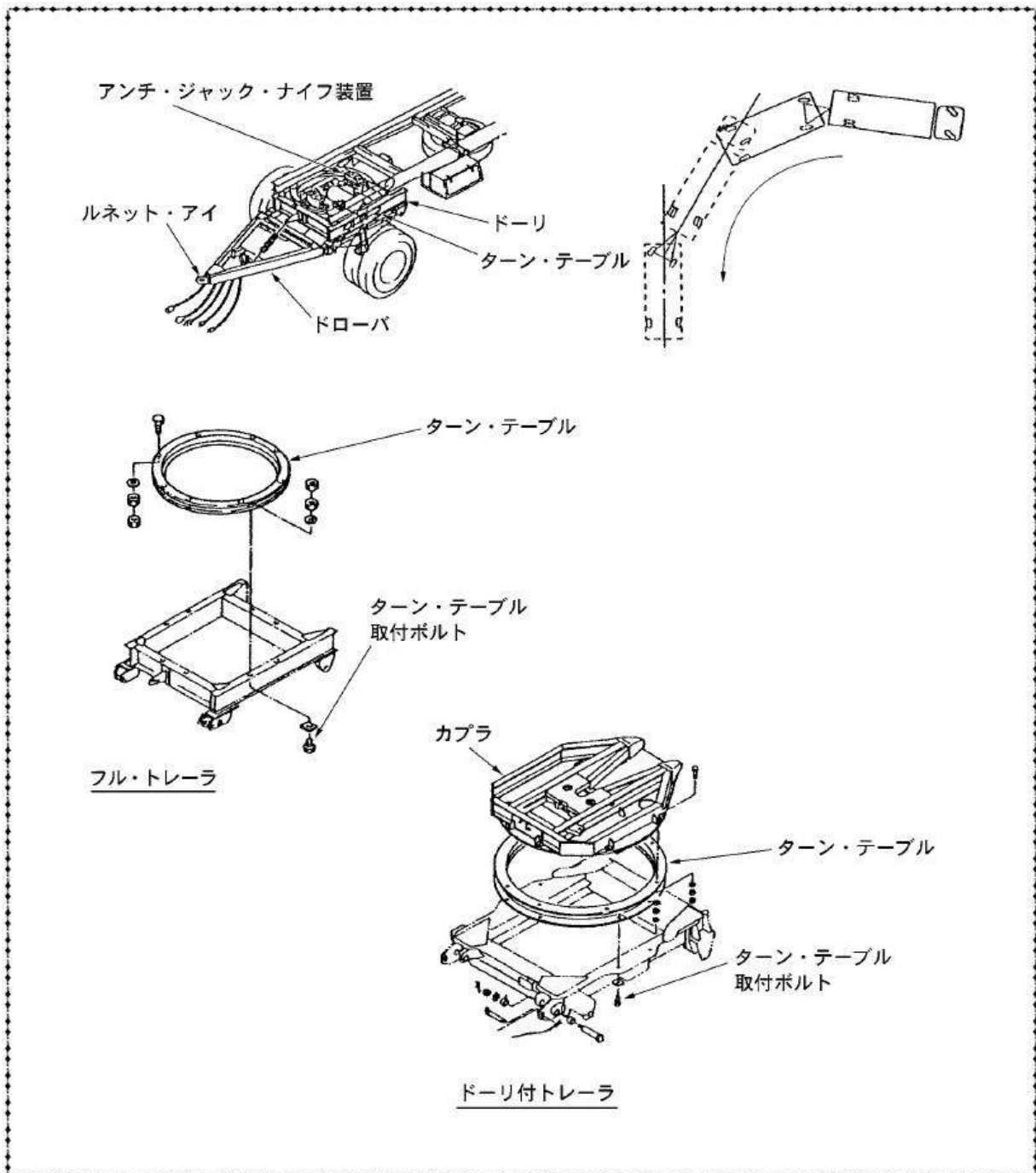
2016

2018

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容		点検方法	走行点検、感覚点検、目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. トラクタと連結し、ステアリング・ハンドルを一杯に切った状態で緩やかに走行させ、運転者とは別の点検者が、ターン・テーブルの回転状態を点検する。
また、フル・トレーラの駐車ブレーキを作動させ、フル・トレーラが動かない程度にトラクタを前後に移動し、ターン・テーブルのベアリングにがたがないかを点検する。
回転作動状態に異状が認められる場合は、トレーラとドーリを分離し、ターン・テーブルを回転させ、ベアリングにがたがないかを、感覚及び目視などにより点検する。



ドーリ・ドロバ

2007

2013

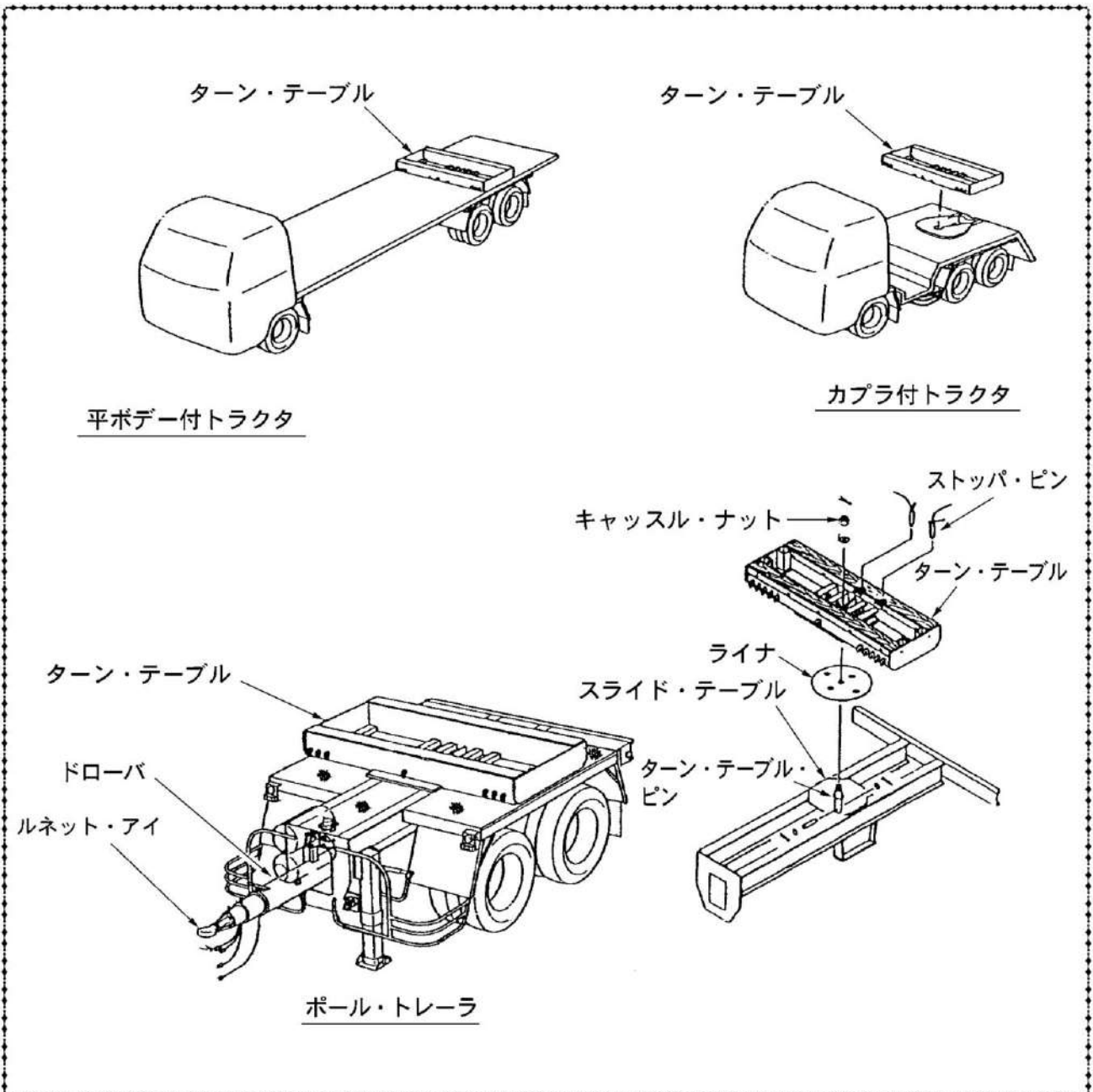
2016

2018

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	感覚点検、目視点検		

【ポール・トレーラのみ】

1. トレーラ側及び平ボデー付トラクタまたは、カブラ付きトラクタ側のターン・テーブルを手などで回転をさせ、回転状態に異常がないかを点検する。
 回転状態に異常が認められる場合は、ターン・テーブルを取外し、ターン・テーブル、ライナ、スライド・テーブル（カブラ付トラクタの場合はターン・テーブルとカブラ上面）間に泥のつまり、かじり傷がないか、各部を清掃し目視などにより点検する。
 また、ライナに異常な摩耗、変形がないかを目視などにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

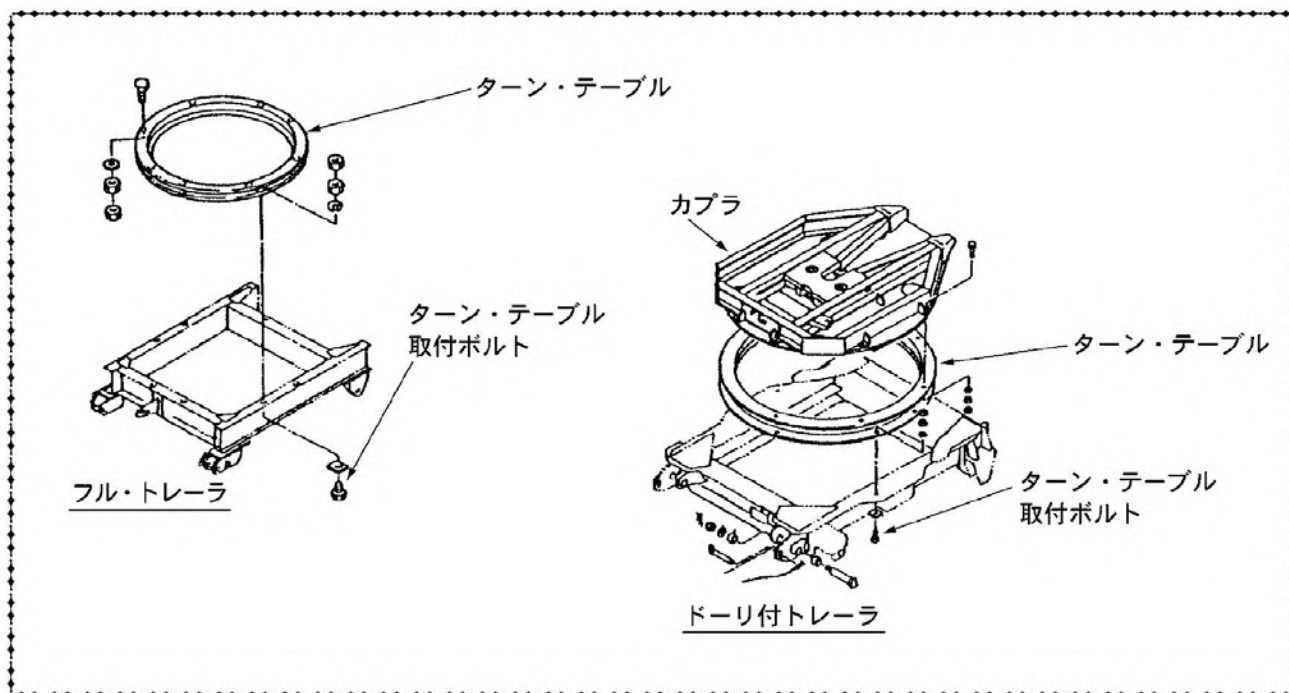
2016

2018

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. ターン・テーブル本体及び取付け部に亀裂、損傷、変形などが無いかを、目視などにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

2016

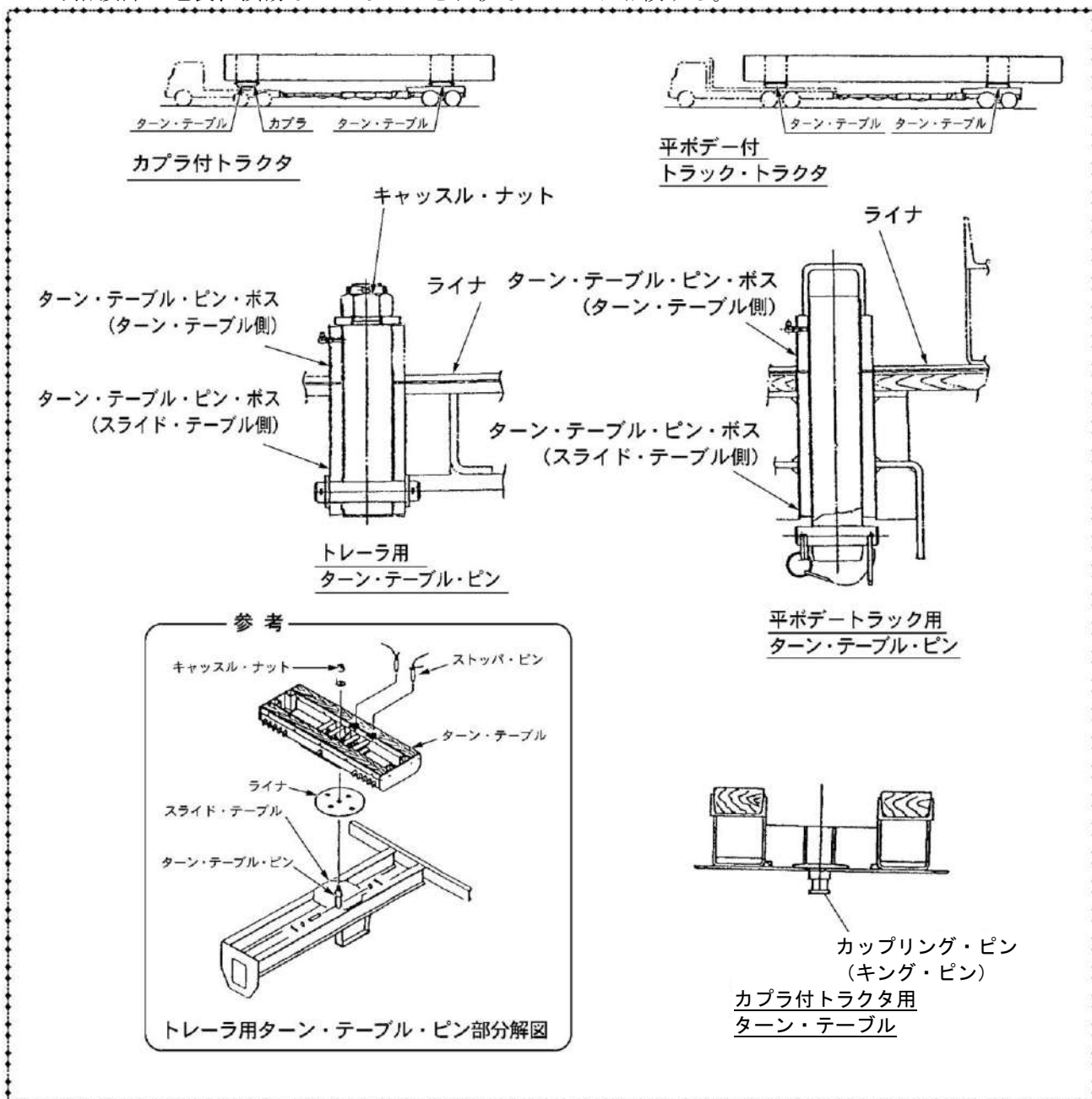
2018

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

【ポール・トレーラのみ】

2013年、2016年、2018年版適用のポール・トレーラでは、本点検項目に「ターン・テーブル・ピンの摩耗、変形」の点検、「ストップ・ピンの摩耗、変形」の点検を含めて取り扱うことを推奨

1. ターン・テーブル本体や物品積載部分に亀裂、損傷、変形などが目視などにより点検する。
2. トレーラ用ターン・テーブル、平ボデー用ターン・テーブルは、ターン・テーブル・ピン・ボスや溶接部に亀裂、損傷などが目視などにより点検する。
3. トラクタ用ターン・テーブルは、カップリング・ピン（キング・ピン）や溶接部に亀裂、損傷などが目視などにより点検する
4. トレーラ用スライド・テーブル、平ボデー用スライド・テーブルのターン・テーブル・ピン・ボスや溶接部に亀裂、損傷などが目視などにより点検する。



ドーリ・ドロバ

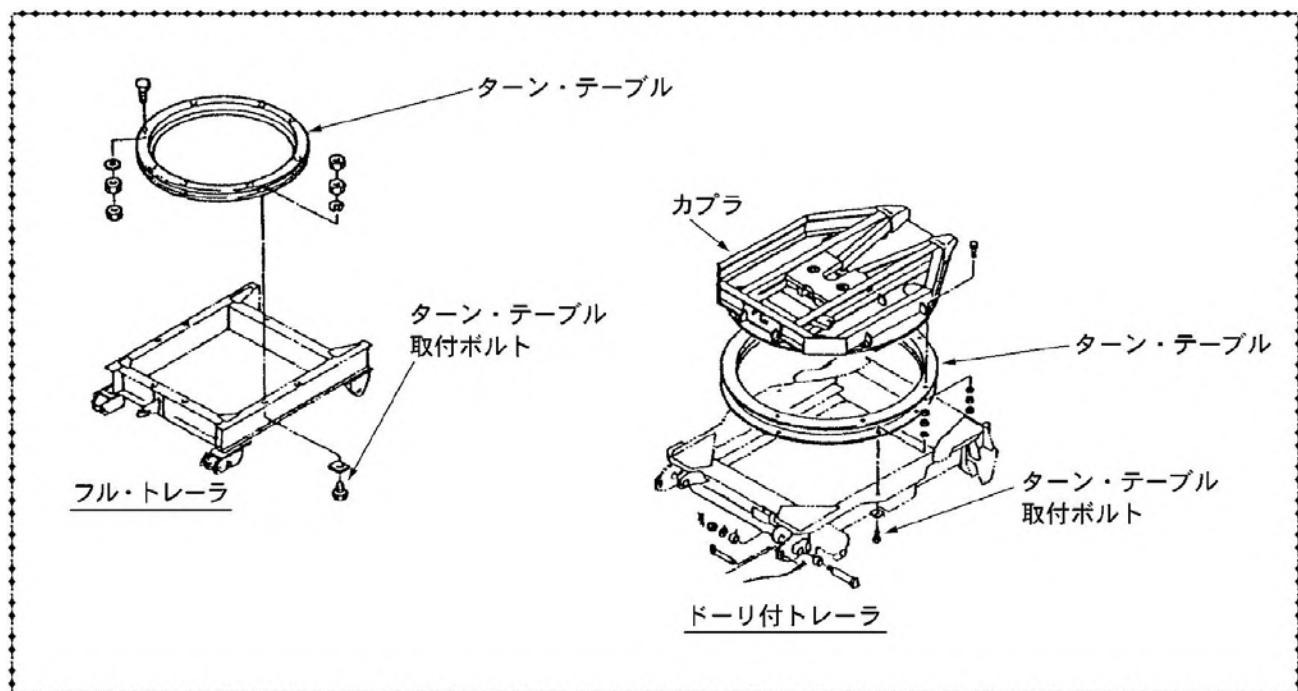
2007 2013 2016 2018

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月	点検の分類	メーカー指定
			12月		メーカー指定
			*3	メーカー指定	
点検内容	取付ボルトの緩み	点検方法	目視点検、手工具による点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

3：納入後及び交換後1月

1. フル・トレーラのドーリ及び、フレームとターン・テーブルとの取付ボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。
2. ドーリ付トレーラについては、ドーリ及びカプラとターン・テーブルとの取付ボルトに緩みがないかを、スパナなどにより点検する。



点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ターン・テーブル・ピンの摩耗、変形 (カプラ付トラクタ用は、カップリング・ ピン(キング・ピン)の摩耗、変形)	点検方法	感覚点検、目視点検、 手工具による点検、測定点検		

【ポール・トレーラのみ】

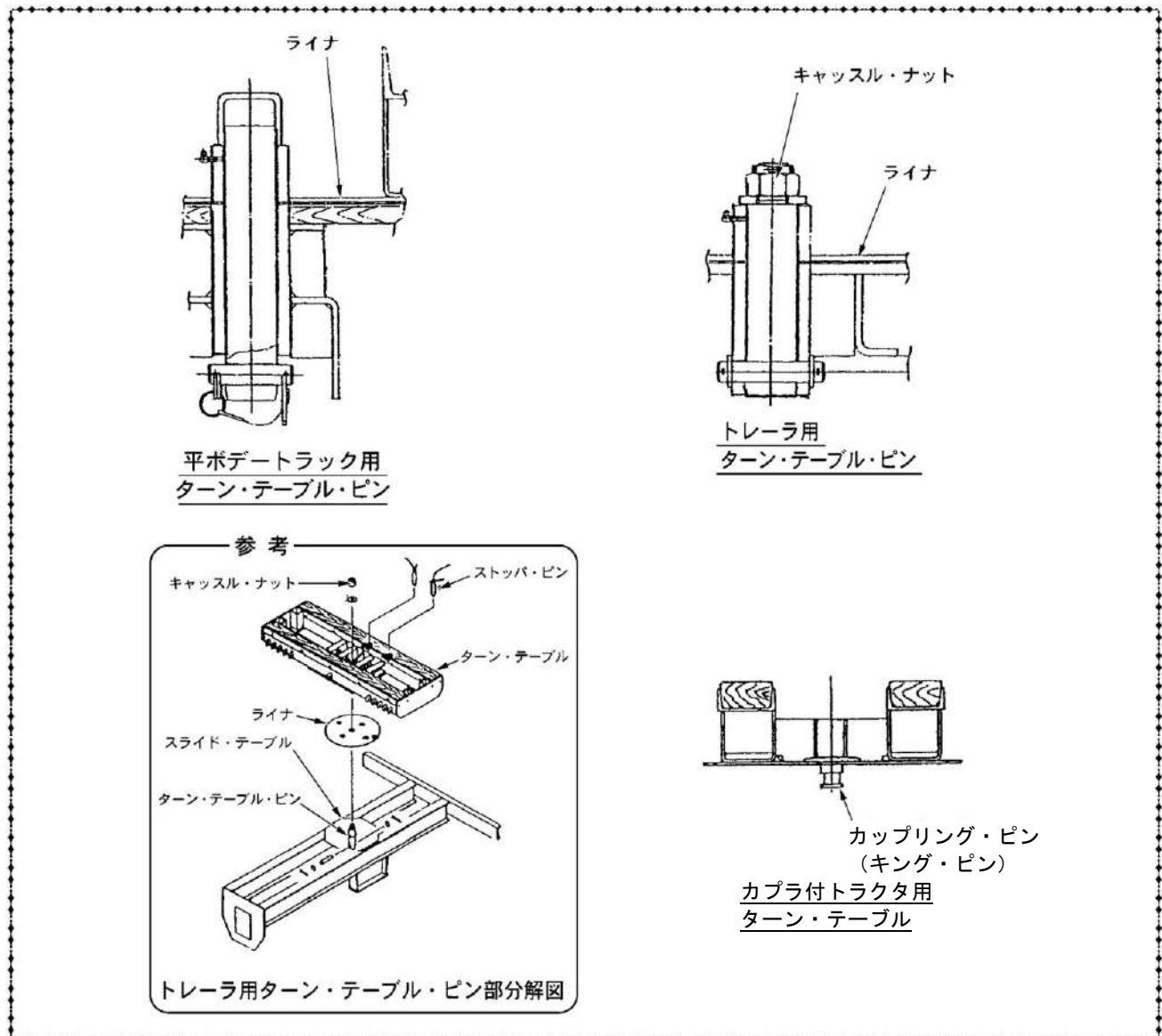
2013年、2016年、2018年版適用のポール・トレーラでは、本点検項目は「ターン・テーブルの亀裂、損傷及び変形」の点検に含めて取り扱うことを推奨

ターン・テーブル・ピンの点検

1. ターン・テーブル本体をてこ棒などで揺するなどしてターン・テーブル・ピンとボス穴部に、がたがないかを点検する。
また、トレーラ用ターン・テーブル・ピンにあつては、ピン上部のキャスル・ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
ターン・テーブル・ピンを分解する場合は、ターン・テーブル・ピンに異状な摩耗、変形がないか、また、ボス穴に異状な摩耗がないかをノギスなどにより点検する。

カップリング・ピン(キング・ピン)の点検

1. カップリング・ピン(キング・ピン)の点検要領は本書100ページ、101ページ参照。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

2016

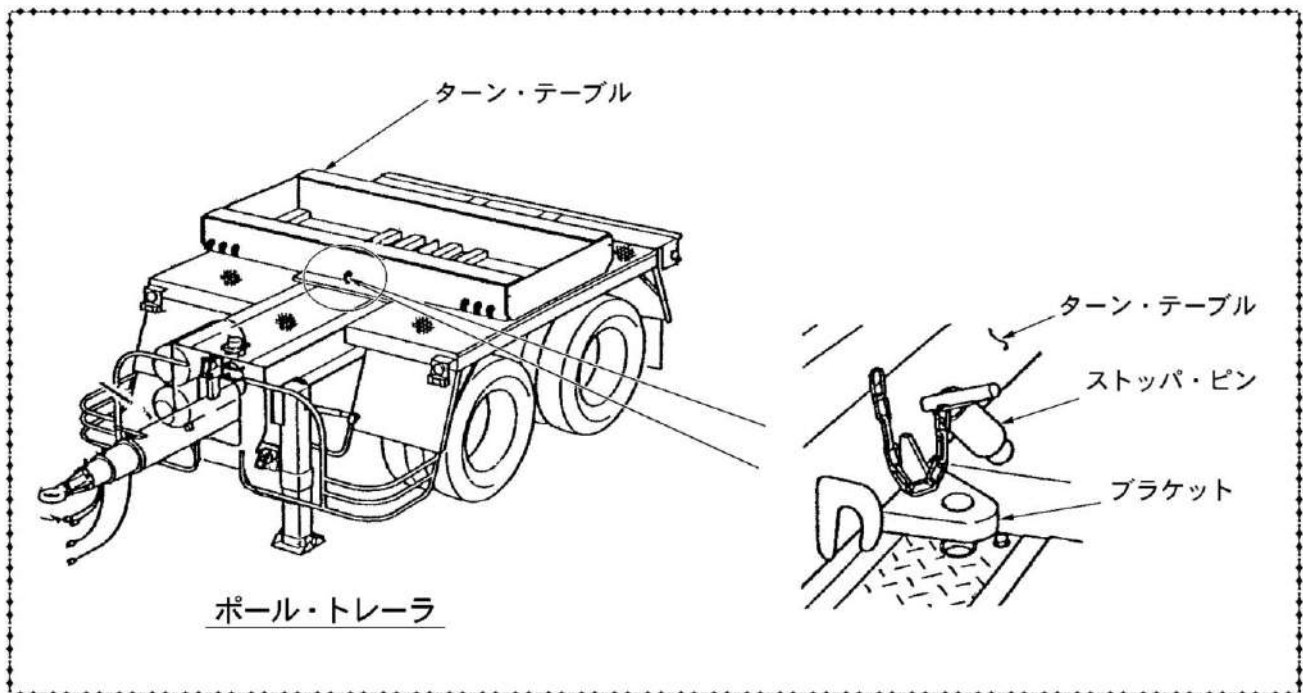
2018

点検箇所	ターン・テーブル	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ストoppa・ピンの摩耗、変形	点検方法	目視点検、測定点検		

【ポール・トレーラのみ】

2013年、2016年、2018年版適用のポール・トレーラでは、本点検項目は「ターン・テーブルの亀裂、損傷及び変形」の点検に含めて取り扱うことを推奨

1. ストppa・ピンに異状な摩耗、変形などがいないか、また、ストppa・ピン・ブラケットの穴に異状な摩耗がないかをノギスなどにより点検する。
2. ストppa・ピン・ブラケットに損傷、変形などがいないか、また、ブラケット溶接部に亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

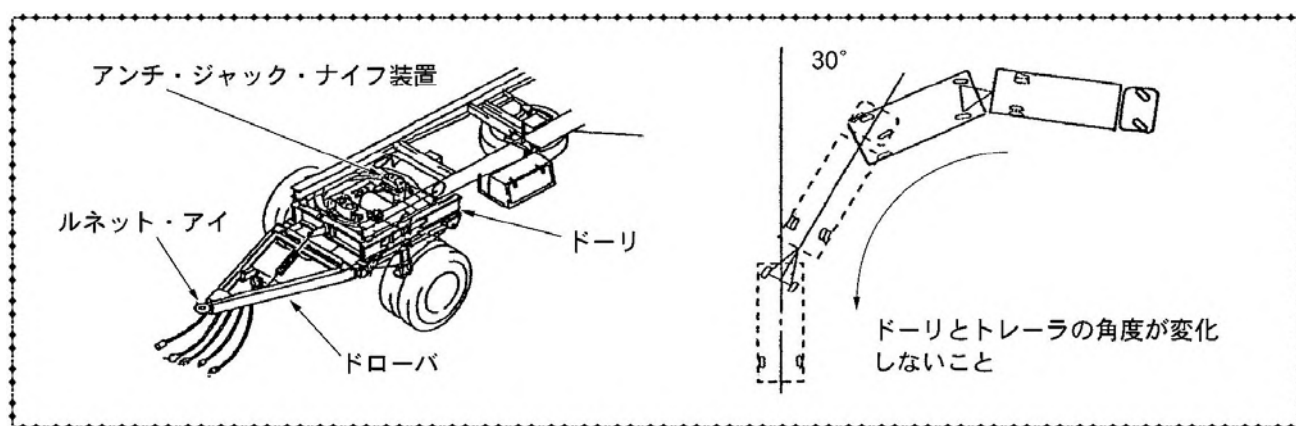
2016

2018

点検箇所	アンチ・ジャック・ナイフ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	感覚点検、目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. トラクタと連結し、アンチ・ジャック・ナイフ装置を作動させ、作動時と解除時の状態を、目視やエア音などにより点検する。
2. ドーリとトレーラの角度を約 30° にし、アンチ・ジャック・ナイフ装置を作動させ、フル・トレーラ・トラクタを後退させた時にアンチ・ジャック・ナイフ装置が滑らない（ドーリとトレーラの角度が変わらない）ことを、目視などにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

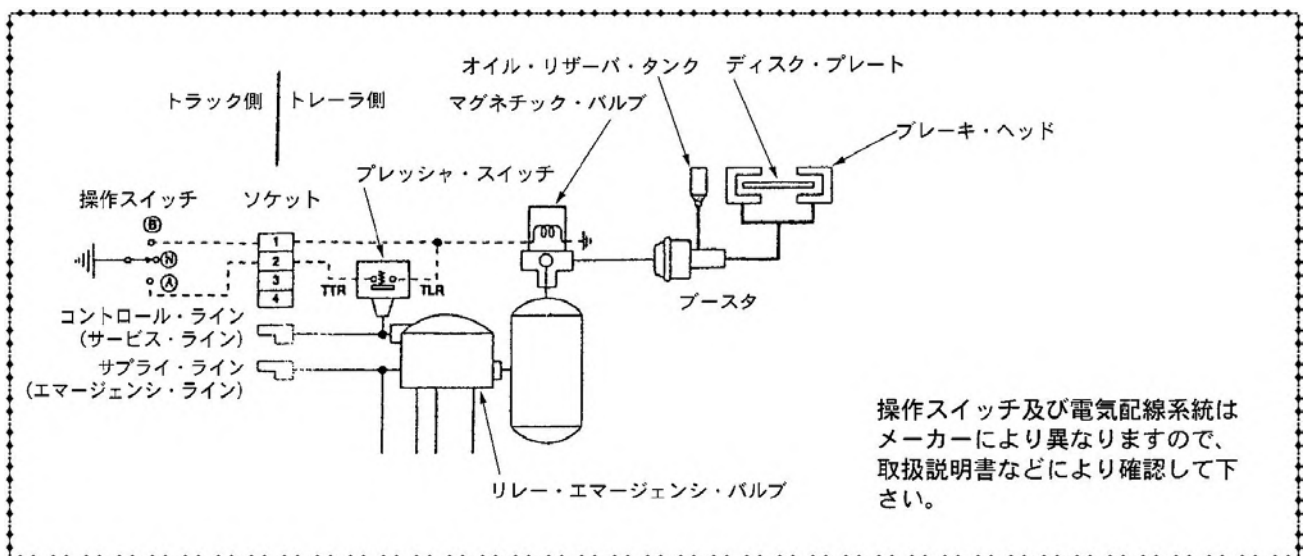
2016

2018

点検箇所	アンチ・ジャック・ナイフ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	配管のIP漏れ及び油漏れ	点検方法	目視点検、聴覚点検、測定点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. トラクタと連結し、アンチ・ジャック・ナイフ装置を作動させ、本点検要領書の制動装置のホース及び、パイプの点検（27頁）と同一方法にてエア漏れがないかを点検する。
2. アンチ・ジャック・ナイフ装置を作動させ、配管、各継手部などからオイル漏れがないかを、目視などにより点検する。



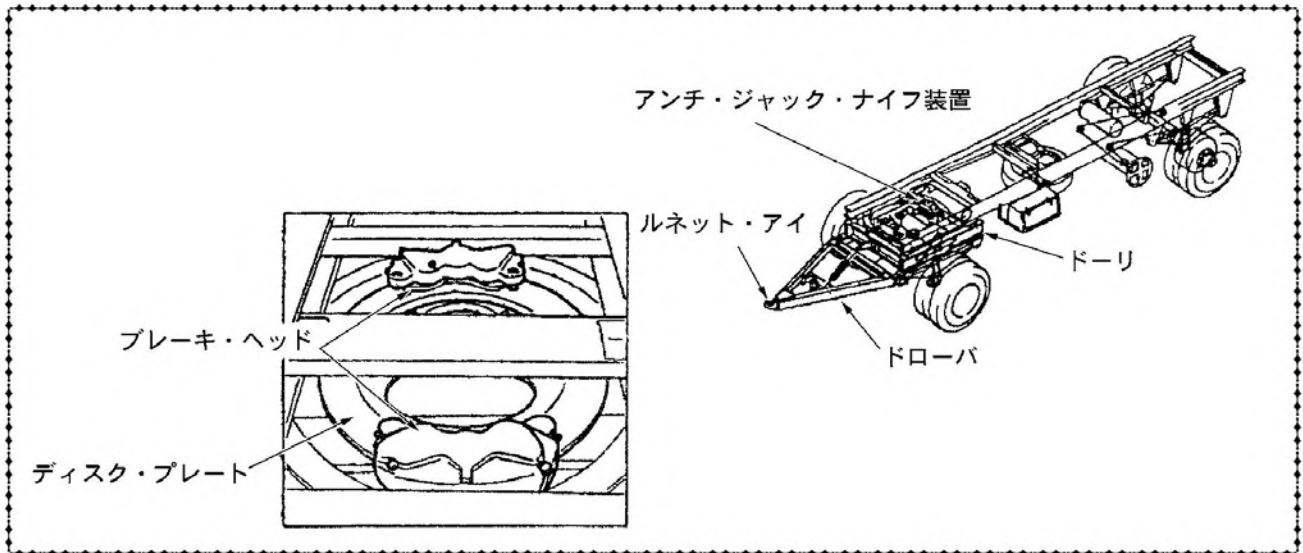
ドーリ・ドローバ

2007 2013 2016 2018

点検箇所	アンチ・ジャック・ナイフ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ディスク・プレートの汚れ	点検方法	目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. ディスク・プレートに異物、油脂などが付着していないかを、目視などにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

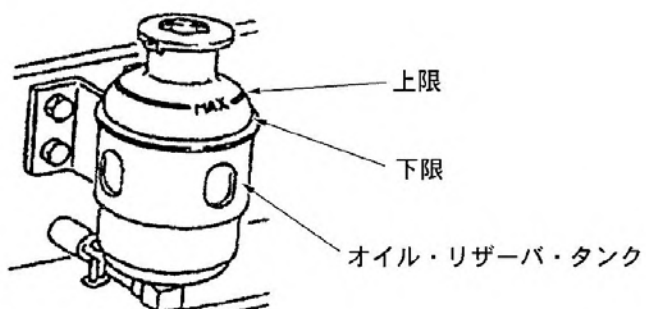
2016

2018

点検箇所	アンチ・ジャック・ナイフ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	オイル・リザーバ・タンクの液量	点検方法	目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. オイル・リザーバ・タンク内のブレーキ液量が規定の範囲にあるかを、目視などにより点検する。



アンチ・ジャック・ナイフ装置が作動していないとき、
オイル・リザーバ・タンクの液量は、上限 (MAX マーク)
と下限の間にあること。

ドーリ・ドローバ

2007

2013

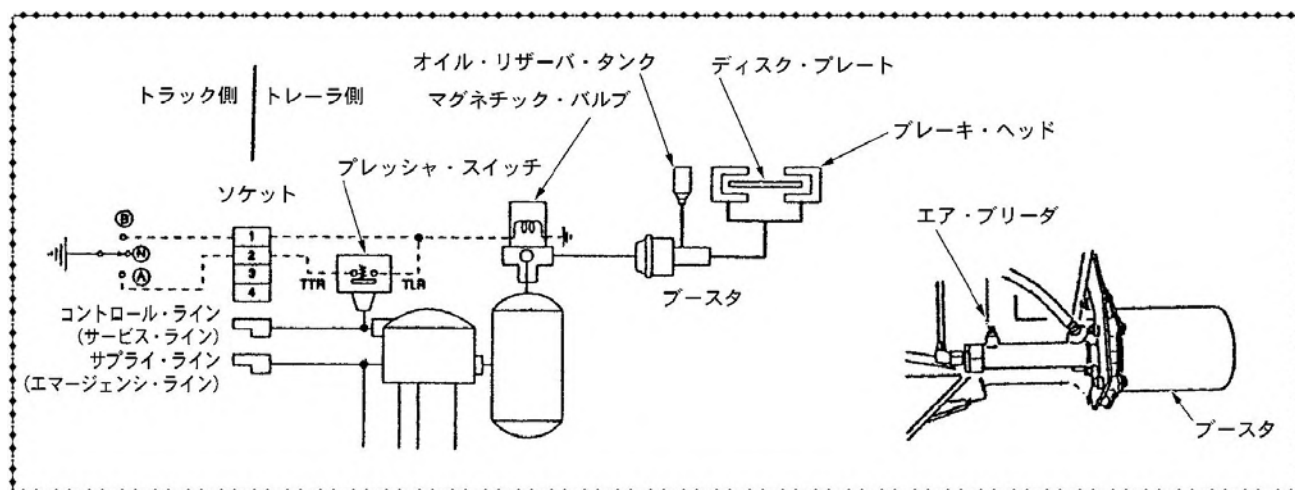
2016

2018

点検箇所	アンチ・ジャック・ナイフ装置	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ブースタの機能	点検方法	走行点検、感覚点検、目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. トラクタと連結させ、アンチ・ジャック・ナイフ装置の作動状態などに異状がないかを点検する。
2. ブースタを分解する場合は、シリンダ内面及びピストンなどに錆、傷などの異状がないかを点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

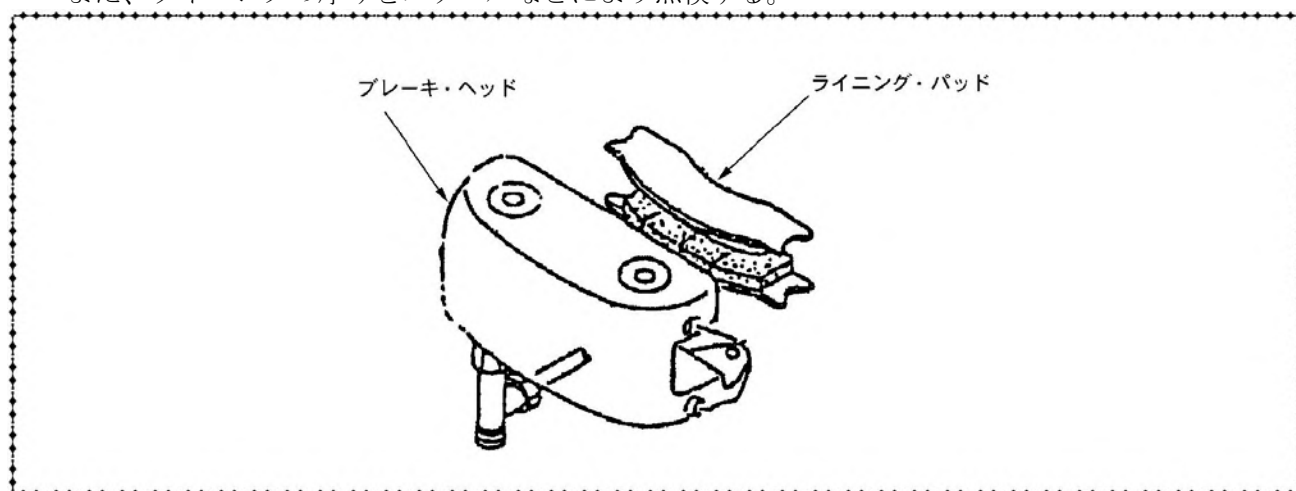
2016

2018

点検箇所	アンチ・ジャック・ナイフ装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ブレーキ・ライニングの摩耗	点検方法	目視点検、測定点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. トラクタと連結させ、ターン・テーブル・ロック用ブレーキ・ライニングの摩耗状態を目視などにより点検（使用限度インジケータなどにより確認）する。
2. ブレーキ・ライニングを取外す場合は、ライニングに異状な摩耗、剥離、変質などの損傷がないかを、目視などにより点検する。
また、ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

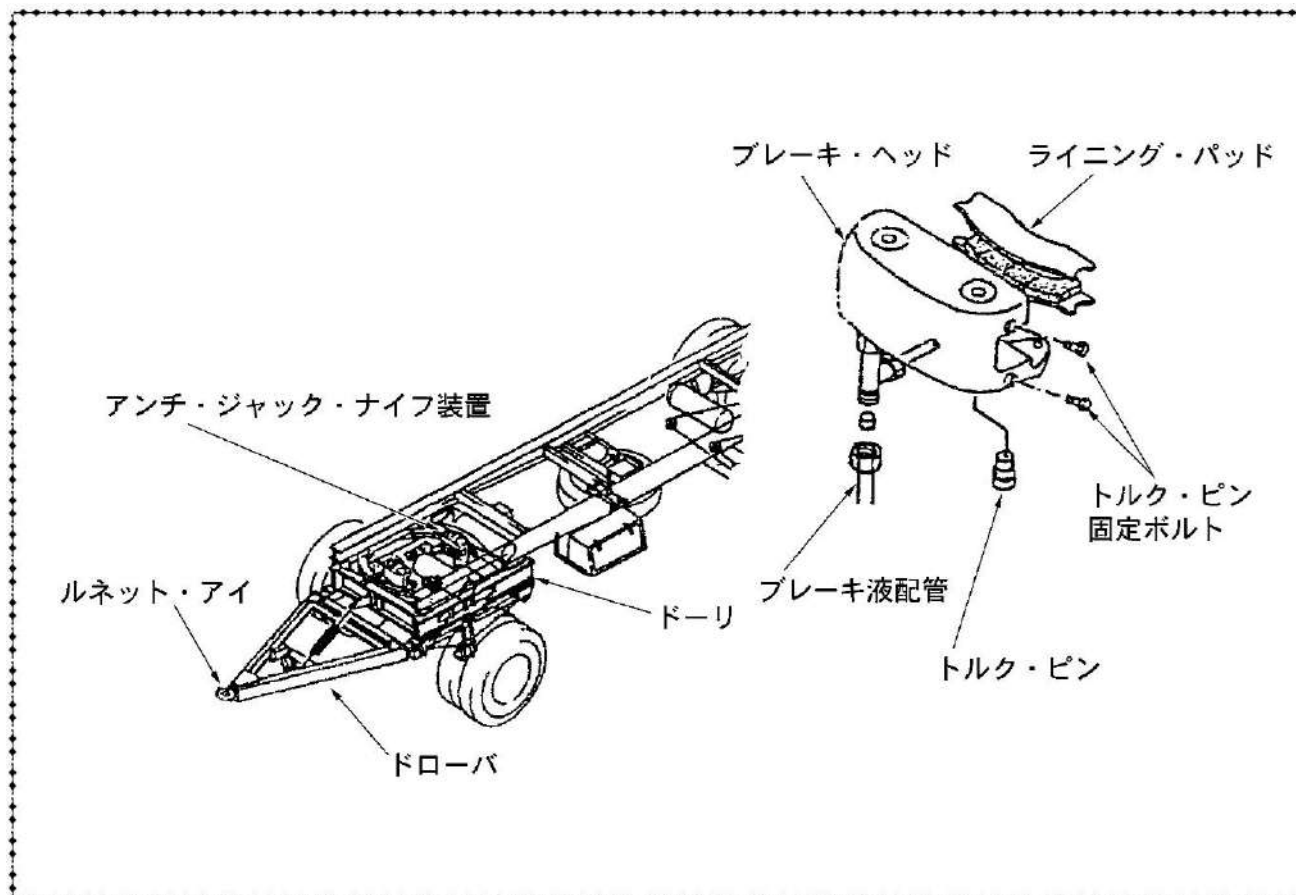
2016

2018

点検箇所	アンチ・ジャック・ナイフ装置	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ブレーキ・ヘッドの機能	点検方法	走行点検、感覚点検、目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. トラクタと連結させ、アンチ・ジャック・ナイフ装置の作動状態などに異状がないかを点検する。
2. ブレーキ・ヘッドを分解する場合は、シリンダ内面及びピストンなどに錆、異物の付着、傷などに異状がないかを点検する。



ドーリ・ドロバ

2007

2013

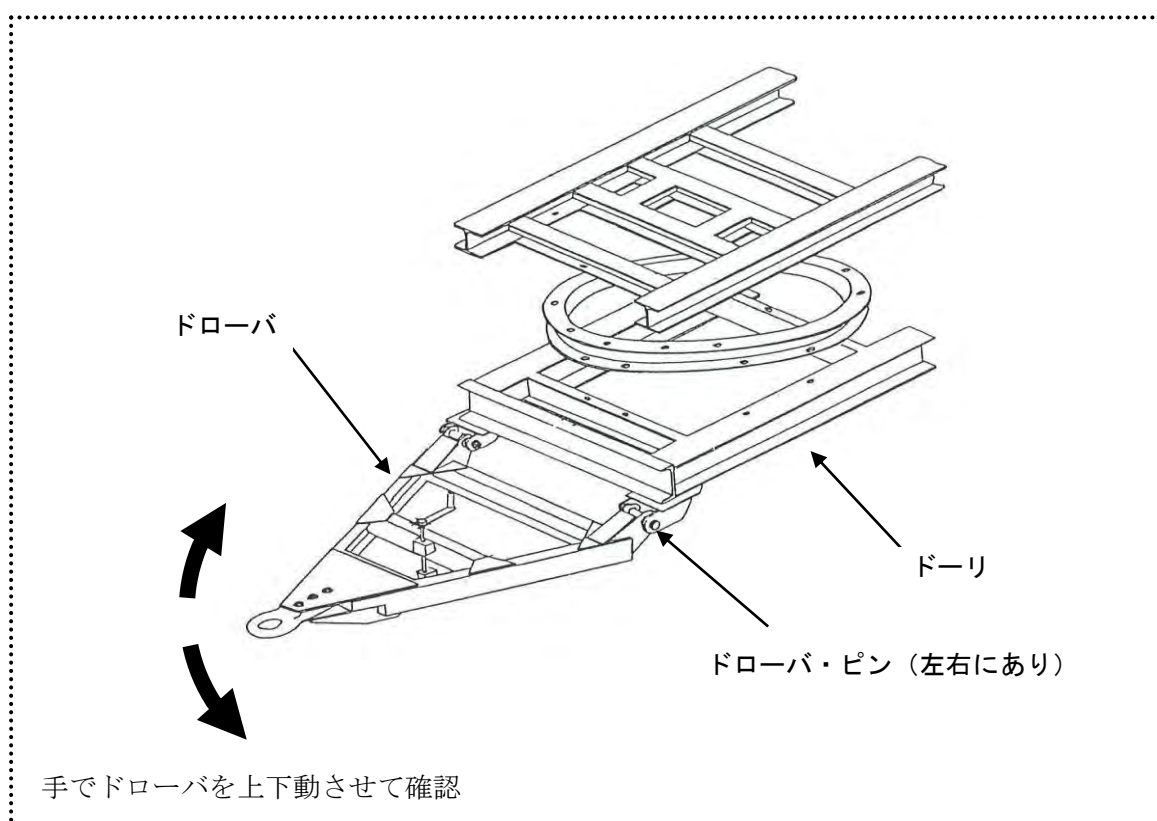
2016

2018

点検箇所	ドロバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	目視点検、感覚点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. トレーラを連結しない状態で、手でドロバ部を上下させ、ドロバ・ピン部の動きに異状がないか確認する。
2. 動きに異状が認められた場合、ドロバ・ピン部の変形や、摩耗等（ドロバ・ピン・ナットの緩みの点検項目参照）について点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- ドロバ・ピンやブッシュに異状がある場合、ドロバの動きに影響を与えるため、関連する部品の点検を行なってください。

ドーリ・ドローバ

2007

2013

2016

2018

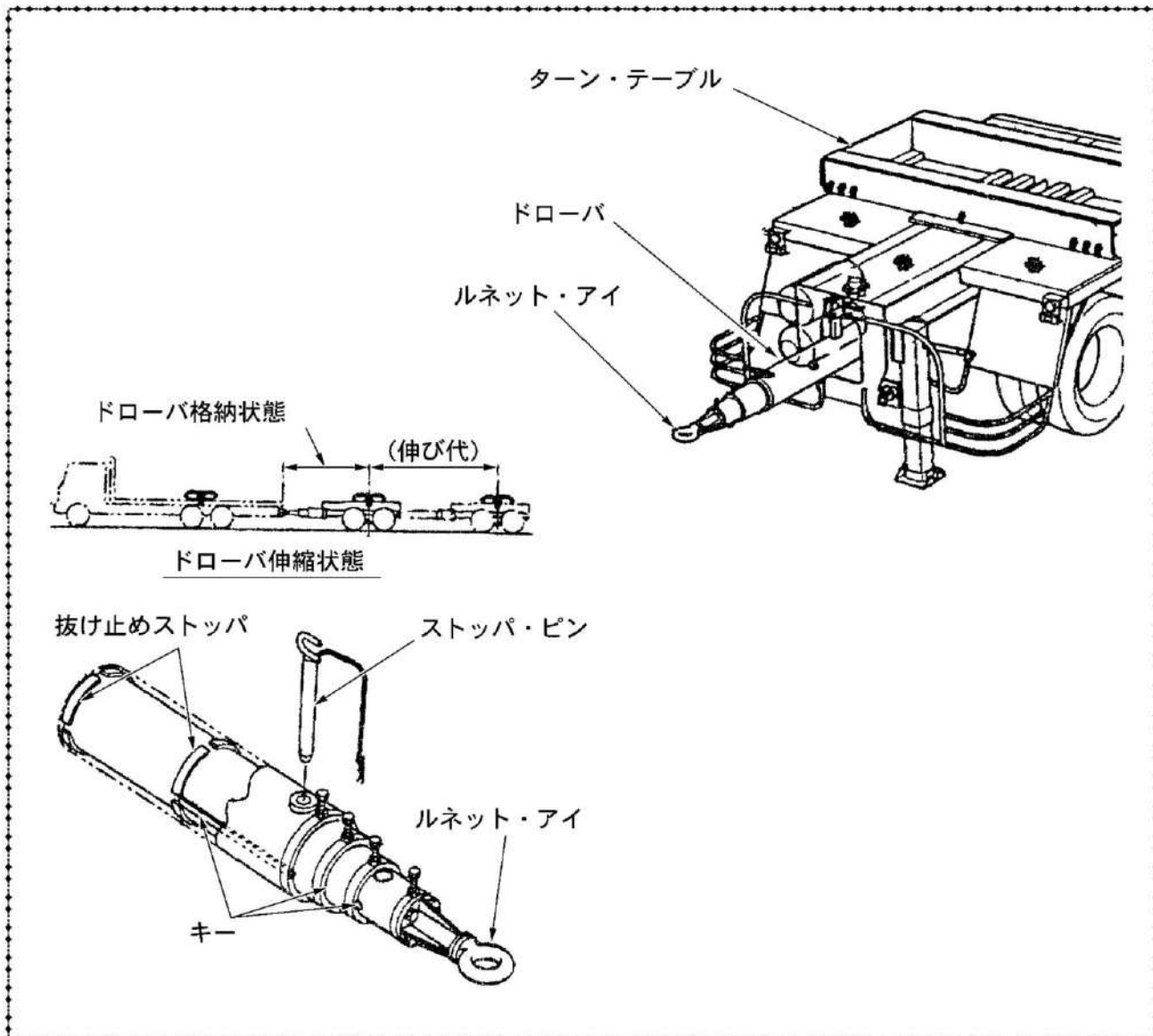
点検箇所	ドーバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	走行点検、目視点検、感覚点検		

【ポール・トレーラのみ】【連結状態】

2013年、2016年、2018年版適用のポール・トレーラでは、本点検項目に

「ドーバ・ストップ・ピンの摩耗、変形」の点検、「スイング・ガイド・ピンの摩耗、変形」の点検を含めて取り扱うことを推奨

1. ポール・トレーラ用トラクタと連結させ、ドーバ格納状態で、トレーラ側駐車ブレーキを掛け、トレーラ車輪前後に歯止めをセットしてから、フロント側ストップ・ピンを抜いて、ポール・トレーラ用トラクタを緩やかに前進させ、ドーバを引き出せる範囲で引き出す。次にポール・トレーラ用のトラクタを緩やかに後退させ、ドーバを完全に格納する。この前進後退時のドーバの作動に異状がないかを運転者と別の点検者が目視などにより点検する。
2. ドローバを出来る限り引き出した状態にて各段のドーバ外形部に異状なかじり傷がないか、また、ドーバに亀裂、損傷、曲がり、変形などの異状がないかを目視により点検する。
3. ドローバ各段のガイド部に、がたなどがないかをドーバを回転方向に揺するなどして点検する。
4. ドローバの各段を分解して点検する場合は、ドーバ抜け止めストッパー・プレートや、ガイドなどの溶接部に亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。



ドーリ・ドロバ

2007

2013

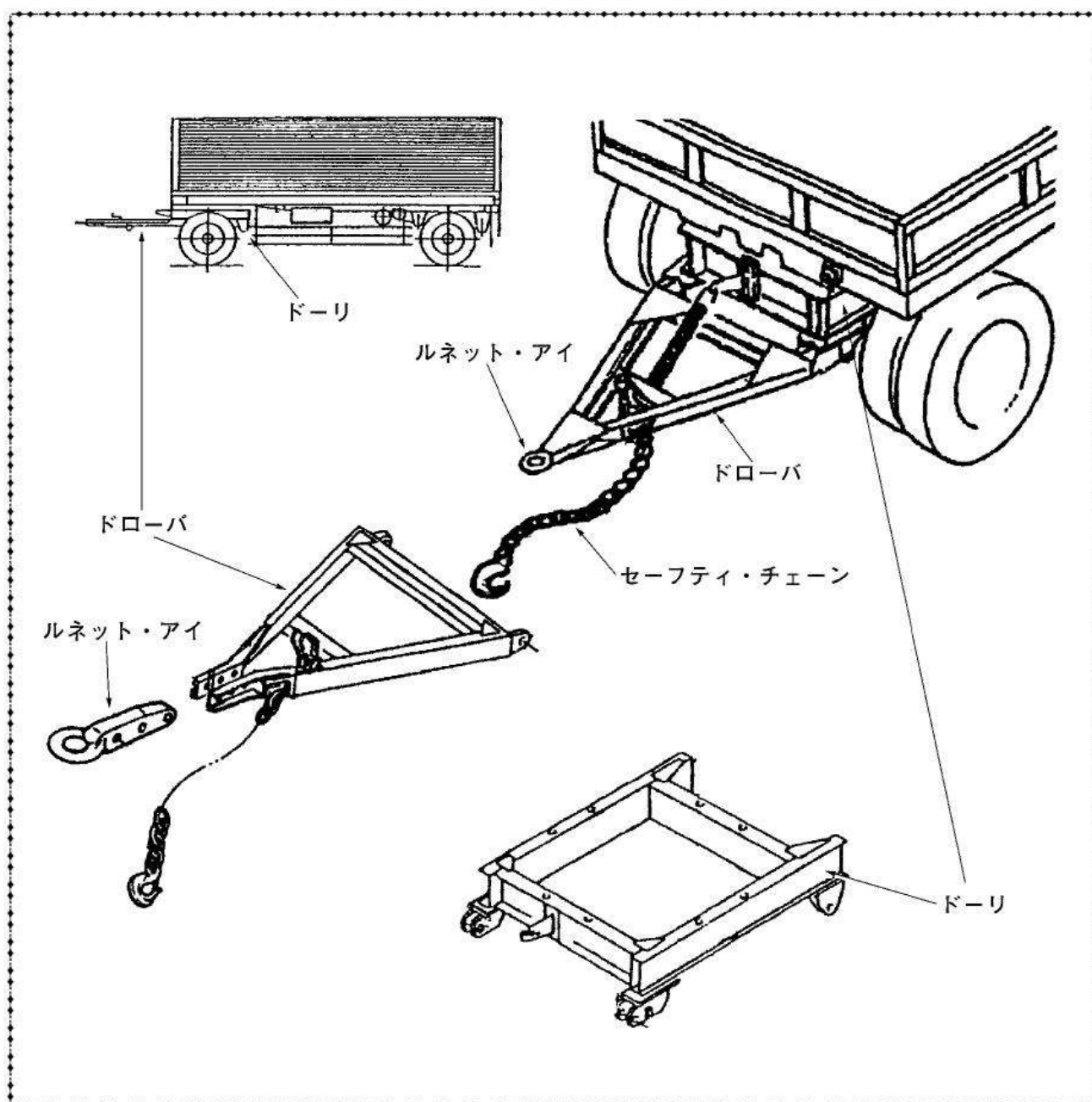
2016

2018

点検箇所	ドロバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	フレームの亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. ドロバに亀裂、損傷、変形がないか、また、各溶接部に亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。
2. ドーリに亀裂、損傷、変形がないか、また、各溶接部に亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。
3. セーフティ・チェーンのフック、チェーン及びドロバ取付け部に亀裂、損傷、変形がないかを目視などにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

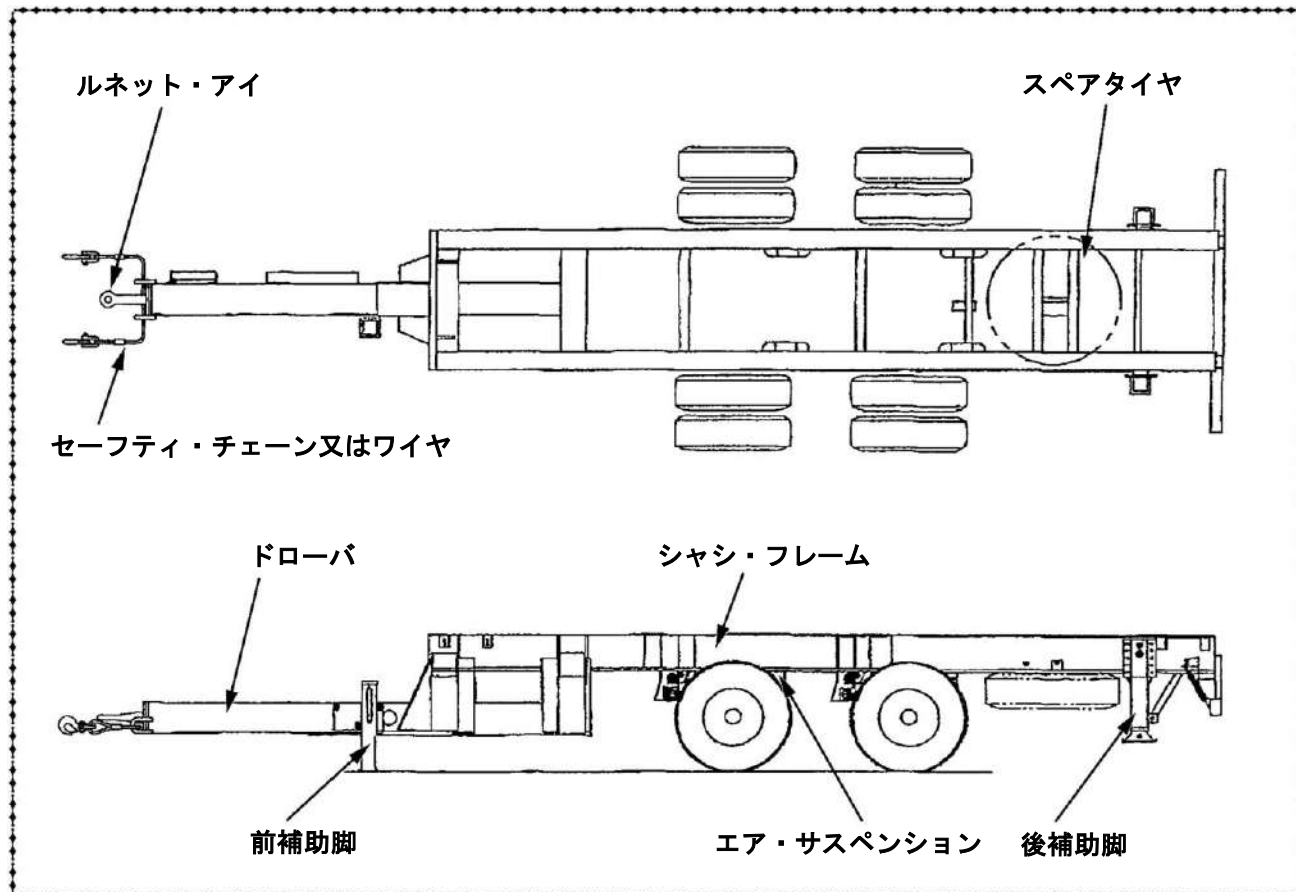
2016

2018

点検箇所	ドーバ (センターアクスル・フル・トレー用)	点検整備時期	3月	点検の分類	メーカー指定
			12月		メーカー指定
点検内容	フレームの亀裂、損傷及び変形	点検方法	目視点検		

【フル・トレーのみ】【連結状態】

1. ドローバに亀裂、損傷、変形がないか、また、各溶接部に亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。
2. セーフティ・チェーン又はワイヤのフック、チェーン又はワイヤ及びドーバ取付け部に亀裂、損傷、変形がないかを目視などにより点検する。



ドーリ・ドロバ

2007

2013

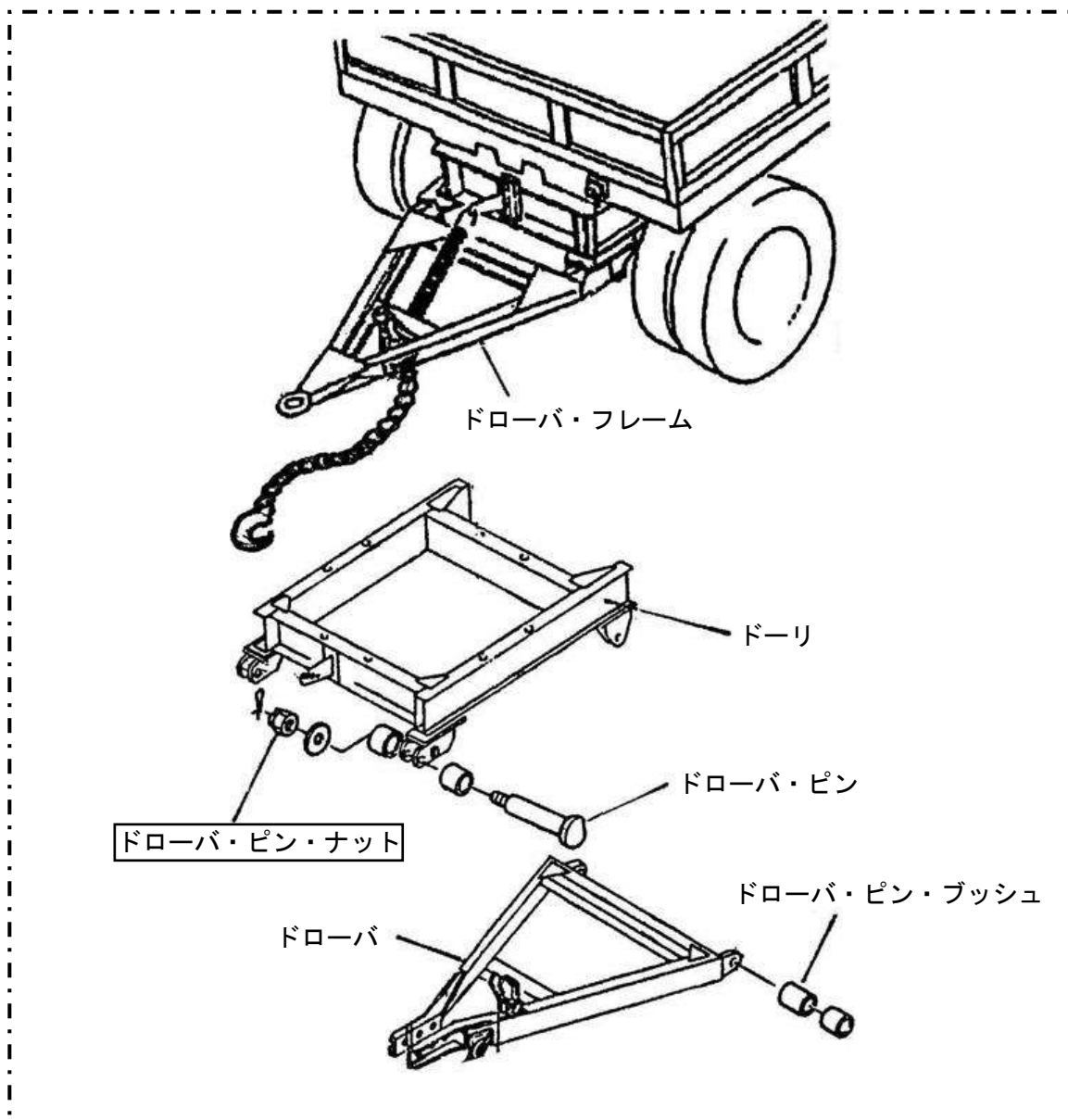
2016

2018

点検箇所	ドロバ	点検整備時期	12月	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ドロバ・ピン・ナットの緩み	点検方法	手工具による点検、目視点検、感覚点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. 定置にて、ドロバ・ピン・ナットに緩みがないかスパナなどにより点検する。
*締付ナットの締付トルクについては、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



ドーリ・ドロバ

2007

2013

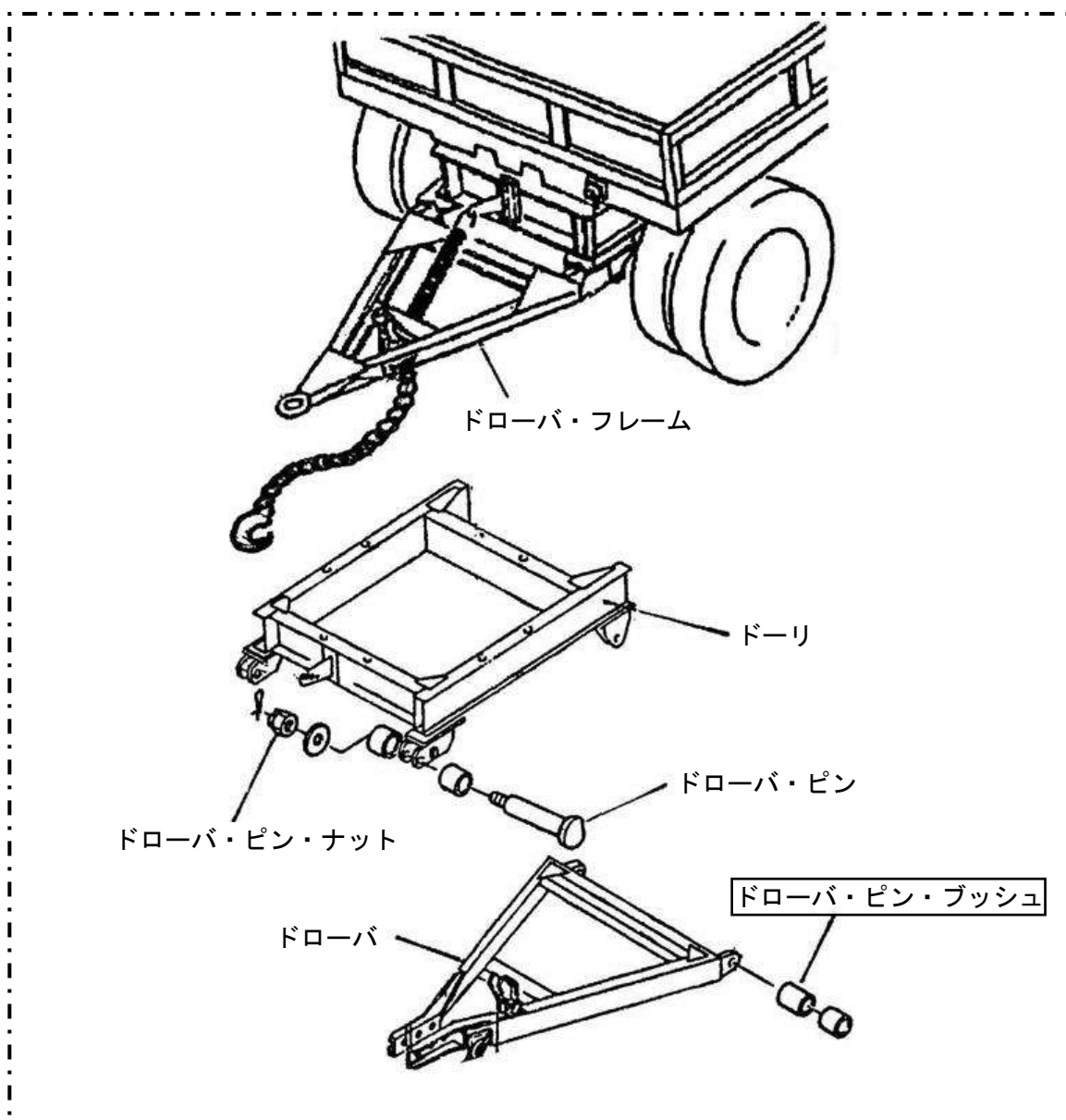
2016

2018

点検箇所	ドロバ	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ドロバ・ピン・ブッシュの摩耗	点検方法	目視点検、感覚点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

- フル・トレーラ・トラクタと分離した状態で、定置にて、ドロバ先端を揺するなどしてドロバ・ピンとブッシュにがたなどが無いかを点検する。
ドロバ・ピンを分解する場合は、ドロバ・ピンに変形、摩耗が無いか、また、ブッシュに摩耗が無いか目視により点検する。
* 摩耗限度については、各メーカーの取扱説明書などの指示による。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

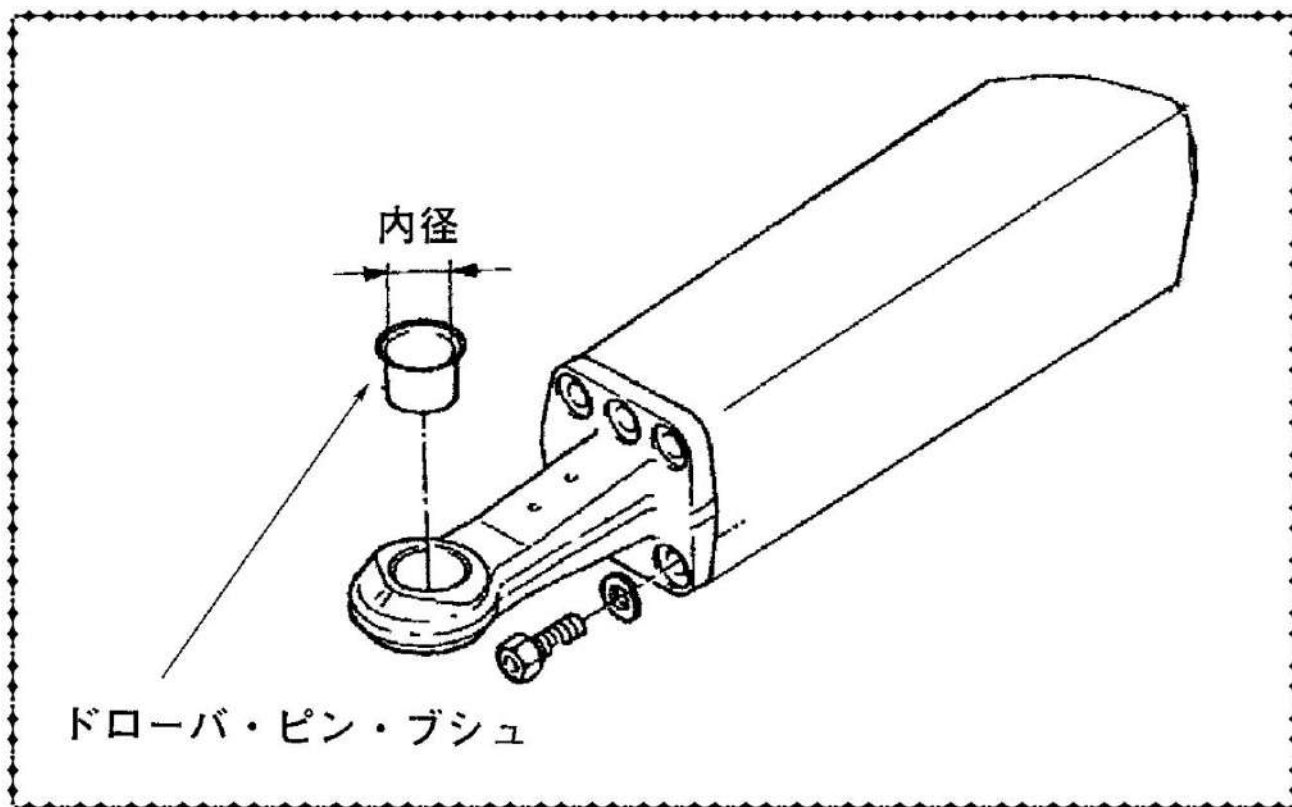
2016

2018

点検箇所	ドーバ (センターアクスル・フル・トレーラ用)	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ドーバ・ピン・ブッシュの摩耗	点検方法	目視点検、測定点検		

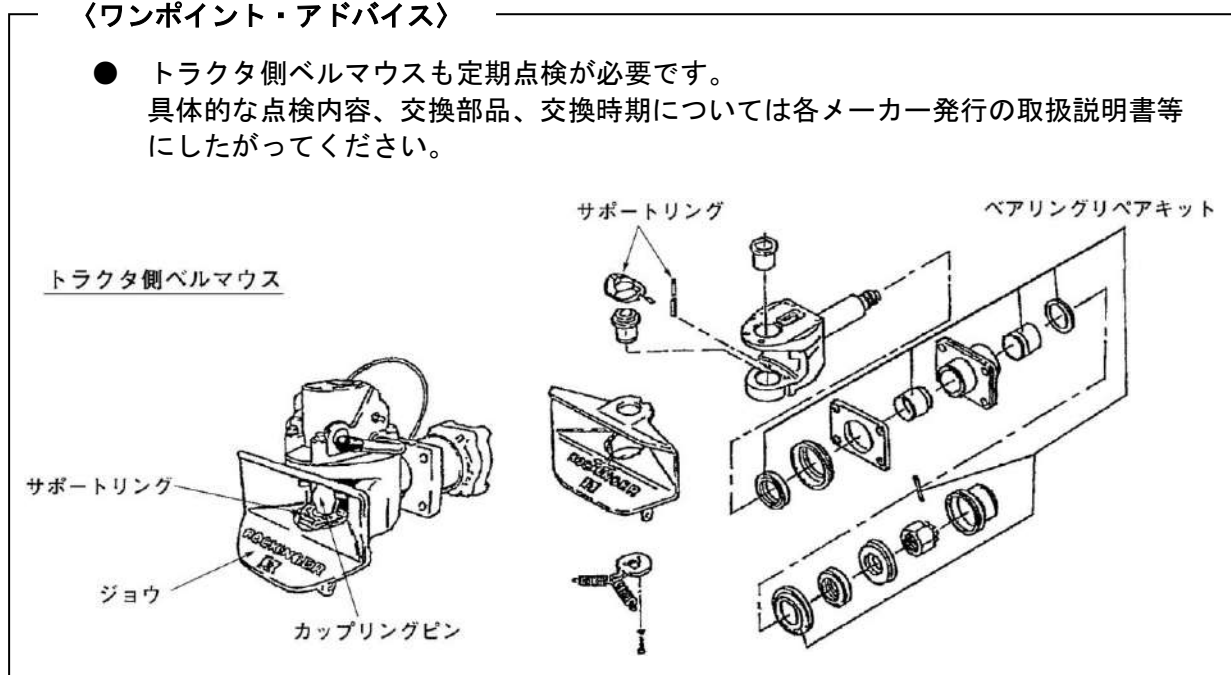
【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. ドローバ・ピン・ブッシュの内径が摩耗限度以上に摩耗していないかをノギスなどにより点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- トラクタ側ベルマウスも定期点検が必要です。
具体的な点検内容、交換部品、交換時期については各メーカー発行の取扱説明書等に当たってください。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

2016

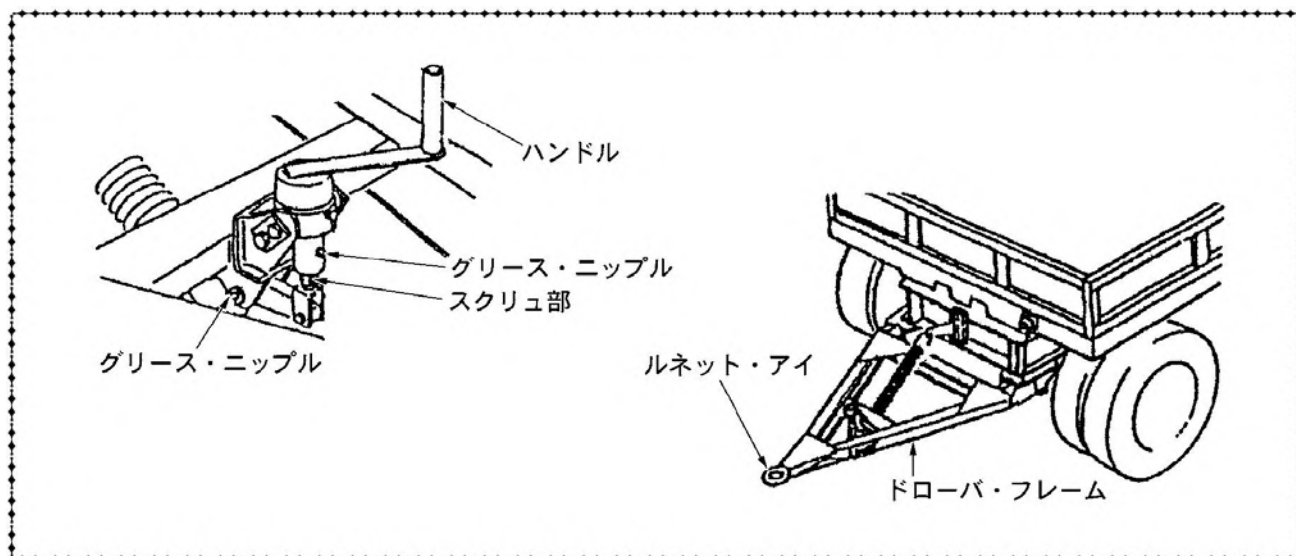
2018

点検箇所	ドーバ・サポート	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	作動状態	点検方法	目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

- 1・ドーバ・サポート装置（フル・トラクタと切離した状態で、ドーバが路面に下がるのを防止したり、連結時にドーバ高さを調整する装置）が取付いているものについては、機能、操作作動などに異常がないかを点検する

また、装置機器、取付け状態などに異常な損傷、変形などがないかを目視などにより点検する。



ドーリ・ドーバ

2007

2013

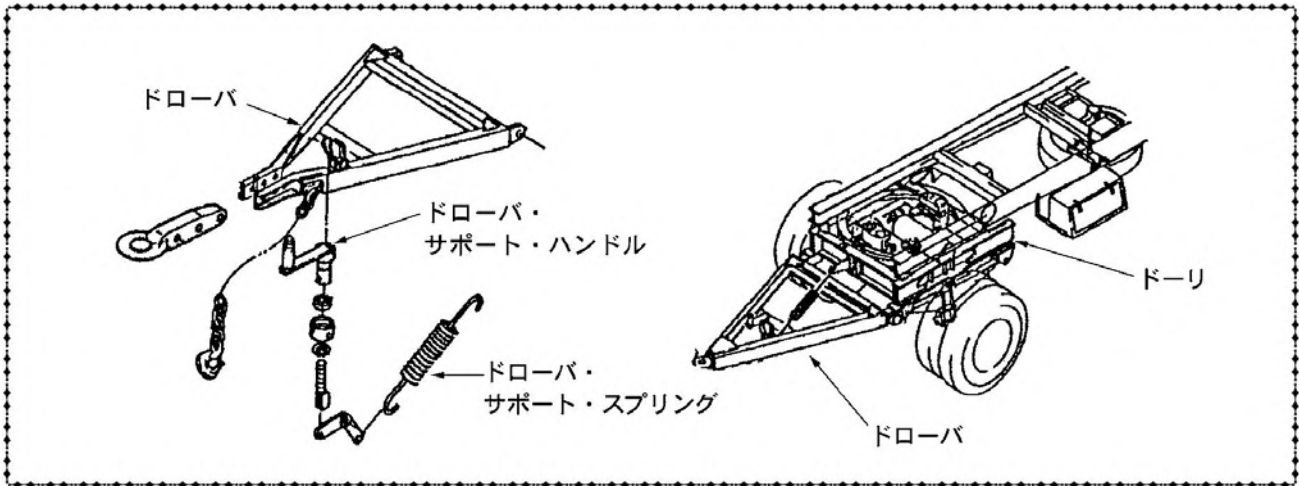
2016

2018

点検箇所	ドーバ・サポート	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	サポ-ト・スプリングの損傷	点検方法	目視点検		

【フル・トレーラのみ】【連結状態】

1. ドーバ・サポート・スプリングの取付状態に異状がないか、また、スプリングにへたり、損傷変形などが目視などにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

2016

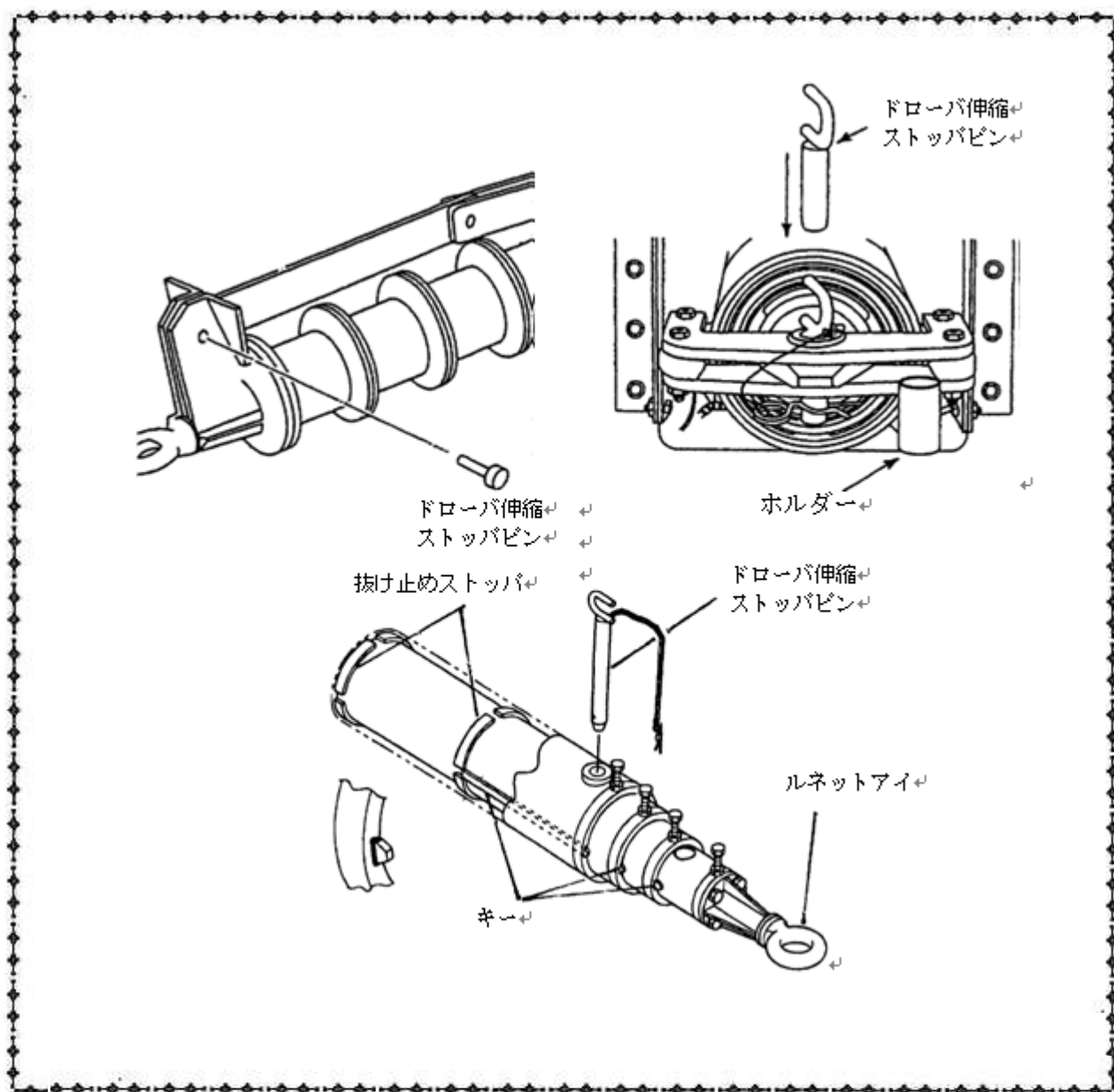
2018

点検箇所	ドローバ・サポート	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ドローバ・ストップ・ピンの 摩耗、変形	点検方法	目視点検		

【ポール・トレーラのみ】

2013年, 2016年, 2018年版適用のポール・トレーラでは、本点検項目は「ドローバの作動状態」の点検に含めて取り扱うことを推奨

1. ドローバ・ストップ・ピンに摩耗、変形がないかを目視などにより点検する。
また、ドローバ本体のドローバ・ストップ・ピンセット穴に異状な摩耗、変形がないかを目視などにより点検する。



ドーリ・ドローバ

2007

2013

2016

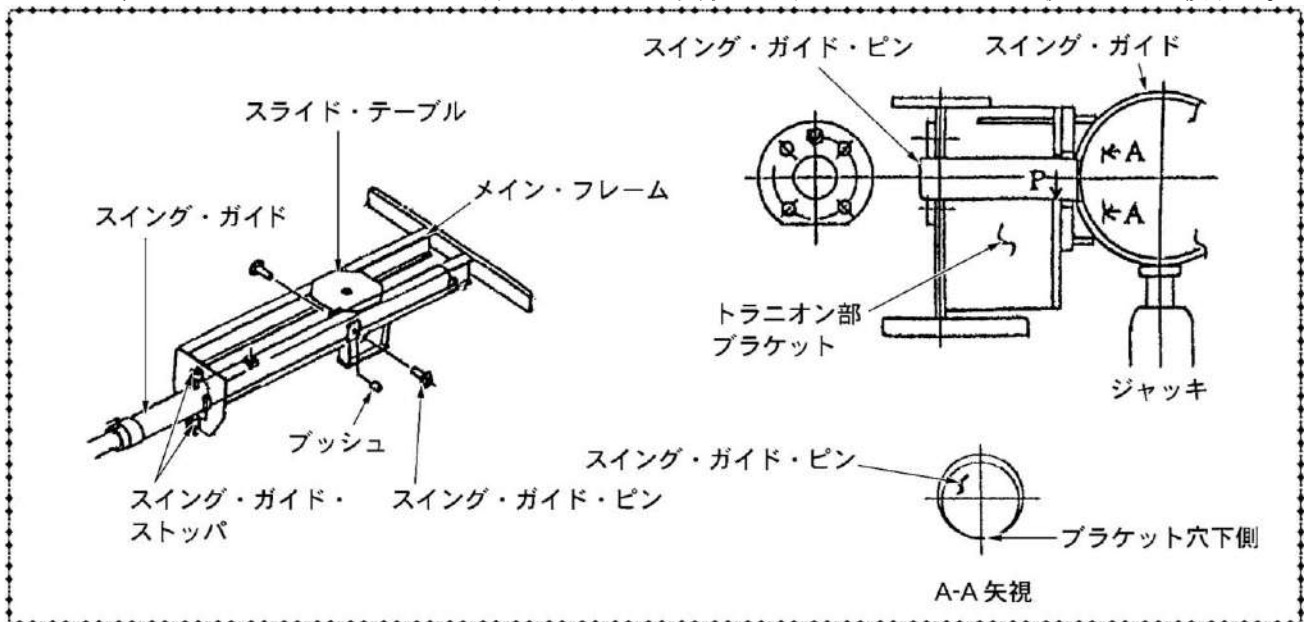
2018

点検箇所	ドローバ・サポート	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	スイング・ガイド・ピンの 摩耗、変形	点検方法	目視点検		

【ポール・トレーラのみ】

2013年, 2016年, 2018年版適用のポール・トレーラでは、本点検項目は「ドローバの作動状態」の点検に含めて取り扱うことを推奨

1. スイング・ガイド下部をジャッキ・アップし、スイング・ガイド・ピンに、がたがないかを点検する。
2. スイング・ガイド・ピン部を分解する場合は、スイング・ガイド・ピンに摩耗・変形・亀裂などがないかを目視などにより点検する。
また、スイング・ガイド・ボス穴部のブッシュに異状な摩耗などがないかを目視により点検する。



緩衝装置

2007

2013

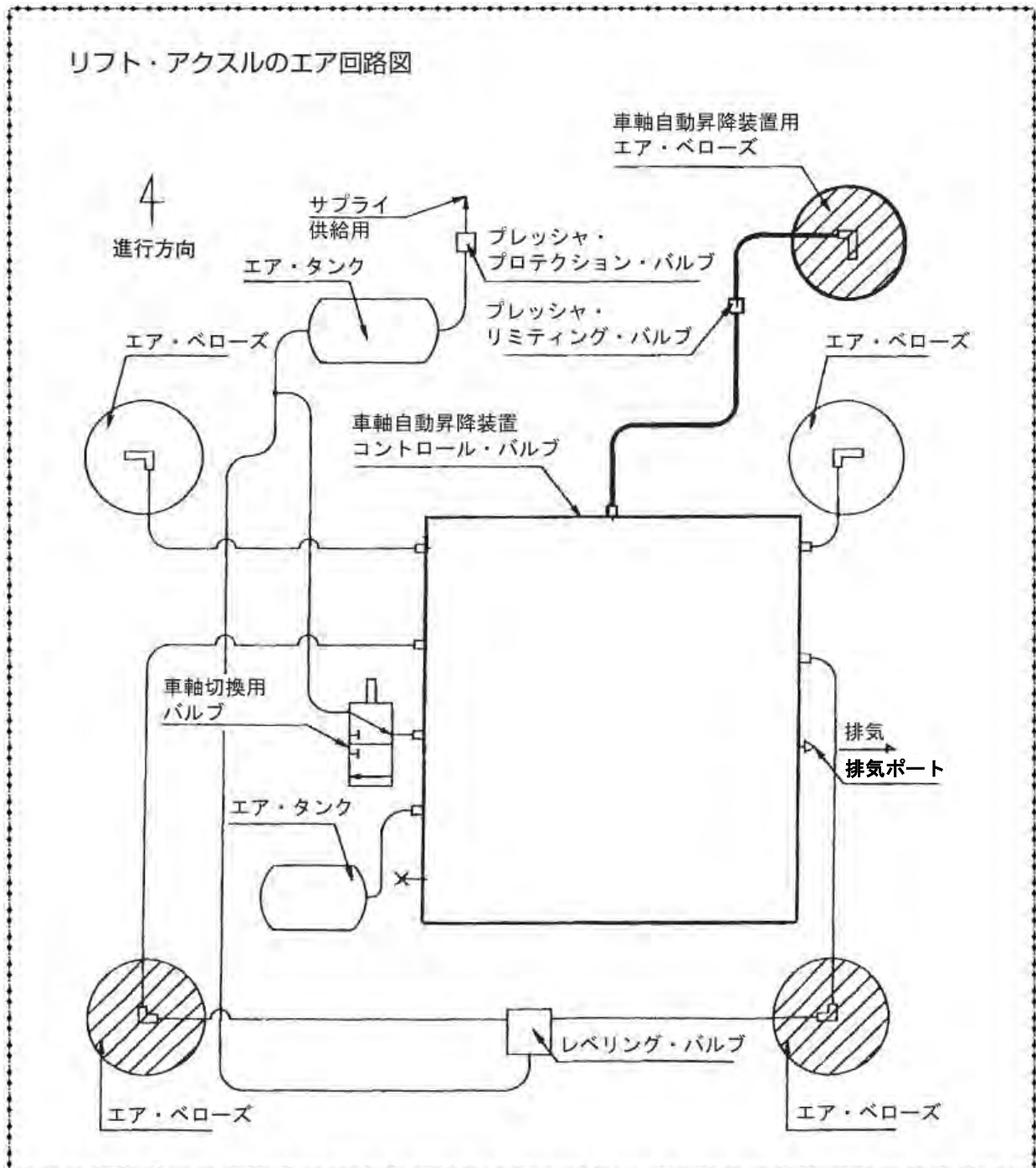
2016

2018

点検箇所	車軸自動昇降装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	エア漏れ	点検方法	目視点検、リフト・アップ ^o 点検、測定点検		

【車軸自動昇降装置取付車のみ】

1. トラクタと連結状態でエンジンを始動させ、エア・タンク内圧力が規定値（※）に達したときエンジンを停止し、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する
 ※規定値についてはトレーラメーカー各社発行の「取扱説明書」を参照
2. リフト・アップなどの状態で、エア・ベローズ、プレッシャ・リミティング・バルブ（又はレギュレータ・チャージング・バルブ）及びパイプの接続部などに石けん水などを塗り、エア漏れがないかを目視などにより点検する。



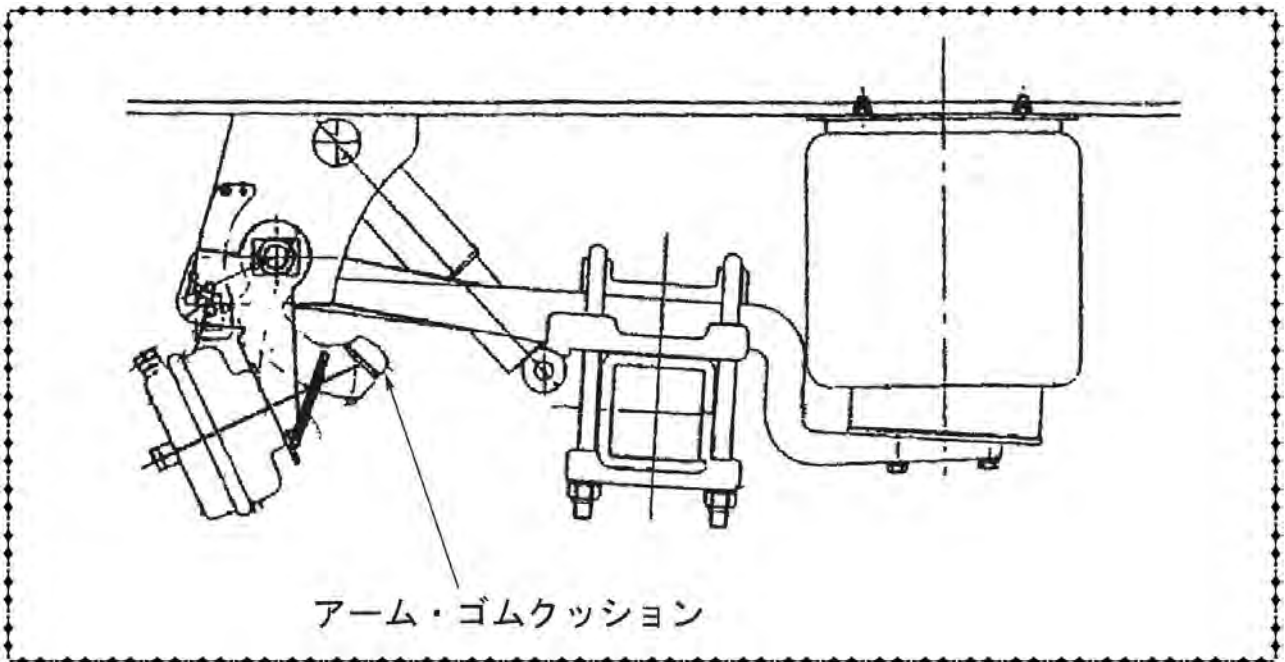
緩衝装置

2007 2013 2016 2018

点検箇所	車軸自動昇降装置	点検整備時期	3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	アーム・ゴムクッションの摩耗	点検方法	リフト・アップ点検、目視点検		

【車軸自動昇降装置取付車のみ】

1. アーム・ゴムクッションの摩耗がないかを、目視などにより点検する。



緩衝装置

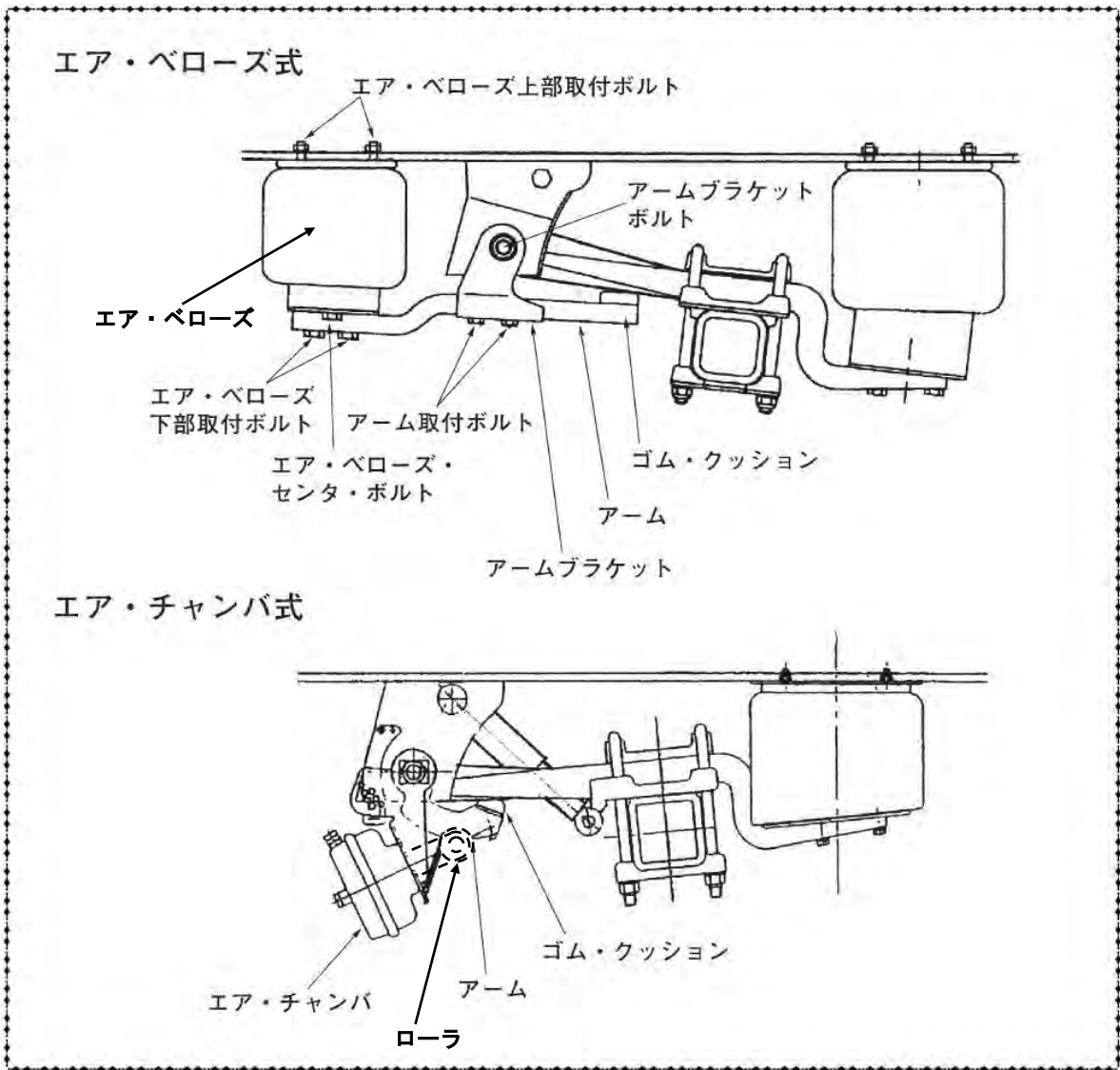
2007 2013 2016 2018

点検箇所	車軸自動昇降装置	点検整備時期	1月*1 3月 12月	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定 メーカー指定
点検内容	ベローズまたはチャンバの損傷	点検方法	リフト軸・アッポ点検、目視点検		

【車軸自動昇降装置取付車のみ】

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. 車軸自動昇降作動(リフト・アップ)の状態、エア・ベローズ式はベローズ等に、エア・チャンバ式はアーム、エア・チャンバ、ローラ等に損傷がないか、目視などにより点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- エア・ベローズ及びエア・チャンバは、部品によっては定期交換部品となっているので、メーカーの指定する時期に交換することが必要です。

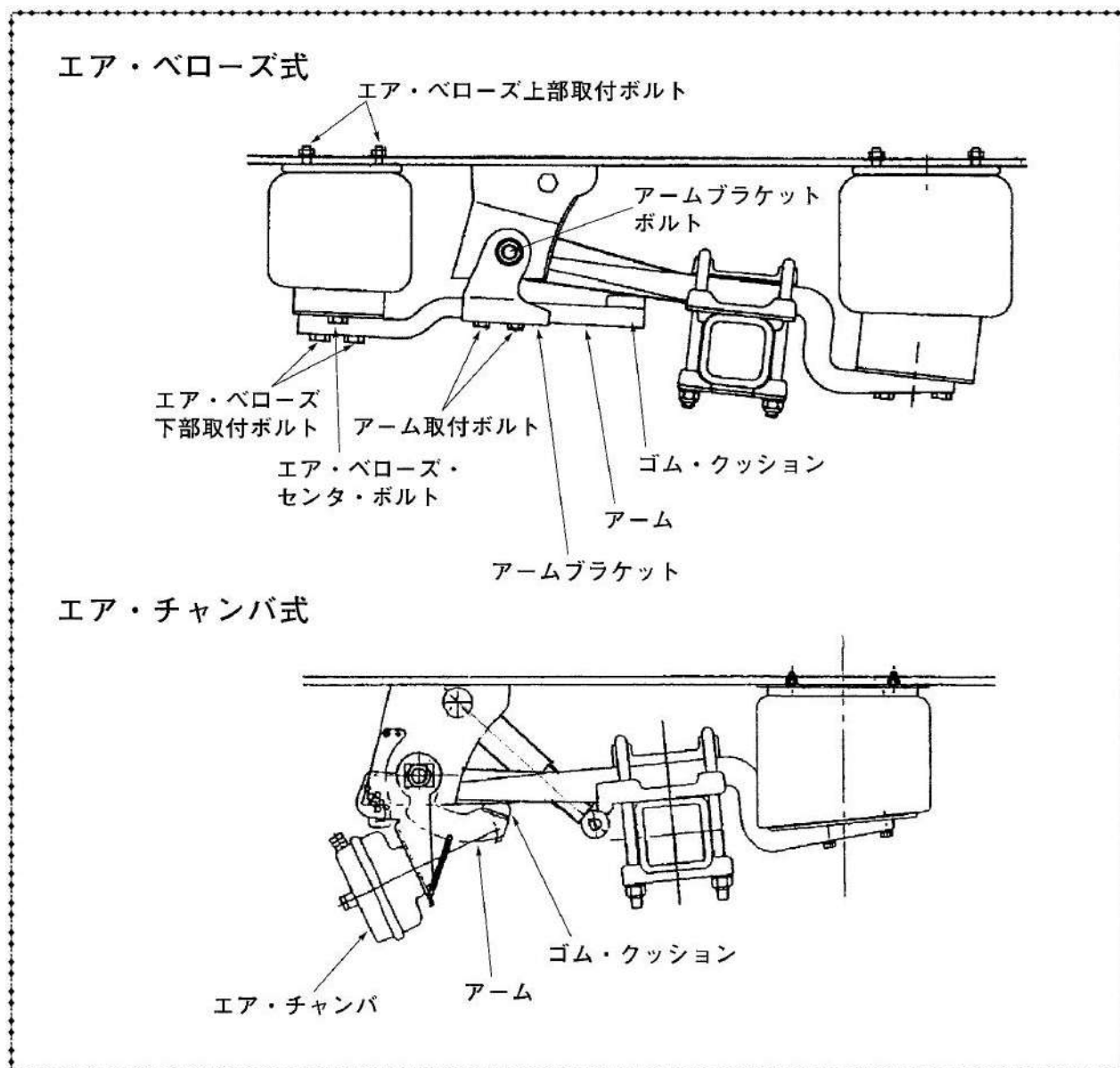
緩衝装置

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	車軸自動昇降装置	点検整備時期		点検の分類	
		3月	12月	メーカー指定	メーカー指定
点検内容	取付部及び連結部の緩み並びに損傷	*3		メーカー指定	
点検方法	目視点検、手工具による点検				

【車軸自動昇降装置取付車のみ】

*3：納入後及び交換後1月

1. アーム・ブラケット、アーム、エア・ベローズ、ゴム・クッション、アーム・ブラケット・ボルト
その他ボルト類などの取付け部、または、連結部などの緩みがないかを、トルク・レンチなどにより点検する。
2. 各取付け部と連結部に損傷がないかを、目視などにより点検する。



〈ワンポイント・アドバイス〉

- 取付け部及び連結部の締め付けは、メーカーにより規定されているトルクで締め付けて下さい。

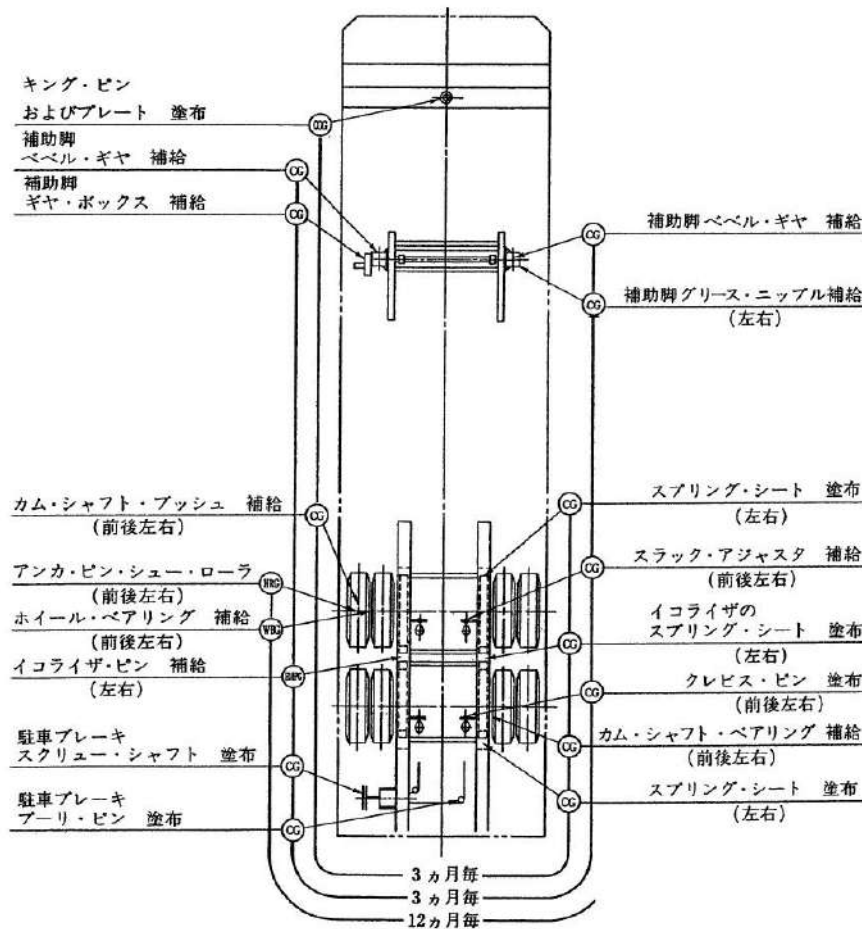
その他

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	その他	点検整備時期		点検の分類	メーカー指定
		1月*1	3月	12月	法定点検
点検内容	シャツ各部の給油脂状態	点検方法		接地又は、リフト・アップ 点検、目視点検	

* 1 : シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

1. トレーラ各部の給油脂状態が十分であることを、目視などにより点検する。
2. 給油脂のダスト・ブーツの破損、及び、グリース・ニップルの脱落及び、緩みを点検する。
 ※下記は、一般的なトレーラの給油脂箇所、給油脂時期を示す。実際の給油脂は、各トレーラメーカーの取扱説明書などの指示による。
 ※給油脂時期は、法定点検では3月毎となっているが、メーカー指定では1月毎の給油脂部位もあるので、各トレーラメーカーの取扱説明書などの指示により給油脂する。

※グリース、オイルなどは、各メーカーの推奨品を使用のこと



〈参考〉

記号	種類
COG	カブラグリース
CG	シャシグリース
WBG	ホイールベアリング グリース
EHPG	極圧グリース
HRG	耐熱グリース

〈ワンポイント・アドバイス〉

- アンカ・ピン、シュー・ローラの給脂は、多すぎるとブレーキ内部にグリースが侵入してブレーキ能力が低下するため危険です。

その他

		2007	2013	2016	2018
点検箇所	その他	点検整備時期		点検の分類	
		1月*1	3月	12月	メーカー指定 法定点検 法定点検
点検内容	シャシ各部の給油脂状態 (ブレーキ装置摺動部分)	点検方法			
		接地又は、リフト・アップ点検、目視点検 測定点検、聴音点検			

*1：シビア・コンディション項目(本書 18 頁参照)

〈ブレーキ装置摺動部の給油脂の重要性について〉

・ブレーキ装置摺動部分（カム・シャフト、シュー・ローラ、アンカ・ピン等）の給油脂点検を怠ると、ブレーキ・シューの戻りが悪く引き摺り状態などが発生するため確実に実施することが重要。

1. 点検・保守

1 2ヶ月点検時に次の点検をする。異状がある場合は、部品交換等の適切な処置を行う。
(詳細は本書 38 頁参照)

- 1) ブレーキ・シューの摺動部分の異状な摩耗や損傷がないか点検する。
- 2) アンカ・ピンの摩耗や錆付状態、リターン・スプリングのへたりがないか点検する。
- 3) シュー・ローラがスムーズに作動するか点検する。
- 4) 調整装置がスムーズに作動するか点検する。

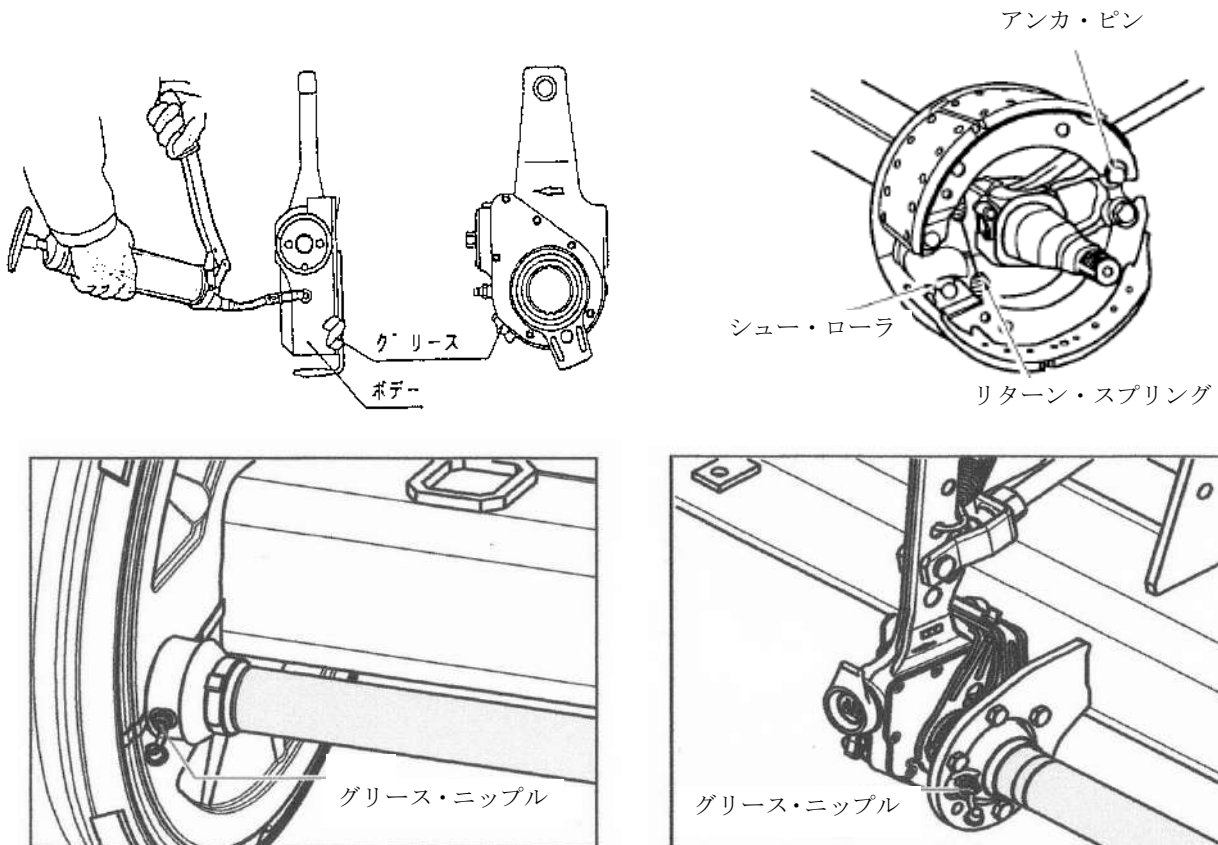
2. ブレーキ装置の給油脂

◇：シビア・コンディション項目 ●：法定点検項目

給油脂箇所 (※1)	給油脂時期		
	1ヶ月ごと	3ヶ月ごと	1 2ヶ月ごと
スラック・アジャスタ	◇ (※2)	●	●
カム・シャフト	◇ (※2)	●	●
シュー・ローラ			●
アンカ・ピン			●

※1：油脂類は各メーカーの指定品・推奨品を使用する。

※2：各メーカーの取扱説明書による。



長期使用過程車の劣化及び損傷(走行装置)

① 2007 2013 2016 2018
 ② 2007 2013 2016 2018

点検箇所	アクスル	点検整備時期	①12月*4 ②12月*5	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	①スピンドルの亀裂及び損傷 ②スピンドルの摩耗	点検方法	リフト・アップ点検、目視点検、測定点検		

* 4 : 使用開始から5年以上経過車

* 5 : 使用開始から10年以上経過車、シビア・コンディション該当車(本書18頁参照)は使用開始から5年以上経過車
2007年版適用車では、「②スピンドルの摩耗」の点検は「①スピンドルの亀裂及び変形」の点検に含めて取り扱うことを推奨

〈アクスルのスピンドル部点検の重要性について〉

- ・アクスルのスピンドル部の劣化が進行すると、当該車両の走行安全性が低下するおそれがありますので、入念に点検を実施してください。
- ・アクスルのスピンドル部の安全性を維持するため、摩耗、損傷、亀裂などが無いか、目視だけではなく、染色浸透探傷検査等による点検を行ってください。また、アクスル・チューブとスピンドルの溶接部についても亀裂、損傷などが無いか確実に点検を行ってください。

1. スピンドルの亀裂及び損傷の点検

(使用開始から5年以上経過車の場合に、12ヶ月ごとに点検する。)

点検するアクスル部分をリフト・アップなどの状態で、ホイール、ハブ、ドラム、ブレーキ・シューなどを取外し次の点検をする。

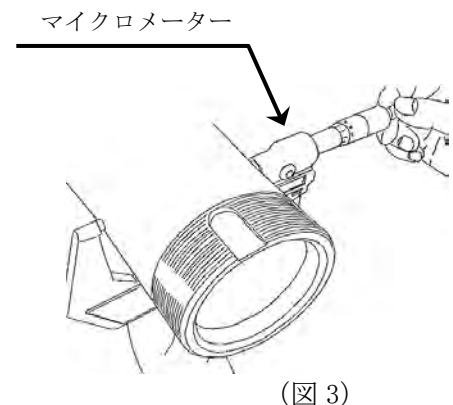
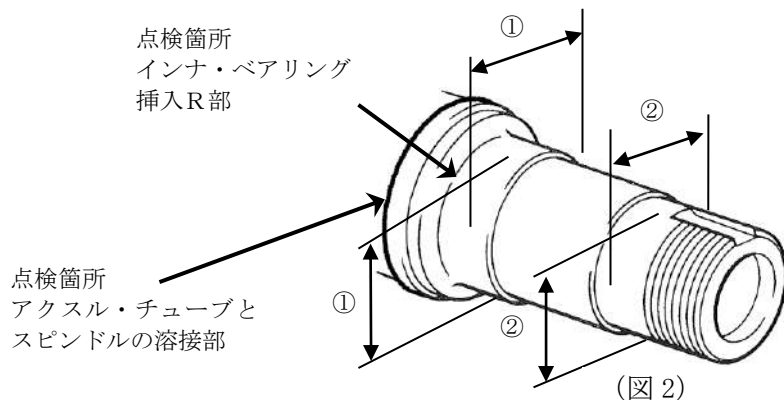
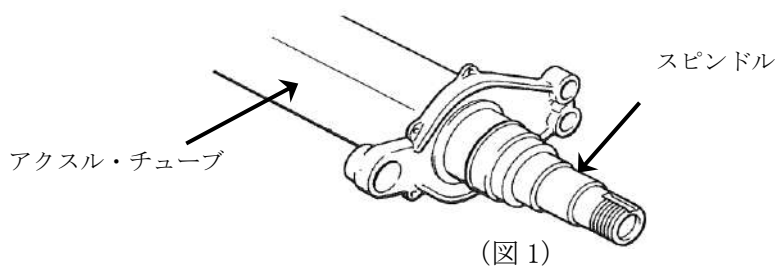
- 1) アクスルのスピンドル部のインナ・ベアリング挿入R部(図2参照)に亀裂、損傷などが無いか確実に点検する。
- 2) アクスル・チューブとスピンドルの溶接部(図2参照)に亀裂、損傷などが無いか確実に点検する。
- 3) 亀裂の点検方法は、染色浸透探傷検査等による。
- 4) 異状な亀裂、損傷が認められた場合は、速やかにアクスルを交換する。

2. スピンドルの摩耗の点検

(使用開始から10年以上経過車、シビア・コンディション該当車は使用開始から5年以上経過車の場合に、12ヶ月ごとに点検する。)

- 1) 上記1の点検に加え、スピンドルのインナ・ベアリング挿入部径(図2①部)およびアウト・ベアリング挿入部径(図2②部)の測定を図3に示す要領でマイクロメーター等を用いて行う。

※インナ・ベアリングおよびアウト・ベアリング挿入部径の摩耗限度については各メーカーに問合せする。



長期使用過程車の劣化及び損傷(走行装置)

2007

2013

2016

2018

点検箇所	ホイール	点検整備時期	3月*4	点検の分類	メーカー指定
点検内容	ホイール・ナット及びホイール・ホルトの損傷	点検方法	リフト・アップ点検、目視点検		

【車両総重量8ト以上の被牽引自動車のみ】

* 4 : 使用開始から5年以上経過車

使用開始から5年以上経過車の場合に、3ヶ月ごとに点検する。
点検は、本書60ページ、61ページの通りに行う。

長期使用過程車の劣化及び損傷(走行装置) ① 2007 2013 2016 2018
 ② 2007 2013 2016 2018

点検箇所	ホイール	点検整備時期	①12月*4 ②12月*5	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	①ハブの亀裂、損傷及び変形 ②ハブの摩耗	点検方法	リフト・アップ点検、触手点検、聴音点検		

* 4 : 使用開始から5年以上経過車

* 5 : 使用開始から10年以上経過車、シビア・コンディション該当車(本書18頁参照)は使用開始から5年以上経過車
 2007年版適用車では、「②ハブの摩耗」の点検は「①ハブの亀裂、損傷及び変形」の点検に含めて取り扱うことを推奨

〈アクスル、ハブの点検の重要性について〉

- ・ アクスル、ハブの劣化が進行すると、当該車両の走行安全性が低下するおそれがありますので、入念に点検を実施してください。
- ・ アクスル、ハブの安全性を維持するため、摩耗、損傷、亀裂などがいないか、目視だけでなく染色浸透探傷検査等による点検を行ってください。

1. ハブの摩耗部と未摩耗部との段差(図1のA部)をシックネスゲージにて測定する。
 2. 2箇所(図3)の未摩耗部に直定規を渡し、外側の脇にて段差を計測する。(図3)
 3. 1箇所(図4)の未摩耗部に直定規を密着させ、脇にて段差を計測する。(図4)
- ※いずれかの方法で全てのホイール・ボルト部を計測する

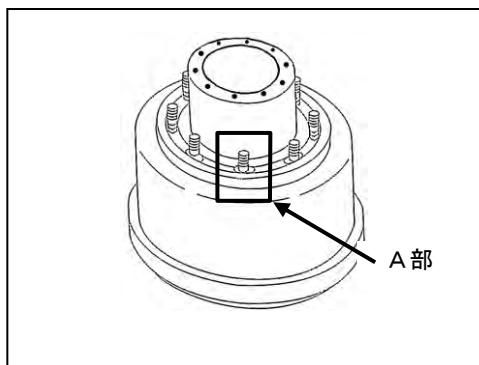


図1 ハブ、ドラム

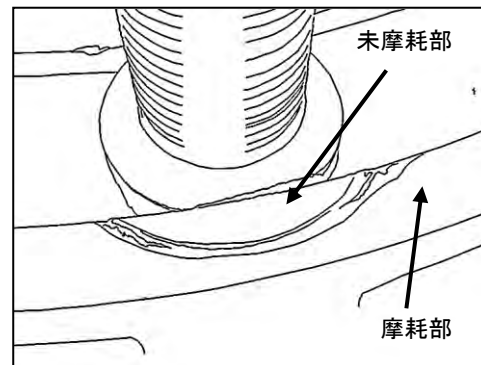


図2 A部詳細

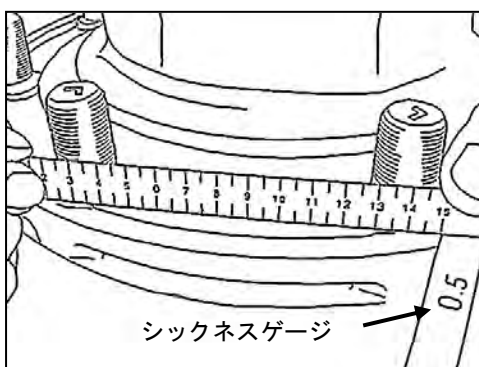


図3

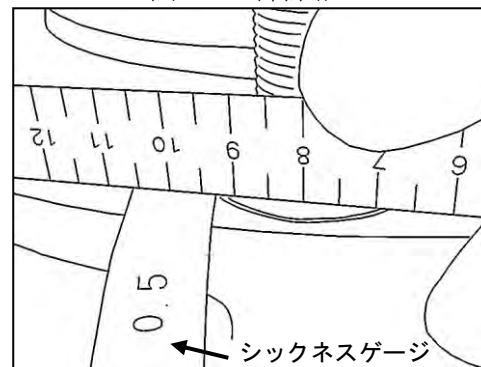


図4

〈ワンポイント・アドバイス〉

ホイール・ボルト部摩耗の整備基準については各トレーラメーカーにお問い合わせください。

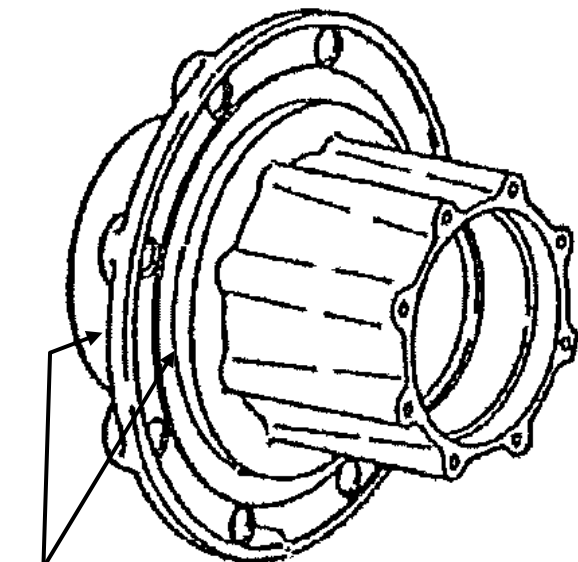
長期使用過程車の劣化及び損傷(走行装置) ① 2007 2013 2016 2018
 ② 2007 2013 2016 2018

点検箇所	ホイール	点検整備時期	①12月*4 ②12月*5	点検の分類	メーカー指定 メーカー指定
点検内容	①ハブの亀裂、損傷及び変形 ②ハブの摩耗	点検方法	リフト・アップ点検、触手点検、聴音点検		

* 4 : 使用開始から5年以上経過車

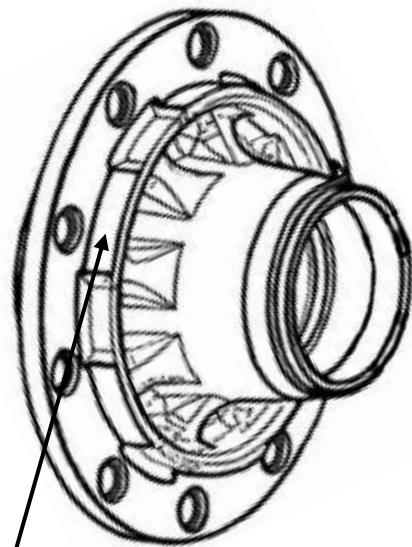
* 5 : 使用開始から10年以上経過車、シビア・コンディション該当車(本書18頁参照)は使用開始から5年以上経過車
 2007年版適用車では、「②ハブの摩耗」の点検は「①ハブの亀裂、損傷及び変形」の点検に含めて取り扱うことを推奨

4. ハブ単体状態で亀裂、損傷、変形などがいないかを点検する。
 特にハブ・フランジ付け根部両面に亀裂等がないかを目視だけではなく、染色浸透探傷検査等による点検をする。(図5)
5. ホイール・ナットにISO方式を使用しているハブにあっては、ホイールとのはめ合い部に摩耗等の異状はないか、特にホイール取付け状態にガタ等の異状がないか目視により点検する。
 (図6)



ハブ・フランジ付け根部両面

図5. ハブ単体



ホイールとのはめ合い部

図6. ISO方式ハブ

〈ワンポイント・アドバイス〉

ホイールとのガタが大きい場合、ホイール・ボルトの荷重負担が多くなりホイール・ボルト折損の原因となることがあります。

長期使用過程車の劣化及び損傷(車枠及び車体)

2007

2013

2016

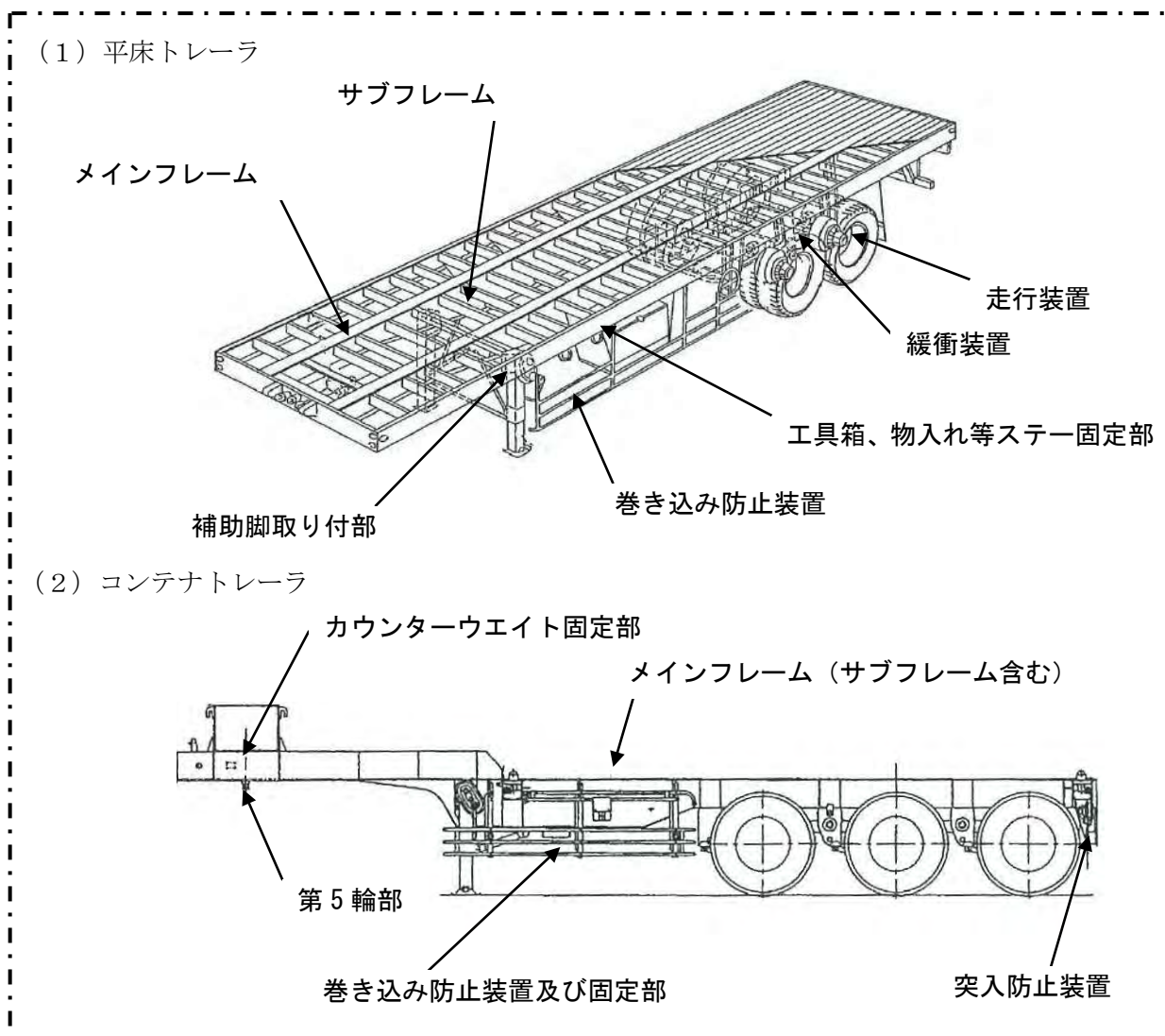
2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	12月*6	点検の分類	メーカー指定
点検内容	錆腐食状態	点検方法	目視点検		

* 6 : 使用開始から 10 年以上経過車

2007 年版適用車では、本点検項目は「車枠及び車体の緩み及び損傷」の点検に含めて取り扱うことを推奨

- 長期間使用したトレーラの錆腐食の点検は次のように行う。
 - ①トレーラに積載物等の残りが無いように、荷下ろしや排出をする。
 - ②工具箱内や物入れ等の搭載物を全て取り出す。
 - ③車枠や車体の下周り及び、走行装置、制動装置の汚れを洗浄等により除去し、安全で十分な広さのある場所にトレーラを設置する。
 - ④車枠や車体に錆や腐食が発生していないか、目視により調べる。
 - ⑤走行装置、緩衝装置の溶接接合部は特に、微小なクラックによる錆などが発生していないか調べる。
 - ⑥工具箱や物入れなどがステーにより、フレームに取付けされている場合、各固定部の錆や腐食の状態をチェックする。
- 錆や腐食が確認された場合、適切な方法で補修等を行なう。腐食の進行が著しいものは、部品の交換等により必要な強度を確保する。
- トレーラの代表的な点検部位を示す。



長期使用過程車の劣化及び損傷(車枠及び車体)

2007

2013

2016

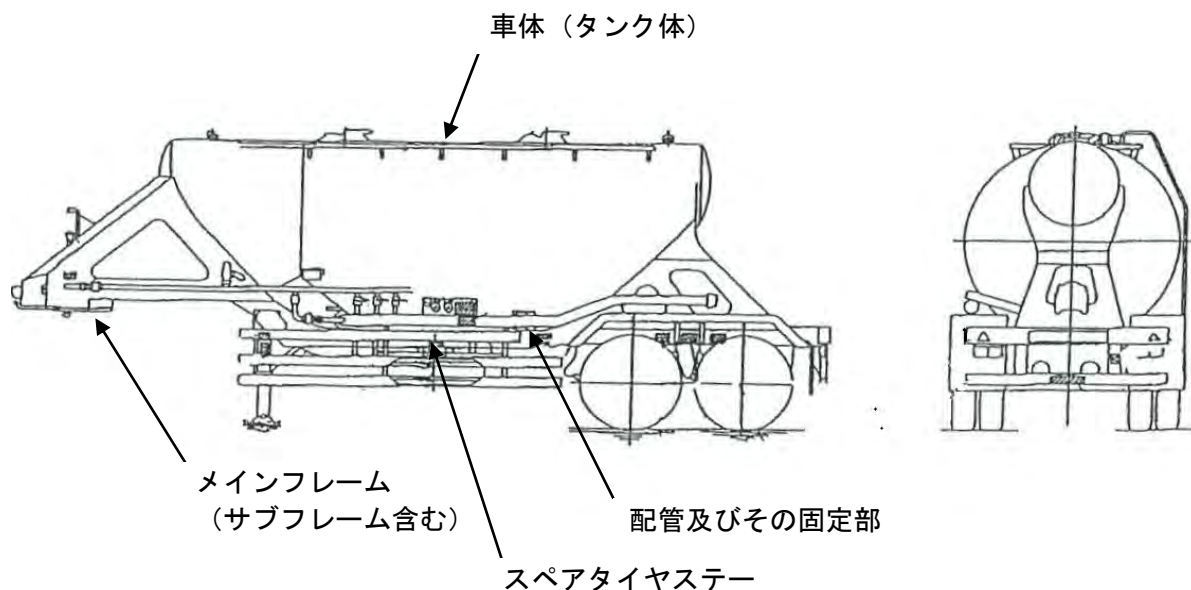
2018

点検箇所	車枠及び車体	点検整備時期	12月*6	点検の分類	メーカー指定
点検内容	錆腐食状態	点検方法	目視点検		

* 6 : 使用開始から 10 年以上経過車

2007 年版適用車では、本点検項目は「車枠及び車体の緩み及び損傷」の点検に含めて取り扱うことを推奨

(3) タンクトレーラ



〈ワンポイント・アドバイス〉

- 錆腐食による強度低下の程度の判断は、各トレーラメーカーの基準による。
また、点検後の修理要領については十分な強度を確保するため、各トレーラメーカーの設計基準を満足する必要があります。

トレーラメーカー一覧

(五十音順)

(一般社団法人 日本自動車車体工業会 トレーラ部会会員)

N X商事株式会社

極東開発工業株式会社

K・Mウィング株式会社

小平産業株式会社

昭和飛行機工業株式会社

新明和工業株式会社

東邦車輛株式会社

株式会社トヨタトレーラー

トレーラーハウスデベロップメント株式会社

日本車輛製造株式会社

日本トレクス株式会社

日本フルハーフ株式会社

株式会社花見台自動車

株式会社浜名ワークス

株式会社矢野特殊自動車

トレーラ定期点検整備の手引き

2025年（令和7年）1月1日発行

編集・発行 一般社団法人 日本自動車車体工業会
トレーラ部会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30（日本自動車会館15階）

電話 03-3578-1681 FAX 03-3578-1684



JAPAN AUTO-BODY INDUSTRIES ASSOCIATION, INC.